

上富田町地域防災計画

(令和 6 年度修正)

上富田町防災会議

目次

第1編 総則

第1章 計画の概要..... 1-1

第1節 計画の目的等..... 1-1

1. 計画の目的..... 1-1
2. 計画の性格..... 1-1
3. 計画の修正..... 1-1

第2節 計画の構成、用語..... 1-2

1. 計画の構成..... 1-2
2. 用語..... 1-2

第2章 町で想定される災害..... 1-3

第1節 町の自然・社会・気象条件..... 1-3

1. 自然条件..... 1-3
2. 社会条件..... 1-4
3. 気象条件..... 1-4

第2節 町の災害特性..... 1-5

1. 過去の被災からみる災害特性..... 1-5

第3節 町における被害想定..... 1-8

1. 地震被害想定..... 1-8
2. 河川氾濫..... 1-22
3. 土砂災害..... 1-27
4. その他災害..... 1-27

第3章 防災ビジョンと実施責任..... 1-28

第1節 防災ビジョン..... 1-28

1. 防災理念..... 1-28
2. 基本方針..... 1-28

第2節 実施責任..... 1-29

1. 各主体の役割・責務..... 1-29
2. 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 1-30

第4章 その他..... 1-37

第1節 町の防災に関する条例・計画等..... 1-37

1. 条例・要綱..... 1-37
2. 関連計画等..... 1-37

第2節 協定・覚書..... 1-38

1. 協定・覚書..... 1-38

第3節 防災関係施設等	1-41
1. 防災関係施設	1-41
2. 避難所等	1-43

第2編 災害予防計画

序章 災害予防計画とは 2-1

第1節 災害予防計画とは	2-1
1. 災害予防計画の位置づけ	2-1
2. 災害予防計画の体系	2-2
第2節 防災関係機関等の役割分担	2-3

第1章 災害に強いまちづくりの推進 2-7

第1節 建造物災害予防対策	2-7
1. 建築物の耐震・耐火・耐風化を推進する（総務課、建設課）	2-7
第2節 避難環境の整備	2-8
1. 避難所等を指定する（総務課）	2-8
2. 避難所における備蓄等を整備する（総務課）	2-8
3. 避難所の組織体制を整備する（総務課）	2-8
4. マニュアル作成、研修や訓練を実施する（総務課）	2-8
5. 避難に関する情報を周知する（総務課）	2-8
6. 避難誘導體制を整備する（総務課）	2-9
第3節 河川防災対策	2-10
1. 河川施設を整備する（建設課、総務課）	2-10
2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保する（建設課、総務課）	2-10
第4節 土砂災害対策	2-11
1. 土砂災害のソフト対策を推進する（総務課、建設課）	2-11
2. 土石流防災対策を行う（建設課）	2-11
3. 地すべり防災対策を行う（建設課）	2-11
4. 急傾斜地崩壊防災対策を行う（建設課）	2-11
第5節 山地・ため池災害対策	2-12
1. 山地防災対策を行う（建設課）	2-12
2. ため池防災対策を行う（建設課）	2-12
第6節 道路防災対策	2-13
1. 幹線町道保全に関する砂防関係事業を推進する（建設課）	2-13
2. 幹線町道の法面、橋梁等の耐震化を推進する（建設課）	2-13
第7節 上下水道防災対策	2-14
1. 上水道施設の防災対策を推進する（上下水道課）	2-14
2. 下水道施設の防災対策を推進する（上下水道課）	2-14

第8節 公共的施設災害予防対策	2-15
1. 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）	2-15
2. 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	2-19
3. 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）	2-25

第2章 防災意識の高揚

第1節 防災知識の普及	2-26
1. 防災知識の普及活動を行う（総務課）	2-26
2. 学校における防災教育を充実させる（教育委員会）	2-27

第3章 地域防災体制づくりの推進

第1節 自主防災組織等の整備	2-28
1. 自主防災組織を育成する（総務課）	2-28
2. 事業所等による自主的防災体制を育成する（総務課）	2-30
3. 地区防災計画を定める（総務課）	2-30
第2節 ボランティア活動環境の整備	2-31
1. 上富田町社会福祉協議会等と連携する（総務課）	2-31
2. ボランティア受入マニュアルを作成する（総務課）	2-32

第4章 行政の防災体制の強化推進

第1節 防災体制の整備	2-33
1. 組織を整備する（全部）	2-33
2. 広域連携を推進する（総務課）	2-33
3. 防災訓練及び研修を行う（全部）	2-34
4. 非常用電源の確保（総務課）	2-35
5. 行政データのバックアップ（総務課）	2-35
第2節 気象観測業務整備	2-36
1. 気象観測を行う（総務課）	2-36
第3節 通信施設整備	2-37
1. 防災行政無線、その他非常通信設備の維持管理を図る（総務課）	2-37
2. 緊急速報メール等を活用する（総務課）	2-37
3. 情報通信技術の活用による災害情報収集伝達方法を整備する	2-37
第4節 防災救助施設等の整備	2-38
1. 防災救助施設等を整備する（総務課）	2-38
2. 食料等及び資機材の備蓄を行う（総務課）	2-39

第5章 災害応急対策の整備推進

第1節 要配慮者対策	2-40
1. 要配慮者の支援体制を整備する（福祉課、総務課）	2-40
2. 避難行動要支援者名簿を作成する（福祉課、総務課）	2-40

3. 社会福祉施設等における対策を行う（福祉課、長寿課、総務課）	2-43
第2節 災害時救急医療体制の整備	2-44
1. 救急・救助体制を整備する（消防署）	2-44
2. 医療体制を整備する（福祉課）	2-45
第3節 応急危険度判定の体制整備	2-46
1. 被災建築物応急危険度判定の体制を整備する（建設課）	2-46
2. 被災宅地危険度判定の体制を整備する（建設課）	2-46
3. 応急危険度判定制度の周知を図る（建設課）	2-46

第6章 その他災害予防対策 2-47

第1節 地震防災対策	2-47
1. 地震・防災対策アクションプログラムを推進する（全部署）	2-47
2. 地震防災緊急事業五箇年計画を推進する（全部署）	2-48
第2節 文化財の災害予防対策	2-49
1. 文化財の災害予防対策を推進する（教育委員会）	2-49
第3節 農林業の災害予防対策	2-50
1. 農業関係の災害予防対策を行う（振興課）	2-50
2. 林業関係の災害予防対策を行う（振興課）	2-54
第4節 火災予防対策	2-57
1. 火災予防及び消防体制の整備充実を図る（総務課）	2-57
2. 林野火災予防及び消防体制の整備充実を図る（総務課）	2-59
第5節 危険物等災害予防対策	2-60
1. 危険物等災害予防対策を行う（総務課）	2-60

第3編 災害応急対策、復旧・復興計画

序章 はじめに 3-1

第1節 災害応急対策、復旧・復興計画について	3-1
1. 災害応急対策、復旧・復興計画とは	3-1
第2節 役割分担	3-2
第3節 町の災害対策組織	3-6
1. 災害対策組織の概要	3-6
2. 動員方法	3-7
3. 組織構成	3-11
4. 災害対策本部の事務分掌	3-12

第1章 災害対策のコーディネート 3-15

第1節 組織体制の確立	3-15
1. 災害対策連絡室体制を確立する（総合調整室）	3-15

2. 災害対策本部体制を確立する（総合調整室）	3-16
第2節 情報の収集・伝達	3-17
1. 災害時の通信を確保・活用する（総合調整室）	3-17
2. 気象、地震等の情報を収集・伝達する（総合調整室、消防部）	3-19
3. 被害情報等を収集・報告する（総合調整室、関係部課）	3-29
4. 災害時の広報活動を行う（総合調整室）	3-32
5. 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う（総合調整室）	3-34
第3節 外部への応援要請	3-36
1. 自衛隊へ派遣要請を行う（総合調整室）	3-36
2. 県防災ヘリコプターの応援要請を行う（消防部）	3-40
3. 災害相互応援協定に基づく要請を行う（総合調整室）	3-42
4. 職員の派遣・応援要請を行う（総合調整室）	3-43
5. ボランティアの受入れ・調整を行う（住民救護部）	3-44
6. 労働者を確保する（総合調整室）	3-45
7. 救援物資の受入れ・広報を行う（総合調整室、住民救護部）	3-46
8. 災害義援金の募集・配分を行う（総合調整室、住民救護部）	3-47
第4節 法の適用実施	3-48
1. 災害救助法の適用を受ける（総合調整室、住民救護部、関係部課）	3-49
2. 被災者生活再建支援法の適用を受ける（住民救護部）	3-50
第2章 災害応急対策	3-53
第1節 住民避難の支援	3-53
1. 自主避難の要望に対応する（総合調整室）	3-53
2. 水害時に避難指示等を発令・解除する（総合調整室）	3-53
3. 警戒区域を設定する（総合調整室）	3-72
4. 避難所を開設、運営、閉鎖する（総合調整室）	3-73
第2節 被災者の救助・救急活動	3-74
1. 被災者を救出する（消防部）	3-74
2. 障害物を除去する（建設部）	3-75
3. 医療助産活動を行う（住民救護部）	3-76
4. 行方不明者の捜索を行う（総合調整室、消防部）	3-77
5. 遺体の処理を行う（住民救護部）	3-78
6. 遺体の埋葬等を行う（住民救護部）	3-79
第3節 交通・輸送対策	3-80
1. 道路交通の応急対策を行う（建設部、道路管理者）	3-80
2. 輸送活動を行う（総合調整室、建設部）	3-83
第4節 物資等の供給	3-85
1. 食料を供給する（住民救護部、総合調整室）	3-85
2. 物資を供給する（住民救護部、総合調整室）	3-87
3. 給水活動を行う（上下水道部、総合調整室）	3-89

第5節 保健衛生活動	3-91
1. し尿処理を行う（住民救護部、総合調整室）	3-91
2. ごみ、がれき処理を行う（住民救護部、総合調整室）	3-92
3. 防疫活動を行う（住民救護部）	3-93
4. 保健師活動を行う（住民救護部）	3-94
5. 精神保健福祉対策を行う（住民救護部）	3-95
6. 要配慮者対策を行う（住民救護部、総合調整室）	3-96
第6節 建築物等の二次災害防止、公共土木施設の応急対策	3-98
1. 建築物等の二次災害を防ぐ（建設部、関係部課）	3-98
2. 公共土木施設の応急対策を行う（建設部、上下水道部）	3-99
第7節 文教対策活動	3-100
1. 児童生徒の安全を確保する（教育部）	3-100
2. 学校給食を措置する（教育部、総合調整室）	3-102
3. 学用品を支給する（教育部）	3-103
4. 保育所の応急復旧対策を行う（住民救護部）	3-103
第3章 生活再建、復旧・復興に向けて	3-104
第1節 生活再建に向けた相談受付体制の確立	3-104
1. 総合相談窓口を設置する（住民救護部）	3-104
2. 関係機関と連携し対応を行う（総合調整室）	3-104
第2節 被害認定調査の実施、り災証明書の発行	3-105
1. 被害認定調査を実施する（総合調整室）	3-105
2. り災証明書を発行する（総合調整室）	3-107
第3節 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理	3-108
1. 応急仮設住宅を建設する（建設部）	3-108
2. 住宅の応急修理を行う（建設部）	3-109
第4節 社会秩序の維持	3-110
1. 警備活動に協力する（総合調整室）	3-110
2. 物価安定対策を行う（総合調整室）	3-110
第5節 生活再建資金支援	3-111
1. 災害弔慰金の支給等を行う（住民救護部）	3-111
2. 災害復旧資金の融資を支援する（建設部、住民救護部、総合調整室）	3-113
第6節 施設災害復旧事業	3-114
1. 施設災害復旧事業を行う（関係部課）	3-114
第7節 災害復興	3-116
1. 災害復興を行う（総合調整室、関係部課）	3-116

第4章 その他災害応急対策計画	3-117

第1節 消防計画	3-117
1. 消防計画（全部）	3-117

第2節 水防計画	3-120
1. 水防計画（全部）	3-120
第3節 事故災害応急対策計画	3-125
1. 道路災害応急対策計画（総合調整室、消防部）	3-125
第4節 林野火災応急対策計画	3-127
1. 林野火災応急対策計画（総合調整室、消防部）	3-127
第5節 危険物等災害応急対策計画	3-129
1. 危険物施設災害応急計画（総合調整室、消防部）	3-129
第6節 公共的施設災害応急対策計画	3-130
1. 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）	3-130
2. 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	3-134
3. 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）	3-137

第4編 その他計画

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画	4-1
第1節 総則	4-1
1. 推進計画の目的	4-1
2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-1
第2節 関係者との連携協力の確保	4-2
1. 資機材、人員等の配備手配	4-2
2. 他機関に対する応援要請	4-2
3. 帰宅困難者への対応	4-2
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	4-3
1. 津波からの防護	4-3
2. 津波に関する情報の伝達等	4-3
3. 避難指示の発令基準	4-3
4. 避難対策等	4-3
5. 消防機関等の活動	4-4
6. 水道、電気、ガス、通信、放送関係	4-4
7. 交通対策	4-5
8. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	4-5
9. 迅速な救助	4-6
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	4-7
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	4-7
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	4-7
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	4-10

第5節 その他	4-11
1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	4-11
2. 防災訓練計画	4-11
3. 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	4-11

資料編

A. 関係条例等	A-1
1. 上富田町防災会議条例	A-1
2. 上富田町災害対策本部条例	A-3
3. 上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例	A-4
B. 協定・覚書	B-1
1. 和歌山県下消防広域相互応援協定【和歌山県下市町村及び消防の一部事務組合】	B-1
2. 和歌山県防災ヘリコプター応援協定【和歌山県】	B-3
3. 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定 【日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村】	B-5
4. 災害時における上富田町と上富田郵便局との相互協力に関する覚書【上富田郵便局】	B-8
5. 災害救助物資の調達に関する協定【バリューハウス富田川店（株式会社たかす）】	B-10
6. 災害救助物資の調達に関する協定【上富田町農業協同組合】	B-12
7. 災害救助物資の調達に関する協定【株式会社ドラッグストアーキリン（朝来店）】	B-14
8. 災害救助物資の調達に関する協定【有限会社出嶋薬局】	B-16
9. 災害救助物資の調達に関する協定【上富田石油】	B-17
10. 災害救助物資の調達に関する協定【熊野石油】	B-18
11. 災害救助物資の調達に関する協定【富田川石油】	B-19
12. 災害救助物資の調達に関する協定【前川石油株式会社】	B-20
13. 災害救助物資の調達に関する協定【有限会社山吉石油】	B-22
14. 大規模災害時における応急対策業務に関する協定【上富田町建設業親睦会】	B-23
15. 災害時における救援物資提供に関する協定【三笠コカ・コーラボトリング株式会社】	B-25
16. 防災関係の協働事業に関する協定【紀南農業協同組合】	B-26
17. 災害救助物資の調達に関する協定【立岩農園】	B-28
18. 災害救助物資の調達に関する協定【ライスセンター山本】	B-29
19. 災害救助物資の調達に関する協定【丸正プロパン米穀店】	B-30
20. 災害時の医療救護所に関する協定【和歌山県立熊野高等学校】	B-31
21. 災害発生時における復旧支援活動に関する協定【和歌山県自動車整備振興会田辺支部】	B-32
22. 災害時における一時避難所としての使用に関する協定【有限会社ヤマト自動車】	B-34
23. 上富田町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定 【社会福祉法人上富田町社会福祉協議会】	B-36
24. 災害時等の応援に関する申し合わせ【近畿地方整備局長】	B-38

25. 津幡町・上富田町災害時相互応援協定【石川県津幡町】	B-40
26. 災害救助物資の調達に関する協定【田辺米穀株式会社】	B-42
27. 災害時等における地域の安全の確保等に関する協定【社会福祉法人 神愛会】	B-44
28. 上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定【奈良県斑鳩町】	B-46
29. 災害時相互応援に関する協定【紀南 10 市町村】	B-48
30. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書【西日本電信電話㈱和歌山支店】	B-50
31. 災害時発生における福祉避難所としての施設利用に関する協定 【社会福祉法人和歌山県福祉事業団】	B-51
32. 災害発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定 【和歌山県トラック協会】	B-53
33. 災害時における住家の被害認定に関する協定【和歌山県建築士会】	B-55
34. 災害時における住家の被害認定に関する協定【和歌山県建築士事務所協会】	B-57
35. 災害時における住家の被害認定に関する協定【日本建築家協会】	B-59
36. 「道の駅」防災利用に関する基本協定【国土交通省近畿地方整備局・和歌山県・12 市町】	B-61
37. 災害時における住家の被害認定に関する包括協定 【一般財団法人 和歌山県不動産鑑定士協会】	B-62
38. 大規模災害時における一般廃棄物応急対策に関する協定 【きのくに環境整備協同組合・一般社団法人和歌山県清掃連合会】	B-64
39. 災害時における医療救護活動に関する協定【一般社団法人西牟婁郡医師会】	B-67
40. 災害時における無人航空機の運用に関する協定【クオリティソフト株式会社】	B-69
41. 災害発生時における応急対策業務に関する協定【和歌山県 L P ガス協会田辺支部】	B-71
42. 災害発生時における法律相談業務等に関する協定【和歌山弁護士会】	B-73
43. 災害救助物資の調達に関する協定【株式会社岸商店】	B-75
44. 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定【株式会社キナン田辺営業所】	B-77
45. 災害時における棺及び葬祭品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 【きのくに葬祭事業協同組合】	B-79
46. 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定 【関西電力送配電株式会社和歌山本部】	B-81
47. 福祉避難所の確保にかかる協定【社会福祉法人上富田町社会福祉協議会】	B-83
48. 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定 【紀南段ボール株式会社・J パックス株式会社】	B-86
49. 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定 【株式会社レンタルのニッケン和歌山営業所】	B-88
50. 災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー株式会社】	B-90
51. 災害時における消防用水当の確保に関する協定 【和歌山県広域生コンクリート協同組合紀南支部】	B-92
52. 災害時におけるヘリコプターによる救援活動等に関する協定 【特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会】	B-94
53. 災害救助物資の調達に関する協定【ナカト産業株式会社】	B-97
54. 災害時における医療材料等の供給に関する協定【株式会社スズケン】	B-99

55. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定【和歌山県司法書士会】	B-101
56. 損害調査結果の提供及び利用に関する協定【三井住友海上火災保険株式会社和歌山支店】	B-103
57. 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定【株式会社紙の杜】	B-105
58. 災害時における物資供給に関する協定【NPO 法人コメリ災害対策センター】	B-107
59. 災害時等における無人航空機の運用に関する協定【ナカト産業株式会社】	B-109
60. 災害時における一時避難施設としての使用及び物資の供給に関する協定 【株式会社プラス】	B-111

C. 町防災関連資料	C-1

1. 水防関係	C-1
資料 1 町内の河川	C-1
資料 2 重要水防箇所	C-3
資料 3 水こう門	C-4
資料 4 防災重点農業用ため池	C-4
資料 5 水防主要備蓄資機材	C-6
2. 消防関係	C-7
資料 6 消防ポンプ自動車等現有数	C-7
資料 7 救助資機材	C-7
資料 8 消防水利の現況	C-8
資料 9 業態別防火対象物	C-9
3. 医療機関	C-11
資料 10 町内における医療機関	C-11
資料 11 周辺医療機関	C-11
4. 緊急輸送関係	C-12
資料 12 町内道路の現況	C-12
資料 13 道路危険予想箇所	C-12
5. 通信関係	C-13
資料 14 町防災行政無線	C-13
資料 15 災害時優先電話	C-14
資料 16 関係市町村情報伝達窓口	C-15
6. 建築物関係	C-17
資料 17 主要建築物の状況	C-17
資料 18 指定文化財一覧	C-18

D. その他資料	D-1

1. 気象庁震度階級関連解説表	D-1
2. 要配慮者利用施設一覧	D-4

E. 様式	E-1

1. 被害状況即報及び災害概況即報様式	E-1

様式 1	災害概況即報	E-1
様式 2	被害状況報告及び明細表	E-4
様式 3	火災・災害等即報要領	E-9
様式 4	水防実施状況報告書	E-12
2.	り災証明に関するもの	E-13
様式 5	り災証明書（兼交付申請書）	E-13
様式 6	被災証明書（兼交付申請書）	E-14
3.	災害救助法に関するもの	E-15
様式 7	避難所設置及び収容状況	E-15
様式 8	炊出し給与状況	E-16
様式 9	飲料水の供給簿	E-17
様式 10	災害確定報告	E-18
様式 11	応急仮設住宅台帳	E-19
様式 12	住宅応急修理記録簿	E-20
様式 13	救護班活動状況	E-21
様式 14	病院診療所医療実施状況	E-22
様式 15	助産台帳	E-23
様式 16	被災者救出状況記録簿	E-24
様式 17	障害物除去の状況	E-25
様式 18	埋葬台帳	E-26
様式 19	遺体処理台帳	E-27
様式 20	学用品の給与状況	E-28
様式 21	学用品の給与明細	E-29
4.	緊急通行車両に関するもの	E-30
様式 22	緊急通行車両事前届出書	E-30
様式 23	緊急通行車両等事前届出済証	E-31
様式 24	緊急通行車両確認証明書	E-32
5.	公用令書に関するもの	E-33
様式 25	公用令書	E-33
6.	応援要請に関するもの	E-36
様式 26	部隊等の派遣要請要求書（自衛隊）	E-36
様式 27	部隊等の撤収要請書（自衛隊）	E-37
様式 28	防災ヘリコプター緊急運航要請書	E-38
7.	参考資料	E-39
参考 1	被害状況認定及び報告書記入の基準	E-39
参考 2	「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表	E-42
参考 3	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート	E-47

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の目的等

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、上富田町防災会議が作成する計画であって、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関が、その有する機能を発揮して、町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

1. 本計画は、防災関係機関が処置しなければならない町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものである。関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定める。
2. 計画の策定、運営にあたっては防災基本計画に基づき実施することから、「和歌山県地域防災計画」、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていく。
3. 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となる。そのため、本計画には、住民自身及び自主防災組織等が果たすべき役割と責務に関して基本的な考えを示す。

3. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第 2 節 計画の構成、用語

1. 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりである。

第 1 編 総則	計画の概要、町で想定される災害、防災ビジョンと実施責任
第 2 編 災害予防計画	想定される災害に備えて、平時から取り組む計画
第 3 編 災害応急対策、復旧・復興計画	災害が発生したときに、とるべき対応の計画
第 4 編 その他計画	南海トラフ地震防災対策推進計画
第 5 編 資料編	各種様式、資料など

2. 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1. 基本法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 2. 救助法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 3. 県本部 和歌山県災害対策本部
- 4. 県支部 和歌山県災害対策本部の支部
- 5. 本部 上富田町災害対策本部
- 6. 県計画 和歌山県地域防災計画
- 7. 町計画 上富田町地域防災計画
- 8. 県本部長 和歌山県災害対策本部長
- 9. 本部長 上富田町災害対策本部長
- 10. その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 町で想定される災害

第1節 町の自然・社会・気象条件

1. 自然条件

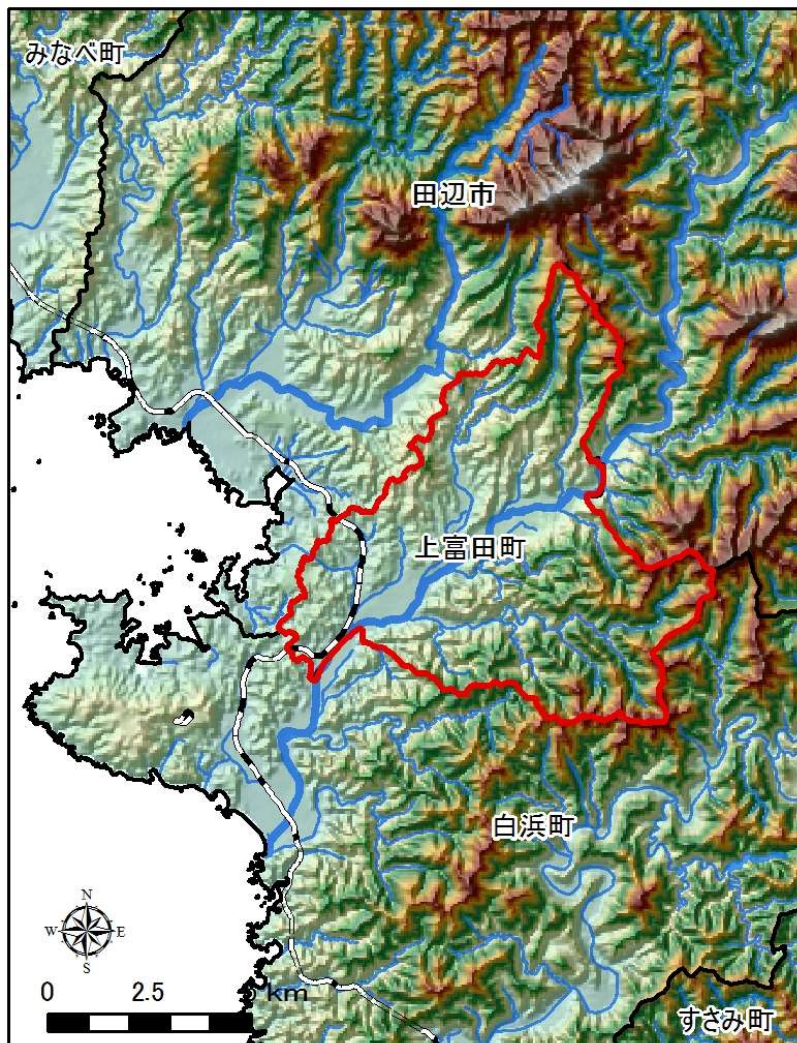
1-1. 位置及び面積

本町は、和歌山県の南西部に位置し、北は田辺市、南は白浜町に接している。

位置は、東経 135° 26、北緯 33° 41 である。

面積は、57.37 k m²である。

<位置図>



(出典：国土地理院基盤地図情報より作成)

1-2. 地形及び地質

本町の中央には2級河川富田川が流れており、山地、人工山林が多く山峡を源とする溪流は、小河川となり、平野部を通して富田川に注いでいる。

地質は、町内北東部に分布する牟婁層群（新生代第三紀）を南西部に分布する田辺層群が不整合に覆っている。富田川流域とその周辺には、第四紀層が分布する。加茂、中ノ岡、奥草付近の洪積層と、本郷周辺や現河床をなす沖積層に区分される。洪積層は、主に礫、砂、粘土などからなり、河成段丘を形つくっている。また、沖積層は、主に砂、礫、粘土などからなり、平野部と現河床をつくっている。

2. 社会条件

2-1. 人口

町の人口は、令和2年国勢調査では人口15,236人、世帯数6,368世帯である。平成27年国勢調査では人口14,989人、世帯数6,017世帯であったことから、人口、世帯数とも微増傾向にある。

なお、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、令和2年国勢調査では27.1%であり、国平均の28.6%、県平均の33.4%に比べると低いが、平成27年国勢調査の24.8%よりは増加しており、高齢化の進行を示している。

＜町の国勢調査結果＞

調査年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	14,775	14,807	14,989	15,236
世帯数	5,453	5,610	6,017	6,368
高齢化率	19.3	21.7	24.8	27.1

2-2. 土地利用

町の土地利用で最も多いのは、山林・原野の63.7%であり、次にその他19.0%、耕地12.6%、宅地4.8%と続いている。

道路は、紀勢自動車道、国道42号、311号、主要地方道・県道が6路線整備されており、町道1級は6路線で82%改良済であるが、町道2級は20路線で53%改良率である。

3. 気象条件

町の気候は、南海気候区に属している。南海気候区は、1年を通じて温暖な気候であり、町の年間の降水量は2,201mm（平成24～26年平均）であり、それほど多くなく、瀬戸内海気候区に似た特徴を有している。気候の特徴は、6月～10月にかけて高温多湿であり、1月～3月にかけては低温で乾燥している。和歌山県の和歌山市から白浜町までの海岸付近の市町村は、同じ特徴を有している。

第 2 節 町の災害特性

1. 過去の被災からみる災害特性

1-1. 風水害

和歌山県は台風銀座といわれるように、本町も例外ではなく、これまで台風、集中豪雨等により大きな被害を受けてきた。

過去に発生した災害状況をみても、発生率が高いものは、台風による風水害被害が多い。

災害時に、よりの確な体制をとるためには、気象情報を随時収集するとともに、災害予防の措置等の整備を徹底する必要がある。

<過去の水害>

発 生 年 月 日	種 別	災 害 の 概 要
1846（嘉永元）年 8 月	洪 水	生馬川大出水新田の土堤決壊、流出家屋 50
1889（明治 22）年 8 月 18 日・19 日	暴風雨・大洪水	明治大水害富田川堤防決壊、同流域死者 565 人、同流域内家屋流出 623、流出橋梁 28、死亡牛馬 121 ほか
1934（昭和 9）年 9 月 21 日	台 風	室戸台風建物倒壊多数、倒半壊家屋 7、非住家大破 13、屋根瓦飛散、道路決壊、農作物・森林被害甚大
1952（昭和 27）年 6 月 23 日	台 風	ダイナ台風富田川の増水 2.4m、道路・堤防決壊ほか
1953（昭和 28）年 9 月 25 日	台 風	台風 13 号増水で生馬橋右岸側の橋脚流出
1959（昭和 34）年 9 月	台 風	伊勢湾台風富田川の水位 2.8m（市ノ瀬）、家屋全壊 1、半壊 5、床上下浸水 41
1961（昭和 36）年 9 月	台 風	第 2 室戸台風富田川に水位 2.58m（市ノ瀬）、負傷者 5 人、家屋全壊 48、半壊 82、床上下浸水 20、農畜産関係施設・道路などに甚大な被害。災害救助法が適用される。
1980（昭和 55）年 7 月 2 日	集中豪雨	生馬小登校不能。水防団炊き出し実施。
2011（平成 23）年 8 月 25 日	台 風 （紀伊半島大水害）	県内で、死者 56 名、行方不明者 5 名という人的被害をはじめ、広範に及ぶ市街地の浸水、河川道路等の損壊や電気、上下水道、電話などのライフラインの断絶など甚大な被害

1-2. 火災

和歌山県全体において建物火災の発生率を季節的にみると、冬が約 30%と最も多く、春がこれに次いで多く約 29%を占める。したがって年間の約 60%余が 12～5 月に集中していることになる。

最近では林野火災が多く、特に 2～4 月の 3 ヶ月に全体の約 53%が集中する。乾燥や干ばつの継続によるものとみられるが、本町の場合、林野面積が町土の約 64%を占めており、過去に林野火災も幾度か発生しているので、山林を守るための予防措置、啓発活動を積極的に推進する必要がある。

1-3. 地震（津波）

(1) 和歌山県に被害を及ぼした主な地震

和歌山県に被害を及ぼした主な地震は、以下のとおりである。

＜和歌山県に被害を及ぼした主な地震＞

西 暦（和 暦）	地 域（名 称）	M	主 な 被 害
1605. 2. 3 （慶長 9）	（慶長地震）	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。津波により、広村で家屋流出 700。
1707. 10. 28 （宝永 4）	（宝永地震）	8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。死者 688、負傷者 222、家屋全壊 681、同流出 1,896。
1854. 12. 23 1854. 12. 24 （安政 1）	（安政東海地震） （安政南海地震）	8.4 8.4	安政東海地震と安政南海地震の被害は区別するのが難しい。紀伊田辺領で、死者 24、住家倒壊 255、同流出 532、同焼失 441。和歌山領で溺死者 699、家屋全壊約 1 万、同流出 8,496、同焼失 24。広村で、死者 36、住家全壊 10、同流出 125。沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流出下村が多かった。
1944. 12. 7 （昭和 19）	（東南海地震）	7.9	地震動及び津波による被害。死者 51、負傷者 74、住家全壊 121、同流出 153。
1946. 12. 21 （昭和 21）	（南海地震）	8.0	地震動、津波、地震後の火災による被害。死者・行方不明者 269、負傷者 562、住家全壊 969、同流出 325、同焼失 2,399。
1948. 6. 15 （昭和 23）	田辺市付近	6.7	死者 1、負傷者 18、家屋全壊 4。
1995. 1. 17 （平成 7）	兵庫県南部地震	7.2	（死者・行方不明者 6,427、負傷者 40,000 以上、家屋全壊 110,000 以上。地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災によるものである。）

※主な被害は県内の被害。県内の被害が特定できない場合は（ ）内に全体の被害を記述。
（資料：日本の地震活動（総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編））

(2) 兵庫県南部地震（1995 年 1 月 17 日、M7.3）

平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46 分、兵庫県南部に震度 6、場所によっては震度 7 の強い地震が発生した。この地域としては、昭和 27 年に記録した震度 4 をはるかに上回る大きなものであった。

この地震は、人口 350 万人余が密集し、我が国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域の直下で発生した内陸・都市直下型地震であったため、ライフライン等への壊滅的な

打撃、古い木造住宅の密集地における大規模な倒壊・火災の発生、多数の住民が避難所で生活を余儀なくされるなど、被害に特徴があった。最終的な被害としては、全国で死者行方不明者 6,437 人という人的被害と、全壊約 10 万棟、半壊約 14 万棟という住宅被害をもたらした。(参考：兵庫県 HP)

気象庁はこの地震を「平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震」と命名した。また、政府は、災害の規模が大きく今後の復旧における統一的な名称として、災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することとした。なお、本町においては、震度 4 の揺れを観測したが、特に被害は確認されなかった。

(3) 東北地方太平洋沖地震（2011 年 3 月 11 日、M9.0）

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖の深さ 24 k m を震源として M9 の地震が発生した。この地震によって宮城県栗原市で震度 7 を観測したほか、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の 4 県 37 市町村に及ぶ地域で震度 6 強を観測した。また、この地震に伴い、福島県相馬で高さ 9.3 m 以上、宮城県石巻市鮎川で高さ 8.6 m 以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波が観測された。

広範囲にわたる地震動や巨大な津波により死者、行方不明者合わせて約 2 万人という人的被害と、全壊約 13 万棟、半壊約 27 万棟という住家被害をもたらした。

気象庁はこの地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。また、政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害について、「東日本大震災」と呼称することとした。

東日本大震災は、我が国観測史上最大規模の地震や巨大な津波、これらによって発生した福島第一原子力発電所事故などにより、未曾有の人的・物的被害をもたらすとともに、被災地のみならず日本全国に甚大な影響を与えた。(参考：東日本大震災記録集・平成 25 年 3 月・消防庁)

なお、本町においては、特に被害は確認されなかった。

第 3 節 町における被害想定

1. 地震被害想定

和歌山県周辺では、近い将来の発生が予想されている南海トラフ沿いで起こる地震のほか中央構造線断層帯の活動による地震等の発生が懸念されている。これらの地震が発生すると、本町を含め県内に重大な被害をもたらし、社会生活にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

地震被害対策の前提とする地震災害の想定については、以下の結果を用いる。

- 南海トラフの地震：「和歌山県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）」
- 活断層型等の地震：「和歌山県地震被害想定調査（平成 18 年 3 月）」

1-1. 南海トラフの地震

(1) 想定地震

県では、平成 24～26 年にかけて、約 100 年周期で発生すると想定されている M8 クラスの「東海・東南海・南海 3 連動地震」（以下「3 連動地震」という。）と、千年に一度、1 万年に一度と想定されている M9 クラスの「南海トラフ巨大地震」（以下「巨大地震」という。）の震度、津波の浸水等を基に、人的被害、建物被害等を取りまとめている。

(2) 震度・津波予測

地震動等の震度・津波予測は、以下のとおりである。

町では、最大震度が、3 連動地震、巨大地震とも震度 7 となり、どちらも非常に大きな揺れとなる。

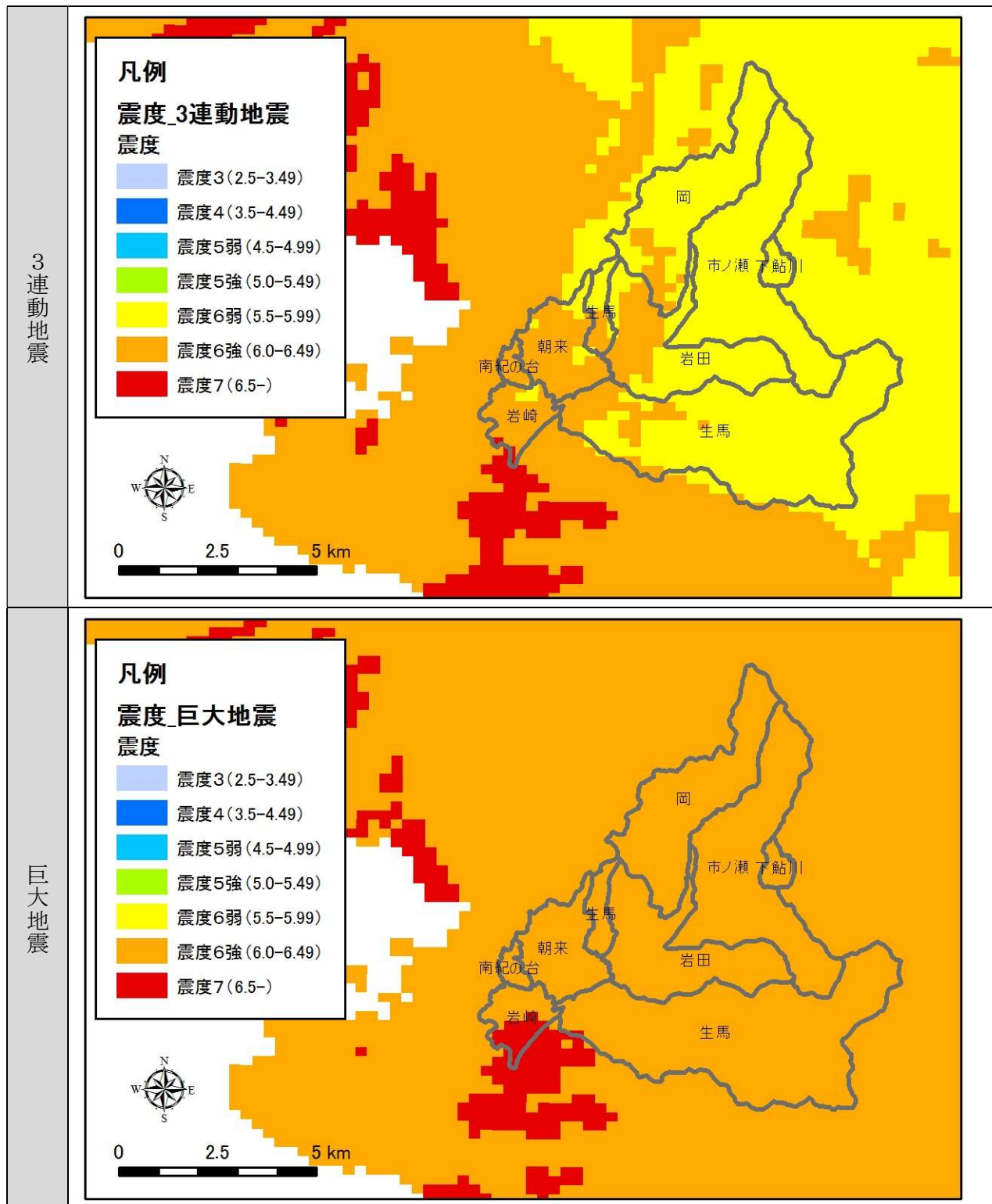
また、同時期に発生が想定される津波については、町域までには到達しない想定となっている。しかし、隣接する白浜町では、3 連動地震では第 1 波最大波が 12 分後に、巨大地震では津波高 1 m が 3 分後に到達することが想定されている。

<震度（上富田町）・津波予測（白浜町）の概要>

区分	項目	単位	3 連動地震	巨大地震
被害概要	地震規模（上富田町）	Mw	8.7	9.1
	最大震度（上富田町）	震度	7	7
	最大津波高（白浜町）	m	7	16
	平均津波高（白浜町）	m	5	10
	想定浸水面積（白浜町）	ha	350	960
	最短津波到達時間（白浜町）	分	12	3

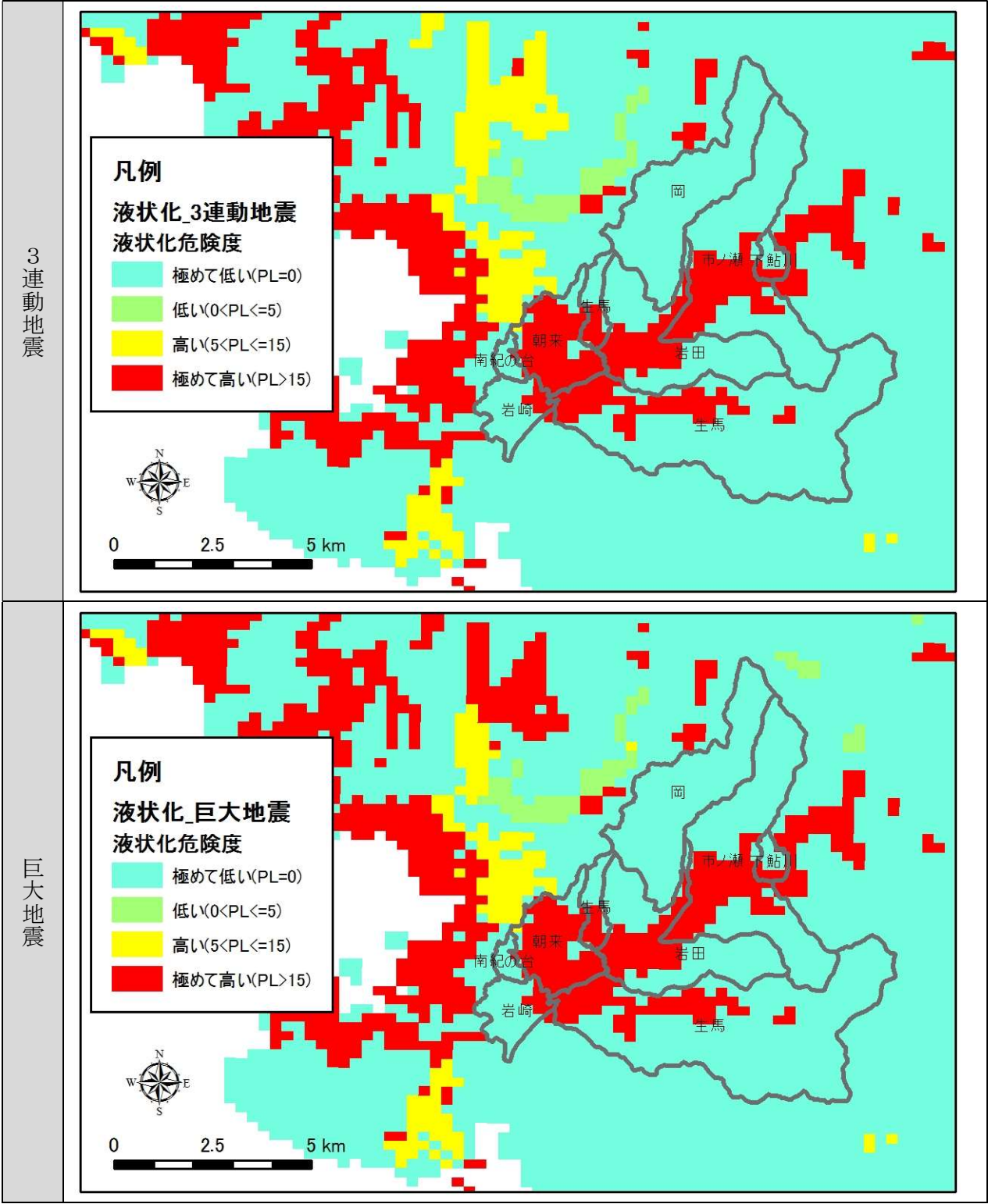
（出典：平成 25 年 和歌山県津波浸水想定、平成 26 年 和歌山県地震被害想定）

＜南海トラフの地震：震度の予測＞



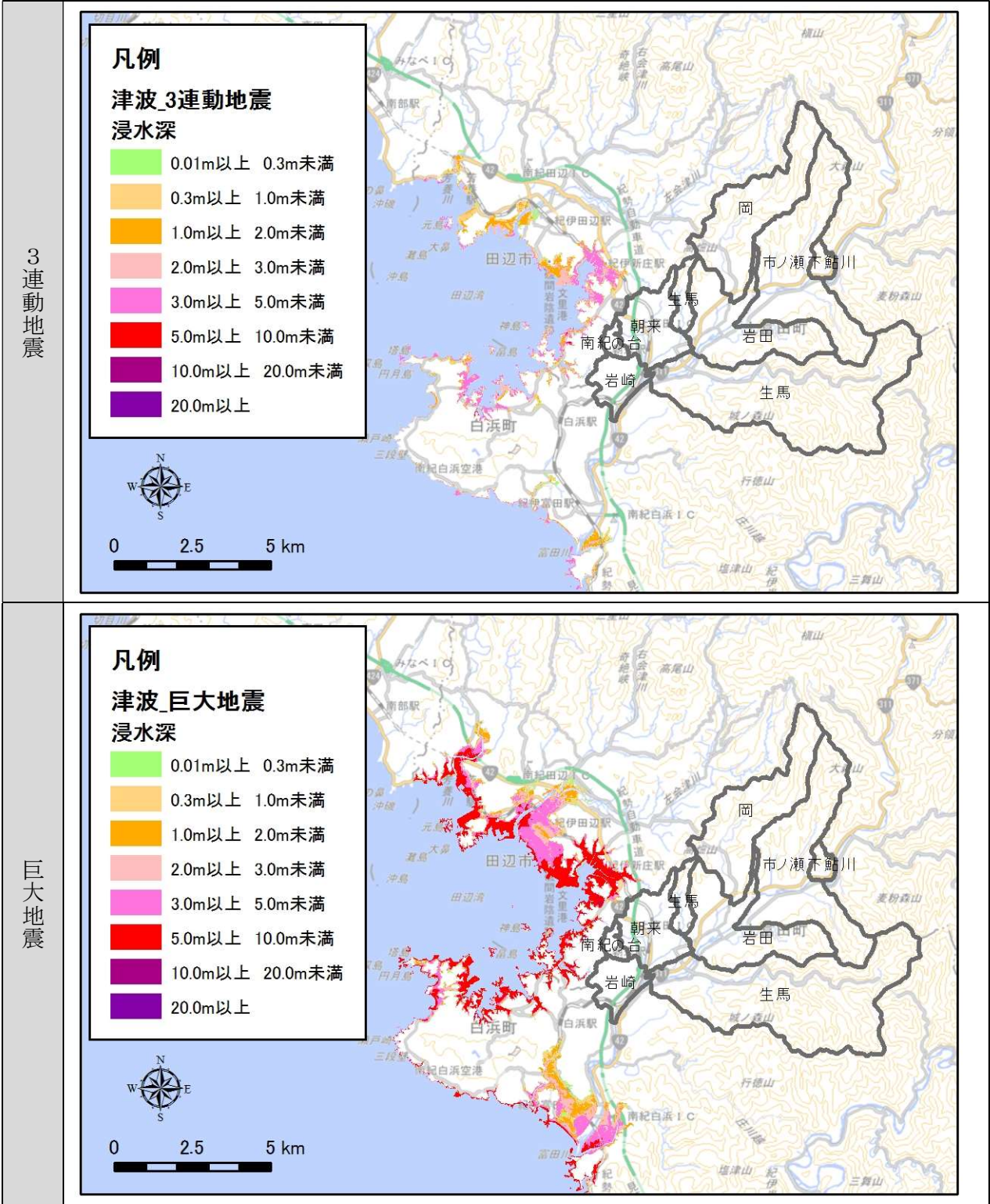
(出典：平成26年 和歌山県地震被害想定)

＜南海トラフの地震：液状化危険度予測＞



(出典：平成 26 年 和歌山県地震被害想定)

＜南海トラフの地震：津波の予測＞



(出典：平成 25 年 和歌山県津波浸水想定)

(3) 被害予測

南海トラフの地震の被害予測の詳細は、次頁以降に示す。なお、地震はいつ発生するか分からないため、季節・時刻・風速等、いくつかのパターンで被害想定が実施されており、次頁からは被害が最も大きくなる最大値を採用している。

南海トラフの地震が発生した場合、人的及び建物被害や避難所への避難者（1 日後）について、以下のような結果となっている。下記以外にも、ライフライン、インフラ被害が発生し、早期の復旧が求められるとともに、災害廃棄物が大量に発生し、その処理も迅速に行う必要がある。

＜南海トラフ地震による被害概要＞

項目	単位	3 連動地震	巨大地震
人的被害・死者数（冬 18 時 風速 8m）	人	33	62
建物被害・全壊棟数（冬 18 時 風速 8 m）	棟	650 (9%)	1, 400 (18%)
避難所への避難者数（1 日後） （夏 12 時 風速 4m）	人	1, 100	2, 200

（出典：平成 26 年 和歌山県地震被害想定）

＜南海トラフの地震：建物・人的被害、避難者数、帰宅困難者＞

第1編

総

則

区分	項目		単位	3連動地震	巨大地震
建物被害	総棟数		棟	7,600	
	揺れ等による全壊棟数		棟	630	1,300
	揺れ等による全壊率		—	9%	17%
	津波による全壊棟数		棟	0	0
	津波による全壊率		—	0%	0%
	焼失棟数		棟	25	32
	焼失率		—	0%	0%
	全壊棟数合計		棟	650	1,400
	半壊棟数合計		棟	1,700	1,900
	全壊率		—	9%	18%
	半壊率		—	22%	25%
人的被害	人口		人	14,600	
	人的被害の合計	死者数	人	33	62
		重傷者数	人	46	88
		軽傷者数	人	290	440
		閉込者数	人	16	37
	建物倒壊(震動)による被害	死者数	人	32	60
		重傷者数	人	45	87
		軽傷者数	人	290	440
	建物倒壊(斜面崩壊)による被害	死者数	人	2	2
		重傷者数	人	1	1
		軽傷者数	人	1	1
	津波による被害	死者数	人	0	0
		重傷者数	人	0	0
		軽傷者数	人	0	0
	火災による被害	死者数	人	0	2
		重傷者数	人	0	0
		軽傷者数	人	1	2
避難者数	発災時人口		人	13,900	
	避難者総数	1日後	人	1,100	2,200
		1週間後	人	4,300	3,700
		1ヶ月後	人	2,700	2,200
	避難所に避難する者	1日後	人	630	1,300
		1週間後	人	2,200	1,900
		1ヶ月後	人	790	650
	避難所外生活者	1日後	人	420	870
		1週間後	人	2,200	1,900
		1ヶ月後	人	1,900	1,600
帰宅困難者	帰宅者総数		人	12,200	
	城内帰宅者数		人	8,400	
	域外帰宅者	総数	人	3,900	
		鉄道・バス利用者数	人	300	
		自動車・二輪車利用者数	人	3,400	
		自転車利用・徒歩	人	210	
	徒歩代替者		人	1,200	
	帰宅困難者		人	2,600	

(出典：平成26年 和歌山県地震被害想定)

＜南海トラフの地震：ライフライン被害＞

区分	項目		単位	3 連動地震	巨大地震
上水道被害	管延長		km	72.9	
	管被害箇所数		箇所	220	340
	被害率		箇所/km	3.01	4.57
	水道人口		人	15,300	
	断水人口	発災直後	人	15,200	15,200
		1 日後	人	14,100	14,600
		1 週間後	人	7,100	7,300
		1 ヶ月後	人	0	0
	断水率	発災直後	—	99%	100%
		1 日後	—	92%	95%
		1 週間後	—	46%	48%
		1 ヶ月後	—	0%	0%
下水道被害	下水道人口		人	9,000	
	支障人口	発災直後	人	330	660
		1 日後	人	250	580
		1 週間後	人	0	76
		1 ヶ月後	人	0	0
	支障率	発災直後	—	4%	7%
		1 日後	—	3%	6%
		1 週間後	—	0%	1%
		1 ヶ月後	—	0%	0%
電力施設被害	需要家軒数		軒	7,600	
	被災軒数		軒	650	1,400
	停電軒数	発災直後	軒	—	—
		1 日後	軒	180	6,200
		4 日後	軒	50	6,200
		1 週間後	軒	8	6,200
	停電率	発災直後	—	—	100%
		1 日後	—	3%	100%
		4 日後	—	1%	100%
		1 週間後	—	0%	100%
通信施設被害	回線数		回線	3,800	
	固定電話・不通回線数	発災直後	回線	1,300	3,800
		1 日後	回線	1,300	3,800
		1 週間後	回線	1,100	3,800
		1 ヶ月後	回線	4	3,800
	固定電話・不通率	発災直後	—	34%	100%
		1 日後	—	34%	100%
		1 週間後	—	29%	100%
		1 ヶ月後	—	0%	100%
	携帯電話・不通リンク	発災直後	—	ややつながりにくい	非常につながりにくい
		1 日後	—	ややつながりにくい	非常につながりにくい
		1 週間後	—	被害なし	非常につながりにくい
		1 ヶ月後	—	被害なし	非常につながりにくい

(出典：平成 26 年 和歌山県地震被害想定)

<南海トラフの地震：インフラ被害>

区分	項目		単位	3連動地震	巨大地震
道路施設被害	対象道路延長		km		43
	地震被害		箇所	4	4
	津波被害		箇所	0	0
	揺れ(震度)の大きな区間	震度7	km	0	3
		震度6強	km	21	40
		震度6弱	km	21	0
	津波浸水深30cm以上の区間		km	0	0
	液状化危険度大の区間	PL値15～30	km	10	10
		PL値30～	km	17	17
鉄道施設被害	対象路線延長		km		5
	地震被害		箇所	13	13
	津波被害		箇所	0	0
	揺れ(震度)の大きな区間	震度7	km	0	2
		震度6強	km	5	3
		震度6弱	km	0	0
	津波浸水深30cm以上の区間		km	0	0
	液状化危険度大の区間	PL値15～30	km	3	3
		PL値30～	km	0	0
空港施設(ハブ・ポート)被害	ポート数		箇所		6
	揺れ(震度)の大きな箇所	震度7	箇所	0	0
		震度6強	箇所	4	6
		震度6弱	箇所	2	0
	津波浸水深30cm以上の区間		箇所	0	0
	液状化危険度大の箇所	PL値15～30	箇所	3	3
		PL値30～	箇所	2	2

(出典：平成26年 和歌山県地震被害想定)

<南海トラフの地震：その他被害>

区分	項目		単位	3連動地震	巨大地震
災害廃棄物	津波堆積物	津波堆積物体積	m ³	0	0
		津波堆積物重量	t	0	0
	災害廃棄物(重量)	可燃物	t	12,000	24,000
		不燃物	t	35,000	70,000
		合計	t	47,000	94,000
	災害廃棄物(体積)	可燃物	m ³	22,000	43,000
		不燃物	m ³	24,000	48,000
		合計	m ³	45,000	91,000
必要物資数	1日後～3日後(3日間)	避難所避難者数	人	630	1,300
		食料	食/3日間	6,800	14,000
		飲料水	リットル/3日間	126,700	130,600
	4日後～7日後(4日間)	避難所避難者数	人	2,200	1,900
		食料	食/3日間	30,400	26,300
		飲料水	リットル/3日間	147,800	152,400
	毛布		枚	4,300	3,700

(出典：平成26年 和歌山県地震被害想定)

1-2. 活断層型等の地震

活断層型等の地震については、和歌山県が実施した「和歌山県地震被害想定調査（平成 18 年 3 月）」の結果を用いる。

(1) 想定地震

想定する地震は、本町に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震である。

- ・和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震
（以下「中央構造線による地震」）
- ・田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」）

＜活断層型等の地震の概要＞

地震	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	4～14km	4～12.6km

（出典：平成 18 年 和歌山県地震被害想定調査）

(2) 時刻及び季節前提条件

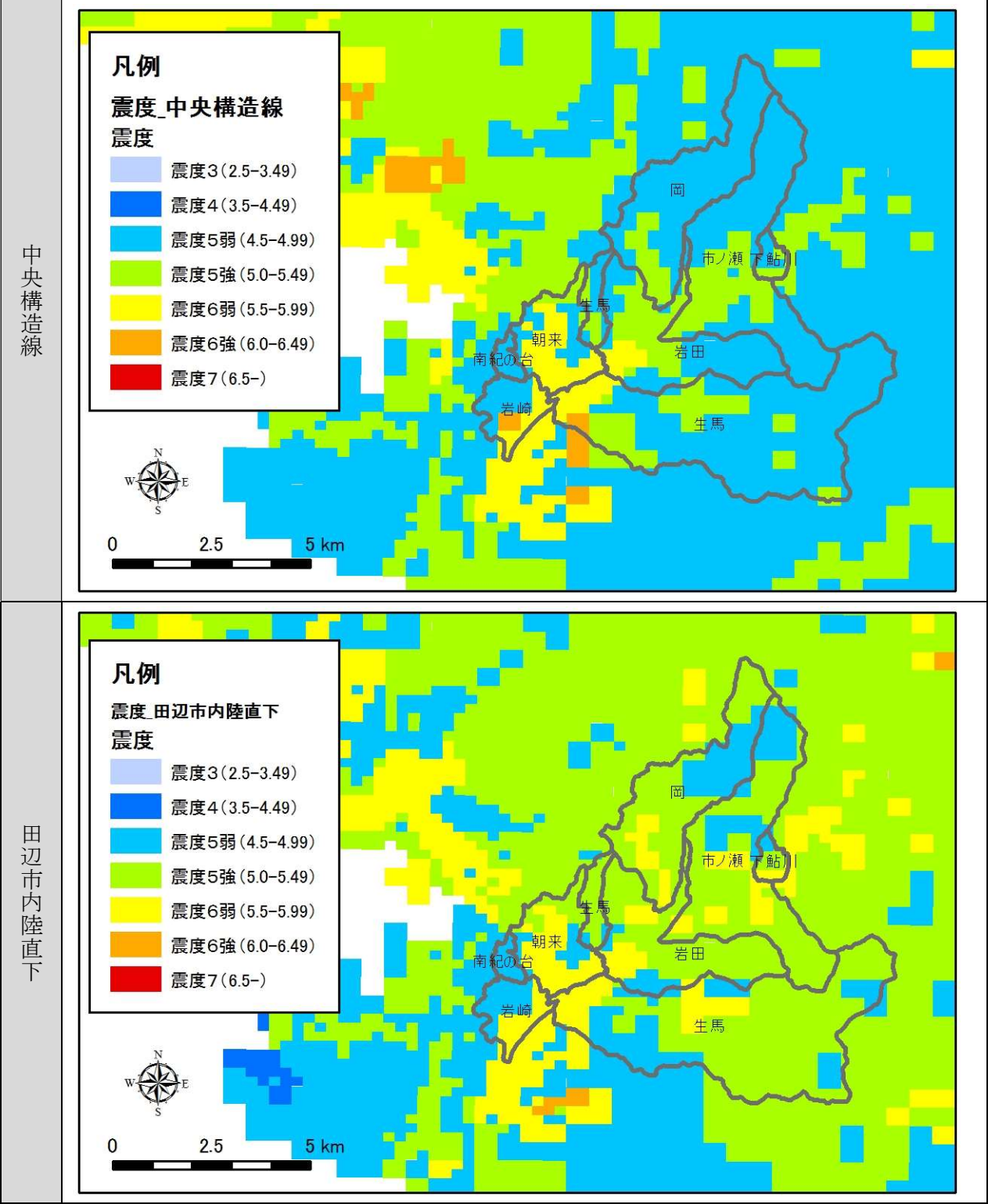
時刻及び季節については、以下の 3 とおりの組み合わせとする。

- ① 冬 5 時 ： 多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- ② 冬 18 時 ： 炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- ③ 夏 12 時 ： 海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

(3) 地震動等の震度予測

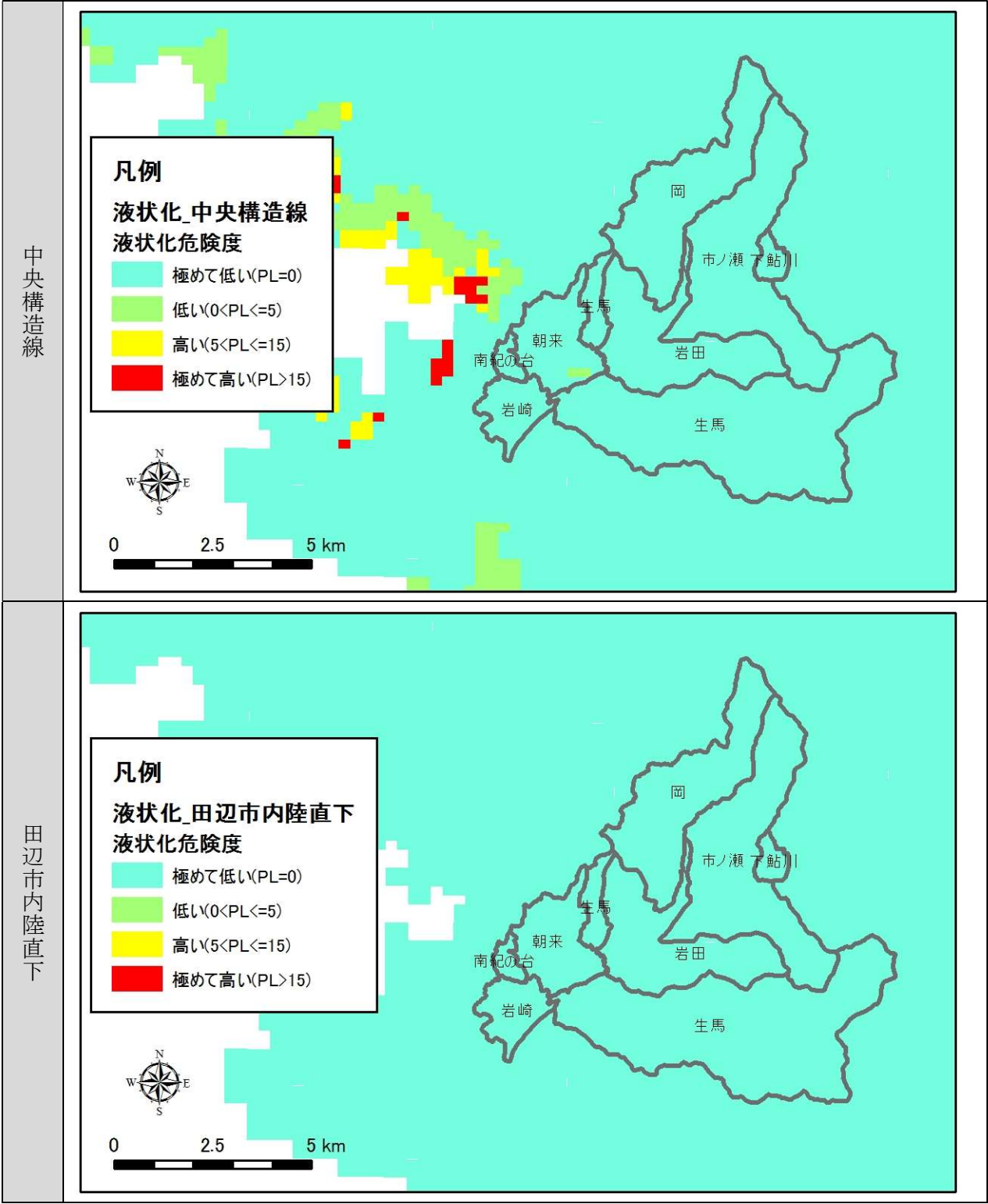
本町の活断層型等の地震における地震動等の予測は、次のとおりである。

＜活断層型等の地震による震度の予測＞



(出典：平成 18 年 和歌山県地震被害想定調査)

＜活断層型等の地震による液状化の予測＞



(4) 被害予測

活断層型等の地震による被害予測の詳細は、以下に示す。

活断層型等の地震が発生した場合、建物・人的被害として、中央構造線による地震では全壊 50 棟・死者 3 人、田辺市内陸直下の地震で全壊 75 棟・死者 5 人が発生する。

ピーク避難所生活者数として、中央構造線による地震では 360 人、田辺市内陸直下の地震で 522 人が発生する。それら避難者に対する安全確保とともに、食料、飲料水、毛布等の配布を行うことが求められる。上記以外にも、ライフライン、インフラ被害が発生し、復旧対応が求められる。

＜活断層型等の地震：建物・火災被害＞

区分	項目	単位	中央構造線	田辺市内陸直下
建物被害	現況建物数	棟		9,768
	地震動による全壊	棟	45	68
	液状化による全壊	棟	0	1
	がけ崩れによる全壊	棟	5	7
	津波による全壊	棟	0	0
	火災による焼失	冬 5 時	棟	0
		冬 18 時	棟	0
		夏 12 時	棟	0
	総数（全壊・焼失）	冬 5 時	棟	75
		冬 18 時	棟	75
		夏 12 時	棟	75
	全壊・焼失率	冬 5 時	—	0.5%
		冬 18 時	—	0.5%
		夏 12 時	—	0.5%
火災被害 (冬 18 時)	全出火件数	件	1	2
		一般火気器具	件	1
		電熱器具	件	1
		電気機器・配線	件	0
		化学薬品	件	0
		ガス漏洩	件	0
		危険物施設	件	0
	炎上出火件数	件	1	1
	焼失棟件数	棟	0	0

(出典：平成 18 年 和歌山県地震被害想定調査)

＜活断層型等の地震：人的被害＞

区分	項目		単位	中央構造線		田辺市内陸直下	
死者数	人口		人	14, 501			
	建物倒壊による死者数	冬 5 時	人	3	4		
		冬 18 時	人	2	3		
		夏 12 時	人	2	3		
	津波による死者数	冬 5 時	人	0	0		
		冬 18 時	人	0	0		
		夏 12 時	人	0	0		
	がけ崩れによる死者数	冬 5 時	人	1	1		
		冬 18 時	人	0	1		
		夏 12 時	人	0	1		
	火災による死者数	冬 5 時	人	0	0		
		冬 18 時	人	0	0		
		夏 12 時	人	0	0		
	死者の総数	冬 5 時	人	3	5		
		冬 18 時	人	3	4		
夏 12 時		人	2	3			
負傷者数・要救助者数	人口		人	14, 501			
	負傷者数	冬 5 時	人	34	45		
		冬 18 時	人	28	36		
		夏 12 時	人	26	32		
	負傷者数 (重傷者数)	冬 5 時	人	3	4		
		冬 18 時	人	2	3		
		夏 12 時	人	2	3		
	負傷者数 (中等傷者数)	冬 5 時	人	31	41		
		冬 18 時	人	25	33		
		夏 12 時	人	24	29		
	要救助者数	冬 5 時	人	18	24		
		冬 18 時	人	16	21		
夏 12 時		人	17	21			
一時的住居制約者数(避難所生活者＋避難所外避難者)	人口		人	14, 501			
	1 日後	冬 5 時	人	435	602		
		冬 18 時	人	435	602		
		夏 12 時	人	435	602		
	1 週間後	冬 5 時	人	554	803		
		冬 18 時	人	554	803		
		夏 12 時	人	554	803		
	1 ヶ月後	冬 5 時	人	248	355		
		冬 18 時	人	248	355		
		夏 12 時	人	248	355		
ピーク時避難所生活者数		冬 5 時	人	360	522		
		冬 18 時	人	360	522		
		夏 12 時	人	360	522		
帰宅避難者数	冬 5 時	外出者数	人	0			
		帰宅困難者数	人	0			
		帰宅困難率	－	0. 0%			
	冬 18 時	外出者数	人	2, 681			
		帰宅困難者数	人	248			
		帰宅困難率	－	9. 3%			
	夏 12 時	外出者数	人	2, 681			
		外出者数(海水浴客)	人	0			
		帰宅困難者数	人	249			
帰宅困難率		－	9. 3%				

(出典：平成18年 和歌山県地震被害想定調査)

＜活断層型等の地震：インフラ被害＞

第1編

総

則

区分	項目		単位	中央構造線	田辺市内陸直下
道路施設の被害	橋梁	現況数	箇所	36	
		被害箇所数	箇所	4	5
	トンネル	現況数	箇所	2	
		被害箇所数	箇所	0	0
	盛土	総延長	km	13	
		被害箇所数	箇所	6	6
	切土・斜面	総延長	km	2	
		被害箇所数	箇所	1	1
被害箇所合計			箇所	10	12
鉄道施設の被害	橋梁(路線橋含む)	現況数	箇所	15	
		被害箇所数	箇所	3	3
	トンネル	現況数	箇所	1	
		被害箇所数	箇所	0	0
	盛土	総延長	km	9	
		被害箇所数	箇所	5	5
	切土・斜面	総延長	km	1	
		被害箇所数	箇所	0	0
被害箇所数合計			箇所	8	8
上水道施設供給支障	配水管総延長		km	74	
	被害箇所数		箇所	2	2
	被害率		箇所/km	0.02	0.03
	給水人口		人	14,501	
	地震直後	断水人口	人	643	951
		断水率	—	4.4%	6.6%
	地震1日後	断水人口	人	532	710
		断水率	—	3.7%	4.9%
	地震1週間後	断水人口	人	322	476
		断水率	—	2.2%	3.3%
下水道施設処理支障	下水道管総延長		km	67	
	被害箇所数		箇所	60	142
	被害率		箇所/km	0.89	2.12
	処理区域人口		人	7,020	
	処理支障人口		人	12	20
	支障率		—	0.2%	0.3%
	応急措置対処日数		日	1	1
	本復旧工事開始月		月	0	0
電力施設供給支障	人口		人	14,501	
	地震直後	冬5時	人	3,647	5,473
		冬18時	人	3,647	5,473
		夏12時	人	3,647	5,473
	地震1日後	冬5時	人	554	832
		冬18時	人	554	832
		夏12時	人	554	832
	地震1週間後	冬5時	人	292	438
		冬18時	人	292	438
		夏12時	人	292	438
	地震1ヶ月後	冬5時	人	0	0
		冬18時	人	0	0
		夏12時	人	0	0
電話・通信施設機能支障	人口		人	14,501	
	一般電話の機能支障人口	冬5時	人	342	503
		冬18時	人	342	503
		夏12時	人	342	503

(出典：平成18年 和歌山県地震被害想定調査)

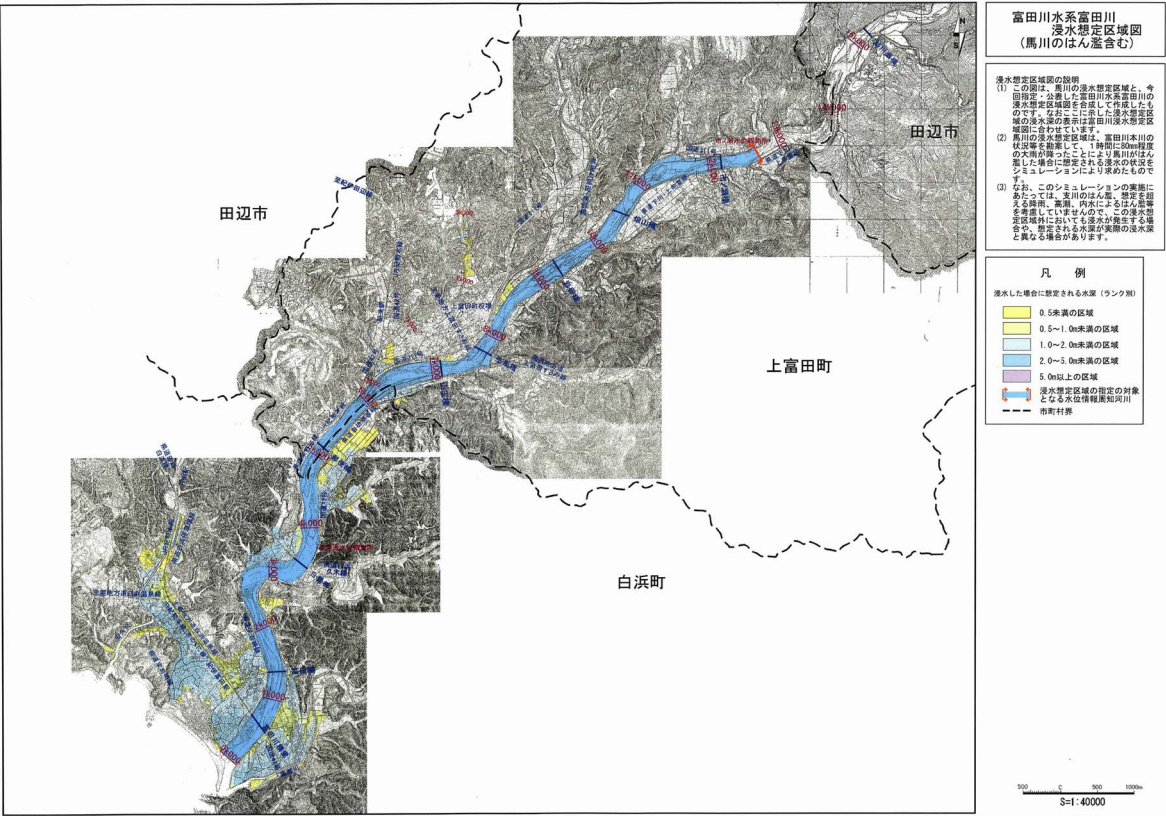
2. 河川氾濫

町を流れる富田川は、県の水位周知河川に指定され、大雨によって氾濫することが想定される。河川管理者である和歌山県は、大雨によって富田川等の県管理河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を作成・公表している。

(計画規模)

指 定 年 月 日：平成 18 年 7 月 14 日
指定の前提となる降雨：富田川 富田川流域の日総雨量 418mm
馬川 1 時間 80mm

＜富田川洪水浸水想定区域図（馬川の氾濫を含む）＞



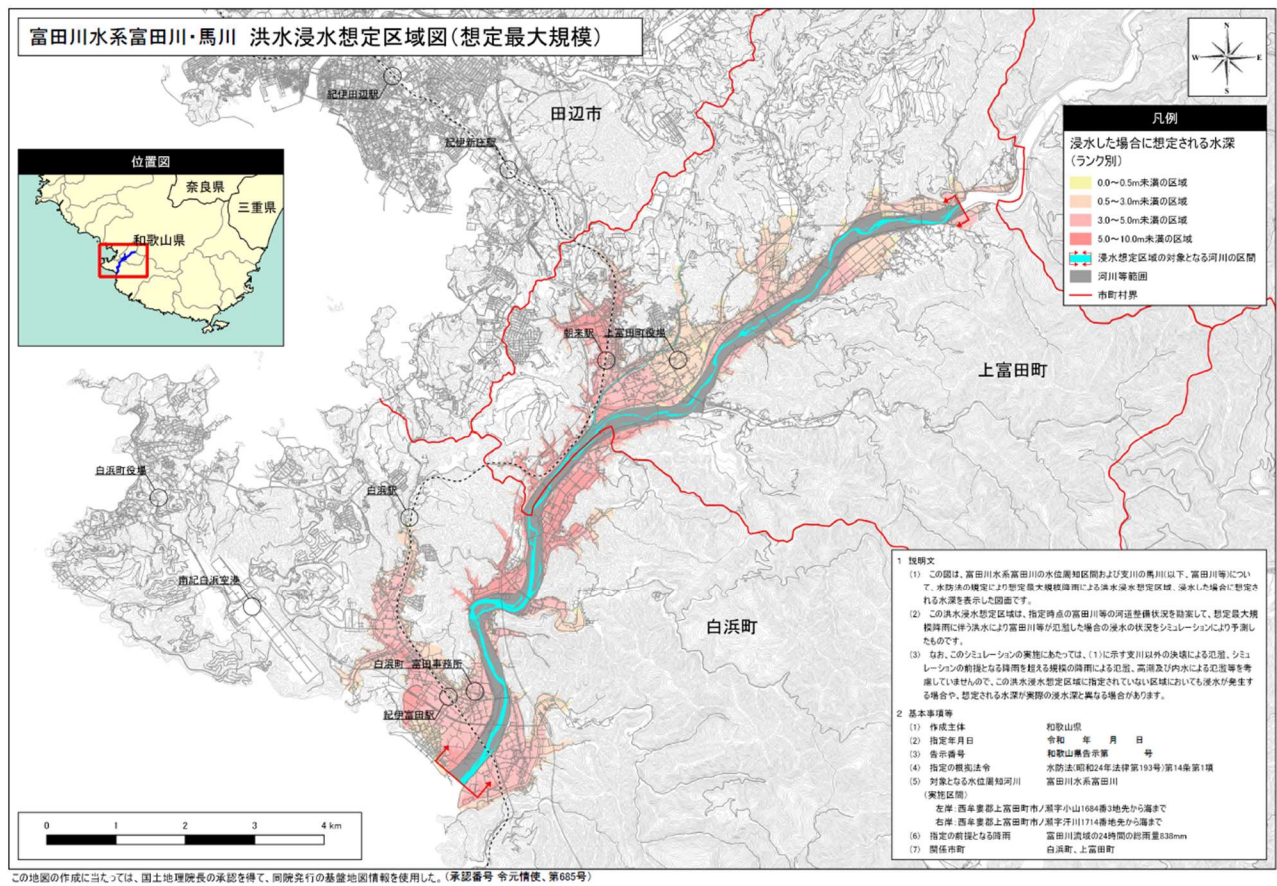
(出典：和歌山県 富田川系富田川洪水浸水想定区域図)

(想定最大規模)

指 定 年 月 日：令和2年2月18日

指定の前提となる降雨：富田川流域の24時間総雨量838mm

(富田川・馬川洪水浸水想定区域図)



(出典：和歌山県 富田川水系富田川・馬川洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

(想定最大規模)

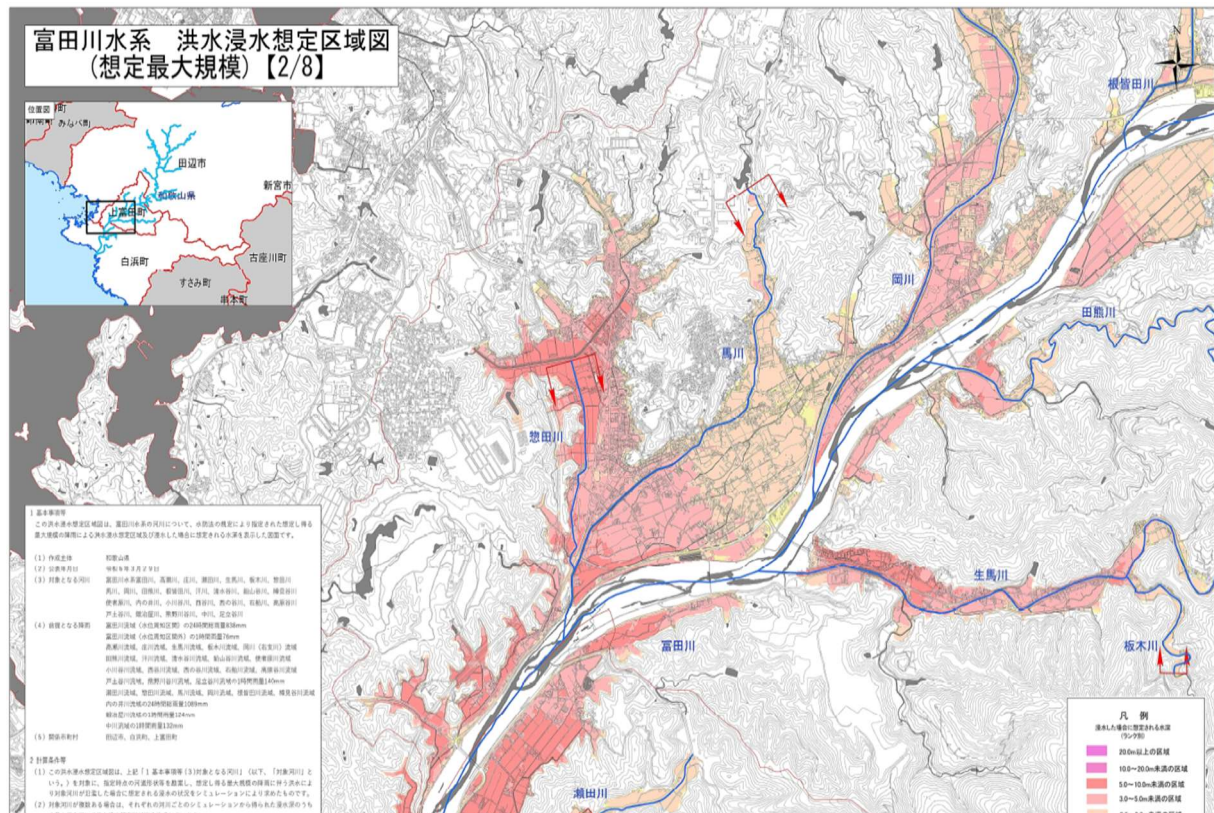
指 定 年 月 日：令和6年3月29日

指定の前提となる降雨：富田川流域（水位周知区間）の24時間総雨量838mm

生馬川流域・板木川流域・岡川（右支川）流域・田熊川流域・汗川流域・
清水谷川流域の 1 時間雨量 140 mm

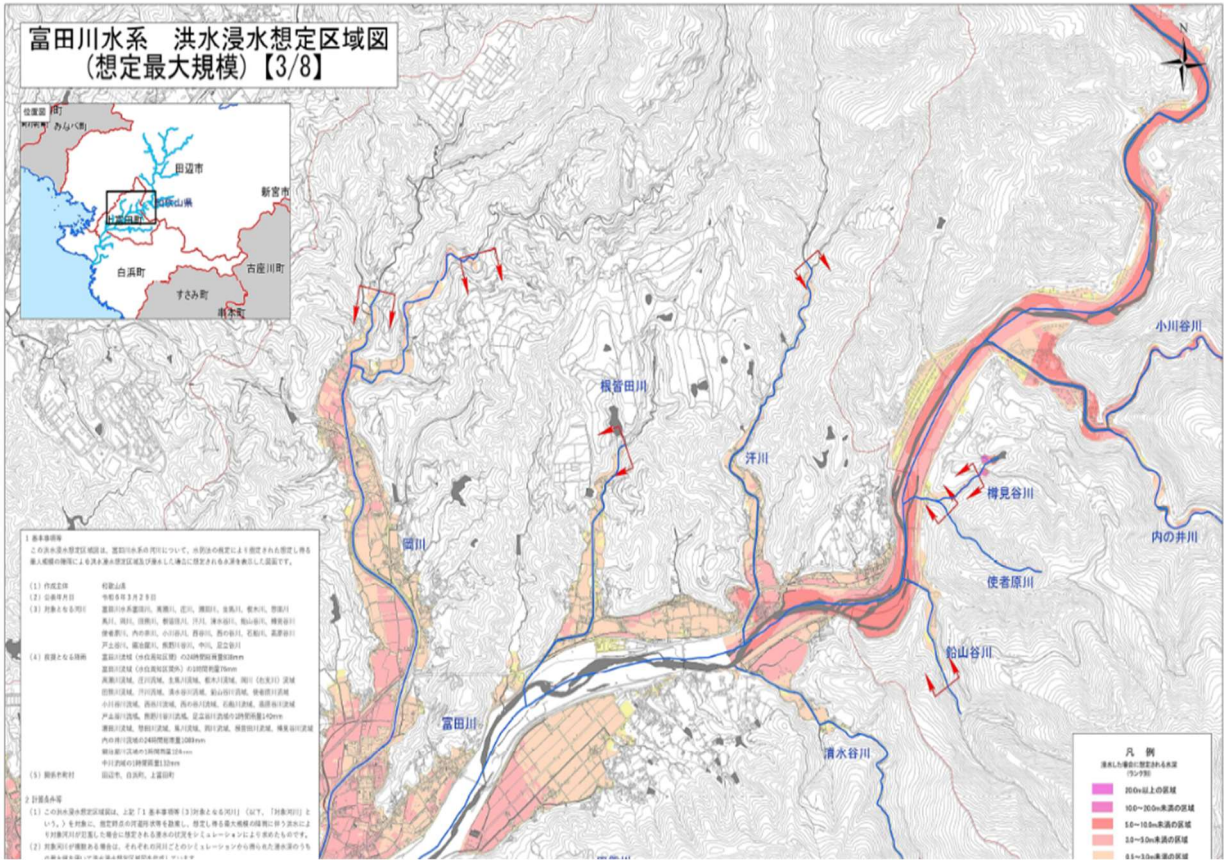
惣田川流域・馬川流域・岡川流域・根皆田川流域の24時間総雨量 1089 mm

(富田川水系洪水浸水想定区域図)



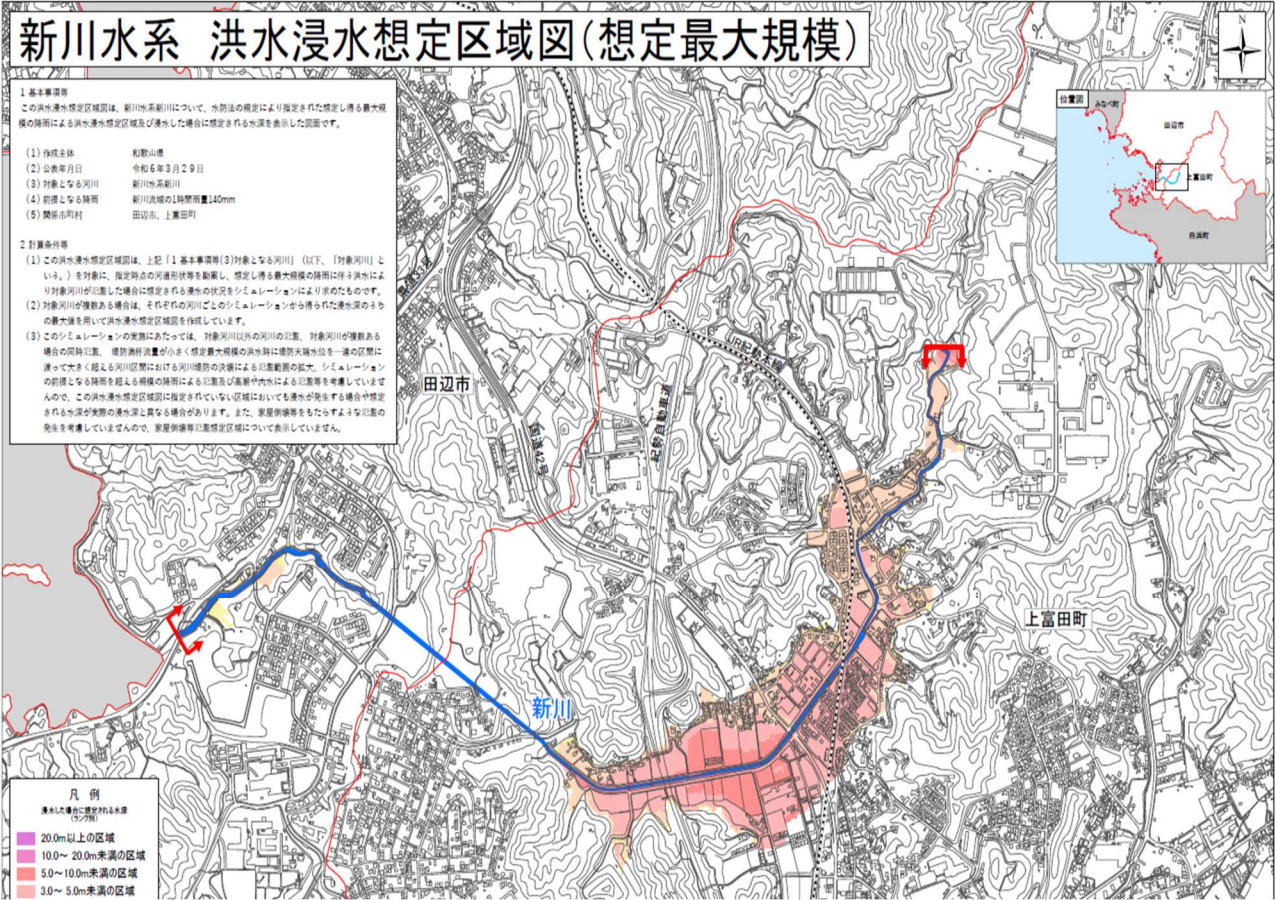
(出典：和歌山県 富田川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

(富田川水系洪水浸水想定区域図)



(出典：和歌山県 富田川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模))

(新川水系洪水浸水想定区域図)



(出典：和歌山県 新川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

3. 土砂災害

3-1. 山地災害危険地区

山地災害に関しては、和歌山県森林整備課が平成8～9年度、平成19年度に調査した山地災害危険地区が公表されている。本町内においては、以下の箇所が調査されている。

- ・崩壊土砂流出危険地区：74箇所
- ・山腹崩壊危険地区：233箇所

3-2. 土砂災害警戒区域等指定区域

土砂災害警戒区域等に関しては、和歌山県砂防課が平成16年度から令和元年度に調査し、公表されている。本町内の指定区域数は以下のとおりである。

指定区域数							
急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
447	(443)	119	(99)	4	(0)	570	(542)

4. その他災害

4-1. ため池

町内では、警戒を要するため池として、以下のため池が指定されている。

岩崎地区：おそめの池

朝来地区：峠池、荒堀池、荒堀新池、杉ノ谷池、稗田谷池、飛曾川池、檜ノ木池

生馬地区：救馬谷池、かくれ谷池、栗ヶ谷池、とどろ池、王子の谷池

岩田地区：鴻友池、井ノ谷池、方鹿池、西ノ谷池、三栖谷池

岡地区：射矢ノ谷池、かがり谷池、寺尾谷池

市ノ瀬地区：根皆田池、チシャン谷池、新池（市ノ瀬）、次郎大衛門池、観音上池、観音下池、大谷池、寺池、堂ノ谷池、半九郎池、杉山池、ジュンサイ池

下鮎川地区：三五郎池

第3章 防災ビジョンと実施責任

第1節 防災ビジョン

1. 防災理念

住民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活を確保することは、まちづくりの最も基本的な条件である。そのため、過去の大災害を教訓とし、町の特性、社会構造の変化等を考慮に入れ、町、県及び関係機関と住民が一体となって災害に強いまちづくりを推進するための防災理念を定める。

みんなで守る口熊野かみとんだ

～「自助」「共助」「公助」が協働して防災対策を推進～

2. 基本方針

防災行政を推進するにあたっての基本方針を定める。

- ① 町は、災害の発生を常に想定し、発生した場合における被害の最小化及び迅速な回復のために、平時から取組む災害予防計画、災害発生時に取組む災害応急対策、復旧・復興計画を定め、適切な推進を図る。
- ② 町は、自助・共助・公助の重要性を踏まえ、それぞれの主体と協働して計画を推進する。
- ③ 町は、地域における多様な主体（住民、自主防災組織、事業者等）が自発的に行う防災活動を促進する。
- ④ 町は、平時から各行政機関における相互の連携協力を確保するとともに、災害応急対策への備えを行い、科学的知見及び過去の災害教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- ⑤ 町は、まちの防災力を高める基盤整備を進める。
- ⑥ 町は、災害発生時には限られた時間の中で、情報、人材、物資等を適切に配分することに努め、人命を最優先として住民を保護する。
- ⑦ 町は、要配慮者への支援や男女共同参画の視点など、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の事情を踏まえた支援を行う。

第2節 実施責任

1. 各主体の役割・責務

災害対策は、住民や行政、関係機関等が互いに補い合いそれぞれの役割や責務を果たすことで効果的に行うことができる。

1-1. 住民・町内会等地域団体

住民は、一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、基本法第7条第2項の規定に基づき、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じること努める。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するように努めるほか、日頃から地域のつながりを大切にし、地域社会の一員としての責任を果たす。

町内会をはじめとする地域団体、NPOなどは、「地域のことは地域で守る」ことを基本に、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で地域の安全を確保する。

1-2. 事業者や教育機関等

事業者や教育機関等は、その社会的責任に基づき、従業員や利用者、あるいは学生等の安全確保を図るとともに、日頃から防災体制の整備や地域の防災活動に協力する。

1-3. 上富田町

町は、基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、町は、個人や地域団体、NPO、企業などがそれぞれの役割を果たすための活動がしやすい環境を整えるとともに、必要な支援を行う。

1-4. 和歌山県

和歌山県は、基本法第4条の規定に基づき、県内市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

1-5. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、基本法第3条の規定に基づき、自ら及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施できるよう協力する。

1-6. 自衛隊

自衛隊は、基本法第68条2の規定に基づき、町等と連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送といった、様々な活動を行う。

1-7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本法第6条の規定に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動に協力する。

1-8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、基本法第7条第1項の規定に基づき、平素からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には防災業務を行い、町の防災活動に協力する。

2. 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

2-1. 上富田町

- (ア) 上富田町防災会議に関する事項
- (イ) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (ウ) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- (エ) 災害防除と拡大の防止
- (オ) 救助、防疫等、被災者の救助保護
- (カ) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (キ) 被災者に対する融資等の対策
- (ク) 被災町営施設の応急対策
- (ケ) 災害時における文教対策
- (コ) 災害対策要員の動員並びに雇用
- (サ) 災害時における交通、輸送の確保
- (シ) 被災施設の復旧
- (ス) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2-2. 田辺消防署 上富田分署

- (ア) 災害時における情報の収集及び伝達、広報
- (イ) 災害時における被災者の救急、救助業務
- (ウ) 火災発生における消防業務
- (エ) 危険物等の災害に関する指導等災害予防業務
- (オ) 消防組織、消防施設の強化

2-3. 白浜警察署

- (ア) 災害時における町民の生命、身体、財産の保護
- (イ) 災害時における犯罪予防及び取締り、治安維持のための警察活動
- (ウ) 災害時における交通の混乱防止、交通秩序の確保
- (エ) 災害時における緊急車両のための交通規制
- (オ) 遺体の検視及び身元確認
- (カ) 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

2-4. 和歌山県

- (ア) 県防災会議に関する事務
- (イ) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (ウ) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- (エ) 災害防除と拡大の防止
- (オ) 救助、防疫等、被災者の救助保護
- (カ) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (キ) 被災者に対する融資等の対策
- (ク) 被災県営施設の応急対策
- (ケ) 災害時における文教対策
- (コ) 災害時における公安対策
- (サ) 災害対策要員の動員並びに雇用
- (シ) 災害時における交通、輸送の確保
- (ス) 被災施設の復旧
- (セ) 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

2-5. 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- (ア) 管内各府県警察の指導・調整に関すること
- (イ) 他管区警察局との連携に関すること
- (ウ) 関係機関との協力に関すること
- (エ) 情報の収集及び連絡に関すること
- (オ) 警察通信の運用に関すること
- (カ) 警察官の応援派遣に関すること

(2) 近畿財務局（和歌山財務事務所）

- (ア) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (イ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
- (ウ) 地方自治体に対する災害融資
- (エ) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- (オ) 未利用の国有地の情報提供

(3) 近畿厚生局

- (ア) 独立行政法人国立病院機構の避難施設等の整備と防災訓練の指導
- (イ) 災害時における国立病院機構収容患者の医療等の指示、調整
- (ウ) 災害による負傷者等の国立病院機構における医療助産、救助の指示、調整

(4) 近畿農政局

- (ア) 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- (イ) 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食料、種子等の供給対策
- (ウ) 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

(5) 近畿中国森林管理局(和歌山森林管理署)

- (ア) 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- (イ) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (ウ) 国有林における荒廃地の災害復旧
- (エ) 災害対策復旧用資材の供給
- (オ) 森林火災予防対策

(6) 近畿経済産業局

- (ア) 電気、ガス、工業用水道の復旧対策
- (イ) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達

(7) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (ア) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策
- (イ) 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策

(8) 近畿運輸局(和歌山運輸支局勝浦海事事務所)

- (ア) 交通施設及び設備の整備に関する指導
- (イ) 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導
- (ウ) 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導
- (エ) 災害時における所管事業に関する情報の収集
- (オ) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導
- (カ) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整
- (キ) 緊急輸送命令

(9) 近畿地方整備局(和歌山港湾事務所)

- (ア) 港湾施設の整備と防災管理に関すること
- (イ) 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導に関すること
- (ウ) 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- (エ) 港湾・海岸保全施設等の応急復工法の指導に関すること

(10) 大阪航空局(関西空港事務所南紀白浜空港出張所)

- (ア) 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理
- (イ) 密集地帯上空の低空飛行の禁止
- (ウ) 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施

(11) 田辺海上保安部

- (ア)海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動
- (イ)災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止
- (ウ)災害時における海上緊急輸送及び治安の維持
- (エ)海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
- (オ)災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動

(12) 大阪管区気象台(和歌山地方気象台)

- (ア)気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (イ)気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (ウ)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (エ)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (オ)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(13) 近畿総合通信局

- (ア)電波の監理、並びに有線電気通信の監理
- (イ)非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (ウ)非常通信協議会の育成・指導
- (エ)防災及び災害対策に係る無線局の開設、設備の指導
- (オ)非常時における重要通信の確保

(14) 和歌山労働局

- (ア)工場、事業場における労働災害の防止
- (イ)救助の実施に必要な要員の確保

(15) 近畿地方整備局(紀南河川国道事務所)

- (ア)土木施設の整備と防災管理
- (イ)水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
- (ウ)被災土木施設の災害復旧
- (エ)緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(16) 近畿地方環境事務所

- (ア)災害廃棄物の処理対策に関すること

2-6. 自衛隊**(1) 陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊**

- (ア)人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- (イ)応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

2-7. 指定公共機関

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社
 - (ア)輸送施設の整備と安全輸送の確保
 - (イ)災害対策用物資の緊急輸送
 - (ウ)災害時の応急輸送対策
 - (エ)被災施設の調査と災害復旧
- (2) 西日本電信電話株式会社 和歌山支店、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社
 - (ア)電気通信施設の整備と防災管理
 - (イ)災害時における緊急通話の取扱い
 - (ウ)被災施設の調査と災害復旧
- (3) 日本銀行 大阪支店
 - (ア)災害時における金融面の対策（金融機関に対する緊急措置の指導等）
- (4) 日本赤十字社 和歌山県支部
 - (ア)災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
 - (イ)災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - (ウ)義援金品の募集配布
- (5) 日本放送協会 和歌山放送局
 - (ア)防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - (イ)災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (6) 西日本高速道路(株) 関西支社
 - (ア)災害時における輸送路の確保
 - (イ)有料道路の災害復旧
- (7) 電源開発株式会社 西日本支店
 - (ア)ダム施設等の整備と防災管理
 - (イ)被災施設の調査と災害復旧
- (8) 日本通運株式会社 和歌山支店
 - (ア)災害時における緊急陸上輸送
- (9) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
 - (ア)災害時の電力供給
 - (イ)被災施設の調査と災害復旧
 - (ウ)ダム施設等の整備と防災管理
- (10) 大阪ガス株式会社
 - (ア)災害時のガス供給
 - (イ)被災施設の調査と災害復旧
- (11) 郵便事業株式会社
 - (ア)災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
 - (イ)被災郵政業務施設の復旧
- (12) KDDI株式会社
 - (ア)電気通信施設の整備と防災管理

(イ)災害時における緊急通話の取扱い

(ウ)被災施設の調査と災害復旧

(13) ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

(ア)電気通信施設の整備と防災管理

(イ)電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施

(ウ)被災電話通信設備の災害復旧

2-8. 指定地方公共機関

(1) 土地改良区

(ア)土地改良施設の整備と防災管理

(イ)農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧

(ウ)農地たん水の防除施設の整備と活動

(2) 鉄道機関

(ア)輸送施設の整備と安全輸送の確保

(イ)災害対策用物資の緊急輸送

(ウ)災害時の応急輸送

(エ)被災施設の調査と災害復旧

(3) バス機関

(ア)災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保

(イ)災害時の応急輸送

(4) 輸送機関

(ア)災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保

(イ)災害時の応急輸送

(5) 放送機関

(ア)防災知識の普及と警報等の周知徹底

(イ)災害状況及び災害対策等の周知徹底

(6) 医療機関

(ア)災害時における医療救護の実施

(イ)災害時における防疫の協力

(7) 公社

土地

(ア)管理地及び施設の整備と防災管理

(イ)被災施設等の災害復旧

住宅

(ア)被災施設の調査と災害復旧

(イ)住宅の被害調査と応急対策への協力

(8) ガス機関

(ア)災害時のガス供給

(イ)被災施設の調査と災害復旧

2-9. その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 病院等経営者

- (ア)避難施設の整備と避難訓練の実施
- (イ)被災時の病人等の収容保護
- (ウ)災害時における負傷者等の医療、助産救助

(2) 社会福祉施設の経営者

- (ア)避難施設の整備と避難訓練の実施
- (イ)災害時における収容者の収容保護

(3) 学校法人

- (ア)避難施設の整備と避難訓練の実施
- (イ)災害時における教育の応急対策計画の確立と実施

(4) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等

- (ア)町本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力
- (イ)農林水産物等の災害応急対策についての指導
- (ウ)被災農林漁業者に対する融資又はあっせん
- (エ)農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
- (オ)飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん

(5) 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- (ア)町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力
- (イ)救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(6) 金融機関

- (ア)被災事業者に対する資金融資

(7) 危険物及び高圧ガス施設等管理者

- (ア)安全管理の徹底
- (イ)危険物及び高圧ガス施設等の点検

第 4 章 その他

第 1 節 町の防災に関する条例・計画等

町における防災に関する条例・計画等は、以下のとおりである。

1. 条例・要綱

- ・上富田町防災会議条例
- ・上富田町防災会議運営規則
- ・上富田町災害対策本部規則
- ・上富田町町民活動災害補償制度活用要綱

2. 関連計画等

2-1. 関連計画

- ・地震防災対策アクションプログラム（平成 27 年 7 月）
- ・受援計画（令和 6 年 3 月）

2-2. 個別マニュアル等

- ・職員災害対応マニュアル
- ・避難所運営マニュアル 大規模避難所版・小規模避難所版（平成 25 年 9 月）
- ・災害時要援護者支援マニュアル（平成 21 年 10 月）

2-3. ハザードマップ

- ・土砂災害・洪水ハザードマップ
- ・ため池ハザードマップ

第2節 協定・覚書

1. 協定・覚書

町における防災に関する協定・覚書等は、以下のとおりである。

<協定・覚書一覧 1/3>

No	協定名	締結先	締結年月日
1	和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下市町村及び消防の一部事務組合	平成8年3月1日 平成25年9月2日（変更）
2	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県	平成8年2月22日
3	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定	日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村	平成8年2月23日
4	災害時における上富田町と上富田郵便局との相互協力に関する覚書	上富田郵便局	平成12年2月1日
5	災害救助物資の調達に関する協定	バリューハウス富田川店（株式会社たかす）	平成14年9月26日
6	災害救助物資の調達に関する協定	上富田町農業協同組合	平成14年10月18日
7	災害救助物資の調達に関する協定	株式会社ドラッグストアーキリン（朝来店）	平成15年3月31日
8	災害救助物資の調達に関する協定	有限会社出嶋薬局	平成15年3月31日
9	災害救助物資の調達に関する協定	上富田石油	平成15年3月31日
10	災害救助物資の調達に関する協定	熊野石油	平成15年3月31日
11	災害救助物資の調達に関する協定	富田川石油	平成15年3月31日
12	災害救助物資の調達に関する協定	前川石油株式会社	平成15年3月31日
13	災害救助物資の調達に関する協定	有限会社山吉石油	平成15年3月31日
14	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	上富田町建設業親睦会	平成17年7月1日
15	災害時における救援物資提供に関する協定	三笠コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年6月21日
16	防災関係の協働事業に関する協定	紀南農業協同組合	平成19年6月8日
17	災害救助物資の調達に関する協定	立岩農園	平成20年1月28日
18	災害救助物資の調達に関する協定	ライスセンター山本	平成20年1月28日
19	災害救助物資の調達に関する協定	丸正プロパン米穀店	平成20年1月28日
20	災害時の医療救護所に関する協定	和歌山県立熊野高等学校	平成20年12月9日
21	災害発生時における復旧支援活動に関する協定	和歌山県自動車整備振興会田辺支部	平成23年2月1日

<協定・覚書一覧 2/3>

No	協定名	締結先	締結年月日
22	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	有限会社ヤマト自動車	平成23年11月1日
23	上富田町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会	平成24年3月19日
24	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局長	平成24年7月19日
25	津幡町・上富田町災害時相互応援協定	石川県津幡町	平成24年10月9日
26	災害救助物資の調達に関する協定	田辺米穀株式会社	平成25年5月29日
27	災害時等における地域の安全の確保等に関する協定	社会福祉法人 神愛会	平成25年6月17日
28	上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定	奈良県斑鳩町	平成25年11月2日
29	災害時相互応援に関する協定	紀南10市町村	平成25年10月9日
30	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)和歌山支店	平成26年4月1日
31	災害時発生における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	平成26年7月8日
32	災害発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	和歌山県トラック協会	平成26年12月19日
33	災害時における住家の被害認定に関する協定	和歌山県建築士会	平成27年1月30日
34	災害時における住家の被害認定に関する協定	和歌山県建築士事務所協会	平成27年1月30日
35	災害時における住家の被害認定に関する協定	日本建築家協会	平成27年1月30日
36	「道の駅」防災利用に関する基本協定	国土交通省近畿地方整備局・和歌山県・12市町	平成27年11月17日
37	災害時における住家の被害認定に関する包括協定	一般財団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	平成28年1月22日
38	大規模災害時における一般廃棄物応急対策に関する協定	きのくに環境整備協同組合・一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成29年4月3日
39	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人 西牟婁郡医師会	平成30年4月1日
40	災害時における無人航空機の運用に関する協定	クオリティソフト株式会社	平成30年6月22日
41	災害発生時における応急対策業務に関する協定	和歌山県LPガス協会田辺支部	平成31年3月27日
42	災害発生時における法律相談業務等に関する協定	和歌山弁護士会	平成31年3月29日
43	災害救助物資の調達に関する協定	株式会社 岸商店	令和元年12月6日
44	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社キナン田辺営業所	令和2年4月10日

<協定・覚書一覧 3/3>

No	協定名	締結先	締結年月日
45	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	きのくに葬祭事業協同組合	令和2年5月1日
46	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	関西電力送配電株式会社 和歌山本部	令和2年6月1日
47	福祉避難所の確保にかかる協定	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会	令和2年6月16日
48	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	紀南段ボール株式会社 Jパックス株式会社	令和2年7月9日
49	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社レンタルのニッケン和歌山営業所	令和3年2月17日
50	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年12月23日
51	災害時における消防用水等の確保に関する協定	和歌山県広域生コンクリート協同組合紀南支部	令和4年6月2日
52	災害時におけるヘリコプターによる救援活動等に関する協定	特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会	令和4年7月30日
53	災害救助物資の調達に関する協定	ナカト産業株式会社	令和4年9月27日
54	災害時における医療材料等の供給に関する協定	株式会社ズズケン	令和5年4月13日
55	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	和歌山県司法書士会	令和5年12月21日
56	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社和歌山支店	令和6年1月17日
57	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社紙の杜	令和6年3月26日
58	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	令和6年12月12日
59	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	ナカト産業株式会社	令和6年12月24日
60	災害時における一時避難施設としての使用及び物資の供給に関する協定	株式会社プラス	令和7年3月3日

第3節 防災関係施設等

1. 防災関係施設

町における防災関係施設は、以下のとおりである。

1-1. 災害対策本部・防災拠点

町の災害対策本部及び出張所は、以下のとおりである。

なお、被災状況等により施設が活用できない場合は、その他代替施設を定める。

<災害対策本部・防災拠点>

機能	施設名	所在地	電話番号
災害対策本部	上富田町役場	西牟婁郡上富田町朝来 763	0739-47-0550
(災害対策本部) 代替施設	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来 758-1	0739-47-5930
	大谷総合センター	西牟婁郡上富田町朝来 3992-3	0739-47-0366
	生馬出張所	西牟婁郡上富田町生馬 1888	0739-47-1708
	岩田出張所	西牟婁郡上富田町岩田 1776-3	0739-47-2020
	市ノ瀬出張所	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 619-12	0739-48-0366

1-2. 災害時の医療拠点

田辺保健所管内における災害時の医療拠点は、以下のとおりである。

<田辺保健所管内における災害時の医療拠点>

区分	病院名	住所	電話番号	概要
災害拠点 病院	紀南病院	田辺市新庄町 46 番地の 70	0739-22-5000	災害時の医療救護活動の中核施設として、重篤患者に対する救急医療の提供や医療救護チームの派遣及び応急用医療資器材の貸し出し等を行う医療機関
	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	
災害支援 病院	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町 1447	0739-43-6200	災害拠点病院の機能を補完する医療機関
	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町 周参見 2380	0739-55-2065	
その他	紀南病院	田辺市新庄町 46 番地の 70	0739-22-5000	救急告示病院
	南和歌山医療センター	田辺市たきない町 27 番 1 号	0739-26-7050	
	田辺中央病院	田辺市南新町 147	0739-24-5333	

1-3. 和歌山県緊急輸送ネットワーク

公安委員会は災害発生時、被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送など、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、被災状況に応じて、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

＜町における緊急輸送道路＞

緊急輸送道路	指定道路	概要
第 1 次	紀勢自動車道 国道 42 号 国道 311 号	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路
第 2 次	県道上富田南部線	第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、防災拠点等（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊、道の駅、高速道路インターチェンジ・サービスエリア・パーキング）を連絡する道路

＜町におけるヘリポート＞

施設名	所在地	電話番号	種別
上富田スポーツセンター 野球場	朝来 3871 番地	0739-33-7888	ドクターヘリ、防災ヘリ
上富田スポーツセンター 球技場	朝来 3871 番地	0739-33-7888	ドクターヘリ
上富田スポーツセンター 多目的広場駐車場	朝来 3871 番地	0739-33-7888	ドクターヘリ
稲葉根公園	岩田 2988 番地の 2 先		ドクターヘリ
岩田河川公園	岩田 1508 番地先		ドクターヘリ

2. 避難所等

2-1. 町における避難所等の定義

(1) 名称と定義

町における避難所等は、以下のとおりである。

＜町における避難所等の定義＞

名称	定義
拠点避難所	台風等の大雨により被害が発生する恐れがある場合などに優先して開設する施設。
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。
福祉避難所	要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所。 (根拠：和歌山県災害時要援護者支援マニュアル)

(2) 安全レベルの設定

避難場所に関しては、「和歌山県における避難先の考え方」を参考に、以下の観点で安全レベルを評価している。

＜避難場所の安全レベル＞

災害	安全レベル	概要
風水害	避難先 ☆☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
	避難先 ☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
	避難先 ☆	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
	避難先 ☆（注）	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先
地震	○	耐震性のある施設

2-2. 避難所一覧

(1) 避難所

町における避難所は、以下のとおりである。

＜拠点避難所、指定緊急避難場所、指定避難所＞

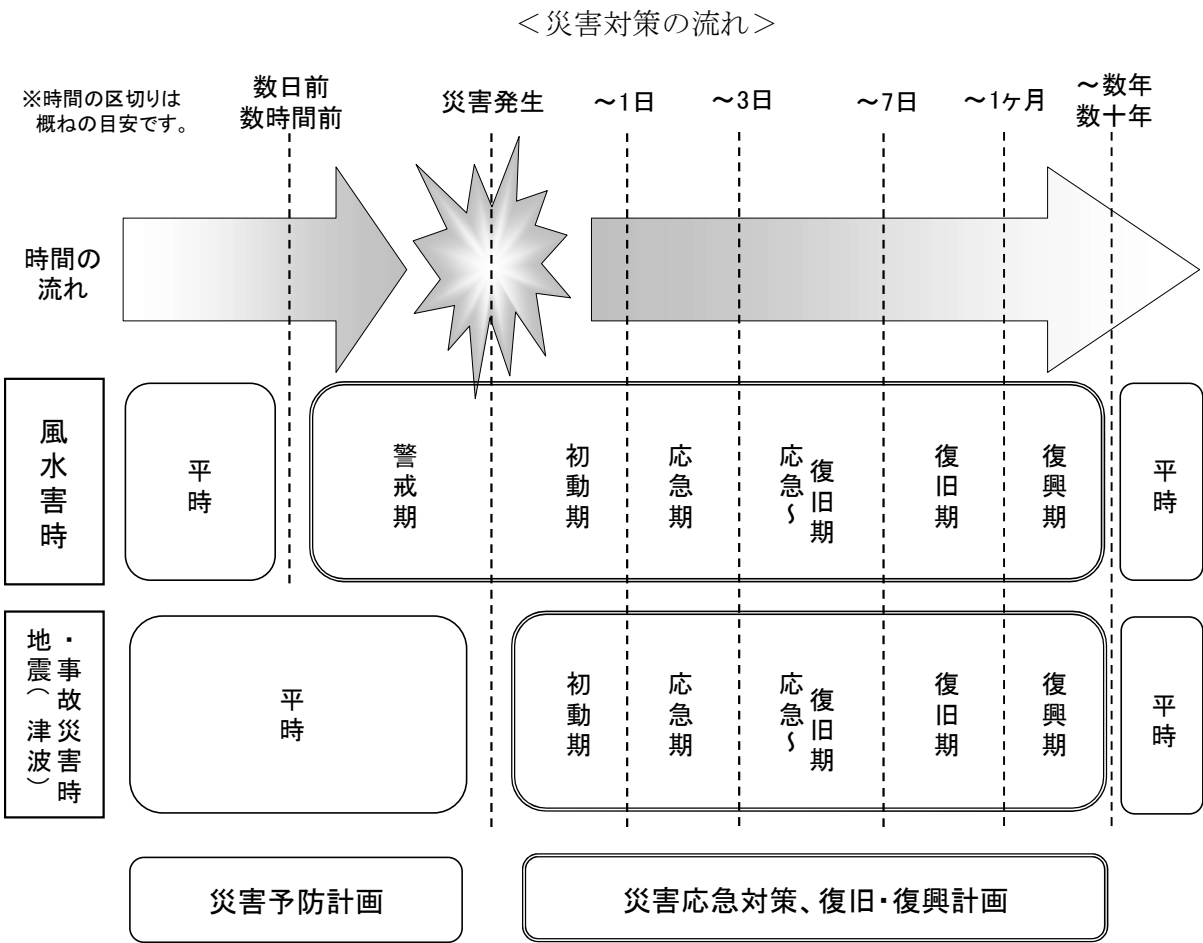
No	避難先名称	所在地	(風水害)						(地震)		
			拠点 避難所	指定 緊急 避難 場所	指定 避難所	避難場所 安全 レベル	使用区分 土砂 災害	使用区分 内水 洪水	指定 緊急 避難 場所	指定 避難所	耐 震 性
1	岩崎会館	岩崎 434		○	○	☆		○	○	○	○
2	上富田町役場庁舎	朝来 763		○		☆☆	○	○	○		○
3	朝来小学校	朝来 2750		○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○
4	朝来コミュニティ センター	朝来 2778-1	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
5	大谷総合センター	朝来 3992-3		○	○	☆☆	○	○			
6	防災公園	朝来 2293-7				—			○		
7	県立熊野高校	朝来 670		○	○	☆		○	○	○	○
8	上富田福祉センタ ー	朝来 755-1		○	○	☆☆	○	○	○	○	○
9	上富田町保健セン ター	朝来 755-1	○	○	○	☆☆	○	○	○	○	○
10	上富田文化会館	朝来 758-1	○	○	○	☆☆	○	○	○	○	○
11	南紀の台会館	南紀ノ台 29- 15		○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○
12	南紀の台公民館	南紀の台 73- 38	○	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○
13	南紀白浜わんわん パラダイス敷地内	南紀ノ台 1-1				—			○		
14	生馬公民館	生馬 1728-1	○	○	○	☆		○	○	○	○
15	生馬小学校	生馬 1901		○	○	☆		○	○	○	○
16	中央コミュニティ 消防センター	生馬 725-1		○	○	☆	○		○	○	○
17	上富田中学校	岩田 173-1		○	○	☆☆	○	○	○	○	○
18	岩田公民館	岩田 1777-1	○	○	○	☆		○	○	○	○
19	岩田小学校	岩田 1750		○	○	☆☆	○	○	○	○	○
20	岩田高齢者憩の家	岩田 1775-1		○	○	☆	○		○	○	○
21	岩田児童館	岩田 2843		○	○	☆		○			
22	岡小学校	岡 638-1		○	○	☆		○	○	○	○
23	農業構造改善セン ター	岡 640-12	○	○	○	☆☆	○	○	○	○	○
24	岡高齢者憩の家	岡 1291-1		○	○	☆	○	○	○	○	○
25	市ノ瀬体育館	市ノ瀬 2504- 36		○	○	☆	○				
26	市ノ瀬小学校	市ノ瀬 604		○	○	☆	○		○	○	○
27	市ノ瀬高齢者憩の 家	市ノ瀬 2504- 23	○	○	○	☆	○		○	○	○
28	農村環境改善セン ター	市ノ瀬 619-2	○	○	○	☆	○		○	○	○

序章 災害予防計画とは

第1節 災害予防計画とは

1. 災害予防計画の位置づけ

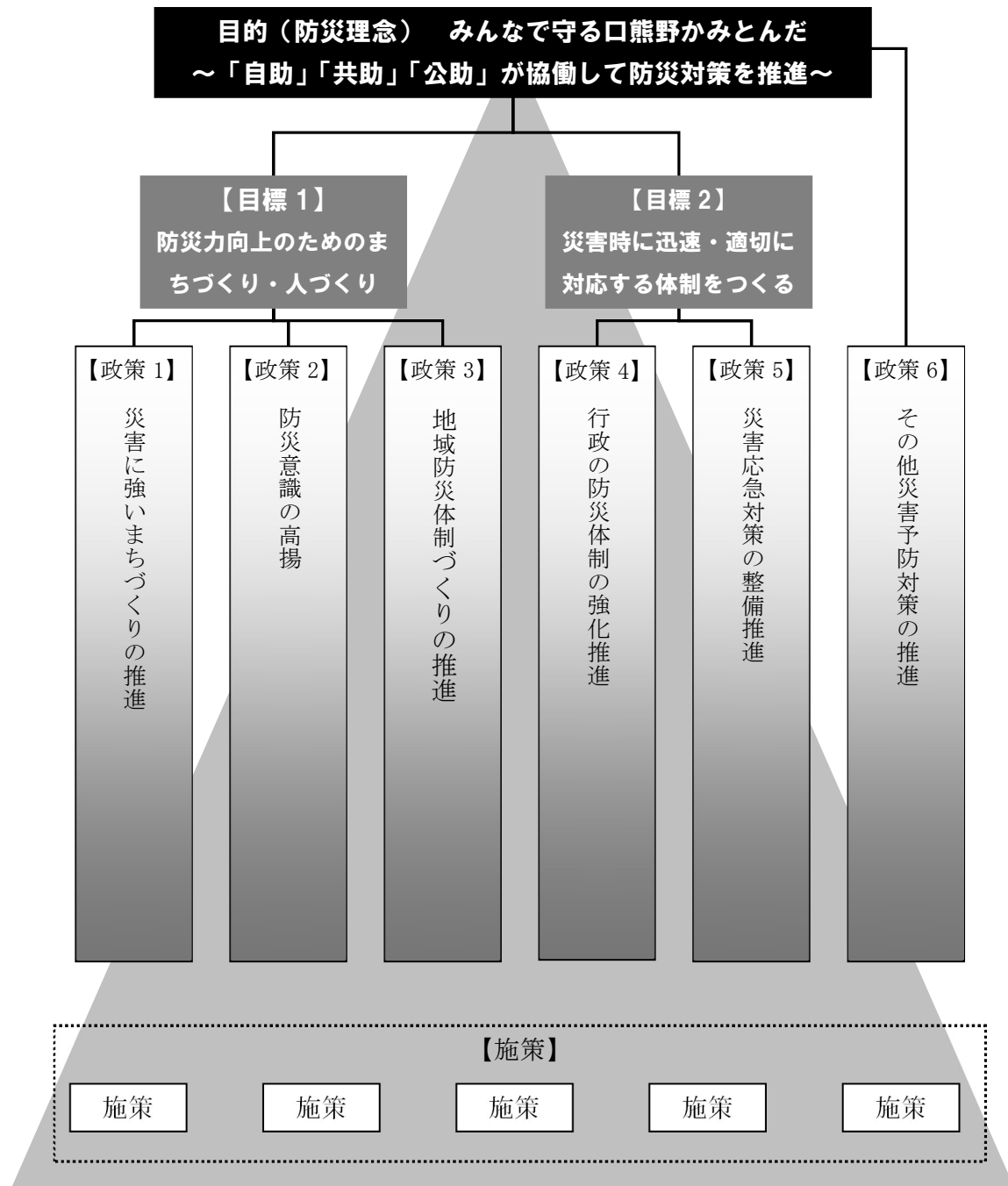
「災害予防計画」とは、災害発生に備えて、関係各課が、平時にどのような対策をとるべきかを示したものである。なお、災害発生前の警戒期、発生後の応急対策、復旧・復興対策については、第3編「災害応急対策、復旧・復興計画」に示す。



2. 災害予防計画の体系

「災害予防計画」は、町の防災理念に基づき、2つの目標、6つの政策の体系からなる。

＜災害予防計画の体系＞



第2節 防災関係機関等の役割分担

災害予防計画の役割分担は、以下のとおりである。

章	節	項	上富田町	住民	県	関係機関等
第1章 災害に強いまちづくりの推進	第1節 建造物災害予防対策	1. 建築物の耐震・耐火・耐風化を推進する	総務課			
	第2節 避難環境の整備	1. 避難所等を指定する	総務課			
		2. 避難所における備蓄等を整備する	総務課			
		3. 避難所の組織体制を整備する	総務課			
		4. マニュアル作成、研修や訓練を実施する	総務課			
		5. 避難に関する情報を周知する	総務課			
		6. 避難誘導体制を整備する	総務課	自主防災組織		
	第3節 河川防災対策	1. 河川施設を整備する	建設課 総務課		県土整備部 (河川課)	
		2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保する	総務課 建設課	自主防災組織		
	第4節 土砂災害対策	1. 土砂災害のソフト対策を推進する	総務課 建設課		県土整備部 (砂防課)	
		2. 土石流防災対策を行う	建設課		県土整備部 (砂防課)	
		3. 地すべり防災対策を行う	建設課		県土整備部 (砂防課)	
		4. 急傾斜地崩壊防災対策を行う	建設課		県土整備部 (砂防課)	
	第5節 山地・ため池災害対策	1. 山地防災対策を行う	建設課		農林水産部 (農業農村整備課、森林整備課) 県土整備部 (砂防課)	
		2. ため池防災対策を行う	建設課		農林水産部 (農業農村整備課)	
	第6節 道路防災対策	1. 幹線町道保全に関する砂防関係事業を推進する	建設課		県土整備部 (道路政策課、道路建設課、道路保全課)	
		2. 幹線町道の法面、橋梁等の耐震化を推進する	建設課			
	第7節 上下水道防災対策	1. 上水道施設の防災対策を推進する	上下水道課			
		2. 下水道施設の防災対策を推進する	上下水道課			

章	節	項	上富田町	住民	県	関係機関等
第1章 づくりの推進 災害に強いまち	第8節 公共的施設災害予防対策	1. 公衆電気通信施設災害予防計画				西日本電信電話株式会社
		2. 電力施設災害予防計画				関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
		3. 鉄道施設災害予防計画				西日本旅客鉄道株式会社
第2章 防災意識の高揚	第1節 防災知識の普及	1. 防災知識の普及活動を行う	総務課			
		2. 学校における防災教育を充実させる	教育委員会			
第3章 地域防災体制づくりの推進	第1節 自主防災組織等の整備	1. 自主防災組織を育成する	総務課	自主防災組織 住民		
		2. 事業所等による自主的防災体制を育成する	総務課			
		3. 地区防災計画を定める	総務課	自主防災組織 住民		
	第2節 ボランティア活動環境の整備	1. 上富田町社会福祉協議会等と連携する	総務課			社会福祉協議会
		2. ボランティア受入マニュアルを作成する	総務課			社会福祉協議会
第4章 行政の防災体制の強化推進	第1節 防災体制の整備	1. 組織を整備する	全部			
		2. 広域連携を推進する	総務課			
		3. 防災訓練及び研修を行う	全部	自主防災組織 住民		
	第2節 気象観測業務整備	1. 気象観測を行う	総務課			
		1. 防災行政無線、その他非常通信設備の維持管理を図る	総務課			
	第3節 通信施設整備	2. 緊急速報メール等を活用する	総務課			
		3. 情報通信技術の活用による災害情報収集伝達方法を整備する	総務課			
	第4節 防災救助施設等の整備	1. 防災救助施設等を整備する	総務課		総務部（消防保安課） 県土整備部（河川課）	田辺市消防本部
		2. 食料等及び資機材の備蓄を行う	総務課	住民		

章	節	項	上富田町	住民	県	関係機関等
第5章 災害応急対策の整備推進	第1節 要配慮者対策	1. 要配慮者の支援体制を整備する	福祉課 総務課	自主防災組織		社会福祉協議会
		2. 避難行動要支援者名簿を作成する	福祉課 総務課		危機管理局（災害対策課） 企画部（文化国際課）、 福祉保健部（福祉保健総務課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、健康推進課）	
		3. 社会福祉施設等における対策を行う	福祉課 長寿課 総務課			
	第2節 災害時救急医療体制の整備	1. 救急・救助体制を整備する	消防署			田辺市消防本部
		2. 医療体制を整備する	福祉課		福祉保健部（医務課）	
	第3節 応急危険度判定の体制整備	1. 被災建築物応急危険度判定の体制を整備する	建設課		県土整備部（都市政策課）	
		2. 被災宅地危険度判定の体制を整備する	建設課		県土整備部（都市政策課）	
		3. 応急危険度判定制度の周知を図る	建設課		県土整備部（都市政策課）	
	第1節 地震防災対策	1. 地震・防災対策アクションプログラムを推進する	全部署			
		2. 地震防災緊急事業五箇年計画を推進する	全部署			
第6章 その他災害予防対策	第2節 文化財の災害予防対策	1. 文化財の災害予防対策を推進する	教育委員会			
	第3節 農林業の災害予防対策	1. 農業関係の災害予防対策を行う	振興課		農林水産部（農林水産総務課）	
		2. 林業関係の災害予防対策を行う	振興課		農林水産部（農林水産総務課）	

章	節	項	上富田町	住民	県	関係機関等
第5章 の整備推進 災害応急対策	第4節 火災 予防対策	1. 火災予防及び消防体制の整備充実を図る	総務課	自主防災組織		田辺市消防本部
		2. 林野火災予防及び消防体制の整備充実を図る	総務課		危機管理局（災害対策課） 農林水産部（森林整備課）	田辺市消防本部
第6章 その他災害予防対策	第5節 危険物等災害予防対策	1. 危険物等災害予防対策を行う	総務課			事業所 危険物保安統括管理者 危険物保安監督者 危険物取扱者 危険物施設保安員 田辺市消防本部

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 建造物災害予防対策

1. 建築物の耐震・耐火・耐風化を推進する（総務課）

地震、火災、暴風等による建築物被害の防止並びに軽減を図るためには、建築物自体を強化することが求められる。

1-1. 民間建築物の耐震化の推進

総務課は、民間建築物の耐震化を推進する。

(1) 耐震相談窓口の設置

住民からの耐震診断、耐震改修等に関する相談窓口を設置する。

(2) 木造住宅の耐震診断の推進（上富田町木造住宅耐震診断）

昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を推進する。

(3) 木造住宅の耐震改修の推進（きのくに木造住宅耐震改修補助金交付事業）

耐震診断の結果、耐震性の不足する住宅の所有者に対して、助成を行うとともに、助成制度の周知等を強化し、耐震改修を推進する。

(4) 家具等の転倒防止対策の推進

家庭内の家具に転倒防止金具の取り付けの促進を行う。

また、高齢者や障害者がいる世帯等を対象に家具転倒防止器具取付を行う。

1-2. 町有建築物等の耐震化の推進

町有建築物を管理する関係各課は、地震による建築物の倒壊等の被害防止並びに軽減を図るため、耐震診断の実施とともに、その結果に基づく必要な耐震改修を計画的に実施する。

(1) 町有建築物（学校施設及び町営住宅以外）の耐震化

町有建築物の耐震化工事を可能な限り実施する。

(2) 庁舎内等のロッカー等の転倒防止対策

庁舎、学校等の町有施設内におけるロッカー等の設備に転倒防止器具等を取り付けるなどの対策を推進する。

1-3. 台風時・豪雨時のための安全対策促進

総務課及び建設課は、住民に対して、台風時・豪雨時等に備えて屋根瓦や雨戸、樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発する。

第2節 避難環境の整備

あらゆる災害時において、住民が安全かつ速やかに避難できるよう避難場所と避難体制の充実が求められる。

1. 避難所等を指定する（総務課）

総務課は、施設管理者と協力し、住居等の分布や避難対象人数、避難路、避難所の安全性等を考慮し、避難所等を指定する。

避難所等一覧は、第1編総則に示す。

2. 避難所における備蓄等を整備する（総務課）

総務課は、避難所として指定した施設に対する食料・飲料水等の備蓄計画を作成し、備蓄を推進する。

3. 避難所の組織体制を整備する（総務課）

総務課は、関係各課と連携し、円滑な避難所運営が行えるよう要員の確保や物資の調達、要配慮者に対する支援等、体制の充実と役割分担の徹底を図る。

4. マニュアル作成、研修や訓練を実施する（総務課）

総務課は、女性や子供、要配慮者にやさしい避難所環境を確保するため、避難所運営マニュアルの充実を一層図る。また、避難所運営マニュアルに基づく対応が円滑に行えるよう、担当職員に対し実践的な研修や訓練を行う。

さらに、避難所運営マニュアルを実効性の高いものにするため、避難所開設、運営訓練等を通じて出た課題等を基に見直しを行い、必要があれば修正を行う。

5. 避難に関する情報を周知する（総務課）

総務課は、避難に関する情報を周知する。

5-1. 避難所等の周知

避難所等を指定した場合は、広報誌等により地域住民に対し周知の徹底を図る。さらに、要配慮者への周知についても、音声や拡大文字等の工夫を行う。

5-2. 避難所等の表示

避難所等を明確に示すため、出入口等への表示板の整備を推進する。

5-3. 避難に関する情報の周知

防災マップ、広報誌等を通じて避難に関する情報（避難方法等）の周知の徹底を図る。

6. 避難誘導体制を整備する（総務課）

総務課は、避難誘導体制を整備する。

6-1. 避難路の選定

地震、洪水、土砂災害等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた避難路を選定する。

6-2. 避難誘導体制

地域特性や要配慮者に配慮した避難誘導を行うため、警察や消防、民生委員・児童委員、自主防災組織などと連携した体制づくりを図る。

6-3. 避難方法

避難方法については原則徒歩とする。

6-4. 避難誘導灯・標識等の整備

夜間停電時において、円滑な避難が行えるよう、避難所等への標識や主要な避難路への誘導灯の設置を推進する。

6-5. 避難施設管理者との協議

避難施設開設時、迅速で適切な対応や施設へのスムーズな進入が行えるよう、カギ管理の在り方も含め施設管理者と連携強化を図る。

第3節 河川防災対策

町の中央には2級河川富田川が流れ、その他町内には10本の主要河川がある。その多くは急流河川であり、短時間の降雨で出水氾濫による被害の受けやすい地域がある。河川災害を未然に防止し、又は軽減する対策が求められる。

1. 河川施設を整備する（建設課、総務課）

建設課は、台風・集中豪雨及び地震時等における水害の防止を図るため、県及び関係機関と協力して増水を安全に流下させるため、流域の治水、土地利用を考慮しつつ、河川の改修を計画的に推進する。

2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保する（建設課、総務課）

2-1. 避難体制の充実

総務課及び建設課は、河川被害を最小限に抑えるため、富田川が氾濫した場合に予想されるハザードマップの周知徹底を図る。

あわせて、町内会（区）や自主防災組織等と連携し、情報伝達や避難体制の充実を図る。

2-2. 防災上の配慮を要する者が利用する施設への対応

福祉課、長寿課及び総務課は、洪水浸水想定区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合、洪水時における必要な情報を迅速かつ確実に提供できるよう施設管理者との連携強化を図る。

第4節 土砂災害対策

本町の6割が山地であり、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所が多数存在するため、土砂災害を未然に防止し、又は軽減する対策が求められる。

1. 土砂災害のソフト対策を推進する（総務課、建設課）

総務課及び建設課は、総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 土砂災害危険箇所図の公表等を通じて、土砂災害危険箇所情報の住民への周知徹底を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき指定された土砂災害警戒区域内の警戒避難体制の整備を推進する。
- (3) 土砂災害に対する情報の収集・警戒避難体制の整備を図る。

また、県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定された場合は、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (1) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (2) 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所等に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

2. 土石流防災対策を行う（建設課）

建設課は、土石流災害を未然に防止し、又は軽減するため危険度・重要度の高い土石流危険渓流を中心として、情報の収集や点検等を行うとともに、関係機関と協力して砂防工事等防災対策を実施する。

3. 地すべり防災対策を行う（建設課）

建設課は、地すべりの発生を予測するために、日頃から危険箇所のパトロールを実施するとともに、関係機関と協力し地すべり災害による被害を未然に防止し、又は軽減するため防災対策を実施する。

4. 急傾斜地崩壊防災対策を行う（建設課）

建設課は、急傾斜地の災害が予想される箇所については正確な実態把握を行い、県の急傾斜地崩壊対策工事等急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するため防災対策を実施する。

第5節 山地・ため池災害対策

本町には、山地災害危険地区や警戒を要するため池が多数存在するため、それらに起因する災害を未然に防止し、又は軽減する対策が求められる。

1. 山地防災対策を行う（建設課）

建設課は、山地災害危険地区の状況を把握し、近接した住民に対し危険性の周知徹底を図るとともに、関係機関と協力し危険度・緊急性の高い箇所から山地防災対策を実施する。

2. ため池防災対策を行う（建設課）

建設課は、地震により下流の民家や避難路・指定避難施設等への被害が懸念される、ため池の実態調査を行う。また、ため池ハザードマップの作成を行うとともに地域住民に対して周知徹底を図る。あわせて、危険なため池については計画的な改修補強を推進する。

第6節 道路防災対策

大規模な自然災害から住民の暮らしと生命を守るためには、災害に強い道路が求められる。

1. 幹線町道保全に関する砂防関係事業を推進する（建設課）

建設課は、地震により発生するがけ崩れ、地滑り又は地震後のゆるんだ地盤への降雨により発生するがけ崩れ、土石流等により、幹線町道が通行不能とならないように、土砂災害の発生が予想される区間から、必要な砂防関係事業を県に要望する。

2. 幹線町道の法面、橋梁等の耐震化を推進する（建設課）

建設課は、緊急輸送道路等に指定された幹線町道の法面及び橋梁等について、優先度を考慮し、計画的に耐震化を推進する。

また、今後老朽化する橋梁の増大に対応するため、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な整備を実施する。

第7節 上下水道防災対策

大規模な災害発生に備え、上下水道施設の防災対策の強化、耐震性が求められる。

1. 上水道施設の防災対策を推進する（上下水道課）

上下水道課は、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能とするために必要な対策を推進する。

- (1) 水道施設について優先度に応じ、順次耐震化を進める。
- (2) 水道施設については平常時から巡回点検を行い、災害時には、破損・寸断等の早期発見、対応を図る。
- (3) 平常時から給水タンク等の点検・整備を行う。
- (4) 災害時、単独で水道施設の応急対策ができない場合、水道災害相互応援協定及び水道災害に関する応援協定書に基づき、速やかに応援要請できるよう連絡体制の強化を図る。
- (5) 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、水道管路図等の整備を行う。

1-1. 上富田町水道施設等の耐震化

上下水道課は、町内の浄水場、配水池等主要な水道施設について、耐震化実態調査を実施するとともに、管路も含めて耐震性の強化が必要な施設・管路の把握を行い、総合的な上富田町水道施設の耐震化を進める。

1-2. 飲料水の確保

上下水道課は、災害時における給水の効率化を図るため、応急給水所となる指定避難施設等への防災用仮設水槽の整備等を検討する。

2. 下水道施設の防災対策を推進する（上下水道課）

上下水道課は、災害時においても衛生的な生活環境の確保と水質保全のため、重要なライフラインのひとつである下水道施設の安全性を確保する必要がある。

- (1) 下水道施設については、優先度に応じ耐震化を進める。
- (2) 下水道BCPを策定し、早期に下水道が果たすべき機能を維持・回復出来るよう努める。
- (3) 下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道等の整備を図る。
- (4) 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、施設管理図書を保全・整備する。
- (5) 下水道施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町による応援体制の整備を図る。

第8節 公共的施設災害予防対策

1. 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

この計画は、西日本電信電話株式会社における、一般防災及び地震防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。（和歌山県地域防災計画 平成26年度修正に準拠）

1-1. 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。

特に、地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

1-2. 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信のそ通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

また、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (4) 避難及び救護
- (5) その他必要とする事項

1-3. 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

1-4. 電気通信設備等に関する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア、豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと

イ、暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと

ウ、地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア、主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること

イ、主要な中継交換機を分散設置すること

ウ、大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること

エ、通信ケーブルの地中化を推進すること

オ、主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること

カ、重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

1-5. 重要通信の確保

(1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

(2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

(3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

1-6. 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用伝送装置
- (4) 非常用電源装置
- (5) 応急ケーブル
- (6) 災害対策指揮車
- (7) 雪上車及び特殊車両
- (8) その他の応急復旧用諸装置

1-7. 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(5) 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

1-8. 設備事故の防止

(1) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

2. 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

この計画は、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社における、電力施設に係る災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。（和歌山県地域防災計画 令和2年度修正に準拠）

2-1. 社外機関との協調

(1) 防災関係機関との協調

自治体及び防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。

(2) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

2-2. 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2-3. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2-4. 電力設備の災害予防措置に関する事項

(1) 水害対策

① 送電設備

- ・鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。
- ・地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

② 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は、基本的に嵩上げを行うが、嵩上げが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

① 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置する。

② 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

③ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

④ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、過去の被害調査等から最大水位を想定し、必要に応じて諸電動機の嵩上げを行い、設備の安全性を確保する。また、必要箇所には防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

(5) 雪害対策

雪害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

① 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

② 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

③ 変電設備

機器架台の嵩上げ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

④ 配電設備

緑まわり線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(6) 雷害対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(7) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(8) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講ずる。特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じた対策を講ずる。

① 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規程作成による管理体制の確立

② 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等、防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置

③ 連絡通報体制その他防災体制の確立

(9) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(10) 地震対策

① 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

④ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

⑤ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

2-5. 施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- ② 潮位、波高等の観測施設及び設備
- ③ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

- ① 無線伝送設備
 - ・マイクロ波無線等の固定無線回線
 - ・移動無線設備
 - ・衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - ・通信ケーブル
 - ・電力線搬送設備
 - ・通信線搬送設備、光搬送回線
- ③ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）
- ④ I Pネットワーク回線
- ⑤ 通信用電源設備

(3) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

- ① 水防関係
 - ・ダム管理用観測設備
 - ・ダム操作用の予備発電設備
 - ・防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - ・排水用のポンプ設備

- ・各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ・警報用設備

② 消防関係

- ・燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ・化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ・消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ・各種消火器具及び消火剤
- ・火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(4) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設及び設備の整備を図る。

- ① 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- ② 油回収船
- ③ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(5) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

2-6. 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実に把握に努める。

(5) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

2-7. 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと
- ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること
- ・断線垂下している電線には絶対にさわらないこと

- ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること
- ・大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること
- ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- ・電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- ・台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

3. 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社における、鉄道施設に係る災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。（和歌山県地域防災計画 平成26年度修正に準拠）

3-1. 現況

鉄道施設の現況は、次のとおりである。

種類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ（km）	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう（箇所）	702	99	76	877
トンネル（箇所）	129	0	6	135
踏切（箇所）	215	132	45	392

3-2. 計画方針

西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社は、鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

3-3. 事業計画

西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社は、災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) トンネルの維持補修並びに改良強化
- (4) のり面、土留の維持補修並びに改良強化
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 空高不足による橋けた衝撃事故防止
- (7) 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (8) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (9) 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- (10) その他防災上必要な設備改良

第2章 防災意識の高揚

第1節 防災知識の普及

1. 防災知識の普及活動を行う（総務課）

地震などの自然災害に対する正しい知識の普及と防災意識の啓発に努め、住民一人一人の防災力向上が求められる。

1-1. 防災知識の普及活動

総務課及び消防署は、以下に示すような防災知識に関する啓発普及について、住民、企業、町内会、自主防災組織等各種団体に対し、防災に関する諸行事、地域社会活動等あらゆる機会、手段を通じて普及啓発を実施する。

(1) 啓発普及内容の例

- ア、防災気象に関する事項
- イ、過去の主な被害事例、災害教訓の伝承
- ウ、町計画の概要
- エ、平常時の災害に対する心得
- オ、災害時の心得（最低7日分の水や食料などの備蓄推進）

(2) 普及啓発手段

- ア、広報かみとんだ、インターネット（ホームページ）
- イ、防災に関する出前講座の開催及び訓練の実施
- ウ、パンフレットの利用
- エ、防災マップ、ハザードマップの作成、住民への配布
- オ、ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- カ、映画、スライド
- キ、その他

(3) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2. 学校における防災教育を充実させる（教育委員会）

児童生徒の安全確保と地域における防災力の向上を図るためには、学校における防災教育の充実が一層求められる。

2-1. 防災教育・防災対策の推進

教育委員会は、「和歌山県防災教育指導の手引（H25.3）和歌山県教育委員会」等を参考に、様々な場面を想定した安全確保の取組を、各学校において積極的に実践する。

第3章 地域防災体制づくりの推進

第1節 自主防災組織等の整備

「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本として、自主防災組織の育成や企業への啓発防災の推進などを通して、地域防災力の向上を図る。

1. 自主防災組織を育成する（総務課）

地域が大規模災害に的確に対処するためには、自主防災組織の育成とともに、組織に参加する住民を増やしていくことが求められる。

1-1. 自主防災組織の必要性啓発

総務課は、自主防災組織未結成の町内会に対し、必要性や補助制度の説明を行い、結成を促す。

1-2. 自主防災活動への支援

総務課は、自主防災組織の充実及び育成を図るため、防災用資機材を購入する組織に対し、補助金の交付を行うとともに、資機材の必要性の周知を行う。

また、自主防災組織が自ら企画・実施する防災訓練や防災学習会、災害時の活動計画づくり等に対し、資料の提供等による支援を行う。

1-3. 自主防災組織の連携強化

総務課は、各自主防災組織の会長による会議を年1回以上開催し、情報交換等を行うことにより、防災意識及び知識の向上を図る。

<自主防災組織の内容>

(ア) 自主防災組織 の具体的活動	自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害等における出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して応急救助活動を実施する。 ■ 平常時の活動 ① 防災知識の普及及び高揚 ② 防災関係機関との連絡 ③ 訓練（消火、避難、給食・給水等）の実施 ④ 防災資機材の備蓄、保守管理 ⑤ 地域における危険度の把握 ⑥ 近隣の高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の所在把握 ⑦ その他防災対策 ■ 災害時の活動 ① 避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への援助等） ② 救出・救助（資機材を使用した救出、負傷者の救護等） ③ 出火防止、初期消火 ④ 情報伝達（地域内の被害情報の収集、町への報告及び救援情報等住民への伝達） ⑤ 炊出し、物資の配送・分配 ⑥ その他災害応急対策活動
(イ) 自主防災組織 の単位	町内会、自治会等を単位とした自主防災組織の設立を推進する。住民が自主的な防災活動を行ううえで、以下のような適正な規模の地域を単位とした組織の設置を図る。 a. 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域 b. 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域
(ウ) 自主防災組織 の編成	情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
(エ) 規約、防災計画等 の策定	自主防災組織は、地域の規模、様態により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災計画等を定めておく。

2. 事業所等による自主的防災体制を育成する（総務課）

事業所等においては、大規模な災害、事故等に備えるため、自主的防災体制の整備を図ることが求められる。

2-1. 事業所等による自主的防災体制整備への啓発・支援

総務課は、関係各課と連携し、事業所等での自主的防災組織の編成、災害時行動マニュアルの作成、防災訓練の実施をはじめ、地域の防災訓練への参加等、地域住民と連携した防災活動が積極的に行われるよう、啓発や支援を行う。

3. 地区防災計画を定める（総務課）

基本法第42条3項及び第42条の2に基づき、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画について定めることができる。そして、地区居住者等は、町防災会議に対して、町計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。そのため、町は、必要に応じて、地域の防災力を高めるために地区防災計画を定める。

3-1. 町防災会議の判断による地区防災計画の策定

総務課は、日頃より町と地域コミュニティが連携して活動を行っており、その連携を強める場合、地区の意向を踏まえつつ、町防災会議の判断で、地域コミュニティにおける防災活動に関する計画を地区防災計画として町計画に定める。

3-2. 地域からの提案による地区防災計画の策定

地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し、町計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。なお、提案の内容は、町計画に抵触してはならない。

総務課は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、町防災会議に諮り、当該計画提案を踏まえて町計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定める。

また、計画提案を踏まえて町計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知する。

なお、町計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第2節 ボランティア活動環境の整備

行政や住民の対応能力を超える災害に対応するためには、ボランティアの迅速かつきめ細かな行動が必要であり、それらが円滑に行える環境の整備が求められる。

1. 上富田町社会福祉協議会等と連携する（総務課）

1-1. 上富田町社会福祉協議会と連携

総務課は、大規模災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、上富田町社会福祉協議会と連携し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、活動拠点、資機材及び活動時の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を推進する。

1-2. 一般ボランティア団体等と連携

総務課は、関係各課及び上富田町社会福祉協議会等と連携し、次の事項について協力が得られるよう、一般ボランティア団体との連携強化を図る。

- (ア) 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
- (イ) 出火防止、初期消火活動の協力
- (ウ) 救急・救助・救出活動、遺体の搜索等の協力
- (エ) 災害ボランティアセンターの支援又は運営の協力
- (オ) 避難場所の開設と運営の協力
- (カ) 給水・給食、生活必需品の配付及び物資拠点活動等の協力
- (キ) 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- (ク) その他の応急復旧作業等の協力
- (ケ) 要配慮者（高齢者、障害者等）の介護・看護補助
- (コ) 帰宅困難者や旅行者等の土地不案内者への支援

1-3. 専門（防災）ボランティア団体等と連携

総務課は、関係各課及び上富田町社会福祉協議会等と連携し、次の技能者の確保について協力が得られるよう、専門ボランティア団体との連携強化を図る。

- (ア) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
- (イ) 土木・建築技術者
- (ウ) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- (エ) 教師・保育者及びカウンセラー
- (オ) 通訳（外国語、手話等）
- (カ) 無線技士及び各種機器の修理技術者
- (キ) 自動車・重機の運転士
- (ク) その他

2. ボランティア受入マニュアルを作成する（総務課）

大規模災害時にボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティアの受入・派遣等が迅速に行えるよう、上富田町社会福祉協議会と連携してボランティア受入マニュアルを作成する。

第4章 行政の防災体制の強化推進

第1節 防災体制の整備

1. 組織を整備する（全部）

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、常に庁内における組織体制を整えておくことが求められる。

1-1. 災害時における組織体制の整備

総務課は、本部その他の組織について整備するとともに、災害時、有効に機能するよう絶えずその改善を図る。

また、職員は、定められた組織体制を理解し、日頃から自らの役割について、習熟に努める。

1-2. 町職員動員体制の整備

総務課は、迅速な要員確保が図れるよう、配備体制や役割、緊急連絡網等を定める。

1-3. 職員災害対応マニュアルの充実強化

総務課は、大規模災害の際に適切な応急体制を確立するため、職員災害対応マニュアルの充実強化を図るとともに、防災訓練等を通して明らかになった課題を基に、必要に応じ修正を行う。

2. 広域連携を推進する（総務課）

町の防災能力では対応できない大規模災害に備えるためには、自治体間の相互応援協定や防災関係機関との広域的連携、住民・企業との応援体制の強化を図るなど一層の充実が求められる。

2-1. 相互応援体制の充実

総務課は、関係各課と連携し、独自の防災能力では対応できない災害において、応急対策及び復旧対策が円滑に実施されるよう、自治体間の相互応援協定の締結を一層推進する。

あわせて、相互応援協定締結市町村で災害が発生した場合に備え、速やかに応援ができる体制を整えておく。

2-2. 消防広域応援体制の充実

町は消防署と連携し、消防広域応援体制を整備する。

(1) 消防相互応援協定

消防に関する相互応援協定の締結を一層推進する。あわせて、「和歌山県下消防広域応援基本計画」に基づき、円滑な受入れと迅速な派遣ができるよう、体制の充実を図る。

(2) 緊急消防援助隊の連絡・受援体制の整備

消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊による応援を受ける場合に備え、県の緊急消防援助隊受援計画に基づき、連絡体制、受入れ体制の充実を図る。

2-3. ヘリコプター活用体制の充実

総務課は、災害時にヘリコプターの有効活用を図るため、ヘリポートの整備や県など関係機関との連携強化など受入れ体制の充実を図る。

2-4. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の強化

総務課は、災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平常時から、連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の強化を図る。

2-5. その他広域連携の推進

総務課は、広域災害に対応するため、周辺市町との連携、情報の共有化を推進する。

2-6. 住民、企業及び関係団体等との協力体制強化

総務課は、災害時、応急対策が迅速に行えるよう関係団体及び業界に対し、協定の締結、連絡体制の整備等協力体制の強化を図る。

3. 防災訓練及び研修を行う（全部）

災害時における適切な対応と判断力を養うためには、行政、関係機関、地域住民が一体となった、より実践的な防災訓練を行うことが求められる。

3-1. 防災訓練の実施

総務課及び消防本部は、自主防災組織や防災関係機関等と連携し、計画的に災害を想定した次に掲げる訓練を実施する。

(1) 図上訓練

(2) 実施訓練（通信、情報伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、その他訓練）

なお、訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3-2. 防災知識の普及

総務課は、職員が適切な判断を行い円滑な防災対策を推進できるよう、防災士等の資格取得に努める。

3-3. 防災研修の実施

総務課は、関係各課と連携し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な推進を期するため、職員に対し防災研修を実施する。

ア、教育の内容

- (ア) 町計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (イ) 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- (ウ) 過去の主な被害事例
- (エ) 防災関係法令の適用

イ、教育の方法

- (ア) 講習会、研修会等の開催
- (イ) 防災活動マニュアル等の配布
- (ウ) 見学、現地調査等の実施

4. 非常用発電機の確保 (総務課)

災害時の停電に備え、蓄電池、発電機等の整備に努める。また、これらの装置については、常に十分な充電や燃料の確保と定期的な点検等による品質の確保に努める。

なお、役場庁舎の非常用発電機については、72時間は外部からの供給なしで稼働可能な燃料を確保する。

5. 行政データのバックアップ (総務課)

住民記録、外国人登録、介護受給者情報、障害者情報、税に関する情報、国民健康保険業務に関する情報等については、重要な行政データであり、クラウド上にバックアップデータを確保しておく。

第2節 気象観測業務整備

効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。

1. 気象観測を行う（総務課）

総務課は、災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図る。

＜気象観測施設＞

種別	観測所	所在地	管理者	電話番号	備考
雨量観測	上富田町役場	朝来	上富田町	0739-47-0550	テレメーター
	小郷会館	岡	和歌山県	0739-22-1200	
	大宮住宅	生馬			

第3節 通信施設整備

住民の生命、通信手段の確保と住民への的確な広報活動ができるよう、通信施設の整備・点検、通信手段の多重化・複数化を図る。

1. 防災行政無線、その他非常通信設備の維持管理を図る（総務課）

総務課は、災害時に防災行政無線や衛星携帯電話等の非常通信システムが、円滑に利用できるよう、適切な定期点検を実施するとともに、装置故障等の障害発生時に、迅速に対応することでシステムの機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理を図る。

2. 緊急速報メール等を活用する（総務課）

総務課は、緊急速報メールを活用した災害情報の収集伝達手法等についての普及・啓発を実施する。

3. 情報通信技術の活用による災害情報収集伝達方法を整備する

総務課は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、安否情報システム、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t：エムネット）等様々な情報通信技術を活用した災害情報の収集伝達手法等についての整理検討を行う。

第4節 防災救助施設等の整備

1. 防災救助施設等を整備する（総務課）

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、防災救助施設等の整備を図るものとする。

1-1. 消防施設の整備

消防署は、県関係機関等と連携し、消防施設設備の整備・充実を推進する。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消化薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

1-2. 水防施設の整備

総務課は、洪水による災害に対処するため、県、関係機関等と連携し、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管水防倉庫の整備・充実を推進する。

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておくものとする。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、県、関係機関等と連携し、雨量計、水位計や体制の整備を図る。

1-3. 救助物資等の備蓄

総務課は、災害時に応急対策を円滑に実施できるよう、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

2. 食料等及び資機材の備蓄を行う（総務課）

災害当初は、食料や資機材等の確保が困難になると予想されるため、被災者や防災作業従事者等に必要となる物資の備蓄が求められる。

2-1. 備蓄計画の策定

総務課は、緊急事態に備え、必要な食料、生活必需品及び資機材等の備蓄を計画的に行うために、備蓄計画を策定する。また、民間事業者との相互応援協定の締結を推進する。

2-2. 備蓄・資機材の点検及び更新

総務課は、備蓄計画に基づき、必要な食料、生活必需品及び資機材等の備蓄を行い、その点検及び更新を行う。

2-3. 職員用備蓄物資（水・食料等）

大規模災害時において、参集した職員が初動から円滑に活動するためには、業務に必要な資源だけでなく、水・食料等の生活のために必要な物資が十分に用意されなければならない。これらの物資は、平時からの職員個人の備蓄及び発災時に持参することにより賄われるものであるが、突発的な参集により現実的には必要な物資の持参が困難であるケースや、長期間の活動となることにより個人の備蓄だけでは対応が困難となるケースが生じる可能性がある。

このため、総務課は、職員用の生活物資についての備蓄を検討し、必要な量を備えるよう努める。職員には最低3日分の備蓄を持参するよう周知し、職員個人の備蓄・持参分と合わせて1週間程度を確保するものとする。

第5章 災害応急対策の整備推進

第1節 要配慮者対策

災害時に、高齢者、乳幼児、障害者、傷病者、難病等の患者、妊婦、外国人などの要配慮者が、必要な情報を得られ迅速かつ適正な防災行動をとるためには、住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築等きめ細かな支援体制の充実が求められる。

1. 要配慮者の支援体制を整備する（福祉課、総務課）

福祉課は、総務課等と連携し、要配慮者の支援体制を整備する。

(1) 要配慮者の把握

町内会、民生委員・児童委員、上富田町社会福祉協議会、自主防災組織等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要配慮者の状況を把握する。

(2) ボランティアの確保

要配慮者を支援するために必要なボランティアの確保に努める。

(3) 地域社会との連携

要配慮者の介助や救出等を行うため、町内会、自主防災組織等と連携した地域ぐるみの支援体制を整える。

2. 避難行動要支援者名簿を作成する（福祉課、総務課）

福祉課は、総務課等と連携し、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等を適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成と適切な管理更新を行う。

2-1. 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載・記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

2-2. 避難支援等関係者になる者

町は、避難支援等関係者に対し、本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平常時から提供する。ただし、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある

る場合においては、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、予想される災害種別や規模等を総合的に勘案した上で適切に名簿情報を提供する。

避難支援等関係者になる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (1) 田辺消防署上富田分署
- (2) 上富田町消防団
- (3) 和歌山県警察
- (4) 上富田町民生委員・児童委員協議会
- (5) 上富田町社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織
- (7) 町内会

2-3. 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。

- (1) 高齢者

65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者のみの世帯に属し、要介護認定されていて介護度が3以上の者

- (2) 障害者

障害者単身世帯、障害者のみの世帯、障害者と12歳未満の者のみの世帯、障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯に属し、下記の障害種別に該当する手帳を所持している者

- ・肢体不自由（身体障害者手帳1級、2級、3級）
- ・聴覚障害（身体障害者手帳1級、2級）
- ・視覚障害（身体障害者手帳1級、2級）
- ・知的障害（療育手帳A1、A2）
- ・精神障害（精神障害者保健福祉手帳1級、2級）

- (3) 難病患者等

特定疾患医療受給者証を所持している者（小児慢性特定疾患医療受給者を含む）の単身世帯、特定疾患者のみの世帯、特定疾患者と12歳未満の者のみの世帯、特定疾患者と65歳以上の高齢者のみの世帯に属している者

- (4) その他

上記以外で町長が必要と認めたもの

2-4. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成にあたり、町は、上富田町個人情報保護条例（平成15年条例第10号）第8条の規定に基づき、町各課の持つ情報の活用を行うとともに、県に情報の提供を依頼する。

なお、広汎性発達障害者や外国人等、上記情報では把握が困難な場合については、障害者関係団体等福祉関係者や関係機関等と連携を図り、情報収集を行う。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 身体障害者手帳交付台帳
- (3) 療育手帳交付台帳

- (4) 要介護、要支援認定台帳
- (5) 特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所）
- (6) 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

2-5. 名簿の更新に関する事項

町は、少なくとも3年に1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ。

2-6. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずる。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- (4) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

2-7. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を提供する。
- (4) 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- (5) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

2-8. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2-9. 個別計画の策定

福祉課は、総務課等と連携し、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対しての支援方法などをまとめ、個別計画の策定を行う。

3. 社会福祉施設等における対策を行う（福祉課、長寿課、総務課）

福祉課、長寿課及び総務課は、社会福祉施設などにおける対策を行う。

3-1. 要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけ

町は、水防法、土砂災害防止法による災害が想定される区域内にあり、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を、地域防災計画において、これらの名称及び所在地について定めるものとする。なお、地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設については、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直しを検討する。

（要配慮者利用施設は、資料編 D. その他資料 2. 要配慮者利用施設一覧表のとおり）

3-2. 避難訓練の実施

災害が発生したときに備え、それぞれの施設が作成した避難確保計画に基づき、定期的に訓練を実施する。

3-3. 施設、設備等の安全点検

災害発生に備え、防火設備等の点検の徹底を図る。

3-4. 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者及び通所者は、自力での避難が困難であるものが多いため、町内会（区）、自主防災組織等と連携した地域ぐるみの支援体制を整える。

3-5. 緊急時連絡方法の充実

災害発生時に、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、災害時伝言ダイヤルや災害用伝言板等の利用を推進する。

第2節 災害時救急医療体制の整備

大規模災害時における多数の要救助者や負傷者への対応を行うため、救急・救助・応急医療体制の充実が求められる。

1. 救急・救助体制を整備する（消防署）

消防署は、救急・救助体制の充実強化を図る。

1-1. 救急・救助用資機材等の整備

- (1) 救急救命士の養成
- (2) 救助資機材、情報通信体制の整備

1-2. 講習会、訓練等の実施

- (1) 町職員、消防団員への救急救命講習会、訓練の実施
- (2) 学校、職場等での救急救命講習会、訓練の実施
- (3) 自主防災組織、地域での救急救命講習会、訓練の実施

1-3. 広域的な連携体制の整備

周辺地域との相互応援協定の締結を推進し、広域的な救急・救助体制の充実を図る。

2. 医療体制を整備する（福祉課）

福祉課は、大規模災害時の救護所開設や拠点となる病院等の確保が円滑に行えるよう、関係機関等の協力を得て医療体制の整備に努める。

2-1. 医療体制の整備

- (1) 一般社団法人西牟婁郡医師会（上富田町内開業医師）との連携
- (2) 災害拠点病院との連携

2-2. 救護体制の整備

(1) 救護所の確保

救護所は、医療施設のほか、必要に応じて応急的な治療ができるスペース及び設備等を確保する。

(2) 連絡体制の整備

町、県、医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

2-3. 医薬品等の確保

町は、診療所等医療機関及び薬局・薬店に医療用資機材、医薬品等の備蓄を要請するとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請による確保など、供給体制の充実を図る。

2-4. 心肺蘇生装置（AED）の設置

被災や急病による心肺停止、心室細動等を起こした人を蘇生させるため、各公共施設にAEDを設置し、取扱い方法の研修を行う。

第3節 応急危険度判定の体制整備

震災後における住民の安全確保をはじめとする二次災害を防止、軽減するためには、居住者等に対して迅速に注意喚起を行うことが求められる。

1. 被災建築物応急危険度判定の体制を整備する（建設課）

建設課は、応急危険度判定を速やかに行えるよう、判定士の確保や派遣などについて県等との連携を強化する。

2. 被災宅地危険度判定の体制を整備する（建設課）

建設課は、宅地危険度判定を速やかに行えるよう、判定士の確保や派遣などについて県等との連携を強化する。

3. 応急危険度判定制度の周知を図る（建設課）

建設課は、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発を行う。

第6章 その他災害予防対策

第1節 地震防災対策

1. 地震・防災対策アクションプログラムを推進する（全部署）

1-1. 現況

今後30年以内に東南海地震が70%程度、南海地震が60%程度の確率で発生すると見込まれており、今世紀前半に発生する可能性が高いと言われている。

「和歌山県地震被害想定調査報告書」（平成18年3月公表）によると、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合、町内の被害は最大で死者44人、全壊・焼失家屋が846棟に達する甚大な被害になると予測されている。

1-2. 計画方針

総務課は、町において、東南海・南海地震など大規模災害に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目的として、今後町が取り組むべき施策を体系化した行動計画を策定し、総合的な地震防災対策を推進する。

1-3. 計画内容の概要

(1) 基本理念

東海・東南海・南海地震などの大規模災害に備え、「自助」「共助」「公助」が協働して防災対策を推進することで、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(2) 減災目標

町が目指すべき減災目標は、平成31年度までに東海・東南海・南海3連動地震などの大規模地震による人的被害を半減する。

(3) 3つの目標

上富田町地域防災計画の大きな3つの区分（1. 災害予防、2. 災害応急対策、3. 災害復旧・復興）に従う形で3つの基本目標を設定する。

ア、防災力向上のためのまちづくり・人づくり

イ、災害発生時に迅速・適切に対応する体制づくり

ウ、復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

2. 地震防災緊急事業五箇年計画を推進する（全部署）

2-1. 計画方針

総務課は、県の策定した地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進を図る。

2-2. 事業計画

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災緊急事業五箇年計画は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、知事が計画を作成するものであり、平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次地震防災緊急五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次地震防災緊急五箇年計画が作成されている。

総務課は、計画に基づき、計画の効率的かつ効果的な事業の推進を図る。

(2) 計画対象事業

ア、避難地	タ、砂防設備
イ、避難路	チ、保安施設
ウ、消防用施設	ツ、地すべり防止施設
エ、消防活動用道路	テ、急傾斜地崩壊防止施設
オ、緊急輸送道路	ト、ため池
カ、緊急輸送交通管制施設	ナ、地域防災拠点施設
キ、緊急輸送漁港施設	ニ、防災行政無線設備
ク、共同溝等	ヌ、水・自家発電設備等
ケ、医療機関	ネ、備蓄倉庫
コ、社会福祉施設	ノ、老朽密集対策
サ、公立幼稚園	
シ、公立小中学校の校舎・屋内運動場	
ス、公的建造物	
セ、海岸保全施設	
ソ、河川管理施設	

第2節 文化財の災害予防対策

1. 文化財の災害予防対策を推進する（教育委員会）

文化財は、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進しなければならない。

1-1. 施設整備の助言・指導等

教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対し、火災や雷火等必要な措置を講じるよう助言・指導等を行う。

(1) 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

(2) 雷火対策

各建物及び境内全体として避雷設備の設置

(3) その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

1-2. 現地指導

教育委員会は、現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等を行う。

1-3. 文化財保護思想の普及及び訓練

教育委員会は、文化財の所有者又は管理者、関係機関及び地域住民等に対し、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

第3節 農林業の災害予防対策

1. 農業関係の災害予防対策を行う（振興課）

振興課は、農協等と連携し、農業者に対して、以下の予防対策の周知徹底を図る。

1-1. 風水害予防対策

(1) 農産物対策

ア、水稻

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさけ健全な育成に努める。

また、畦畔を補強し、水路をあらかじめ清掃補強しておく。風台風の時は、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

イ、果樹

（ア）山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。

（イ）主枝、亜主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。

（ウ）果樹等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にできるだけ収穫する。

（エ）敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

ウ、野菜

（ア）防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

（イ）育苗中のものにあつては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

（ウ）直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

（エ）収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

（オ）降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

エ、花き、花木

（ア）防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施

（イ）強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。

（ウ）育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、予め、補植用苗（種子）の確保をする。

（エ）強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

オ、施設栽培（野菜、花き、果樹）

（ア）パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。

- a 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化
- b 施設の倒潰防止のため、直パイプ等で4～5 m間隔に45度程度の角度で「すじかい」を入れる。
- c 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化

(イ) 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水侵入防止堤の点検をする。

(2) 農業用施設対策（水害）

- ア、農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これ等の巡回、点検に努める。
- イ、ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去する。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土のう等を積むことは絶対に避ける。
- ウ、頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処置する。
- エ、降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- オ、各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備など十分の処置をする。
- カ、その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

1-2. 干害予防対策

(1) 農産物対策

ア、水稻

水源の確保や、河川、用排水路、溜池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、湿潤状態に保つ必要があるので、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

イ、果樹

(ア) 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。

(イ) 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。

(ウ) 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

ウ、野菜、花き等

(ア) 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。

(イ) 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。

(ウ) 可能なかぎり土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。

- (エ) 野菜、切花では、地表面蒸散を抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。
- (オ) 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。
- (カ) 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。
- (キ) 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

1-3. 寒冷害（雪害）予防対策

(1) 農産物対策

ア、水稻（山間部）

生育が遅れ、茎数はやや少なく軟弱、徒長になると発生しやすい穂いもち病の誘発を防ぐため、追肥は極力さける。

谷水などで、冷水を灌がい水として利用しているところでは、迂回水路、遊水池、ビニールチューブ等を活用して水温の上昇に努める。

また、成熟期にバラツキが生ずることが考えられるので、収穫に際しては、品質低下の防止に留意し、特に適期収穫、適切な乾燥調整を行う。

イ、果樹

（寒冷害対策）

(ア) かんきつ類は、冬季の西～北からの乾燥風を軽減するため、防風林（垣）を設ける。

また、わら、こも、化学せんい等の資材で樹冠を被覆する。

(イ) 冷氣溜のできる地形のかんきつ類では、防霜ファン等を設置する。また、冷氣の停滞を軽減するため防風垣の密閉度を小さくする等遮へい物は取り除く。

(ウ) 湿害、移植樹のほか、結果過多、磷酸欠乏等栄養障害のある樹は耐寒力が弱いので、秋期の栄養管理には特に留意し、排水対策、施肥、摘果等による樹勢の維持に努める。

(エ) 晩柑類での年越果実や収穫後の果樹において凍害を受けることがあるので、気象情報に留意し、袋掛け、樹冠被覆等の保温管理、事前収穫等を行う。

(オ) かんきつ類の果皮に発生する秋冬季の低温障害を防止するため、果実発育期の栄養管理を適正にする。

（霜害対策）

(カ) 果樹等の植栽は、低地や日照不良地を避けるとともに、品質による耐凍性に十分配慮する。

(キ) 樹の栄養状態及び剪定法についても、適正に管理する。

(ク) 園内の気流の還流を促すための遮へい物の取除き、防霜ファンの設置及び樹冠被覆による保温施設を整備する。

ウ、野菜、花き等

(ア) 寒風害、冷氣停滞等、ほ場環境を十分検討し、品目、作型を選択する。

(イ) 寒風害には、防風垣（樹）、防風ネット等の設置、また、冷氣停滞のしやすい場所では、冷氣の流下を促すため、密生した防風樹（垣）の「スカシ剪定」を実施する。

(ウ) 土壌水分が不足すると寒害を助長するので、有機物施用により土壌の保水性増大を基本としながら、状況に応じ灌水を実施して、秋冬季の根群発育を促す。

(エ) 地温の上昇による生育促進を図るため、品目、作型に応じたビニールマルチ等を実施する。

(オ) 花木では、排水不良園で寒害を受けやすいので注意し、樹種によっては、結束、被覆等の防寒対策を行う。

エ、施設栽培（野菜、花き、果樹）

(ア) 施設の設置は、施設環境、作付品目、作型に応じた設計を基本とするが、ある程度、経済性を考慮して設置した施設では、異常低温時に適当な保温措置を講じる必要がある。

(イ) トンネル栽培は、こも掛け、二重被覆、また、ハウス施設では、二重カーテン、補助暖房等必要な資材を準備する。

(ウ) ハウスの被覆資材が古くなったり、汚れて光線通過が悪くなった場合は、洗浄又は新しい資材と張り替えて、熱効率の向上を図る。

2. 林業関係の災害予防対策を行う（振興課）

2-1. 健全な森林づくりの推進

振興課は、町森林基本計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携し林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(1) 治山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これ等施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずること。

ア、治山、護岸等については、基礎部の洗掘状況、水衡部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等。

イ、山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等。

ウ、海岸防潮護岸等については、基礎部の洗掘状況、堤体の亀裂状況等。

エ、築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。

オ、機器、資材等は流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(2) 林道

ア、路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜桝、暗きょ等の清掃補強に努める。

イ、林道沿い河川敷等の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。

ウ、法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。

エ、法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。

オ、工事中の措置は、治山事業に準ずる。

カ、洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

2-2. 林業関係の災害予防対策

振興課は、森林組合等と連携し、林業従事者に対して、風水害、干害、寒冷害のそれぞれに対応した以下の予防対策の周知徹底を図る。

(1) 風水害予防対策

ア、苗畑

（ア）被害の受けるおそれがあると見込まれる苗畑での養苗は差し控える。

（イ）日覆の補強、又はこれを一時排除する。ヒノキは特に被害を受けやすく、網を覆い風害を防止する。

（ウ）徒長苗にならないよう窒素質肥料の施用に注意するとともに、根切りを行い健全な苗を育成する。

（エ）苗畑の排水は良好にするとともに、水の流水を防止する措置をする。

（オ）被害後は速やかに倒伏苗木の手入れを行うとともに、病虫害の発生を防止するため、ボルドー液やバイジットなどを晴天に散布する。また、稚苗については、直ちにヨーゲ

ン、メネデール等葉面散布し、樹勢の回復を図る。更にまた、罹病苗木は速やかに抜き取り焼却する。

イ、造林地

(ア) 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護につとめ、健全な森林を育成する。

(イ) 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起しや根踏みをして樹勢の回復を図る。

ウ、特用林産

(ア) しいたけ

フレーム、楯起こしの支柱を補強するとともに楯場の排水、通風を良くして、雑菌のまん延を防止する。

(イ) 木炭

炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

(2) 干害予防対策

ア、苗畑

(ア) 被害を受けるおそれがある所では、床を平床にする。

(イ) 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。

(ウ) 日覆い、敷わらなどを行うほか、灌水を実施する。

イ、造林

(ア) 徒長していない優良苗を使用する。

(イ) 特に乾燥が予想されるところについては、やや深植えをする。

(ウ) 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。

(エ) 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を葉面散布する。

ウ、造林地

(ア) 1回に強度の間伐、枝打ちをしない。

(イ) 林縁木の枝打ちをしない。

(ウ) 林内地被物を採取しない。

(3) 寒冷害（雪害）予防対策

ア、苗畑

(ア) 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。

(イ) 霜柱の立ちやすい畑は、排水を良くし床面に秋期の砂を2～3cm敷くか、わらで被覆する。

(ウ) 風当たりの強いところに仮植しない。

(エ) 9月中旬から下旬に根切りを行う。

イ、植林

(ア) 徒長していない優良苗を使用する。

(イ) なだれ発生のおそれがある林地は前生樹を等高線に带状に残し、地上1.0～1.5mの頭載木とする等なだれ防止に注意する。

ウ、造林地

(ア) 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。

- (イ) 枝打ちは、強度に行わず、樹高の 1 / 2 程度におさえ降雪までに行う。
- (ウ) 林縁木の枝打ちはしない。
- (エ) 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

第4節 火災予防対策

1. 火災予防及び消防体制の整備充実を図る（総務課）

町は消防署と連携し、火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

また、大規模地震時に発生する火災を未然に防止するため、火災予防思想の普及並びに消防組織の確立と消防施設の拡充強化を推進し住民の生命、身体及び財産の保護に万全を期する。

1-1. 消防力の整備・充実

消防署は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）等に基づき、消防の組織体制の確立と施設設備の整備を図る。

ア、消防組織の確立等

- （ア）情勢に応じた消防本部、消防署の組織の強化
- （イ）消防の広域協力体制の強化

イ、消防体制の充実強化

- （ア）消防ポンプ自動車等消防施設の更新増設等により、消防力の充実強化を図る。
- （イ）消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。
- （ウ）消防施設の管理点検を実施する。
- （エ）初期消火活動体制の強化を図る。

ウ、消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など地域に密着した組織として、非常に重要な役割を果たしており、各種訓練や研修の実施により、団員の消防技術の向上を図るほか、車両・機材などの計画的な整備を図る。

エ、自主防火防災組織の育成強化

- （ア）火災予防思想の普及及び家庭等における防火意識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な活動を行う。
- （イ）出火初期段階における住民及び自主防災組織等の初期消火や避難誘導などの強化を図る。

1-2. 火災予防の強化充実・推進

消防署は、火災のないまちづくりを進めるため、初期消火が迅速かつ適切に行われる環境の整備と、各家庭における防火意識の高揚を一層図るなど、地域主導型の住宅防火対策を推進する。

ア、火災予防対策の充実・強化

（ア）火災予防の指導

- a. 火災予防運動及び文化財防火デーの普及
- b. 地域における防火の集い及び事業所における防火行事の実施
- c. 一般家庭及び寝たきり老人、身体障害者等の防火診断の実施

- d. 危険物施設における災害防止の強化指導
- e. 車両、徒歩及び街頭での防火広報の実施
- f. 防火ポスター、パンフレットの配布及び防火看板の掲示等による防火啓発活動の推進
- g. 消防団及び各種防火協力団体の協力による年末火災特別警戒の実施
- h. 地震発生時の火気使用器具の取扱い方法の普及
- i. 耐震安全装置の火気使用器具等の普及徹底
- j. 一般家庭に対する住宅用火災警報器の設置及び消火器の使用方法に係る指導

(イ) 予防査察体制の充実強化

消防本部は、事業所・工場など防火対象物・危険物施設に対して査察を実施し、消防用設備等の適正な維持及び防火管理体制の指導を行うとともに、違反對象物については、是正指導を行い、火災危険要因等の排除に努め、人命の安全確保を図る。

(ウ) 防火対象物に対する火災予防の徹底

- a. 消防法第8条に定める防火管理者については、防火管理者資格講習会を開催して資格者を養成するとともに、立入検査又は防火管理者研修会等を通じて防火管理業務を指導し、所属事業所の消防計画樹立を促進するほか、防火避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行い、自主防火の徹底を図る。
- b. 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、火災予防条例の定める防火対象物の使用開始の届出の際の指導を的確に行い、発生した火災を早く知る警報設備や消火のための設備、避難のための設備等の設置を推進し、建築面からの火災予防の強化を図る。

2. 林野火災予防及び消防体制の整備充実を図る（総務課）

総務課は、消防署と連携し、林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2-1. 啓発運動の推進

消防署は、和歌山県山火事予防運動実施要綱により、予防意識の普及啓発に努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。

2-2. 消防対策の推進

ア、消防計画の樹立

総務課は、消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立するものとする。

- (ア) 消防方針
- (イ) 特別警戒区域
- (ウ) 特別警戒時期
- (エ) 特別警戒実施計画
- (オ) 消防分担区域
- (カ) 火災防御訓練
- (キ) 出動計画
- (ク) 資機材整備計画
- (ケ) 防護鎮圧要領

イ、共助協力体制の整備充実

林野火災の予防・警戒・鎮圧活動は、森林関係行政機関・山林所有者・山林作業従事者・入林入山者・その他地域住民によるところが多く、消防署は、これらの関係機関及び団体等と協力体制の整備に留意する。

ウ、教育訓練の実施

消防署は、林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- (ア) 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- (イ) 防火線構築要領の修得訓練
- (ウ) 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第5節 危険物等災害予防対策

1. 危険物等災害予防対策を行う（総務課）

消防署は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関連機関と連携した保安体制の強化、法令の定めるところによる適切な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練並びに自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

1-1. 保安教育の実施

消防署は、危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会などの保安教育を実施する。

1-2. 規制の強化

消防署は、防災関連機関と連携し、危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行う。

- （ア）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- （イ）危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- （ウ）危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- （エ）危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

1-3. 自衛消防組織の強化促進

消防署は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

1-4. 化学消防機材の整備

消防署は、危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

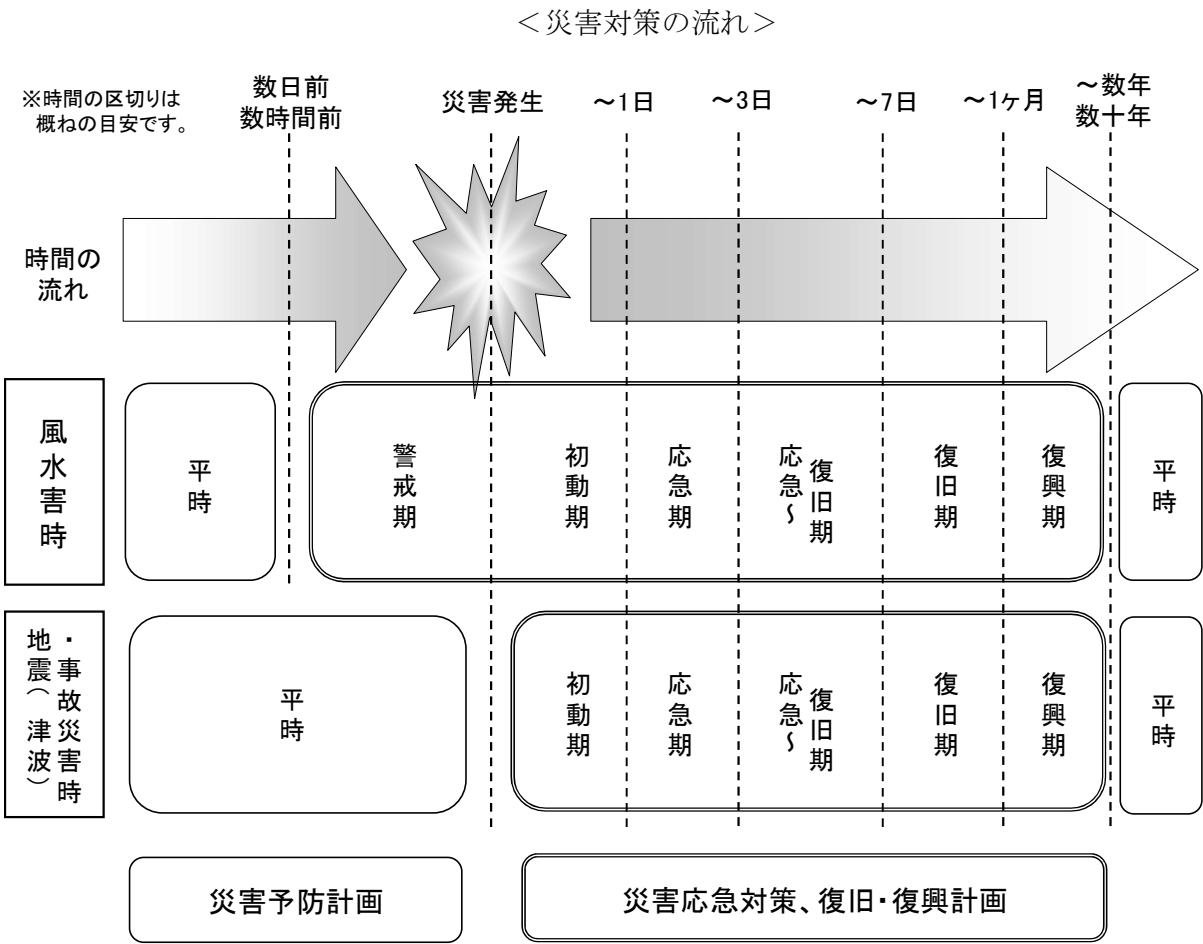
序章 はじめに

第1節 災害応急対策、復旧・復興計画について

1. 災害応急対策、復旧・復興計画とは

「災害応急対策、復旧・復興計画」とは、災害発生のおそれのある警戒期から災害発生初動期、応急期、復旧期、復興期までの一連の事態に対して、過去の災害から得られた教訓などを参考に、災害発生時を想定して、どのような対策をとるべきかを示したものである。

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえる。そのため、本計画を基本としながらも、その時の状況に応じて、常に臨機応変な対応を心がけることが必要である。



第2節 役割分担

災害応急対策、復旧・復興計画の1章から3章の役割分担は、以下のとおりである。

章	節	項	実施項目	主担当部署	
第1章 災害対策の コーディネート	第1節 組織 体制の確立	1. 災害対策連絡室体制 を確立する	1-1. 災害対策連絡室の設置	総合調整室	
			1-2. 警戒活動の実施	総合調整室	
			1-3. 災害対策連絡室体制を解除又は災害対策本部体制への移行	総合調整室	
		2. 災害対策本部体制を 確立する	2-1. 災害対策本部の設置	総合調整室	
			2-2. 災害対策本部の運営	総合調整室	
			2-3. 災害対策本部体制の廃止	総合調整室	
	第2節 情報 の収集・伝達	1. 災害時の通信を確保・活用する	1-1. 通信手段の確保	総合調整室	
			1-2. 情報入手手段の確保	総合調整室	
		2. 気象、地震等の情報を収集・伝達する	2-1. 気象警報等に関する情報の収集	総合調整室	
			2-2. 地震に関する情報の収集	総合調整室	
			2-3. 町内部での情報伝達	総合調整室	
			2-4. 住民への周知	消防部 総合調整室	
			2-5. 異常現象発見時の通報	総合調整室	
		3. 被害情報等を収集・報告する	3-1. 関係部課の職員による被害調査	関係部課	
			3-2. 被害情報の取りまとめ、関係機関への報告	総合調整室	
		4. 災害時の広報活動を行う	4-1. 広報活動の実施	総合調整室	
			4-2. 報道機関に対する報道要請	総合調整室	
		5. 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う	5-1. 被災者台帳の作成	総合調整室	
			5-2. 被災者台帳の利用	総合調整室	
			5-3. 安否情報の提供	総合調整室	
		第3節 外部 への応援要請	1. 自衛隊へ派遣要請を行う	1-1. 自衛隊の派遣要請の必要性判断	総合調整室
				1-2. 自衛隊の派遣要請	総合調整室
				1-3. 派遣部隊の誘導及び受入れ	総合調整室
				1-4. 派遣部隊等への撤収要請	総合調整室
	2. 県防災ヘリコプターの応援要請を行う		2-1. 県防災ヘリコプターの必要性判断	消防部	
			2-2. 県防災ヘリコプターの応援要請	消防部	
	3. 災害相互応援協定に基づく要請を行う		3-1. 応援の必要性判断	総合調整室	
			3-2. 応援要請	総合調整室	
			3-3. 応援の受入れ	総合調整室	
	4. 職員の派遣・応援要請を行う		4-1. 派遣・応援職員の必要人数の把握	総合調整室	
			4-2. 職員の派遣・応援要請	総合調整室	
			4-3. 職員の受入れ	総合調整室	
			4-4. 県からの災害時緊急支援要員等の受入れ	総合調整室	
	5. ボランティアの受入れ・調整を行う		5-1. ボランティアの必要性の把握	住民救護部	
			5-2. 防災（専門）ボランティアの要請・受入れ	住民救護部	
			5-3. 一般ボランティアの受入れ	住民救護部	
	6. 労働者を確保する		6-1. 労働者の必要数の把握	総合調整室	
			6-2. 労働者の確保	総合調整室	
	7. 救援物資の受入れ・広報を行う		7-1. 救援物資の必要数量の把握	総合調整室	
			7-2. 救援物資に関する広報	住民救護部	
			7-3. 救援物資の受入れ	住民救護部	
	8. 災害義援金の募集・配分を行う		8-1. 関係機関と連携した義援金の募集・配分	住民救護部 総合調整室	
			8-2. 町独自での義援金の募集・配分	住民救護部 総合調整室	
第4節 法の 適用実施	1. 災害救助法の適用を受ける	1-1. 適用基準の確認	総合調整室 住民救護部		
		1-2. 県への報告	総合調整室		
		1-3. 救助法による救助の実施	関係部課		

章	節	項	実施項目	主担当部署
第1章	第4節 法の適用実施	2. 被災者生活再建支援法の適用を受ける	2-1. 委託の受入	住民救護部
			2-2. 対象世帯と支給額の確認	住民救護部
			2-3. 町における事務の実施	住民救護部
第2章 災害応急対策	第1節 住民避難の支援	1. 自主避難の要望に対応する	1-1. 自主避難の要望対応	総合調整室
		2. 水害時に避難指示等を発令・解除する	2-1. 水害に関する情報の取得	総合調整室
			2-2. 避難指示等の発令判断	総合調整室
			2-3. 発令の準備	総合調整室
			2-4. 住民・関係機関への伝達	総合調整室
			2-5. 県への報告	総合調整室
			2-6. 避難指示等の解除	総合調整室
		3. 警戒区域を設定する	3-1. 警戒区域の設定判断	総合調整室
			3-2. 警戒区域の設定	総合調整室
			3-3. 県・関係機関への報告	総合調整室
			3-4. 警戒区域の解除	総合調整室
		4. 避難所を開設、運営、閉鎖する	4-1. 開設が必要な避難所数の把握	総合調整室
			4-2. 避難所の点検・開設	総合調整室
			4-3. 県への報告	総合調整室
			4-4. 避難所の運営	総合調整室
			4-5. 避難所の閉鎖	総合調整室
	第2節 被災者の救助・救急活動	1. 被災者を救出する	1-1. 被災者の救出	消防部
			1-2. 協力要請	消防部
		2. 障害物を除去する	2-1. 除去すべき障害物の把握	建設部
			2-2. 障害物の除去	建設部
			2-3. 協力要請	建設部
		3. 医療助産活動を行う	3-1. 医療情報の収集	住民救護部
			3-2. 協力要請	住民救護部
			3-3. 医療助産活動の実施	住民救護部
		4. 行方不明者の搜索を行う	4-1. 安否情報等から行方不明者の把握	総合調整室
			4-2. 搜索依頼	総合調整室
			4-3. 広報・情報共有	消防部
			4-4. 行方不明者の搜索	総合調整室 消防部
		5. 遺体の処理を行う	5-1. 遺体数の把握、遺体収容場所の指定	住民救護部
			5-2. 遺体の身元確認、処理	住民救護部
			5-3. 協力要請	住民救護部
			5-4. 広報・情報共有	住民救護部
		6. 遺体の埋葬等を行う	6-1. 遺体の埋葬可能数の把握	住民救護部
			6-2. 遺体の埋葬	住民救護部
			6-3. 協力要請	住民救護部
	第3節 交通・輸送対策	1. 道路交通の応急対策を行う	1-1. 道路管理者又は警察への通報	建設部
			1-2. 放置車両の対策	道路管理者
			1-3. 交通規制の実施・協力	建設部
			1-4. 道路の応急復旧	建設部
		2. 輸送活動を行う	2-1. 輸送内容の把握	建設部
			2-2. 輸送力の確保（協力要請）	建設部
			2-3. 輸送活動の実施	建設部
	第4節 物資等の供給	1. 食料を供給する	1-1. 食料の必要数量の把握、供給計画の作成	住民救護部 総合調整室
			1-2. 食料の調達	住民救護部
			1-3. 食料の供給	住民救護部 総合調整室
		2. 物資を供給する	2-1. 物資の必要数量の把握、供給計画の作成	住民救護部 総合調整室
			2-2. 物資の調達	住民救護部
			2-3. 物資の供給	住民救護部 総合調整室
		3. 給水活動を行う	3-1. 給水の必要数量の把握、供給計画の作成	上下水道部 総合調整室

章	節	項	実施項目	主担当部署
第2章 災害応急対策	第4節 物資等の供給	3. 給水活動を行う	3-2. 水の調達	上下水道部
			3-3. 水の供給	上下水道部
			3-4. 水道事故対策の実施	上下水道部
	第5節 保健衛生活動	1. し尿処理を行う	1-1. し尿処理施設の被害状況の把握	住民救護部
			1-2. し尿・収集処理体制の構築	住民救護部
			1-3. し尿処理の実施	住民救護部
			1-4. 県への報告	総合調整室
		2. ごみ、がれき処理を行う	2-1. ごみ、がれき処理見込量の把握	住民救護部
			2-2. ごみ、がれき処理体制の構築	住民救護部
			2-3. ごみ、がれき処理の実施	住民救護部
			2-4. 県への報告	総合調整室
		3. 防疫活動を行う	3-1. 広報活動の実施	住民救護部
			3-2. 防疫活動の実施	住民救護部
			3-3. 県への報告	総合調整室
		4. 保健師活動を行う	4-1. 被災者の健康状態の把握	住民救護部
			4-2. 保健師活動の実施	住民救護部
			4-3. 保健師の派遣要請	住民救護部
		5. 精神保健福祉対策を行う	5-1. 精神保健福祉の現状把握	住民救護部
			5-2. 町内支援体制の確立	住民救護部
			5-3. 福祉相談窓口の開設	住民救護部
			5-4. 情報伝達手段の確立	住民救護部
			5-5. 心のケア対策の実施	住民救護部
			5-6. 広域支援体制の確立	住民救護部
		6. 要配慮者対策を行う	6-1. 高齢者、障害のある人等への対応	住民救護部
			6-2. 園児・児童・生徒への対応	住民救護部
			6-3. 妊産婦への対応	総合調整室
			6-4. 外国人への対応	総合調整室
			6-5. 生活保護法の適用	総合調整室
	第6節 建築物等の二次災害防止、公共土木施設の応急対策	1. 建築物等の二次災害を防ぐ	1-1. 町管理施設・設備の点検、応急措置	関係部課
			1-2. 建築物等の危険度判定	建設部
			1-3. 被災宅地の危険度判定	建設部
		2. 公共土木施設の応急対策を行う	2-1. 河川災害の応急対策	建設部
			2-2. 砂防・地すべり等土砂災害の応急対策	建設部
			2-3. 道路、橋梁災害の応急対策	建設部
			2-4. 下水道等災害の応急対策	上下水道部
	第7節 文教対策活動	1. 児童生徒の安全を確保する	1-1. 各学校（園）における応急対策の立案	教育部
			1-2. 児童生徒の安全確保	教育部
			1-3. 応急教育の実施	教育部
			1-4. 教職員の確保	教育部
		2. 学校給食を措置する	2-1. 学校給食の措置	教育部
			2-2. 県への報告	総合調整室
		3. 学用品を支給する	3-1. 学用品の必要数量の把握	教育部
			3-2. 学用品の支給	教育部
		4. 保育所の応急復旧対策を行う	4-1. 保育所園児の安全確保	住民救護部

章	節	項	実施項目	主担当部署
第3章 生活再建、 復旧・復興 に向けて	第1節 生活 再建に向けた 相談受付体制 の確立	1. 総合相談窓口を設置 する	1-1. 相談窓口の設置	住民救護部
			1-2. 電話相談窓口の開設	住民救護部
			1-3. 開設の周知	住民救護部
		2. 関係機関と連携し対 応を行う	2-1. 関係機関との相談内容の共有、連携	総合調整室
			2-2. 県の総合相談窓口への人員派遣	総合調整室
			2-3. 被災証明書の発行	総合調整室
	第2節 被害 認定調査の実 施、り災証明 書の発行	1. 被害認定調査を実施 する	1-1. 被害認定調査体制の確立	総合調整室
			1-2. 住居被害認定の実施	総合調整室
			1-3. 再調査の実施	総合調整室
		2. り災証明書を発行す る	2-1. 被災者台帳への記載	総合調整室
			2-2. り災証明書の発行	総合調整室
			2-3. 被災証明書の発行	総合調整室
	第3節 応急 仮設住宅の建 設、住宅の応 急修理	1. 応急仮設住宅を建設 する	1-1. 応急仮設住宅の必要数の把握、計画の作成	建設部
			1-2. 応急仮設住宅の建設	建設部
			1-3. 住宅の供与、管理	建設部
		2. 住宅の応急修理を行 う	2-1. 応急修理の必要数の把握、計画の作成	建設部
			2-2. 住宅の応急修理の実施	建設部
	第4節 社会 秩序の維持	1. 警備活動に協力する	1-1. 警備活動への協力	総合調整室
			2-1. 営業状況調査等の実施	総合調整室
		2. 物価安定対策を行う	2-2. 営業努力の要請	総合調整室
			2-3. 物価の監視	総合調整室
	第5節 生活 再建資金支援	1. 災害弔慰金の支給等 を行う	1-1. 災害弔慰金の支給	住民救護部
			1-2. 災害障害見舞金の支給	住民救護部
			1-3. 災害援護資金の貸付	住民救護部
		2. 災害復旧資金の融資 を支援する	2-1. 農林業関係資金の融資支援	総合調整室
			2-2. 商工業関係資金の融資支援	総合調整室
			2-3. 福祉関係資金の融資支援	住民救護部
	第6節 施設 災害復旧事業	1. 施設災害復旧事業を 行う	1-1. 事業計画の作成	関係部課
			1-2. 災害復旧対策の実施	関係部課
	第7節 災害 復興	1. 災害復興を行う	1-1. 復興計画策定委員会の設置	総合調整室
			1-2. 復興計画の策定	関係部課
			1-3. 災害復興事業の実施	関係部課

第3節 町の災害対策組織

1. 災害対策組織の概要

1-1. 災害対策組織

町は、災害の予兆を感じた段階から災害の大規模化に対応するため、以下に示す本部区分、配備体制をもって、段階的に組織を設置する。

＜設置する組織の概要＞

配備体制	第1次配備体制	第2次配備体制	第3次配備体制
防災組織	災害対策連絡室	災害対策連絡室又は 災害対策本部	災害対策本部
配備内容	事態の推移によって、速やかに本部が設置できる体制、準備をする。	初期の災害対策を遅延なく遂行し、事態の推移に伴い直ちに救助体制がとれるようにしておく。 職員は、直ちに各事務分掌に従って行動する。	災害対策に万全を期するため、職員全員を動員する体制をとる。 職員は、直ちに各事務分掌に従って行動する。

2. 動員方法

2-1. 動員基準

災害対策組織の動員基準は、以下のとおりとする。

<動員基準>

配備体制		第1次配備体制	第2次配備体制	第3次配備体制
防災組織		災害対策連絡室	災害対策連絡室又は 災害対策本部	災害対策本部
防災基準		○大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令され、危険な状態が予想されるとき ○震度4の地震が発生したとき ○気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）（注1）が発表されたとき ○気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（注2）が発表されたとき ○その他の状況により町長が指令したとき	○大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令され、被害が大きいと予想されるとき ○震度5弱又は5強の地震が発生したとき ○気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（注3）が発表されたとき ○その他の状況により町長が指令したとき	○大雨、洪水、暴風等により、甚大な被害を受けたとき又はそのおそれがあるとき ○震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他の状況により町長が指令したとき
	水防本部体制	○水防配備体制第1号が発令されたとき 今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒するが、具体的な水防活動を必要とするには、まだ時間的余裕があると認められるとき	○水防配備体制第2号が発令されたとき 事態が切迫し、約2時間後には水防活動が予想されるとき、あるいは危険性が大で、水防配備体制第1号では処理しきれないとき	○水防配備体制第3号が発令されたとき 事態が切迫し、全職員で対応するとき
参集範囲	町職員	○庁舎参集 総務課長及び庶務・危機管理班 建設課長及び担当職員 ○自宅待機 その他の職員	○庁舎参集 主任職以上、総務課職員の全員（各課において複数日に対応できる体制を考慮） ○自宅待機 その他の職員（会計年度任用職員を含む）	○全職員（会計年度任用職員を含む）、全消防団員及び全消防署員のほか、町の全組織を挙げて対応
	消防団	○自宅待機 団長、副団長	○庁舎参集 団長、副団長 ○各消防車庫参集 各分団長、副分団長 ○自宅待機 その他の団員	
	消防分署	○署参集 分署長	○署参集 田辺市消防計画による体制	
配備内容		事態の推移によって、速やかに本部が設置できる体制、準備をする。	初期の災害対策を遅延なく遂行し、事態の推移に伴い直ちに救助体制がとれるようにしておく。 職員は、直ちに各事務分掌に従って行動する。	災害対策に万全を期するため、職員全員を動員する体制をとる。 職員は、直ちに各事務分掌に従って行動する。

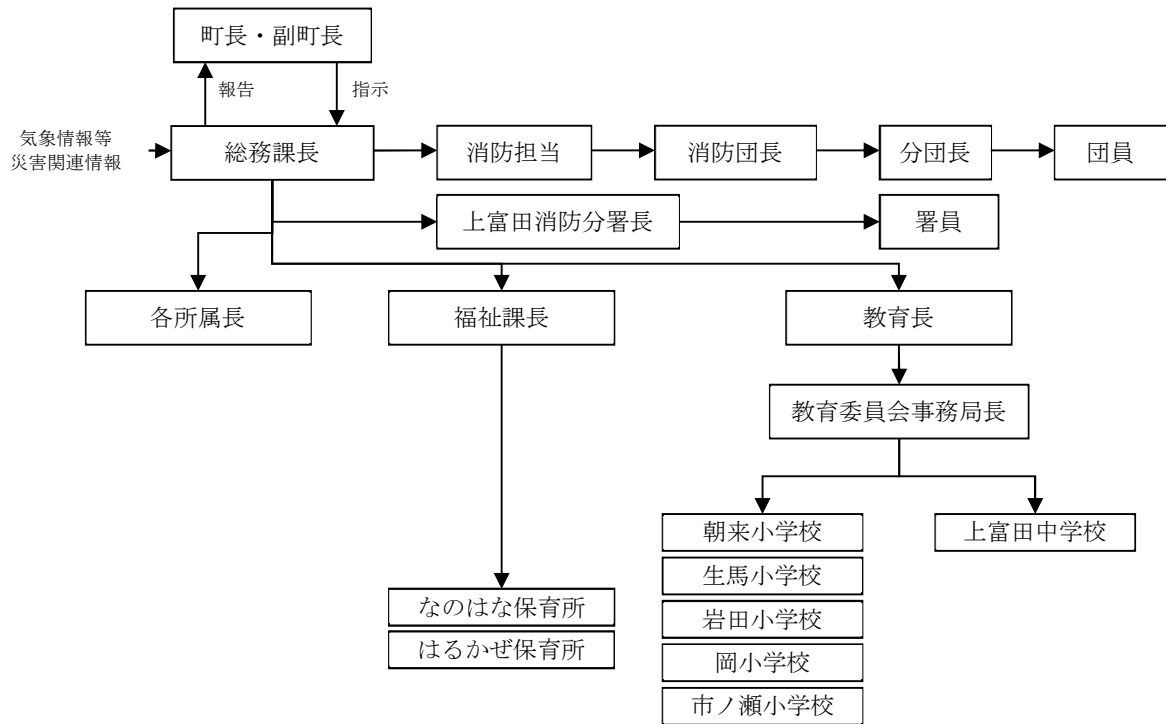
- (注1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- (注2) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁によりその現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査した結果、監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合又は想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
- (注3) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁によりその現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査した結果、想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

- ・勤務時間内で、上記以外の職員は、所属長の指示により配備につく。
- ・勤務時間外で、自主参集による動員を受けない職員にあっては、自宅待機とし、いつでも連絡を受けられるようにする。
- ・交通途絶等により、配備につくことが不可能な場合は、速やかに所属長に連絡するよう努め、所属長の指示に従う。

2-2. 動員の伝達

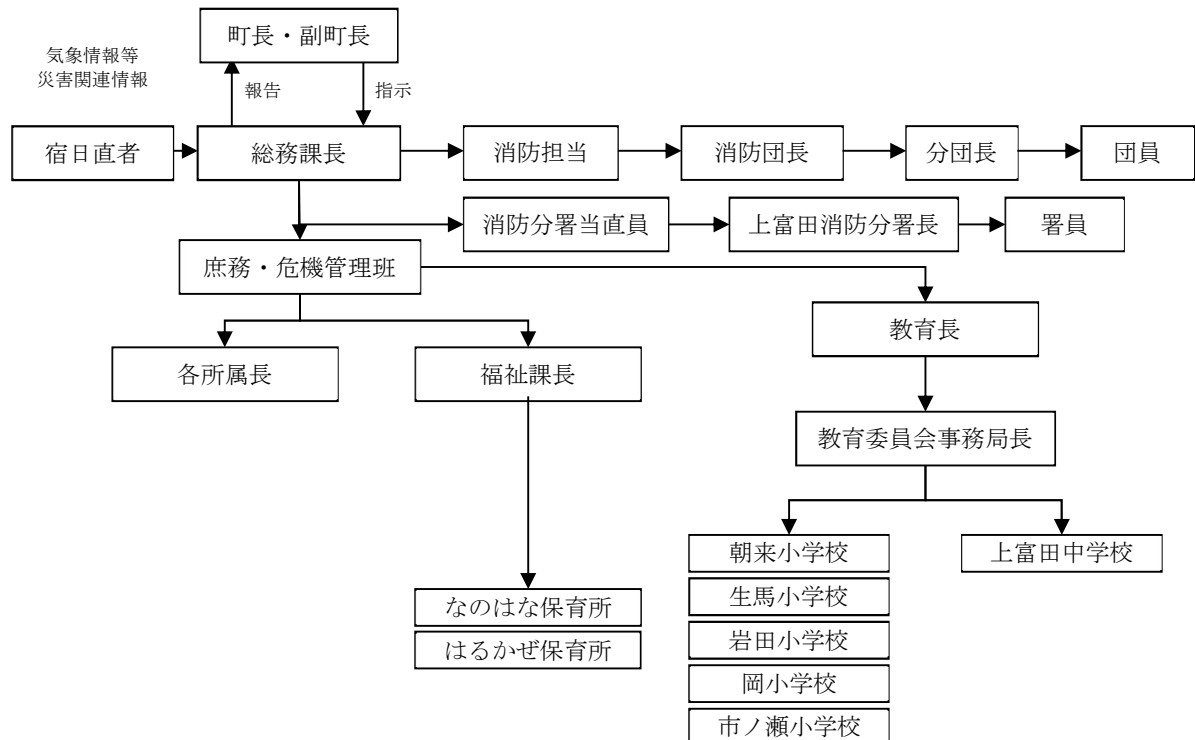
ア、勤務時間内

総務課が、本庁においては庁内放送により、その他の施設へは防災行政無線又は電話により伝達する。



イ、勤務時間外

総務課が、緊急連絡網に基づき、電話及びメール等で行う。



2-3. 参集・配備状況の報告

各部課長は、動員体制をとった場合、職員の参集・配備の状況について総合調整室へ速やかに報告する。

2-4. 動員における注意事項

ア、関係課の長は、必要に応じ動員体制以外の人員を配備することができる。

イ、関係部課の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておく。

ウ、各職員は、配備体制及び自己の任務を十分に踏まえ、災害が発生するおそれのある場合又は災害発生を察知したときは、参集命令が発せられていない場合でも、速やかに参集すること。

エ、道路寸断等により参集できない場合は、速やかにその旨を総合調整室に報告すること。

2-5. 職員の相互応援

各課における災害応急対策等の実施において職員が不足する場合は、所属部内で余裕のある課から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部会議において調整する。

3. 組織構成

3-1. 災害対策連絡室体制

災害対策連絡室体制は、大雨や台風接近時、震度4程度の地震時における警戒活動を行う体制である。

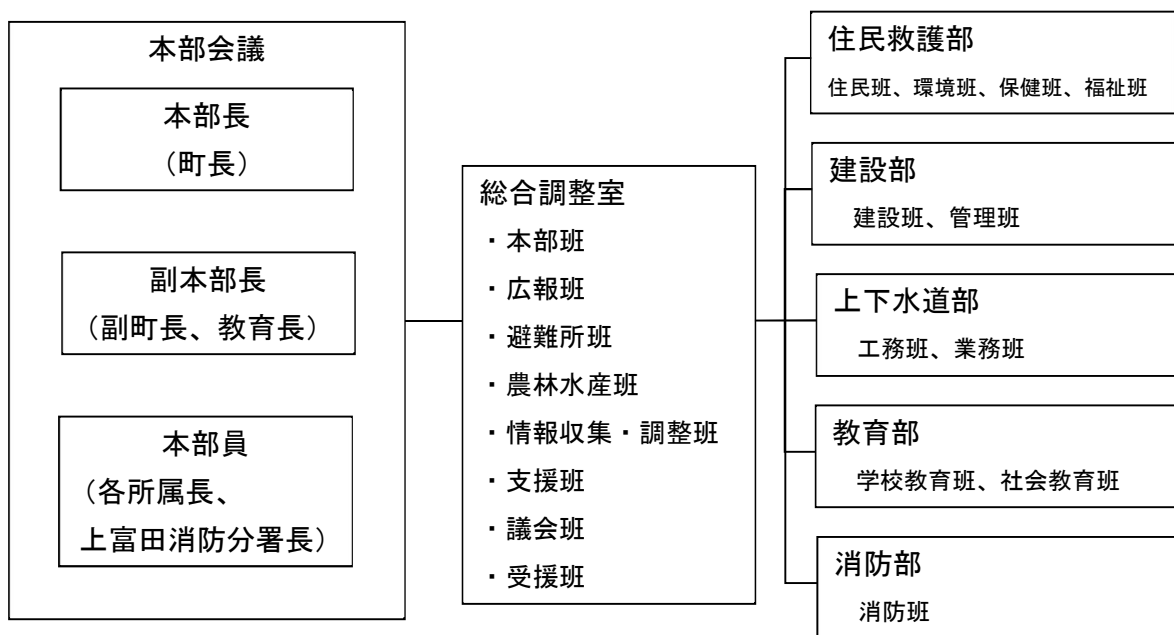
町長を災害対策連絡室長（以下「警戒本部長」という。）とし、総合調整室を中心に、対応を行う。

なお、総務課長は、必要に応じて、その他応援職員を動員できる。

3-2. 災害対策本部体制

本部体制は、大規模災害など災害対策連絡室体制では対応しきれない場合、町長を本部長とした指令部が意思決定を行い、全町を挙げての対応を行う体制である。

組織図は以下のとおりとする。なお、本部長に事故のある場合は副本部長である副町長が本部長の代理をし、副町長に事故のあるときは、教育長が本部長の職務を代理する。



- ・受援班は総合調整室及び各部から人的支援等を調整する窓口担当職員を配置する。

4. 災害対策本部の事務分掌

本部体制における事務分掌は、以下のとおりとする。

＜災害対策本部の事務分掌①＞

室・部 (◎室・部長)	班	担当部署	事務分掌
総合調整室 ◎総務課長	本部班	総務課 庶務・危機 管理班	・災害対策本部の設置及び運営に関する事 ・本部長の命令伝達に関する事（各部の総括及び各部門の調整に関する事） ・災害情報の収集整理に関する事 ・避難指示等に関する事 ・防災行政無線及び同報の無線の運用管理に関する事 ・職員の招集及び調整に関する事 ・県本部及び支部との連絡調整に関する事（防災関係機関等との連絡調整に関する事） ・自衛隊の出動要請及び受入れに関する事 ・消防団（水防団）、交通指導員の出動に関する事 ・災害救助法の適用に関する事 ・公用車の管理に関する事 ・備蓄資機材・物資の運用に関する事 ・庁舎及び所管する施設内での災害対策指導に関する事 ・隣接地方公共団体及び民間団体等に対する協力要請に関する事 ・行方不明者の捜索に関する事
	広報班	総務課 財政・管財 班	・有線通信施設の確保に関する事（NTTとの協力体制） ・被災者台帳の作成に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事 ・災害時の住民広報に関する事 ・災害対策の予算措置に関する事 ・外部応援者の調整に関する事
	避難所班	振興課	・避難所の設置運営に関する事 ・避難所の安全確保に関する事 ・住民の避難所への安全誘導に関する事 ・避難所の開設、周辺の被害状況の把握に関する事 ・救助物資の管理、配分に関する事 ・観光客等の把握に関する事 ・被災者に対する衣料及び生活必需品等被害援助物資の調整準備に関する事（住民救護部と連携）
	農林水産班	振興課 農林水産班	・農地の被害状況の調査と対応に関する事 ・所管する施設の状況把握に関する事 ・家畜伝染病予防及び防疫準備に関する事 ・農作物の被害状況の調査と対応に関する事
	情報収集・ 調整班	税務課	・防災無線搭載車での情報収集広報に関する事 ・収集情報の集約に関する事（総合調整室への報告） ・減税措置に関する事 ・り災証明の発行に関する事（火災は除く）
	支援班	会計課	・災害対策の経理に関する事 ・義援金の出納事務（口座開設・受入・保管）に関する事
	議会班	議会事務局	・本部での電話対応に関する事 ・議員との連絡調整に関する事
	受援班	各部から窓 口担当を配 置	・人的支援の受入に関する事 ・物的支援の受入に関する事

<災害対策本部の事務分掌②>

室・部 (◎室・部長)	班	担当部署	事務分掌
住民救護部 ◎住民課長	住民・環境班	住民課	・住民の問い合わせ及び相談に関する事 ・死亡届の受理、火葬手続きの受理に関する事 ・本部、避難所、復旧現場等への物資（食料等の救援物資等）の調達、輸送に関する事 ・避難所での仮設トイレの設置に関する事（仮設トイレが飽和状態時のバキュームカーの対策に関する事） ・被災地域の清掃、防疫及び衛生資機材の調達準備に関する事 ・ゴミの処理、運搬に関する事 ・遺体安置所の開設及び遺体の運搬に関する事 ・火葬に関する事
	保健班	長寿課、保健センター班	・仮設救護所の設置準備に関する事 ・救急医療品の備蓄準備、調達準備に関する事（救護所に必要な物品、薬の調達と設定） ・医師その他医療要員の確保に関する事 ・医療機関、薬局との調整に関する事 ・透析医療機関の調整に関する事 ・医療ボランティアの受入れ調整に関する事 ・心の医療チームの受入れに関する事 ・避難箇所での指導活動計画の立案に関する事 ・避難所での保健活動（保健師、栄養士による健康相談）に関する事
	福祉班	福祉課 福祉班、子育て支援班	・要配慮者（避難行動要支援者）対策に関する事 ・保育児の避難に関する事 ・社会福祉協議会との連携に関する事 ・被災者への生活相談に関する事 ・住民への炊き出しに関する事（支援班と連携） ・所管する施設内での防災対策指導に関する事 ・日赤及び福祉団体との連絡調整に関する事 ・ボランティアの受入体制に関する事（教育部と連携） ・災害救助法の運用に関する事 ・被災者への生活資金の貸付体制に関する事

<災害対策本部の事務分掌③>

室・部 (◎室・部長)	班	担当部署	事務分掌
建設部 ◎建設課長	建設班	建設課 建設班	・防災無線搭載車での情報収集に関する事 ・道路啓開に関する事 ・災害復旧に関する事 ・土木業者の確保準備に関する事 ・施工中の工事現場の保安措置に関する事
	管理班	建設課 管理班	・町営住宅の状況確認及び復旧等に関する事 ・応急復旧資機材の調達準備に関する事 ・危険箇所の指定と対策（警戒及び監視）に関する事 ・道路及び橋梁の災害に対する注意に関する事 ・民間車両の借上げ体制、緊急輸送手段に関する事 ・応急危険度判定に関する事 ・住宅応急修理に関する事 ・応急仮設住宅（テント）の建設及び入居選定に関する事
上下水道部 ◎上下水道課長	工務班	上下水道課 工務班	・飲料水の調達準備に関する事 ・給水資機材の調達準備に関する事 ・水道業者の確保準備に関する事 ・下水道工事業者の確保準備に関する事 ・水道施設の復旧に関する事 ・下水道関係災害復旧に関する事
	業務班	上下水道課 業務班	・上下水道施設関係の問い合わせに関する業務に関する事 ・防災無線搭載車での情報収集広報に関する事 ・所管する施設内での防災対策指導に関する事 ・水道施設の防災応急対策指導に関する事
教育部 ◎教育委員会 事務局長	学校教育班	教育委員会 学校教育班	・児童及び生徒の避難指導に関する事 ・学校教育機関との連絡調整に関する事 ・避難所になっている学校施設の運営に関する事 ・所管する施設（学校、公民館等）の復旧に関する事 ・休校の間の応急教育に関する事 ・学用品等の調達に関する事
	社会教育班	教育委員会 社会教育班	・公民館、児童会館、体育館との連絡調整に関する事
消防部 ◎田辺消防署 上富田分署長	消防班	田辺消防署 上富田分署	・各種情報の収集、伝達及び資料作成に関する事 ・危険物規制、及び指導に関する事 ・火災予防に関する事 ・火災情報の収集に関する事 ・災害現場活動に関する事

第1章 災害対策のコーディネート

第1節 組織体制の確立

1. 災害対策連絡室体制を確立する（総合調整室）

災害の発生が予想される場合において、適切な対応を図るためには、気象・水防・地震等の情報収集や被害状況の把握等を迅速に行うための体制の確立が求められる。

1-1. 災害対策連絡室の設置

総務課長は、動員基準に則り、災害対策連絡室体制をとる。

災害対策連絡室体制をとった場合、町長は、災害対策連絡室長となる。

1-2. 警戒活動の実施

警戒にあたる職員は、本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜防災事務を行う。

関係部課長等は、担当部署の被害状況等について、総合調整室へ速やかに報告する。

1-3. 災害対策連絡室体制を解除又は災害対策本部体制への移行

災害対策連絡室長（町長）は、災害発生のおそれが解消したときは、災害対策連絡室体制を解除する。また、災害による被害が甚大化すると予想される場合は、本部体制へ移行する。

<警戒体制の解除基準>

- ① 災害発生のおそれが解消したとき。
- ② 警報等が解除されたとき。
- ③ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ④ 本部が設置されたとき。

2. 災害対策本部体制を確立する（総合調整室）

町域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合において、適切な対応を図るためには、災害予防や災害応急対策等を迅速に行うための体制の確立が求められる。

2-1. 災害対策本部の設置

町長は、以下の設置基準で「上富田町災害対策本部」を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

本部を設置した場合、町長は、本部長となる。

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、必要と認めたとき
- (2) 大雨、洪水、暴風、その他の警報、特別警報が発表され、必要と認めたとき
- (3) 震度6弱の地震が発生したとき
- (4) 大規模な火事、爆発、風水害等が発生し、必要と認めたとき
- (5) その他災害が発生する恐れがあり、必要と認めたとき

2-2. 災害対策本部の運営

(1) 本部会議の開催

本部長（町長）は、防災活動の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、総合調整室に指示し、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催する。会議内容はおおむね次のとおりとする。

ア、報告事項

気象情報及び周辺市町村の災害情報、配備体制について、町内の被害状況

イ、協議事項

応急対策の指示、各部間の調整、県本部、自衛隊等への応援要請、調整について

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部の事務の一部を行う組織として、総合調整室に指示し、「現地災害対策本部」を設置する。

本部長（町長）は、現地災害対策本部を設置した場合、現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員をおく。現地本部長は、本部長（町長）が町職員から指名する。

2-3. 災害対策本部体制の廃止

本部長（町長）は、町域で災害発生のおそれが解消したときは、総合調整室に指示し、「本部」を廃止する。なお、本部を設置又は廃止したときは、直ちに県、その他必要に応じ防災関係機関等に伝達する。

＜本部の廃止基準＞

- ① 町域で災害発生のおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ③ その他本部長（町長）が必要なしと認めたとき。

第 2 節 情報の収集・伝達

1. 災害時の通信を確保・活用する（総合調整室）

災害発生時において、適切な初動・応急対応を図るためには、町と県、防災関係機関等との間で様々な情報収集や状況報告、応援要請等を迅速かつ円滑に行うことが求められる。

1-1. 通信手段の確保

総合調整室は、災害時における各種通信機器の被害状況を確認し、利用可能な通信手段を確保する。

- (1) 一般電話回線による通信
- (2) 災害時優先電話による通信
- (3) 衛星携帯電話の利用
- (4) 防災行政無線による通信
- (5) 県防災電話による通信、和歌山県総合防災情報システムの利用
- (6) 非常通信の利用

なお、非常通信の利用については、官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等を円滑に利用するため、平常時から非常通信訓練等を通じて近隣の無線局との協力関係の構築に努める。

＜災害時の通信手段＞

No.	通 信 手 段	通 信 方 法 等												
1	一般電話回線	通常回線は、発信規制がかかるので災害時の通信は困難な可能性が大きい。												
2	優先電話回線	発信規制がかからないので通信確保が有利。 庁舎内の電話 3 回線（47-4706、47-0552、47-0553） その他 15 箇所												
3	衛星携帯電話	役場：881641475643、881641475644												
4	防災行政無線	同報無線 情報配信 移動無線（車載型 6 台、携帯型 5 台、半固定無線機 14 台）												
5	県 防 災 電 話	<table><tr><th>設 置 場 所</th><th>電話番号</th><th>F A X 番号</th></tr><tr><td>総務課</td><td>262－400</td><td>262－499</td></tr><tr><td>宿直室</td><td>257－400</td><td></td></tr><tr><td>建設課</td><td>262－499</td><td></td></tr></table>	設 置 場 所	電話番号	F A X 番号	総務課	262－400	262－499	宿直室	257－400		建設課	262－499	
設 置 場 所	電話番号	F A X 番号												
総務課	262－400	262－499												
宿直室	257－400													
建設課	262－499													

1-2. 情報入手手段の確保

総合調整室は、災害時における情報システムの被害状況を確認し、利用可能な情報入手手段を確保する。

(1) 和歌山県総合防災情報システムによる情報収集

気象庁が発表する地震及び津波に関する情報について、県総合防災情報システム及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）により入手する。

(2) 和歌山県気象予測システムによる情報収集

和歌山県の（財）日本気象協会が市町村の避難指示等の発令の判断を早期にかつ的確に行えるよう共同で開発したシステムから情報を入手する。

日本気象協会から提供を受ける降水予測情報は、超短時間予測（10分～180分：10分間隔）、SYNFOS－3D降水予測（初期時間～51時間先（最大）：1時間間隔）である。

(3) その他の入手方法

防災関係機関やテレビ、ラジオ放送、インターネット、その他防災関係機関等から情報を入手する。

2. 気象、地震等の情報を収集・伝達する（総合調整室、消防部）

災害発生時において、適切な初動・応急対応を図るためには、気象、地震、津波警報等の情報を迅速に収集し、住民等に対する的確に伝達することが求められる。

2-1. 気象警報等に関する情報の収集

総合調整室は、気象警報等を収集する。

(1) 気象警報等の種類及び発表基準

ア、特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するものである。

イ、警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するものである。

ウ、注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するものである。

エ、特別警報・警報・注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、市町村を最小単位として発表される。町の発表区分は、「和歌山県、南部、田辺・西牟婁、上富田町」である。

＜気象等に関する特別警報の発表基準＞

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

<和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準①>

種類		発表基準	
気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合	陸上 20m/ s ※雪を伴う
	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがある場合	陸上 20m/ s
	大雨警報*2	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合	1 時間雨量 70mm 土壌雨量指数 170
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合	平地：24 時間降雪の深さ 20cm 山地：24 時間降雪の深さ 40cm
地面現象警報*1		大雨、大雪などによる山くずれ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれがある場合	
浸水警報*1		浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合	
洪水警報*2		洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合	1 時間雨量 70mm 流域雨量指数富田川流域 =32

<和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準②>

種類		発表基準	
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがある場合	陸上 12m/ s ※雪を伴う
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがある場合	陸上 12m/ s
	大雨注意報*2	大雨によって災害が起こるおそれがある場合	1 時間雨量 50mm 土壌雨量指数 127
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがある場合	24 時間降雪の深さ 5cm
	濃霧注意報	濃霧によって、交通機関に著しい障害が起こるおそれがある場合	視程 陸上 100m
	雷注意報	雷によって落雷又は雷に伴うひょう、突風などによる災害の起こるおそれがある場合	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥によって、火災の危険が大きいと予想される場合	最小湿度 35%で実効湿度 60%※
	なだれ注意報	雪崩によって、災害が起こるおそれがある場合	積雪の深さ 50cm 以上あり 高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨
	着雪注意報	着雪によって災害が起こるおそれがある場合	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃
	霧注意報	晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
	低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が予想される場合や、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合	沿岸部で最低気温-4℃以下

種類	発表基準	
地面現象注意報*1	大雨、大雪などによる山くずれ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合	
浸水注意報*1	浸水によって災害が起こるおそれがある場合	
洪水注意報*2	洪水によって災害が起こるおそれがある場合	1 時間雨量 40mm (複合基準) 1 時間雨量 30mm かつ流域雨量指数富田川流域=20

(注) 1. 発表基準に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際の具体的な基準である。

2. (1)※ 気象台や特別地域気象観測所における値である。

(2)*1 この注意報、警報は表題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う

3. 注意報及び警報はその種類にかかわらず、これらの新たな注意報又は警報が発表されたときに切替えられるものとし、又は解除されるまでは継続される。

4. 次の事象が発生した場合暫定基準で運用する場合がある*2

(1) 県内で震度 5 強以上の地震を観測した場合

(2) 河川堤防の大規模決壊があった場合

(3) 土砂災害などによる大規模な河道閉塞があった場合

(4) その他の原因により、災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(2) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、和歌山県（災害対策課）を通じて町に伝達される。

本部長（町長）が消防法 22 条第 3 項の規定に基づき、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、「火災に関する警報」を発することができる。

＜火災気象通報を行う場合の基準＞

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。
ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

(3) 水防警報

水防警報とは水防法に基づき、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある場合、知事の指定する河川については、振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて行うものをいい、その内容は次のとおりである。

＜知事の指定する河川の水防警報＞

河川名	区域	対象 量水標	水位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
富田川	市ノ瀬橋上流 500 メートルの地点 {(左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬、(右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬} から海まで	市ノ瀬	水防団待機水位 3.00 はん濫注意水位 3.50	西牟婁	上富田町 白浜町
		田津原	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 4.00		

＜水位観測所の諸元＞

河川名	観測所名	観測者	位置	水位		堤防高	
				水防団 待機	はん濫 注意	左岸	右岸
富田川	市ノ瀬	西牟婁振興局 建設部	西牟婁郡 上富田町 市ノ瀬	3.00	3.50	7.40	8.40
	田津原		西牟婁郡 白浜町 内の川	3.50	4.00	7.60	7.80

(4) 水位周知河川の水位情報

水位周知河川の水位とは、住民の方々の避難等の目安となる水位であり、この水位への到達情報を提供することにより避難等の迅速な判断が可能になり、洪水被害の軽減が図られる。

町長は、県からの、水位情報を受け、降雨の情報などを総合的に勘案して避難指示等を発令する。

＜知事が発表する水位情報＞

河川名	対象 量水標	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	発表 事務所	担当水防 管理団体
富田川	市ノ瀬	3.00	3.50	3.90	4.70	西牟婁	上富田町 白浜町
	田津原	3.50	4.00	4.50	5.10		

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため警戒を呼びかける情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、土砂災害警戒避難基準は資料編によるが、次の事象が発生した場合は、暫定基準を適用する場合がある。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される事象が発生した場合。

(6) 和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

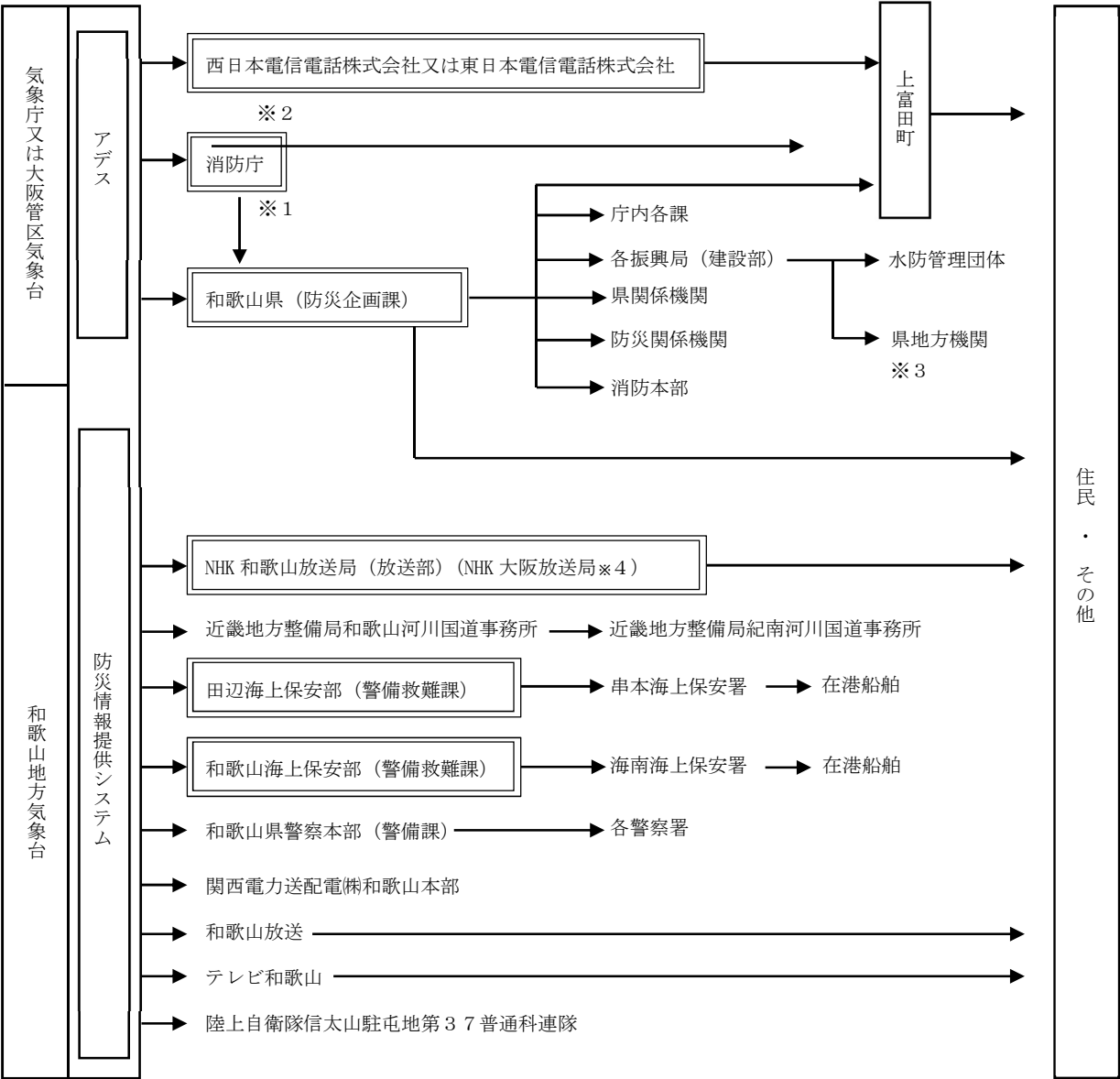
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部・南部単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部・南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 災害時気象支援資料

和歌山地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報の提供に努める。

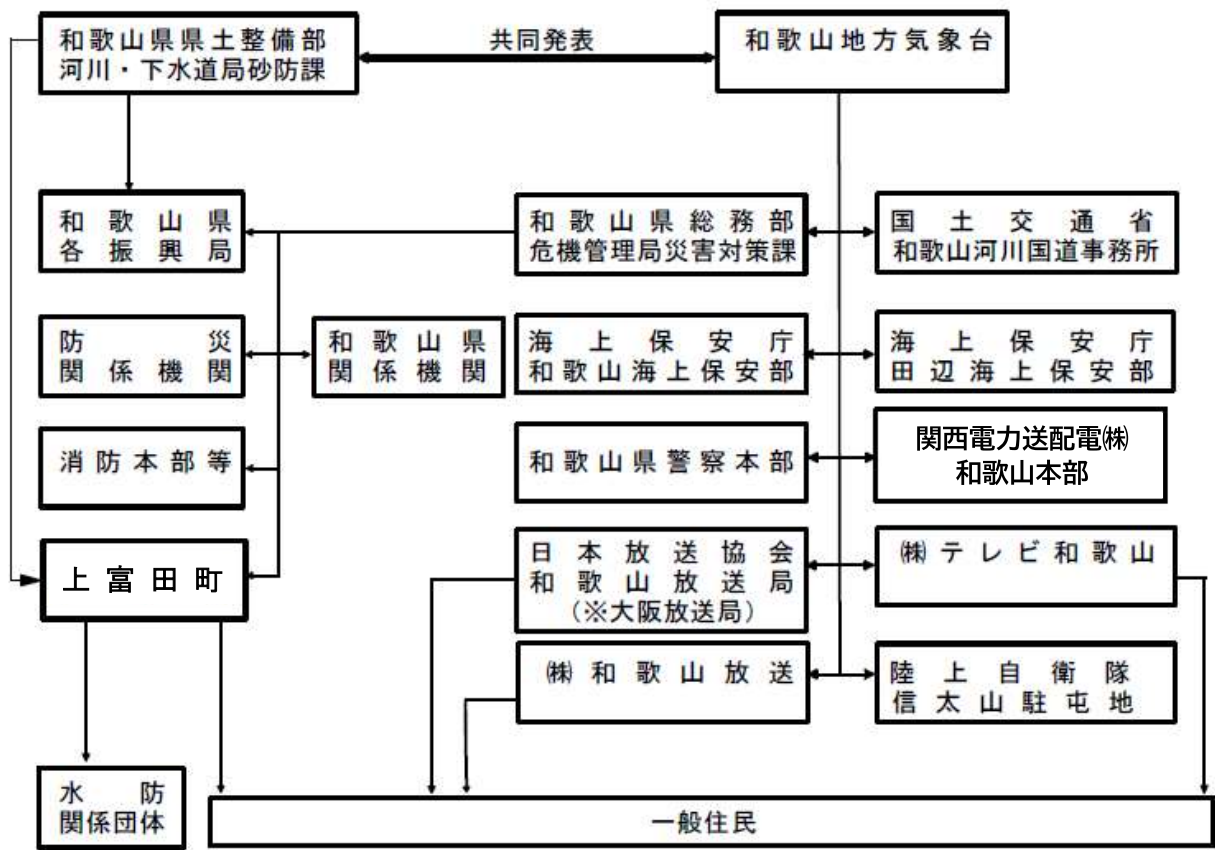
(10) 気象警報等の伝達

＜気象警報等の伝達経路＞



(注) 1 ※ 1 は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による。
2 ※ 2 は、特別警報、警報のみ伝達する。
3 ※ 3 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する (エリアメール、緊急速報メールについては、土砂災害緊急情報、指定河川洪水で緊急を要するとき)。
4 ※ 4 は、夜間等の代行により NHK 大阪放送局へ伝達する場合がある。
5 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局をいう。
6 各警察署とは、橋本、かつらぎ、岩出、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署をいう。
7 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先
8 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

＜土砂災害警戒情報伝達経路＞



※印は、夜間等の代行により日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

令和2年4月1日現在

2-2. 地震に関する情報の収集

総合調整室は、地震に関する情報を収集する。

(1) 地震情報の種類と発表基準

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報 (警報) 注1	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ(震度5弱以上)が予測される地域及び震度4が予測される地域名を発表(和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域(※1))
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域(※2))と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1：震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
〔緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける〕

※1、2：緊急地震速報及び震度速報で用いる区域の名称
上富田町＝和歌山県南部

2-3. 町内部での情報伝達

(1) 勤務時間内

総合調整室は、庁内放送、電話、FAX等により関係部課に対して必要な情報を周知する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に町に通知される気象警報等は、当直者に伝達され、総務課長に報告を行う。

当直者は、総務課長の指示により、その他必要な職員に連絡する。

なお、関係部課長は、通報を受けたときは速やかにその内容に応じた適切な措置を講じる。

2-4. 住民への周知

消防部又は総合調整室は、防災行政無線等を通じて、気象情報等を住民に周知する。

(1) 住民への周知する情報

気象注意報	原則、周知しない。
気象警報	上富田町に関する発表・解除について原則、全て周知する。
特別警報	上富田町に関する発表・解除について原則、全て周知する。
土砂災害警戒情報	上富田町に関する発表・解除について原則、全て周知する。
その他の情報	必要に応じ気象関連情報、災害情報等のほか、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

※夜間（21時から6時までの間）の周知は、上富田町の気象警報発表については周知するものとし、その他の情報については、状況に応じて判断する。

(2) 住民への周知方法

住民に対する周知方法は、状況に応じ以下による。

- ア、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- イ、防災行政無線による広報
- ウ、広報車による巡回広報
- エ、県防災ヘリコプター等による広報（要請）
- オ、広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- カ、インターネット（ホームページ）等による広報

(3) 防災行政無線放送の例

気象情報に関する情報の防災行政無線放送は、次による。

警 報 等	摘 要
警 報 発 表	① チャイム ② 放送内容 「こちらは防災かみとんだです。上富田町に〇〇警報が発表されました。十分警戒してください。」 *②を繰り返す。
警報追加発表	① チャイム ② 放送内容 「こちらは防災かみとんだです。上富田町に〇〇・××警報が発表されました。十分警戒してください。」 *②を繰り返す。
警 報 解 除	① チャイム ② 放送内容 「こちらは防災かみとんだです。上富田町に発表されていた〇

	○警報は解除されました。」 ＊②を繰り返す。
警報一部解除	① チャイム ② 放送内容 「こちらは防災かみとんだです。上富田町に発表されていた○ ○警報は解除されました。××警報は引き続き発表されていますので 十分警戒してください。」 ＊②を繰り返す。

2-5. 異常現象発見時の通報

総合調整室は、異常現象発見時の通報を行う。

(1) 異常現象の種類

- (ア) 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- (イ) 水象に関する事項、異常潮位、異常波浪
- (ウ) 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

(2) 異常現象の通報

基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、次の方法により関係機関に通報しなければならない。

- ア、発見者の通報
異常現象を発見したものは、本部長（町長）、警察官に通報する。
- イ、警察官等の通報
異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに本部長（町長）及び白浜警察署長に通報する。
- ウ、本部長（町長）の通報
上記ア、イによって異常現象を承知した本部長（町長）は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に通報する。

(3) 異常現象の周知徹底

異常現象を発見し、また、通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

3. 被害情報等を収集・報告する（総合調整室、関係部課）

災害発生時において、適切な初動・応急対応を図るためには、速やかに管内の被害状況を把握するとともに、県など関係機関等に報告を行うことが求められる。

3-1. 関係部課の職員による被害調査

被害調査を必要とする関係部課の職員は、関連する施設等について「被害状況認定及び報告書記入の基準」（資料編）に基づき被害調査を実施する。

(1) 農林業関係の被害

農地・農業用施設・農作物、林業等の被害は、総合調整室が農業協同組合、森林組合等の協力を得て調査する。

(2) 商工業関係の被害

商工業関係の被害は、総合調整室が関係先の協力を得て調査する。

(3) 土木関係の被害

河川・急傾斜地崩壊危険区域・道路・道路の附属施設等の被害は、建設部において調査する。

(4) 上下水道関係の被害

上下水道施設等の被害は、上下水道部において調査する。

(5) 学校関係施設の被害

学校関係施設の被害は、教育部が、学校の協力を得て調査する。

(6) その他の被害

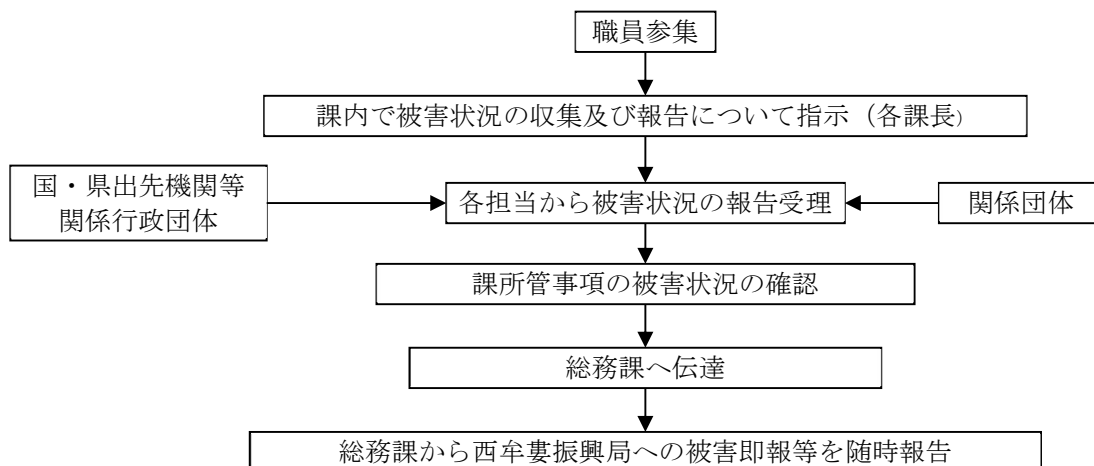
行政財産等については、各所管課において調査する。

3-2. 被害情報の取りまとめ、関係機関への報告

(1) 被害情報の収集、取りまとめ

総合調整室は、人や建物、ライフライン被害等の総括的被害情報を関係機関や消防団、町内会（区）等から協力を得て収集するとともに、職員が参集する途中で収集した情報とあわせ被害情報として取りまとめを行う。

<被害情報の伝達系統図>

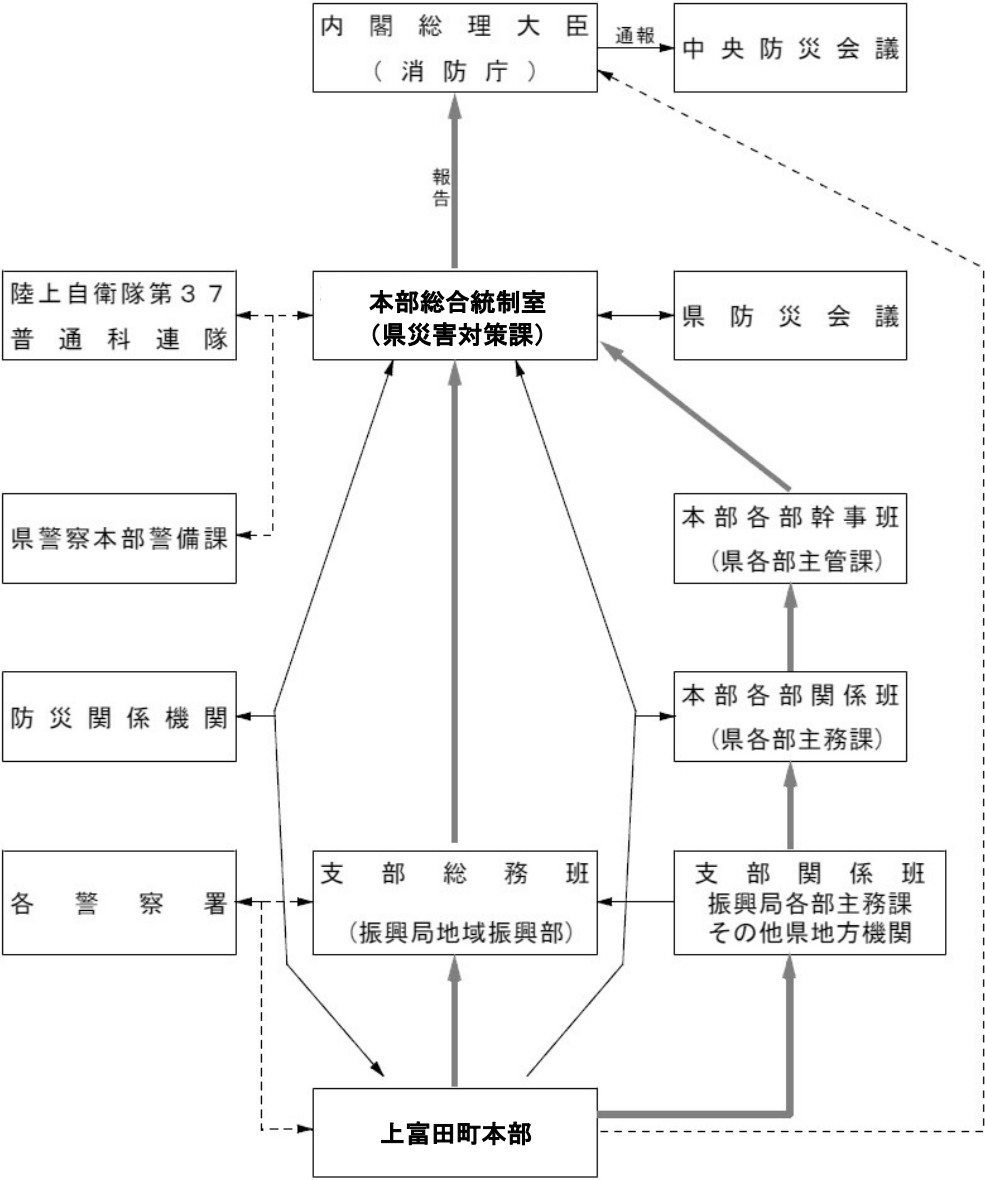


(2) 災害情報の報告

ア、災害即報

災害即報は、災害即報系統図により報告を行う。

<災害即報系統図>



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。
(基本法第53条第1項)

4. 災害時の広報活動を行う（総合調整室）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の安全確保や被害の拡大防止を図るためには、住民に対して正確な情報を迅速かつ確実に提供することが求められる。

4-1. 広報活動の実施

総合調整室は、情報が混乱しないよう、広報内容の一元化を図り、災害時の広報を行う。

(1) 広報事項

広報事項は、状況に応じ以下による。

- ア、被害の状況
- イ、気象予警報等に関する情報
- ウ、二次災害に関する情報
- エ、住民に対する高齢者等避難の提供、避難指示等の状況
- オ、医療救護所及び避難所の開設状況
- カ、被災者の安否に関する情報
- キ、本部の設置及び応急対策実施状況
- ク、ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- ケ、主要道路状況
- コ、交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- サ、社会秩序の保持や住民の心得等の必要な事項
- シ、その他生活情報等必要と認める情報

(2) 広報手段

広報手段は、状況に応じ以下による。

- ア、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- イ、防災行政無線による広報
- ウ、広報車による巡回広報
- エ、県防災ヘリコプター等による広報（要請）
- オ、広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- カ、インターネット（ホームページ）による広報

4-2. 報道機関に対する報道要請

総合調整室は、報道機関に対する報道要請を行う。

(1) 緊急警報放送の放送要請

緊急警報放送を報道機関に要請しようとする場合は、「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、原則として西牟婁振興局を經由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と通信途絶等特別の事情がある場合は、直接放送局に対し要請する。

(2) 放送要請

災害に関する予報若しくは警報、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について、緊急を要し特別な必要があるときは、放送事業者、受託放送事業者に対し放送を要請する。

(3) 報道機関への情報提供

地域及び住民の生命財産を災害から保護するための情報又は応急対策及び被害状況等について、次の報道機関に対して定期的に発表する。

＜発表する報道機関＞

名 称	電 話
テレビ和歌山田辺支局	073-455-5711
和歌山放送	073-432-7161
NHK和歌山放送局	073-424-8111
朝日新聞社御坊通信局	0738-22-0374
産経新聞社御坊通信部	0738-22-1551
毎日新聞社御坊通信部	0738-22-2511
読売新聞社御坊通信部	0738-22-0788
紀州新聞社	0738-22-2536
日高新報社	0738-24-0077
紀伊民報社	0739-22-7171

5. 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う（総合調整室）

被災者の援護を総合的かつ効率的に行うとともに安否情報を提供するためには、被災者情報を記録した台帳の作成と適切な管理・更新を行うことが求められる。

5-1. 被災者台帳の作成

本部長（町長）は、総合調整室に指示し、以下に基づき台帳を作成する。

<基本法第 90 条の 3 に基づく被災者情報>

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ⑥援護の実施の状況
- ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧その他（内閣府令に定める事項）

<基本法施行規則第 8 条の 5 に基づく被災者情報>

- ①電話番号その他の連絡先
- ②世帯の構成
- ③り災証明書交付の状況
- ④市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥被災者台帳の作成に当たって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

また、本部長（町長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

5-2. 被災者台帳の利用

本部長（町長）は、基本法第90条4の規定に基づき、総合調整室に指示し、被災者台帳を利用する。

- 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的の場合を除いて情報提供を行う。

5-3. 安否情報の提供

本部長（町長）は、被災者の安否情報について、総合調整室に指示し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を用い、基本法第86条の15に基づいて回答する。

なお、回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮する。

第3節 外部への応援要請

1. 自衛隊へ派遣要請を行う（総合調整室）

町の防災能力では対応できない大規模災害に対処するためには、自衛隊による速やかな支援が必要であり、それが円滑に行われる環境の整備が求められる。

1-1. 自衛隊の派遣要請の必要性判断

本部長（町長）は、人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、ほかに要員を確保する組織等がない場合において自衛隊の派遣を判断する。

1-2. 自衛隊の派遣要請

本部長（町長）は、自衛隊の派遣要請の依頼を電話又は口頭をもって、西牟婁振興局を經由して県災害対策課にするものとし、事後速やかに知事宛に依頼文書を提出する。なお、実務は、本部会議の決定に基づき、総合調整室が実施する。

(1) 知事に対し依頼できない場合

通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合、事後速やかにその旨を知事に通知する。

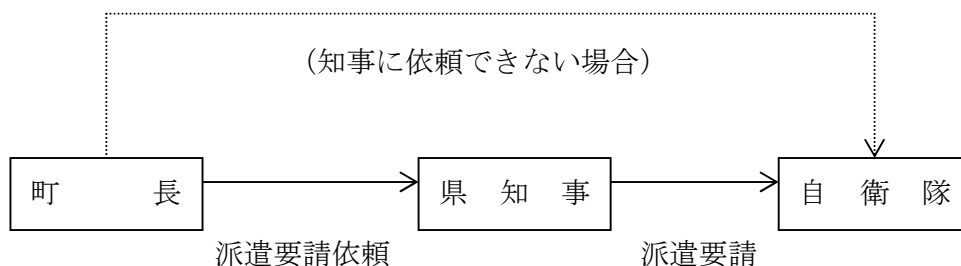
(2) 自衛隊の派遣の種類

自衛隊は次の場合に部隊等を派遣する。

ア、災害が発生し、県知事等が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合、県知事等の要請に基づく部隊等の派遣

イ、災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認めて、県知事等からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

＜要請経路＞



要請先

陸上自衛隊第37普通科連隊 第三科

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町官有地

T E L : 0725-41-0090

県防災電話 : 392-400 県防災FAX : 392-499

1-3. 派遣部隊の誘導及び受入れ

総合調整室は、自衛隊の派遣が決定された場合、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 被災地までの誘導

被災地までの誘導は、必要により警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入れ準備

- a. 総合調整室は、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。
- b. 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- c. 自衛隊との緊密な連携を図るため、自衛隊の本部事務室を設ける。
- d. 応援を求める内容、所要人員及び必要とする資機材の確保などについて計画を立て、部隊到着後、直ちに活動できるよう準備する。
- e. ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点、風向表示等の必要な準備をする。
- f. 自衛隊の活動においては、付近住民に対し積極的な協力を求める。

(3) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

- a. 派遣部隊名
- b. 部隊の長の官職氏名
- c. 隊員数
- d. 到着日時及び活動開始日時
- e. 従事している作業内容及び進行状況

(4) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保ち相互に協力し、次の業務を実施する。

ア、災害発生前の活動

（ア）連絡班及び偵察班の派遣

a. 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配備する。

b. 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の情報を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

（イ）出動体制への移行

a. 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b. 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

(ウ) 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば、速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ、災害発生後の活動

(ア) 被害状況の把握

知事からの要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

(イ) 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立退き等が行われている場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

(ウ) 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

(エ) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(オ) 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火に当たる。

(カ) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、若しくは障害物がある場合は、これらの啓開に当たる。

(キ) 応急医療、救護、防疫等の支援

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

(ク) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

(ケ) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めたときは、緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(コ) 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

(サ) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻そうする地点において、自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

(シ) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

(ス) その他

その他、臨機の必要に応じ自衛隊の能力上で可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、本部長（町長）又は本部長（町長）から委任を受けて本部長（町長）の職権を行う吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。ただし、この場合、自衛官はその旨を本部長（町長）に通知しなければならない。

- ア、警戒区域の設定及び設定区域への立入り制限、禁止、退去の命令（基本法第 63 条第 3 項）
- イ、他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収容（基本法第 64 条第 8 項）
- ウ、応急措置実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
- エ、住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

1-4. 派遣部隊等への撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、総合調整室に指示し、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

2. 県防災ヘリコプターの応援要請を行う（消防部）

災害による陸上交通の途絶への対応や緊急を要する輸送活動等を迅速に行うためには、広域的かつ機動的な活動ができるヘリコプターを速やかに応援要請することが求められる。

2-1. 県防災ヘリコプターの必要性判断

消防部は、本部と連携し、次のいずれかに該当する場合、防災ヘリコプターの必要性を判断する。

- (ア) 災害が隣接市町の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (イ) 町の消防力では、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (ウ) その他救急運搬等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2-2. 県防災ヘリコプターの応援要請

消防部は、知事に対し県防災ヘリコプターの要請を行う。

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として、市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県総括管理者（危機管理監）の指示により出動する。

(2) 防災ヘリコプターの応援要請

知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア、応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (ウ) 災害発生現場の気象状態
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (オ) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他の必要事項

イ、応援要請連絡先

連 絡 先	所 在 地	電 話	F A X
和歌山県 防災航空センター	西牟婁郡 白浜町 3031-56	(0739) 45-8211 県防災 364-451, 400	(0739) 45-8213 県防災 364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ア、被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ、救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ、消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ、被災者等の救出
- オ、救援物資、人員等の搬送
- カ、災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ、その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3. 災害相互応援協定に基づく要請を行う（総合調整室）

町の防災能力では対応できない大規模災害に対処するためには、相互応援協定に基づき他の市町村等に対して速やかに応援要請を行うことが求められる。

3-1. 応援の必要性判断

本部長（町長）は、関係部課と調整し、相互応援協定に基づく応援要請の必要性を判断し、総合調整室に指示する。

3-2. 応援要請

総合調整室は、相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(1) 応援にあたっての要請事項

- （ア）災害の状況及び応援を要請する理由
- （イ）応援を必要とする期間
- （ウ）応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- （エ）応援を必要とする場所
- （オ）応援を必要とする活動内容
- （カ）その他必要事項

(2) 応援の要請

災害相互応援に関する協定を締結した市等に対して応援要請を行う。

- （ア）相互応援協定の状況
 - 「和歌山県下消防広域相互応援協定」（平成8年3月1日）
 - 和歌山県下市町村及び消防の一部事務組合
- （イ）その他の協定の状況
 - 「水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」（平成8年2月22日）
 - 日本水道協会和歌山県支部及び和歌山水道協会に所属する市町村

3-3. 応援の受入れ

総合調整室は関係部課と連携し、応援部隊等の規模を考慮の上、受入れ先及び活動拠点を公共施設等の中から選定する。

4. 職員の派遣・応援要請を行う（総合調整室）

町のみでは対応できない大規模な応急・復旧対策を円滑に実施するためには、他の市町村等に対して速やかに職員の派遣・応援を要請することが求められる。

4-1. 派遣・応援職員の必要人数の把握

総合調整室は、関係部課と調整し、派遣・応援の必要人数を把握する。

4-2. 職員の派遣・応援要請

総合調整室は、職員の派遣・応援を要請する。

(1) 知事に対する応援の要請

基本法第68条に基づき、県知事に対して応援要請を行う。

(2) 他の市町村等に対する応援の要請

基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

(3) 県、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行う。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(4) 職員の派遣のあっ旋の要請

基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- (ア) 派遣のあっ旋を求める理由 (イ) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっ旋について必要な事項

(5) 身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、基本法第32条に定めるところによる。

4-3. 職員の受入れ

総合調整室は、関係部課と調整し、応援部隊等の規模を考慮の上、受入れ先及び活動拠点を公共施設等の中から選定する。

4-4. 県からの災害時緊急支援要員等の受入れ

総合調整室は、県が必要に応じて派遣を行う災害緊急支援要員等を受入れる。

5. ボランティアの受入れ・調整を行う（住民救護部）

行政や住民の対応能力を超える災害に対処するためには、ボランティアの助けが必要であり、速やかに受入れることが求められる。

5-1. ボランティアの必要性の把握

住民救護部は、被災地におけるボランティアの必要性を把握する。

5-2. 防災（専門）ボランティアの要請・受入れ

住民救護部は、ボランティアの受入れ・調整を行う。

(1) 防災ボランティア（専門ボランティア、救援ボランティア）

防災ボランティアの協力が必要なときは、県を通じて協力要請を行う。

(2) 未登録専門ボランティア

未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

5-3. 一般ボランティアの受入れ

住民救護部は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報などを提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう努める。また、上富田町社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネート等の業務を行う。

6. 労働者を確保する（総合調整室）

行政や住民、ボランティアの対応能力を超える災害に対処するためには、様々な技能を持つ多数の労働者が必要であり、速やかに確保することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

6-1. 労働者の必要数の把握

総合調整室は、関係部課と調整し、災害応急対策の実施に必要な人員数を把握する。

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とする。なお、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア、被災者の避難誘導要員：災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難誘導するための要員

イ、医療及び助産のための移送要員

①救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための要員

②救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

③傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ、被災者の救出要員：被災者の身体の安全を保護するため、被災者を救出するための要員

エ、飲料水の供給要員：飲料水を供給するための要員

オ、救済用物資の整理、輸送及び配分要員：被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食料品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ、遺体搜索要員：遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末するための要員

キ、遺体の処理（埋葬を除く）要員：遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

6-2. 労働者の確保

総合調整室は、労働者を確保する。

(1) 基本法による従事命令

本部長（町長）は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。従事命令を発するとき又は発した命令を変更し、又は取消すときは、基本法第81条に定める公用令書を交付する。

(2) 労働者雇用の方法

田辺公共職業安定所に必要な労働者の確保、斡旋を依頼する。

＜管内労働者雇用の申込み先＞

名 称	所 在	電 話
田辺公共職業安定所	田辺市朝日ヶ丘24-6	0739-22-2626

7. 救援物資の受入れ・広報を行う（総合調整室、住民救護部）

大規模災害時には、応急対策や避難所生活等にかかるあらゆる物資の不足が予想されるため、必要な救援物資を適切かつ迅速に受入れることが求められる。

7-1. 救援物資の必要数量の把握

総合調整室は、関係部課と調整し、救援物資の必要数量を把握する。

7-2. 救援物資に関する広報

住民救護部は、必要な救援物資に関する広報を行う。

7-3. 救援物資の受入れ

住民救護部は、救援物資を受入れる。

(1) 集積場所の設置

救援物資の集積場所を設置する。

(2) 体制の確立

救援物資を速やかに受入れ、整理、搬送できる体制を確保するために、総合調整室に対しボランティア等の人員を要請する。

(3) 救援物資受付名簿の作成

救援物資受付名簿を作成するとともに、受領書を交付する。

(4) 物資の仕分け及び物資台帳の作成

受入れた物資を的確かつ迅速に配布するため、物資の種類ごとに仕分けを行い、物資台帳を作成する。

(5) 物資の搬送

住民救護部は、必要な物資を避難所等に迅速に搬送する。

8. 災害義援金の募集・配分を行う（総合調整室、住民救護部）

大規模災害時には、被災者等に対して金銭的な支援を行う必要があるため、義援金を適切かつ迅速に募集・配分することが求められる。

8-1. 関係機関と連携した義援金の募集・配分

住民救護部及び総合調整室は、関係機関と連携し、町が被災した場合は義援金の配分を、それ以外の場合は義援金の募集にかかる事務を行う。

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集する。

募集期間は 1 ヶ月で、災害の規模により延長することができる。

(2) 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識関係者等による配分委員会を組織して、協議の上実施する。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

(3) 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

(4) 災害義援金品の引継ぎ

災害義援金品の引継ぎは、次の機関とする。

機 関 区 分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県知事
〃	西牟婁振興局長	西牟婁振興局長
町 段 階	町長	町長

※日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要があるときは全国の日赤支部等から供給する。

8-2. 町独自での義援金の募集・配分

住民救護部及び総合調整室は、町独自の義援金を募集・配分する。

(1) 義援金受付口座の設置

災害発生時に、金融機関と連携し、町独自の義援金の受付口座を設置する。

(2) 義援金受付口座の周知

総合調整室等を通じて、受付口座の周知を行う。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、県等の配分委員会の事例を参考に行う。

第 4 節 法の適用実施

1. 災害救助法の適用を受ける（総合調整室、住民救護部、関係部課）

町が自ら実施する災害応急対策のうち、一定規模以上の災害に見舞われた場合は、速やかに救助法の適用を受けて救助活動を実施することが求められる。

1-1. 適用基準の確認

総合調整室及び住民救護部は、救助法の適用基準を確認する。

(1) 町における救助法の適用基準

- ア、全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が 50 世帯以上に達したとき。
- イ、全県下の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合であって、町の住家の被害世帯数が 25 世帯以上に達したとき。
- ウ、全県下の被害世帯数が、5,000 世帯に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があるとき。
災害にかかった者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。
- エ、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当するとき。
(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 町における救助法適用基準世帯数

人 口	世 帯 数	適用世帯数	県下 1,000 世帯以上被害のあった場合の適用世帯数
15,236	6,368	50	25

（世帯数及び人口は令和 2 年国勢調査による）

※被害世帯の算定基準

- ア、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の 2 世帯をもって、住家が滅失した 1 世帯とみなす。
- イ、住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって、住家が滅失した 1 世帯とみなす。

1-2. 県への報告

本部長（町長）は、法に規定する救助を必要と認める災害が発生したときは、総合調整室に指示し、直ちにその旨を知事に報告する。ただし、事態が急迫して知事による救助の実施を待つ暇

がないと認めたときは、救助の実施に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の処置に関し指示を受ける。(和歌山県救助法施行細則第2条)

1-3. 救助法による救助の実施

関係部課は、救助法による救助を行う。なお、救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域、条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

〈救助法による救助の種類〉

- ア、避難所の設置
- イ、応急仮設住宅の設置
- ウ、炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ、被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ、医療及び助産
- カ、災害にかかったものの救出
- キ、災害にかかった住宅の応急修理
- ク、学用品の給与
- ケ、埋葬
- コ、遺体の搜索
- サ、遺体の処理
- シ、障害物の除去

2. 被災者生活再建支援法の適用を受ける（住民救護部）

町が一定規模以上の災害に見舞われた場合は、速やかに被災者生活支援法の適用を受けて被災者の生活再建を支援することが求められる。

2-1. 委託の受入

住民救護部は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下、「支援法」という。）に基づき、県及び被災者生活再建支援法人（財）都道府県センターと連携し、委託を受けた支給事務を行う。

<支援法の適用基準>

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア、救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ、10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ、100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

エ、ア又はイの市町村を含む都道府県内の他の市町村（人口10万人未満に限る）で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

オ、ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ、ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2-2. 対象世帯と支給額の確認

住民救護部は、支援法の対象世帯と支給額を確認する。

(1) 対象世帯と支給額

ア、自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯が対象となる。

（ア）住宅が全壊した世帯

（イ）住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

（ウ）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

（エ）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（オ）住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

イ、支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難 ア、(ア) (イ) (ウ) に該当	大規模半壊 ア、(エ) に該当	中規模半壊 ア、(オ) に該当
支 給 額	100 万円	50 万円	—

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支 給 額	全壊・解体・長期避難 大規模半壊 ア、(ア) ～ (エ) に該当	200 万円	100 万円	50 万円
	中規模半壊 ア、(オ) に該当	100 万円	50 万円	25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

2-3. 町における事務の実施

住民救護部は、町における事務を行う。

(1) 町における事務

町における事務を以下に示す。

なお、「◎」は町で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務である。

- ・制度の周知（広報）
- ◎住宅の被害認定（総合調整室が実施）
- ◎り災証明書等必要書類の発行（総合調整室が実施）
- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎支給申請書の受付・確認等
- ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金の納付に係る請求書の交付
- 延滞金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

(2) その他

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を町担当窓口へ提出することが必要となる。

支援金の申請要件（資格）の確認のため、居住している住宅の被災の程度（全壊（半壊し、倒壊等の危険のため取り壊す場合を含む）又は大規模半壊）については、町が発行するり災証明書を、町（担当窓口）において作成又は証明してもらうことが必要となる。

①被災者生活再建支援金支給申請書

②り災証明書

世帯主（被災者）が居住する市区町村が当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行する書類。また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要。

③住民票

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要。

④預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの。

住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し。

第2章 災害応急対策

第1節 住民避難の支援

1. 自主避難の要望に対応する（総合調整室）

災害が発生するおそれがある場合において、住民の安全を確保するためには、速やかに避難所を開設することが求められる。

1-1. 自主避難の要望対応

総合調整室は、関係課と連携し、自主避難の要望があったときは、指定避難所等を開設する。

2. 水害時に避難指示等を発令・解除する（総合調整室）

水害（河川はん濫、内水はん濫、ため池、土砂災害）のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある場合において、住民の安全を確保するためには、速やかに避難を促すことが求められる。

2-1. 水害に関する情報の取得

総合調整室は、避難指示等を発令するにあたって、以下の情報を入手する。

＜水害時の避難指示等の判断に必要な情報＞

収集先	入手する情報の種類
総合防災情報システム	【風水害等】気象注意報・警報、府県気象情報、指定河川洪水注意報・警報、水位周知河川の情報 【実況値】水位情報、ダム放流量、雨量情報
気象庁HP インターネット防災情報提供システム	【風水害】台風情報、気象警報・注意報、大雨・洪水警報の危険度分布、気象情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、雨量計による降水量、降り始めからの総雨量、解析雨量、今後の雨（降水短時間予報）・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） 【天気予報等】天気予報、週間天気予報、早期注意情報（警報級の可能性）、気象台からのコメント
和歌山地方気象台	今後の見込み情報等（降雨量等）
国土交通省HP	川の防災情報（河川水位、雨量、ダム放流情報）
和歌山県河川課HP	雨量情報、水位情報、気象情報、過去の雨量推移情報、洪水予報
和歌山県砂防課HP	【雨量情報等】現在の降雨状況、予測メッシュ（日本気象協会提供） 【土砂災害警戒情報】土砂災害警戒情報、土砂災害警戒避難判定図、土砂災害警戒判定分布図
気象予測システム	【風水害】気象レーダー・超短時間予測、短時間予測、SYNFOS-3D、解析雨量、警報・注意報、台風情報、短期・週間予報、天気図、気象衛星、県内アメダス、アメダス日表

その他情報

- ・上富田町防災・観光カメラによる河川監視
(<http://www.town.kamitonda.lg.jp/webcamera/camera.html>)
- ・富田川水系馬川、その他河川：現地情報（職員必要人数で対応）、消防団による情報収集
- ・その他の地区 住民や町内会、自主防災組織等からの情報収集

2-2. 避難指示等の発令判断

(1) 避難指示等の種類

ア、高齢者等避難

災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。

イ、避難指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立ち退きを指示するもの。

ウ、緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するもの。

(2) 避難指示等の発令を判断する

総合調整室は、次頁に示す避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）を参考に、避難指示等の発令を判断する。

なお、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常や土砂災害の前兆現象など、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、潮位観測機関等との間で相互に情報交換すること。

＜判断基準のある災害＞

- 富田川破堤、越水はん濫（水位周知河川）
- 馬川破堤、越水はん濫（中小河川）
- 内水はん濫等
- ため池
- 土砂災害

＜富田川破堤、越水はん濫（水位周知河川）の判断基準①＞

河川区分	水位周知河川		
河川の性格	洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川		
河川名	富田川		
水位観測所	市ノ瀬水位観測所		
対象地区	堤防近傍地区：左岸 県道岩田保呂線（生馬地区、岩田地区、市ノ瀬地区） 右岸 岩田地区（上岩田～三宝寺） その他の地区：岩崎、生馬、岩田の一部		
判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
高齢者等 避難 （警報レベル3）	〔水位・雨量情報〕 ①避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。若しくは、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発表された場合 ②氾濫危険水位（レベル2水位）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（警報基準） 【現地情報】 ①堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	〔水位・雨量情報〕 ①避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合。若しくは、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発表された場合 ②氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（警報基準） 【現地情報】 ①堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	〔雨量情報〕 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D降水予測、府県気象情報、气象台ホットライン）を基に「氾濫危険水位」（4.7m）（レベル4水位）を超過すると見込まれるとき。 ※現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）から当該河川で過去に「氾濫危険水位」（4.7m）（レベル4水位）を超えたときの雨量（最大値）に近づく可能性があるときを参考にする。

＜富田川破堤、越水はん濫（水位周知河川）の判断基準②＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
避難指示 (警報レベル4)	[水位・雨量情報] ①氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。若しくは、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合 ②避難判断水位(レベル3水位)を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(警報基準を大きく超過) 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	[水位・雨量情報] ①氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合。若しくは、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])が発表された場合 ②避難判断水位(レベル3水位)を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(警報基準を大きく超過) 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	[雨量情報] 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測(SYNFOS-3D降水予測、府県気象情報、气象台ホットライン)を基に「氾濫」が発生すると見込まれるとき。 ※台風や前線などの影響で、今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去に「氾濫」が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるときを参考にする。 注) 発令時点の現況水位が「氾濫注意水位」(3.5m)(レベル2水位)を超過していないなどの場合においては、気象状況等を考慮して慎重に判断する。

＜富田川破堤、越水はん濫（水位周知河川）の判断基準③＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
緊急安全 確保 (警報レベル5)	[水位・雨量情報] ①氾濫開始相当水位に到達した場合 (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地地盤)に到達している蓋然性が高い場合) ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) ③堤防の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水が発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]))、水防団等からの報告により把握できた場合)	[水位・雨量情報] ①氾濫開始相当水位に到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地地盤)に到達している蓋然性が高い場合) ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) ③堤防の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水が発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]))、水防団等からの報告により把握できた場合)	

注1) 「概ね12時間後の予測情報に基づく場合」の発令は、夜間に警報級が予想された洪水注意報が発表されているか、洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2) 過去に「氾濫危険水位(レベル4水位)に達したときの雨量」や「氾濫したときの雨量」を活用する場合は、その後の河川改修等の状況を考慮して規定すること。

注3) 必要に応じて、対象水位観測所の上流にある水位観測所の水位や、対象水位観測所の上流の降雨状況を高齢者等避難や避難指示発令の参考にすること。

＜馬川破堤、越水はん濫（中小河川）の判断基準①＞

河川区分	中小河川(その他河川)		
河川の性格	リアルタイムの水位観測が可能な中小河川（県河川）		
河川名	馬 川		
対象地区	朝来、生馬、岩田地区（川沿い）		
判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
高齢者等 避難 (警報レベル3)	[水位・雨量情報] ①水位が岩崎樋門の堤防天端から、0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②(水位設定がない川)河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超(SYNFOS-3D 降水予測等)となっている場合 [現地情報] ①堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ②洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に、浸水被害が発生する危険があると判断されるとき。	[水位・雨量情報] ①水位が岩崎樋門の堤防天端から、0.5mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②(水位設定がない川)河川流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超(SYNFOS-3D 降水予測等)となっている場合 [現地情報] ①堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ②洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に、浸水被害が発生する危険があると判断されるとき。	[雨量情報] ①河川流域の雨量が今後4～12時間後で70mm/h超となる降水予測(SYNFOS-3D 降水予測等)があり、今後水位の上昇が見込まれる場合

＜馬川破堤、越水はん濫（中小河川）の判断基準②＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
避難指示 (警報レベル4)	[水位・雨量情報] ①水位が岩崎樋門の堤防天端から、0.3mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②(水位設定がない川)河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超(SYNFOS-3D降水予測等)となっている場合 [現地情報] ①堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間の経過後に、浸水被害が発生する危険があると判断されるとき。	[水位・雨量情報] ①水位が岩崎樋門の堤防天端から、0.3mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②(水位設定がない川)河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超(SYNFOS-3D降水予測等)となっている場合 [現地情報] ①堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ②洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間の経過後に、浸水被害が発生する危険があると判断されるとき。	[雨量情報] ※台風や前線などの影響で、今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性があるとき。 注) 台風や前線が長期にわたり影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断する。

＜馬川破堤、越水はん濫（中小河川）の判断基準③＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
緊急安全 確保 (警報レベル5)	[水位・雨量情報] ①水位が岩崎樋門の堤防天端から、0.1mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合 【気象情報】 ①大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 [現地情報] ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ③堤防の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水を確認した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	[水位・雨量情報] ①水位が岩崎樋門の堤防天端から、0.1mに到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合 【気象情報】 ①大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 [現地情報] ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ③堤防の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水を確認した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

注1）雨量情報に基づく発令は、警報級が予想された洪水注意報が発表されているか、洪水警報が発表されていることを前提とする。

注2）過去に「氾濫したときの雨量」を活用する場合は、その後の河川改修等の状況を考慮して規定すること。

注3）対象河川に水位観測所が設置されている場合、対象水位観測所の上流にある水位観測所の水位や、対象水位観測所の上流の降雨状況を高齢者等避難や避難指示発令の参考にする。

注4）対象河川に水位観測所が設置されていない場合、上流の降雨状況を高齢者等避難や避難指示発令の参考にする。

＜内水はん濫等の判断基準①＞

区分	内水、その他河川等		
対象地区	朝来地区、岩崎地区、生馬地区、岩田地区、市ノ瀬地区の一部（洪水ハザードマップ参照）		
判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
高齢者等 避難 (警報レベル3)	[雨量情報] ①当町において、1時間で50mm、3時間で120mmの降雨が予想されるとき。 [現地情報] 近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生したとき。	[雨量情報] ①当町において、1時間で50mm3時間で120mmの降雨が予想されるとき。 [現地情報] 近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生したとき。	[雨量情報] ①長期的な予測情報(SYN FOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)により避難指示基準に該当するとき。
避難指示 (警報レベル4)	[雨量情報] ①警報雨量基準の1時間雨量に10mmを加算した値又は3時間雨量に30mmを加算した値に達しているとき。 ②記録的短時間大雨情報(110mm/h)が発表され、その後も降雨が見込まれる場合[現地情報] ①近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当町において、1時間で50mm、3時間で120mmの降雨が予想されるとき。 ②近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。	[雨量情報] ①警報雨量基準の1時間雨量に10mmを加算した値又は3時間雨量に30mmを加算した値に達しているとき。 ②記録的短時間大雨情報(110mm/h)が発表され、発表後に警報クラスの雨量基準(1時間雨量)、同基準(3時間雨量)の降雨が予想されている場合 ③累積雨量が500mmを超過し、さらに1～3時間後の雨量が40mm/h以上である場合 [現地情報] ①近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当町において、1時間で50mm、3時間で120mmの降雨が予想されるとき。 ②近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。	[雨量情報] ①長期的な予測情報(SYN FOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)により当該地区で過去に浸水被害が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性がある場合 注)台風や前線が長期にわたり影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断する。

＜内水はん濫等の判断基準②＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報に基づく場合	実況情報に基づく場合	概ね12時間後の予測 情報に基づく場合
緊急安全 確保 (警報レベル5)	【気象情報】 ①大雨特別警報(浸水害)が発表された 場合 [現地情報] ①近隣の地区で床上浸水が発生したと き。 ②浸水被害を確認した場合	【気象情報】 ①大雨特別警報(浸水害)が発表された場 合 [現地情報] ①近隣の地区で床上浸水が発生したとき。 ②浸水被害を確認した場合	

注1) 雨量情報に基づく発令は大雨警報(浸水害)が発表されていることを前提とする。
注2) 累積雨量とは、警報が発表され解除されるまでの現象に係る降り始めからの雨量とする。
注3) 高齢者等避難基準は概ね警報雨量基準を参考に設定する。

大雨警報(浸水害)基準	上富田町	表面雨量指数 24
	田辺・西牟婁地域	表面雨量指数 23～24

令和2年8月6日現在

＜ため池の判断基準＞

避難情報	判断状況	対象地区・ため池
高齢者等避難 (警報レベル3)	水位の上昇が認められ、満水位に達すると予想され、今後1時間に70mm以上の強い雨が継続すると予想されるとき。	岩崎地区 おそめの池 朝来地区
避難指示 (警報レベル4)	①水位の上昇が認められ、満水位に達し、今後1時間に70mm以上の強い雨がさらに継続すると予想されるとき。 ②越水・越流の危険がある場合又は、堤体決壊のおそれがあるとき。	峠池、荒堀池、荒堀新池、杉ノ谷池、稗田谷池、飛曾川池、樫ノ木池 生馬地区
緊急安全確保 (警報レベル5)	満水位に達し、越水・越流し、今後1時間に、70mm以上の強い雨がさらに継続すると予想され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき。	救馬谷池、かくれ谷池、栗ヶ谷池、とどろ池 岩田地区 鴻友池、井ノ谷池、方鹿池、西ノ谷池、王子ノ谷池
解除	気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなったとき。 現地調査を行い水利管理者と調整し、堤体決壊のおそれなくなったとき。	岡地区 三栖谷池、射矢ノ谷池、かがり谷池、寺尾谷池 市ノ瀬地区 根皆田池、チシャン谷池、新池、次郎大衛門池、観音上池、観音下池、大谷池、寺池、堂ノ谷池、半九郎池、杉山池、ジュンサイ池、三五郎池

＜土砂災害の判断基準①＞

区 分	土砂災害		
対象地区	下鮎川地区、市ノ瀬地区、岡地区、岩田地区、生馬地区、朝来地区、岩崎、南紀の台地区		
判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況状況に基づく場合	実況状況に基づく場合	概ね12時間後の予測状況 の基づく場合
高齢者等 避難 (警報レベル 3)	【土砂災害警戒情報】 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂 災害警戒判定分布図で「2時間先までに大雨警 報基準に到達すると予想」となった場合 [前兆現象等] ①大雨警報が発表され、土砂災害の前兆現象 （軽妙なもの）が認められるとき。	【雨量情報】 ①24時間雨量で200mm 以上の降 雨が予想される場合 【土砂災害警戒情報】 ①大雨警報（土砂災害）が発表さ れ、かつ、土砂災害警戒判定分布 図で「2時間先までに大雨警報基準 に到達すると予想」となった場合 [前兆現象等] ①大雨警報が発表され、土砂災害 の前兆現象（軽妙なもの）が認めら れるとき。	[雨量情報] 長期的な雨量予測（SYNFO S－3D降水予測、府県情報、 気象台ホットライン）により現在 までの雨量及び12時間先まで の降水予測から 400mm を超過 すると見込まれたとき。

＜土砂災害の判断基準②＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況状況に基づく場合	実況状況に基づく場合	概ね12時間後の予測状況の基づく場合
避難指示 (警報レベル4)	〔土砂災害警戒情報〕 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害警戒判定分布図で「2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想」又は「すでに土砂災害警戒情報の基準に到達」となった場合 【土砂災害緊急情報】 ①国若しくは県から土砂災害緊急情報が発表された場合 〔前兆現象等〕 ①土砂災害の前兆現象が認められるとき(住民の通報、職員による覚知)。 ②近隣で前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき。	〔雨量情報〕 ①累積雨量も含め、今後、雨量が400mm を超過することが予想される場合 〔土砂災害警戒情報〕 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害警戒判定分布図で「2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想」又は「すでに土砂災害警戒情報の基準に到達」となった場合 【土砂災害緊急情報】 ①国若しくは県から土砂災害緊急情報が発表された場合 〔前兆現象等〕 ①土砂災害の前兆現象が認められるとき(住民の通報、職員による覚知)。 ②近隣で前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき。	〔雨量情報〕 台風や前線などの影響で今後も降雨が同じような場所で継続することが見込まれているような状況において現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測から、過去に土砂災害が発生した時の雨量(最大値)に近づく可能性があるとき。 注) 台風や前線が長期にわたり影響するなど気象状況を考慮して慎重に判断すること。場合によっては、高齢者等避難の発令とすること。

＜土砂災害の判断基準③＞

判断の タイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況状況に基づく場合	実況状況に基づく場合	概ね12時間後の予測状況の基づく場合
緊急安全確保 (警報レベル5)	【大雨特別警報】 ①大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 [現地情報] ①近隣で土砂災害が発生したとき。	【大雨特別警報】 ①大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 [現地情報] ①近隣で土砂災害が発生したとき。	

注1) 雨量情報に基づく発令は大雨警報(土砂災害)が発表されていることを前提とする。

注2) 累積雨量とは、警報が発表され解除されるまでの現象に係る降り始めからの雨量とする。

(3) 総合的な判断

本部長（町長）は、避難指示等の発令に関して、総合的な判断を行う。

ア、地区自体の危険性の高まる段階から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令のタイミングを検討する。

イ、避難路の安全性を検討する。（危険性が高まる段階を確認しておく。）

ウ、避難指示等の発令のタイミング及び避難路の安全性（危険性が高まる段階）

(4) 地区別の避難路等の状況

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害警戒区域内の通過
		通行道路の浸水の可能性	橋りょうの通過	浸水する可能性のある地域の通過	
朝来地区	朝来コミュニティセンター (☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	—	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	
岩崎地区	上富田文化会館 (☆☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	—	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込であるとき。
生馬地区	生馬公民館 (☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込であるとき。
岩田地区	岩田公民館 (☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込であるとき。
岡地区	農業構造改善センター (☆☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	—	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込であるとき。

地区名	避難先	浸水の可能性			土砂災害警戒区域内の通過
		通行道路の浸水の可能性	橋りょうの通過	浸水する可能性のある地域の通過	
市ノ瀬地区	農村環境改善センター (☆☆) デイサービスセンターくちくまの (☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込であるとき。
下鮎川地区	デイサービスセンターくちくまの (☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	—	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒判定図について避難判断ラインを1時間後に超過する見込であるとき。
全ての地区	保健センター (☆☆) 上富田文化会館 (☆☆)	70 mm/h 以上の降雨が2時間以上継続した場合	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	富田川がはん濫危険水位に到達する30分前	

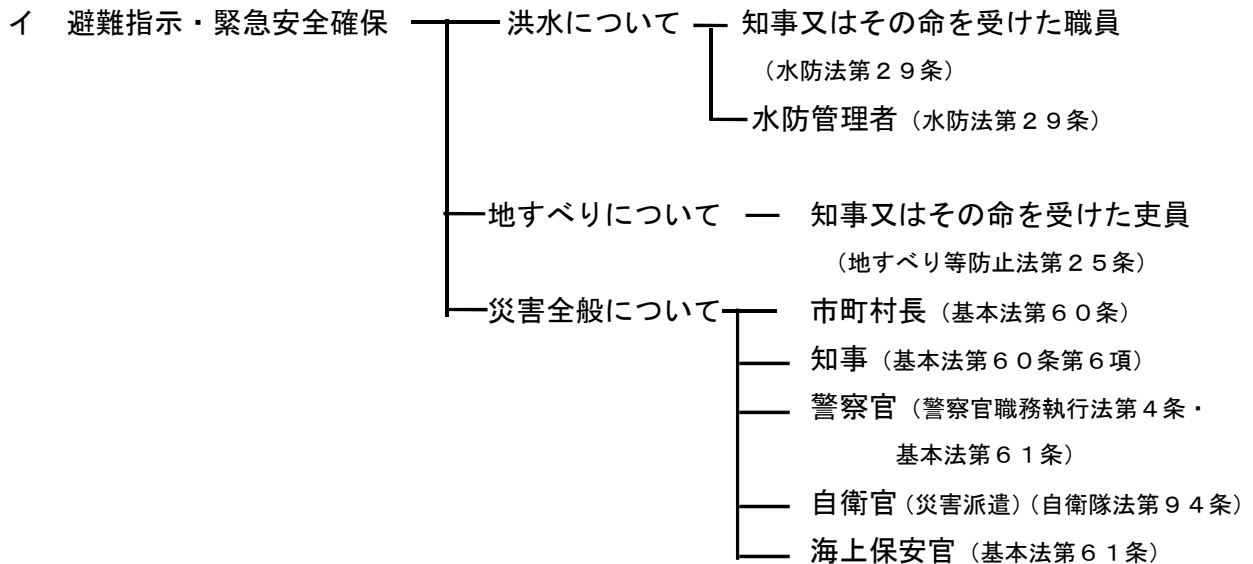
(5) その他

- ア、夜間に避難指示以上の基準に該当するおそれのある場合には、少なくとも日没までに高齢者等避難を発令するかどうか検討を行う。
- イ、日没後、数時間以内に避難指示以上の基準に該当するおそれのある場合には、避難指示を発令する。

(6) 権限者

避難のための高齢者等避難の提供、立退きの指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

ア 高齢者等避難 ————— 市町村長（基本法第56条）



※ 助言

本部長（町長）は、避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

2-3. 発令の準備

総合調整室は、発令に必要となる、次の事項を準備する。

- ①対象地区の世帯数、対象者数の確認
- ②伝達文の作成
- ③広報車、広報人員の手配
- ④避難所開設の準備
- ⑤その他必要なこと（報道資料の作成等）

2-4. 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難指示等を発表する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすいよう伝達を行う。

(参考資料) 警戒レベル、住民に行動を促す情報、住民がとるべき行動

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	町長
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
警戒レベル5	緊急安全確保	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	

2-5 住民・関係機関への伝達

総合調整室は、避難指示等を住民・関係機関へ伝達する。

(1) 伝達内容

- (ア) 発令者
- (イ) 避難準備をすべき理由
- (ウ) 危険地域
- (エ) 避難する場合の避難先、方法
- (オ) 携行品、火気の始末、戸締まり、要配慮者の早期避難等注意事項など

(2) 伝達手段

- (ア) 広報車
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 県総合防災情報システム（メール配信、データ放送）
- (エ) ラジオ、テレビ等

2-6. 県への報告

総合調整室は、避難指示等を発令した場合は、速やかに総合防災情報システムに登録し県に報告する。

2-7. 避難指示等の解除

本部長（町長）は、以下の解除基準を総合的に勘案して危険性が解消された場合に、総合調整室に指示し、避難指示等の解除を行う。

＜解除時の基準＞

災害	解除基準
水位周知河川 富田川	・河川水位がはん濫注意水位（3.50m）以下に下がり、再度上昇のおそれがないとき ・住宅地での浸水が解消し、避難路の冠水が解消して、再度浸水のおそれがないとき
中小河川 馬川 清水谷川 惣田川	・危険水位基準の半分程度の水位まで下がり、再度上昇のおそれがないとき ・住宅地での浸水が解消し、避難路の冠水が解消して、再度浸水のおそれがないとき
内水はん濫	・住宅地での浸水が解消し、避難路の浸水が解消して、再度浸水のおそれがないとき
土砂災害	・土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）が解除され、土石流やがけ崩れのおそれがないことを現地の巡視により確認したとき。

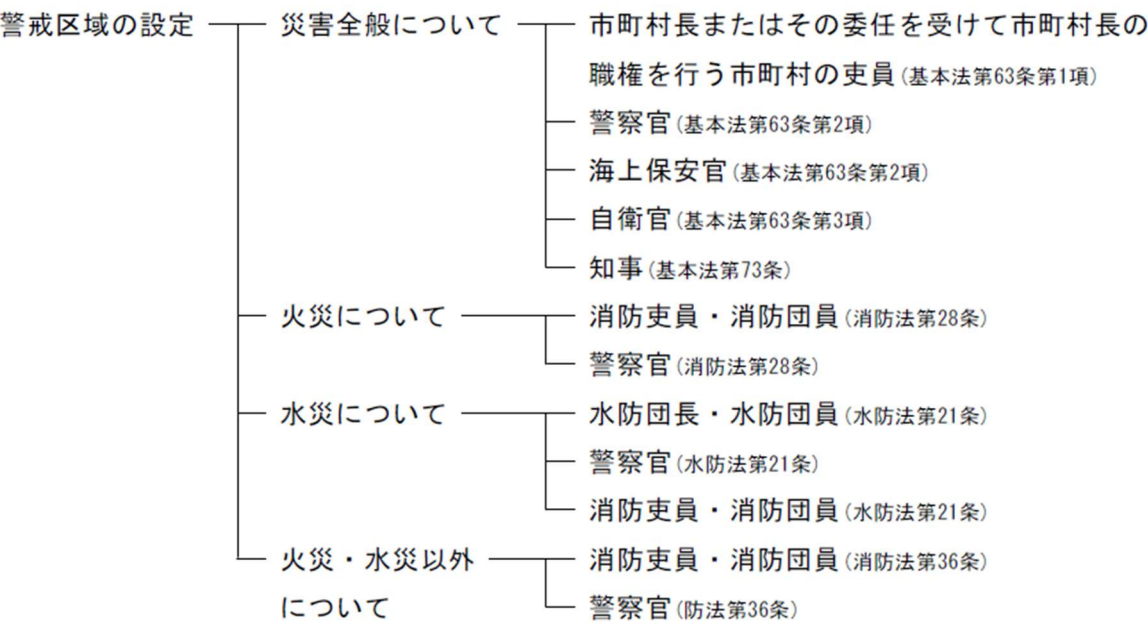
3. 警戒区域を設定する（総合調整室）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するためには、危険区域内から速やかな避難が求められる。

3-1. 警戒区域の設定判断

本部長（町長）は、関係部課と連携し、警戒区域の設定を判断し、総合調整室に指示する。

＜警戒区域の設定権者等＞



3-2. 警戒区域の設定

総合調整室は、警察署、消防部等関係機関と連携し、ロープを張るなど、警戒区域の表示を行う。

3-3. 県・関係機関への報告

総合調整室は、警戒区域の設定を行ったときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、関係機関に通知する。

3-4. 警戒区域の解除

本部長（町長）は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を判断し、総合調整室に指示する。

4. 避難所を開設、運営、閉鎖する（総合調整室）

避難指示等を発令した場合には、速やかに避難所を開設するとともに円滑な運営を行うことが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

4-1. 開設が必要な避難所数の把握

総合調整室は、災害による被害状況や避難者数に応じて、開設が必要な避難所を把握する。

4-2. 避難所の点検・開設

総合調整室又は避難所を開設するものは、倒壊等による二次災害などの被害を防ぐため、施設の安全点検を行った上で開設を行う。

特に地震時においては、有資格者による被災建築物応急危険度判定を実施するように努める。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用する。

4-3. 県への報告

総合調整室は、避難所を開設した場合、直ちに次の事項を知事に報告する。（閉鎖したときも、これに準じて行う。）

(1) 避難所の設置報告及び収容状況報告

（ア）避難所開設の日時及び場所 （イ）箇所数及び収容人員 （ウ）開設期間の見込

(2) 収容期間の報告

避難所の収容期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長（町長）は避難所を逐次縮小し、その都度その旨を県本部長に連絡する。

なお、大規模災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、本部長（町長）は振興局を経由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。

（ア）実施期間内により難い理由 （イ）必要とする救助の実施期間

（ウ）期間延長を必要とする地域、救助対策者数 （エ）その他

4-4. 避難所の運営

総合調整室は、「上富田町避難所運営マニュアル（小規模避難所版）（大規模避難所版）平成25年9月」に基づき避難者と協働して円滑な避難所運営を行う。なお、運営に当たっては、生活環境・衛生面や要配慮者及び女性等への配慮に努める。

4-5. 避難所の閉鎖

本部長（町長）は、避難者が帰宅できる状態あるいは仮設住宅等への移行が完了し、避難所が不要と認められる時は、総合調整室に指示し避難所を閉鎖する。

第2節 被災者の救助・救急活動

1. 被災者を救出する（消防部）

災害により生命身体が危険な状態あるいは生死不明の状態等にある被災者が発生した場合には、あらゆる手段を講じて速やかに救出を行うことが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

1-1. 被災者の救出

消防部は、救出活動に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に実施する。

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態に置かれている者及び行方不明で死亡の明らかでない者

(2) 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

1-2. 協力要請

消防部は、大規模災害時等においては、住民、自主防災組織、関係機関等と連携して実施する。

(1) 住民等へ協力を依頼する

ア、住民や自主防災組織、企業団体、奉仕団等に対して救出活動への協力を依頼する。

イ、緊急の場合には、現場付近の住民に救出活動への従事命令を発する。

(2) 関係機関への協力を要請する

消防部は、緊急に救出を必要とする住民が多数あり、消防部等のみでは救出が困難と認められるときは、総合調整室等と連携し、消防機関、自衛隊等の派遣を要請する。

(3) 警察及び医療機関と連携する

消防部は、被災者の救出活動を円滑に実施するため、白浜警察署に連絡し、交通規制及び現場の警備等を依頼する。また、傷病者を受入れる医療機関との連絡調整を行う。

2. 障害物を除去する（建設部）

災害のため排出された土砂、流木等障害物により、交通遮断や河川氾濫等の防止を図るためには速やかに障害物を除去することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

2-1. 除去すべき障害物の把握

建設部は、除去すべき障害物を把握する。

(1) 障害物除去の対象

- ア、住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ、河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ、その他公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施者

- ア、道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- イ、町が実施する場合は、建設部が消防部と連携し、担当する。

2-2. 障害物の除去

建設部は、障害物を除去する。

(1) 障害物除去の方法

除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。

(2) 除去した障害物の集積廃棄・保管

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- ア、廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
- イ、保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

2-3. 協力要請

建設部は、町独自で災害応急作業が困難な場合は、「大規模災害時における災害応急作業に関する協定（上富田町建設業親睦会）」等による要請を行う。

3. 医療助産活動を行う（住民救護部）

災害により地域の医療機能が著しく低下した場合においても、住民の生命を守るためには、速やかに医療及び助産活動を再開することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

3-1. 医療情報の収集

住民救護部は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、医療機関被害状況、活動状況等の災害医療情報を迅速かつ的確に把握する。

3-2. 協力要請

住民救護部は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要がある場合は、知事に対して医療班の派遣を要請するとともに、一般社団法人西牟婁郡医師会に対し救護班の編成及び派遣を要請する。（災害時の医療救護等についての協定）

3-3. 医療助産活動の実施

(1) 救護所を設置する

住民救護部は、応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という。）を設置し、迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所の設置は次の場所とし、災害発生状況に応じて定める。

- （ア）集中して負傷者が出た地域
- （イ）学校等の保健室
- （ウ）避難場所
- （エ）町の公共施設
- （オ）その他救護所の設置が必要な場所

(2) 医薬品等の確保供給活動を行う

住民救護部は、医療救護活動に必要な医薬品等の確保供給については、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、地域の医療機関等の協力を得て、迅速かつ的確に実施する。

(3) 巡回相談の実施

住民救護部は、被災者の健康管理等を行うため、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断などを実施する。

(4) 心の健康診断等の実施

住民救護部は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(5) 要配慮者対策を行う

住民救護部は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦をはじめ、在宅重症心身障害児（者）、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

4. 行方不明者の捜索を行う（総合調整室、消防部）

災害により行方不明の状態あるいは、周囲の事情から既に死亡していると推定される者がいる場合は、速やかに捜索を行うことが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

4-1. 安否情報等から行方不明者の把握

総合調整室は、住民からの問合せや安否情報等から、行方不明者を把握し、行方不明者名簿を作成する。

4-2. 捜索依頼

総合調整室は、行方不明者の捜索に関して、自衛隊、警察等に協力を要請する。

4-3. 広報・情報共有

総合調整室は、警察など関係機関と連携し、統一的に行方不明者の発表を行う。また、遺体の身元確認を行うため、住民救護部と情報共有を図る。

4-4. 行方不明者の捜索

(1) 捜索の方法

消防部は、自衛隊、警察、他の消防機関等と連携し、行方不明者の捜索を実施する。

(2) 捜索期日

災害発生の日から10日以内とする。

5. 遺体の処理を行う（住民救護部）

災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理（埋葬等を除く）を行うことができない場合においても、遺体を適切に処理する必要があるため、町が代わって行うことが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

5-1. 遺体数の把握、遺体収容場所の指定

住民救護部は、遺体数を把握した上で、以下に基づき遺体収容場所を設置する。

- ・屋内施設を基本とし、複数箇所を確保する。
- ・避難所・医療救護施設等、他の用途と併用しない。
- ・検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を確保する。
- ・照明設備、水道設備を確保する。

5-2. 遺体の身元確認、処理

住民救護部は、遺体の身元確認、処理を行う。

(1) 遺体の搬送

警察など関係機関と連携し、遺体収容場所までの搬送を行う。

(2) 身元の確認

警察と連携し身元確認作業を行う。

(3) 遺体の検視

警察官は、死体取扱規則に基づき検視等を実施する。

(4) 遺体の取扱い

- ①遺体は、到着順に収容するとともに遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。
- ②遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引渡す。
- ③遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取扱う。なお、外国人の身元不明者の遺体については、領事館に通報する。
- ④遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意する。

(5) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じて期間を延長する。

5-3. 協力要請

住民救護部は、遺体の洗浄、縫合、消毒及び遺体の一時保存を実施するために必要がある場合は、民間事業者等に協力を要請する。また、遺体の検案は、県医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、他の医療機関に応援を要請する。

5-4. 広報・情報共有

住民救護部は、警察など関係機関と連携し、統一的に身元が判明した遺体の発表を行う。また、行方不明者名簿の手入れを行うため、総合調整室と情報共有を図る。

6. 遺体の埋葬等を行う（住民救護部）

災害による社会混乱のため遺族自らが埋葬等を行うことができない場合においても、遺体を適切に埋葬等する必要があるため、町が代わって行うことが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

6-1. 遺体の埋葬等可能数の把握

住民救護部は、斎場の被害状況等を確認し、遺体の埋葬等可能数を把握する。

6-2. 遺体の埋葬

住民救護部は、遺体を埋葬する。

(1) 埋葬等の方法

（ア）原則として、火葬とする。

（イ）身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を町又は寺院等に依頼して保存する。

（ウ）火葬場の稼動状況、棺の確保状況等関連する情報を収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

（エ）外国人に対する埋葬については、火葬を基本とするが、風俗・習慣・宗教等に可能な限り配慮する。

(2) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

6-3. 協力要請

住民救護部は、独自で火葬を行うことが不可能となった場合は、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県に対して協力を要請する。

第3節 交通・輸送対策

1. 道路交通の応急対策を行う（建設部、道路管理者）

災害時に迅速な救急救助活動や緊急物資の輸送等を行うためには、速やかに通行の安全と確保を図ることが求められる。

1-1. 道路管理者又は警察への通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察又は町に通報する。

なお、町において通報を受けた場合、建設部は、その道路管理者及び警察に速やかに通報する。

1-2. 放置車両の対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等は、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

1-3. 交通規制の実施・協力

建設部は、道路管理者、警察と連携し、交通規制を実施・協力する。

(1) 実施区分

規制の実施は次の区分によって行う。

＜規制の実施＞

区分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	① 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道 路 法 第 46 条第 1 項
警 察	公 安 委 員 会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	基 本 法 第 76 条第 1 項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	道 路 交 通 法 第 4 条第 1 項
	警 察 署 長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道 路 交 通 法 第 5 条第 1 項
	警 察 官	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるとき、及び道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき	道 路 交 通 法 第 6 条

(2) 規制の標識等を設置する

実施者は、交通規制を行った場合は、政令に基づき、次のとおり標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難な場合は、警察官等が現場において指導に当たる。

ア、規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置する。

(ア) 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

(イ) 基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ、規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

(ア) 禁止、制限の対象

(イ) 規制の区域及び区間

(ウ) 規制の期間

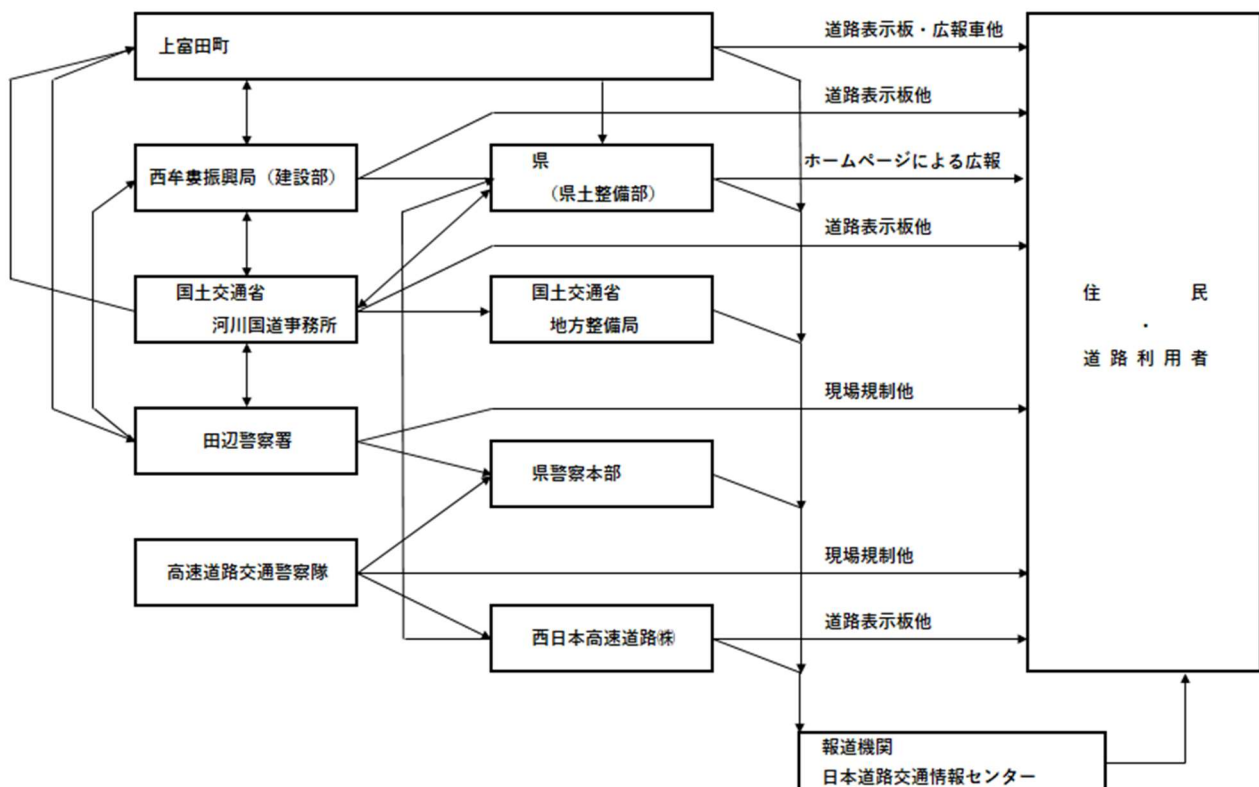
ウ、周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

(3) 規制の報告等を行う

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア、系統図



イ、報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 規制する区域及び区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) 迂回路その他の状況

(4) 緊急通行車両の通行確認を行う

基本法第76条第1項の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行う。

1-4. 道路の応急復旧

建設部は、道路の応急復旧を行う。

(1) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(2) 他の道路管理者に対する通報

管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。

(3) 緊急の場合における応急復旧

緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待つ時間的な余裕がない場合は、最小限度において道路の応急復旧を行う。

(4) 知事に対する応援要請

道路の応急復旧が町のみでは対応できない場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

2. 輸送活動を行う（総合調整室、建設部）

災害時における、被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速な輸送を行うためには、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用することが求められる。

2-1. 輸送内容の把握

建設部は、輸送する対象や量を把握するとともに輸送の優先順位を判断する。

(1) 輸送の対象

- (ア) 被災者
- (イ) 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- (ウ) 飲料水、食料、生活必需品等
- (エ) 救援物資等
- (オ) 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- (ア) 住民の生命と安全を確保するために必要な輸送
- (イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (ウ) (ア)、(イ) 以外の災害応急対策のために必要な輸送

2-2. 輸送力の確保（協力要請）

建設部は、輸送に必要な車両及び要員等を確保する。

(1) 車両等の使用及び借上げ

災害時の輸送に使用する車両は、町保有の車両を使用するが、被災の状況等により、民間の車両を借上げ実施する。

(2) 県への応援要請

借上げ実施後においても不足する場合は、輸送条件を示し県支部に対して応援を要請する。

(3) 鉄道による輸送

鉄道輸送が必要な場合は、西日本旅客鉄道株式会社及び紀州鉄道株式会社に対して協力を要請する。

(4) 航空機による輸送

航空輸送が必要な場合は、県防災ヘリコプター、自衛隊、県警、県赤十字救援隊等の航空機の派遣を要請する。

2-3. 輸送活動の実施

建設部は、基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限が行われた場合、警察署に対して、緊急通行車両であることの確認を申請し、確認を得て輸送活動を実施する。

(1) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両の確認を受けるときは、次の内容を警察に申出する。

- (ア) 番号標に表示されている番号
- (イ) 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）
- (ウ) 使用者の住所、氏名、電話番号

(エ) 通行日時

(2) 標章等の掲示

緊急通行車両の確認を受けたときは、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

第 4 節 物資等の供給

1. 食料を供給する（住民救護部、総合調整室）

大規模災害時には、それぞれの避難所等到大勢の被災者が避難すると予想されるため、必要な箇所に必要な食料を円滑に供給することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

1-1. 食料の必要数量の把握、供給計画の作成

住民救護部は、総合調整室と連携し、被害状況、避難所の開設状況等から必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。

＜災害発生後の時間経過後の食料供給計画＞

	住民	上富田町
災害発生後 24 時間程度まで	原則として各家庭の備蓄食料で対応	・被災状況、住民避難状況の把握 ・町内協定業者、県に対して協力要請
災害発生後 3 日目程度まで	上記に加え町による供給により食料を確保	・食料供給場所の確保 ・町内協定業者からの物資の受入れ ・避難所等への食料輸送 ・炊出しの実施 ・避難所等での食料供給
災害発生後 4 日目以後	上記に加え、可能な範囲で炊事調理を実施	・上記に加え、援助協定締結市町村、県から供給された食料の避難所等への輸送、供給、炊出しの実施

1-2. 食料の調達

住民救護部は、供給計画に基づき必要な食料調達を行う。

(ア) 町備蓄食料

(イ) (ア) で不足する場合は町内協定業者に食料の供給を要請する。

(ウ) (ア) 及び (イ) で対応できない場合は、県及び「災害救助物資の調達に関する協定」に基づく協定先に食料の供給を要請する。

(エ) 救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成 16 年法律第 112 号）が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 2 に基づき、和歌山県知事を通じて農林水産省生産局長に災害救助用米穀の引渡し要請を行う。

1-3. 食料の供給

住民救護部は、総合調整室と連携し、「上富田町避難所運営マニュアル（小規模避難所版）（大規模避難所版）平成 25 年 8 月」に基づき避難所等に食料を供給する。

(1) 対象者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

(ウ) 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 供給の方法

(ア) 食料の供給

食料の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を把握し、被災者間に公平に行う。

(イ) 住民等の協力

配分にあたっては、自主防災組織、町内会（区）、ボランティア団体等の協力を得て行う。

(ウ) 要配慮者への配慮

食料の供給の実施については、食物アレルギーの避難者をはじめ、高齢者、傷病者、障害者等の要配慮者に配慮して行う。

2. 物資を供給する（住民救護部、総合調整室）

大規模災害時には、それぞれの避難所等到大勢の被災者が避難すると予想されるため、必要な箇所に必要な物資を円滑に供給することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

2-1. 物資の必要数量の把握、供給計画の作成

住民救護部は、総合調整室と連携し、被害状況、避難所の開設状況等から必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。

＜災害発生後の時間経過後の物資供給計画＞

	住民	上富田町	和歌山県
災害発生後 24時間程度まで	住民相互支援により対応	- 被災状況、住民避難状況等の把握 - 備蓄物資の供出 - 町内協定業者に協力要請	- 公的備蓄物資の払い出しを準備 - 和歌山県トラック協会に輸送の協力要請 - 協定業者への協力要請 - 必要に応じて広域応援依頼
災害発生後 3日目程度まで	上記に加え町等による供給により生活必需品を確保	- 供給場所の設置 - 町内協定業者からの物資の受入れ - 避難所等への物資輸送 - 避難所等での物資供給	応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、町の物資供給活動を支援
災害発生後 4日目以後	同上	上記に加え、県から輸送された物資の避難所等の輸送、供給の実施	県外から輸送される物資の受入れ

2-2. 物資の調達

住民救護部は、供給計画に基づき必要な物資調達を行う。

（ア）町備蓄物資

（イ）（ア）で不足する場合は「災害救助物資の調達に関する協定」に基づく町内協定業者に物資の供給を要請する。

（ウ）（ア）及び（イ）で対応できない場合は、県に物資の供給を要請する。

2-3. 物資の供給

住民救護部は、総合調整室と連携し、「上富田町避難所運営マニュアル（小規模避難所版）（大規模避難所版）平成25年8月」に基づき避難所等に物資を供給する。

（1）対象者

① 避難所に収容された者

- ② 災害により被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損した者
- ③ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

(2) 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(3) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(4) 供給の方法

(ア) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を把握し、被災者間に公平に行う。

(イ) 住民等の協力

配分にあたっては、自主防災組織、町内会、ボランティア団体等の協力を得て行う。

(ウ) 要配慮者への配慮

衣料・生活必需品・その他物資の供給の実施については、女性をはじめ、高齢者、傷病者、障害者等の要配慮者に配慮して行う。

3. 給水活動を行う（上下水道部、総合調整室）

大規模災害時には、それぞれの避難所等到大勢の被災者が避難すると予想されるため、必要な箇所に必要な飲料水を円滑に供給することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

3-1. 給水の必要数量の把握、給水計画の作成

上下水道部は、総合調整室と連携し、被害状況、避難所の開設状況等の把握を行い、給水計画を作成する。

＜災害発生後の時間経過後の給水計画＞

	住民	上富田町
災害発生後 24時間程度まで	原則として各家庭に備蓄した飲料水で対応	・水道施設の被害状況と断水（濁水）区域等の把握 ・水道施設の稼働能力の把握（給水可能区域・水量） ・住民の避難状況の把握（必要給水量） ・給水場所の設置 ・給水方法の選択（拠点給水・運搬給水） ・給水に着手（優先配慮：医療機関、消火活動等） ・応援要請（近隣市町、日本水道協会等）
災害発生後 3日目程度まで	上記に加え、応急給水により飲料水等確保	・各給水場所等において飲料水、生活用水の給水を実施（給水タンク等を使用） ・広報活動の実施（断水・濁水区域、給水場所・状況、水道の復旧見込み、水質情報、注意事項等） 広報活動は、報道機関や広報車等を活用し頻繁に行う。
災害発生後 4日目以降	上記に加え応急給水活動に協力	上記に加え町域外の応援車両等を活用し、飲料水の運搬や給水活動を行う。

3-2. 水の調達

上下水道部は、1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所等に必要な生活用水の確保にも努めるものとする。なお、町のみで確保できない場合は、近隣市町、関係団体に速やかに応援を要請する。

(1) 町の水源からの調達

浄水場や被災地に近い水道から取水し、0.2mg/ℓ以上の残留塩素検出の確認を行い、記録の上、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。

(2) 他地域からの調達

上下水道課長は、断水等により町独自では水の確保ができないと判断したときは以下の処置をとる。

（ア）他の水道事業者への応援要請

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき県内及び他府県水道事業体に対する広域的な支援の要請を行う。

3-3. 水の供給

上下水道部は、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報する。
なお、特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。

3-4. 水道事故対策の実施

上下水道部は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じる。

- ア、施設を巡回し事故発生の有無を確認する。
- イ、施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、被害金額及び給水状況等を速やかに知事に報告する。
- ウ、町独自で水道の復旧作業ができないと判断したときは、相互応援協定（日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定、水道災害に関する応援協定）等に基づく支援の要請を行う。
- エ、水道の復旧に当たっては、浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- オ、復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分に行い、水質検査を実施し、記録を保管する。
- カ、国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、所定の手続等を行う。

第5節 保健衛生活動

1. し尿処理を行う（住民救護部、総合調整室）

大規模災害時には、停電や断水等によりトイレの使用が困難になり、公衆衛生の悪化が予想されるため、速やかに衛生的な生活環境を確保することが求められる。

1-1. し尿処理施設の被害状況の把握

住民救護部は、上下水道部及び関係機関等と連携し、し尿処理施設及び下水処理施設等の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

また、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込み量を把握する。

1-2. し尿・収集処理体制の構築

(1) し尿の処理・収集

住民救護部は、関係機関等と連携し、し尿の処理・収集体制を早急に確立する。

(2) 協力要請を行う

住民救護部は、町独自で対応できない場合、し尿処理については、県、他市町村、関係団体に協力を要請し、し尿等の収集運搬については、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ協力を要請する。

1-3. し尿処理の実施

(1) 仮設トイレの設置

住民救護部は、し尿処理計画を踏まえ、仮設トイレ(くみ取り式)の設置数・設置場所を選定し、設置する。

(2) し尿の処理

住民救護部は、関係機関等と連携し、必要に応じ臨時貯留施設の設置等を行う。

(3) し尿等の収集

住民救護部は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求めて実施する。

1-4. 県への報告

総合調整室は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、県支部保健班（田辺保健所）を経由のうえ知事に報告する。

2. ごみ、がれき処理を行う（住民救護部、総合調整室）

大規模災害時には、大量のごみやがれき等による公衆衛生の悪化等が予想されるため、速やかに衛生的な生活環境を確保することが求められる。

2-1. ごみ、がれき処理見込量の把握

(1) ごみ

住民救護部は、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。

(2) がれき

住民救護部は、がれきの発生量を把握する。

2-2. ごみ、がれき処理体制の構築

(1) ごみ、がれきの処理

住民救護部は、関係機関等と連携し、ごみ処理については、施設の被害状況と復旧見込を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努め、がれき処理については、長期間の仮置き、選別及び処理が円滑に行える仮置場の確保を行うとともに、がれきの選別、保管、焼却等、最終処分までの処理ルートを確保する。

(2) 応援要請を行う

住民救護部は、町独自で対応できない場合、県、他市町村、関係団体に応援を要請し、さらに、協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

2-3. ごみ、がれき処理の実施

(1) ごみ

住民救護部は、関係機関等と連携し、被災地の生活に支障が出ないように、ごみの収集処理を適切に行う。

なお、必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

(2) がれき

住民救護部は、関係機関等と連携し、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に除去し搬出する。

また、がれきに混在するアスベスト等有害な物資の回収、処理にあたっては、地域住民の健康管理及び安全管理に十分配慮し、専門業者により処分を行う。

2-4. 県への報告

総合調整室は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、県支部保健班（田辺保健所）を経由のうえ知事に報告する。

3. 防疫活動を行う（住民救護部）

大規模災害時には、断水やごみ、がれきの大量発生等により、感染症の流行など公衆衛生の著しい低下が予想されるため、速やかに衛生的な生活環境を確保することが求められる。

3-1. 広報活動の実施

住民救護部は、防疫活動に関して、パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動を行う。

3-2. 防疫活動の実施

住民救護部は、関係部課と連携し、感染症の発生を防止するため、消毒の実施や、生活の用に供する水の供給、避難所の衛生管理等を行う。

3-3. 県への報告

総合調整室は、下記の事項について県支部保健班（田辺保健所）を経由して、知事に報告する。

- （ア）被害の状況
- （イ）防疫活動状況
- （ウ）災害防疫所要見込額
- （エ）その他

4. 保健師活動を行う（住民救護部）

災害時においては、被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、保健師によるきめ細かなケアが求められる。

4-1. 被災者の健康状態の把握

住民救護部は、被災者の健康状況の把握を行う。

4-2. 保健師活動の実施

住民救護部は、保健師の派遣等に係る総合調整を行い、保健師活動を行う。

(1) 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

(2) 被災地における活動内容

- (ア) 被災者（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- (イ) 情報収集及び情報提供
- (ウ) 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- (エ) 保健衛生指導の実施
- (オ) 要配慮者の安否確認
- (カ) 関係機関との連絡調整

4-3. 保健師の派遣要請

住民救護部は、町の保健師のみでは対応できない場合、県に対し保健師の派遣要請を行う。

5. 精神保健福祉対策を行う（住民救護部）

災害時においては、災害のショックや避難所生活の長期化等により、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、速やかな精神科医療の実施と継続的な福祉サービスの提供が求められる。

5-1. 精神保健福祉の現状把握

住民救護部は、民生児童委員、町内会、自主防災組織、上富田町社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得て、被災地の精神保健福祉に関する情報を収集し、以下の状況を把握する。

- （ア）精神障害者の被災状況の把握
- （イ）被災者のストレス状況の把握
- （ウ）被災地の精神科医療機関等の被災状況把握

5-2. 町内支援体制の確立

住民救護部は、県支部保健班（田辺保健所）を精神保健福祉活動の拠点に、県本部、国、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

5-3. 福祉相談窓口の開設

住民救護部は、高齢者、障害者等に対して、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

5-4. 情報伝達手段の確立

住民救護部は、高齢者等に対し迅速正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、視覚障害者にはテープレコーダー、聴覚障害者には情報案内板等を利用するなどニーズに応じた適切な対応を行う。

5-5. 心のケア対策の実施

住民救護部は、被災者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）や要配慮者等に対応するため、精神科医・精神保健福祉士・心理士等による心のケア対策を行う。

- （ア）精神障害者への対応
- （イ）高齢者への対応
- （ウ）アルコール依存者への対応
- （エ）小児への対応
- （オ）家族等を亡くした人への対応

5-6. 広域支援体制の確立

住民救護部は、広域的な人的・物的支援を得ながら介護職員等の福祉関係職員の派遣や、高齢者等の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、県支部保健班（田辺保健所）を精神保健福祉活動の拠点に、町、県本部、国、近隣府県、関係団体等によるネットワークを形成する。

6. 要配慮者対策を行う（住民救護部、総合調整室）

災害時において、特に要配慮者に対しては、避難支援や、生活支援、介護サービス等の提供を迅速かつ円滑に実施することが求められる。

6-1. 高齢者、障害のある人等への対応

住民救護部は、以下の対応を行う。

(1) 避難所等への移送

被災した高齢者、障害のある人等に対し、必要に応じ本人の意思・状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ速やかに移送する。

(2) 被災状況とニーズの把握

(ア) 高齢者、障害のある人等の被災状況、健康状態及び福祉ニーズを把握する。

(イ) 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況を迅速に把握する。

(3) 高齢者等への支援活動

(ア) 福祉用具等の確保

日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣を行う。

(イ) 在宅福祉サービスの継続的提供

補装具や日常生活用具の交付、在宅介護支援センター、ケアマネージャーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供を行う。

(ウ) 医薬品等の確保

高齢者、障害のある人等が継続した服薬により症状の安定を図っている場合、医薬品等の供給体制の確保を図る。

6-2. 園児・児童・生徒への対応

住民救護部は、以下の対応を行う。

(1) 園児・児童・生徒の把握

地域住民、民生・児童委員等の情報に基づき、被災遺児等の実態を把握する。

(2) こころのケア

被災園児・児童・生徒の精神的不安定に対応するため、関係機関と連携し、こころのケアを実施する。

(3) 保護を要する児童の措置を行う

災害時において、保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

(ア) 保育を必要とする児童は、保育所等に入所させ保育する。

(イ) 保護者を失った児童があるときは、西牟婁振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。

6-3. 妊産婦への対応

住民救護部は、妊産婦・乳幼児を持つ女性等の意見やニーズ等を把握し、必要な措置を講ずる。

6-4. 外国人への対応

総合調整室は、以下の対応を行う。

(1) 外国人被災者の把握

外国人被災者の状況を迅速に把握する。

(2) 外国人被災者への支援の実施

日本語の不自由な外国人のため、ボランティア等の協力を得て必要な支援を行う。

6-5. 生活保護法の適用

住民救護部は、災害により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、速やかに保護の要否を決定する。

第6節 建築物等の二次災害防止、公共土木施設の応急対策

1. 建築物等の二次災害を防ぐ（建設部、関係部課）

地震等の災害が発生した場合、建築物等が損傷し危険な状態になるおそれがあるため、速やかに二次災害を防止する対策を行うことが求められる。

1-1. 町管理施設・設備の点検、応急措置

関係部課は、所管する施設・設備の点検、応急措置を行う。

(1) 町管理施設・設備の点検

発災後直ちに、防災関連業務に必要な町管理施設、設備の緊急点検を実施し、その状況を本部に報告する。

(2) 応急措置を実施する

点検、調査の結果、可能な範囲において、防災関連業務に必要な施設・設備及び二次災害の発生するおそれのある施設を最優先に応急措置を実施する。

1-2. 建築物等の危険度判定

(1) 危険度判定を行う

建設部は、応急危険度判定士の資格を持つ者を現地に派遣し、建築物の危険度を判定する。

また、二次災害を防ぐため、判定作業が円滑に進捗するよう住民等に対して協力を依頼する。

(2) 応急危険度判定士の派遣を要請する

建設部は、町の判定士のみでは対応できない場合、県等に対し判定士の派遣要請を行う。

1-3. 被災宅地の危険度判定

(1) 危険度判定を行う

建設部は、被災宅地危険度判定士の資格を持つ者を現地に派遣し、宅地の危険度を判定する。

また、二次災害を防ぐため、判定作業が円滑に進捗するよう住民等に対して協力を依頼する。

(2) 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する

建設部は、町の判定士のみでは対応できない場合、県等に対し判定士の派遣要請を行う。

2. 公共土木施設の応急対策を行う（建設部、上下水道部）

災害により発生した落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、二次災害の防止、物流の回復に努めるため、被害を受けた都市基盤を早期に回復することが求められる。

2-1. 河川災害の応急対策

建設部は、県と協力し、被災箇所の背後地に甚大な被害を与えないよう緊急に施工しなければならない箇所に対しては仮締め切り工事、破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所については決壊防止工事を行う。

2-2. 砂防・地すべり等土砂災害の応急対策

建設部は、県と協力して二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

2-3. 道路、橋梁災害の応急対策

建設部は、県と協力して被害のあった道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

2-4. 下水道等災害の応急対策

上下水道部は、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

第7節 文教対策活動

1. 児童生徒の安全を確保する（教育部）

災害発生時には、学校施設の被災や児童生徒に危険が生じると予想されるため、児童生徒の安全確保とともに速やかに授業の再開が求められる。

1-1. 各学校（園）における応急対策の立案

町立の学校（園）長は、教育部と協議し、災害に対する各学校（園）の措置について具体的な応急対策を立てる。

1-2. 児童生徒の安全確保

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予想され、和歌山地方気象台から和歌山県全域又は上富田町において、気象予警報等が発表された時はその状況により、各学校（園）長において、教育部と協議の上、おおむね次の基準により、自宅待機や臨時休校を指示する。

なお、児童生徒及び家庭への連絡は、登校前の場合は、7時以前に警報が出た場合は連絡せず、7時以後に警報が出た場合は電話連絡網の利用又は防災行政無線により家庭へ連絡する。登校後の場合は、児童生徒に直接指示し、必要に応じて家庭へ連絡する。

（ア）児童生徒が登校以前に大雨、洪水、暴風の各警報が発表されている場合

（イ）児童生徒が登校後、（ア）の各警報が発表された場合、若しくは、気象状況等から発表されると予想される場合（この場合の措置で授業を打ち切り早退させる場合は、注意事項を徹底し、団体行動をとるよう指導する。特に、園児、低学年児童、支援学級児童等については、教職員、保護者が付き添う等の適切な措置をとる。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。）

(2) 避難誘導

各学校（園）長は、避難が必要な場合は日頃の避難訓練に基づき、あらかじめ定めている場所への避難誘導を行う。

1-3. 応急教育の実施

教育部は、災害による教育の中断を防ぐための応急教育の実施については、施設の被害程度、復旧の状況、教職員、児童生徒及び家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況などを勘案し、次の方法により行う。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

（ア）校舎が応急的な修理で利用できる場合

当該施設の応急措置をして使用する。

（イ）校舎の一部が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、なお不足する場合は、2部授業等の方法による。

（ウ）校舎の全部又は大部分が使用できない場合

被災を免れた公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

（エ）特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公共施設を利用する。

(2) 施設利用の応援

教育部は、隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得る。

(ア) 町内の施設が利用できる場合

本部において関係者協議の上行う。

(イ) 町内の施設が利用できない場合

本部は、県教育部に対して施設利用の応援の要請をし、利用すべき施設を確保する。

(3) その他

- ・学校（園）長は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。
- ・学校（園）長は、教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

1-4. 教職員の確保

教育部は、学校施設の被災、教職員の被災などにより、応急教育を実施するための職員が不足した場合は、次により教職員の確保に努める。

ア、学校（園）内操作

欠員が少数の場合には、学校（園）内において操作する。

イ、町内操作

学校（園）内で解決できないときは、学校（園）長は、教育部に派遣要請を行い、それを受け教育部は、県教育委員会と協議する。

ウ、町内操作不能の場合

町内で解決できない場合は、教育部は、県教育部に教職員の派遣を要請する。

2. 学校給食を措置する（教育部、総合調整室）

災害時において、学校が被災し、給食業務に支障が生じると予想されるため、授業再開の妨げとならないよう、速やかに学校給食の応急対策を行うことが求められる。

2-1. 学校給食の措置

学校が被災し、給食業務に支障が生じたとき、学校長及び給食センター長は、教育部と連絡協議の上、次の点に留意し給食の可否を決定する。

ア、出来る限り継続実施に努める。

イ、給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した時には、一般被災者との調整に留意する。

エ、被災地においては、食中毒・感染症発生のおそれが高いので衛生については特に留意する。

2-2. 県への報告

総合調整室は、学校給食施設等が被害を受けた場合、被害状況を本部に報告するとともに、知事に報告し、県の指示、指導（被害物資の掌握、処分等）を受ける。

3. 学用品を支給する（教育部）

災害が発生し住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失してしまうことが予想されるため、支障なく就学できるよう速やかな支援が求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

3-1. 学用品の必要数量の把握

教育部は、被災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を把握する。

3-2. 学用品の支給

教育部は、救助法が適用された場合に準じ、学用品を支給する。

(1) 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

学用品は、原則として県において一括購入し、被災児童生徒に対する配分は、県又は町が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を本部長（町長）に委任することがある。

4. 保育所の応急復旧対策を行う（住民救護部）

災害発生時には、社会教育施設や保育所等の被災や園児などに危険が生じると予想されるため、園児や施設利用者の安全確保とともに速やかに保育等の再開が求められる。

4-1. 保育所園児の安全確保

住民救護部は、福祉事務所及び各保育所等において、学校・幼稚園の対策に準じて園児の保護及び保育を行う。

第3章 生活再建、復旧・復興に向けて

第1節 生活再建に向けた相談受付体制の確立

1. 総合相談窓口を設置する（住民救護部）

災害時には、住民から様々な問い合わせが殺到すると予想されるため、速やかに相談窓口の設置が求められる。

1-1. 相談窓口の開設

住民救護部は、住民からの様々な相談に対応するため、総合的な相談窓口を設置する。

1-2. 電話相談窓口の開設

住民救護部は、住民が相談するにあたっての利便を図るため、総合相談窓口に加え、電話相談窓口を設置する。

1-3. 開設の周知

住民救護部は、相談窓口及び電話相談窓口の設置を、住民に周知する。

2. 関係機関と連携し対応を行う（総合調整室）

災害時には、町のみでは対応できない様々な相談が予想されるため、関係機関と情報共有や連携を行い適切に対応することが求められる。

2-1. 関係機関との相談内容の共有、連携

総合調整室は、関係部課と連携し、収集した情報や住民からの相談を記録分類の上、必要に応じ、国や県、社会福祉協議会等と連携し対応する。

2-2. 県の総合相談窓口から対応要請のあった相談への対応

総合調整室は、県が、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置した場合は、当該相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

第2節 被害認定調査の実施、り災証明書の発行

1. 被害認定調査を実施する（総合調整室）

大規模な災害が発生した場合には、一度に大量のり災証明の発行請求が来ると予想されるため、速やかに被害認定調査を行い対応することが求められる。

1-1. 被害認定調査体制の確立

総合調整室は、住家被害認定士を中心とした被害調査班を編成する。

なお、町職員だけでは人的に対応できない場合は、県及び他市町や民間団体への協力を要請する。

1-2. 住居被害認定の実施

総合調整室は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて、被害認定調査を実施する。

住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、さらにはこの2つが混合した「混合被害」の3種類に区分される。住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の区分があり、「全壊」、「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」、また「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日府政防第880号）」において定義されている。

＜住家の被害認定基準＞

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

※被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村等が実施し、上表の①又は②のいずれかによって判定を行う。

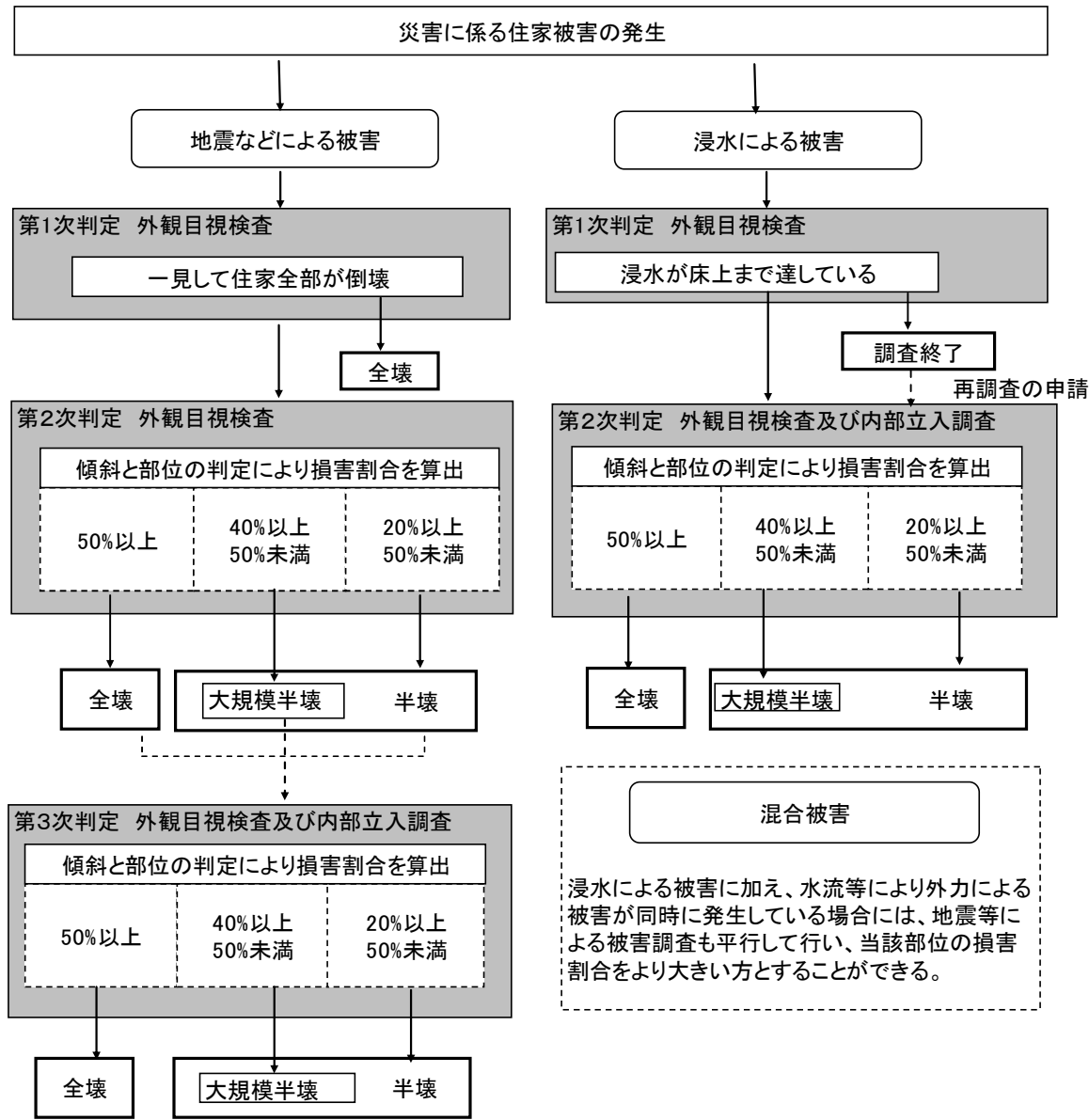
※「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、②の損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

※災害に係る住家の被害認定の関連資料は、内閣府ホームページに掲載している。

1-3. 再調査の実施

総合調整室は、被災者から申出があった場合、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、再調査を行う。

＜住家被害認定の流れ（標準フロー図）＞



2. り災証明書を発行する（総合調整室）

災害が発生し、被災者が義援金の支給、救助法による応急修理、支援法による支援金支給などの各種支援策を受けるには、り災証明が必要であるため、被害認定調査に基づき速やかに対応することが求められる。

2-1. 被災者台帳への記載

総合調整室は、被害認定調査結果に基づき、り災証明書の発行に必要な被害情報を被災者台帳へ記載する。

2-2. り災証明書の発行

総合調整室は、被災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

(1) り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- (ア) 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他の被害
- (イ) 火災による全焼、半焼等の被害

(2) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、管理者、占有者の申請に基づき、町長が発行する。なお、火災により焼失した家屋等については消防分署長が発行する。

2-3. 被災証明書の発行

総合調整室は、り災台帳により確認できない場合であっても、申請者の立証資料等により客観的に判断できるときは、被災証明書を発行する。

なお、被災証明書は、確実な証拠によって立証できない建物及び家財等の被害状況、あるいは、り災証明に至らない軽微な被害状況について、届出があったことを証明するものであり、被災を申出た住民が、個人加入の保険金（見舞金）等の給付を受けることが出来るように配慮し、り災証明書に代わるものとして発行する。よって、被災証明書は、各種の被災者支援制度（救助法や支援法による各種施策、町税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。

第3節 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理

1. 応急仮設住宅を建設する（建設部）

大規模災害時には、多数の住家が被災すると予想されるため、速やかに被災者の住居の確保を図ることが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

1-1. 応急仮設住宅の必要数の把握、計画の作成

建設部は、応急仮設住宅の建設の必要数を把握し、既存町営住宅や民間賃貸住宅等の活用なども踏まえ、総合調整室と連携し、計画を作成する。

1-2. 応急仮設住宅の建設

救助法が適用されない場合、応急仮設住宅の建設は本部長（町長）が指示し、建設部が実施する。

救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県が実施し、建設部が担当する。また、建築基準法第85条の指定後実施する。

なお、県から住宅建設業務を委任された場合は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができる。

(1) 設置の方法

（ア）原則として、町において設置する。

（イ）工事は、実施者の直営又は業者に一括して請負わせて実施することができる。

（ウ）設置における規格の基準及び限度額は、「救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

（エ）建設用地は、原則として町有地とする。ただし、これにより難しいときは適当な公有地又は私有地を選定する。

(2) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

1-3. 住宅の供与、管理

建設部は、完成した住宅の供与、管理を行う。

(1) 対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住家が全焼、全壊又は流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者とする。

なお、要配慮者の優先的入居に努める。

(2) 住宅の供与方法

応急仮設住宅に収容する入居者の選考については、民生・児童委員の意見を聴取するなど、被災者の資力、その他生活状況を十分調査のうえ決定する。

なお、応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるため、入居させる場合はあらかじめこの趣旨を周知する。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長（町長）が知事から委託を受けて管理する。

また、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、在宅介護支援センター、ケアマネージャー、手話通訳者等を派遣し、要配慮者の日常生活機能の確保、健康維持及び精神的安定に努める。

(4) 供与期間

完成の日から、2年以内とする。

2. 住宅の応急修理を行う（建設部）

大規模災害時には、多数の住家が被災すると予想されるため、被災者が速やかに自宅に戻るよう、支援することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

2-1. 応急修理の必要数の把握し、計画の作成

建設部は、修理対象住宅の必要数を把握し、既存町営住宅や民間賃貸住宅等の活用なども踏まえ、総合調整室と連携し、計画を作成する。

＜対象者＞

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって応急修理ができない者

2-2. 住宅の応急修理の実施

建設部は、災害のため住家が半壊又は半焼した者の住宅の応急修理を行う。

＜応急修理の方法＞

- (ア) 応急修理対象世帯ごとに調査を行い、修理計画書（仕様書）を作成し、これに基づき業者に請負わせるか、又は直営工事で実施する。
- (イ) 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象に実施する。
- (ウ) 応急修理における規模及び限度額は、「救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。
- (エ) 応急修理に係る資材は、原則として請負業者が確保するが、業者において確保できないときは県本部長に連絡し、斡旋調達又は資材の支給を受ける。

第4節 社会秩序の維持

1. 警備活動に協力する（総合調整室）

災害時には、混乱に乗じた犯罪など治安の悪化が予想されるため、社会秩序を維持するための対策が求められる。

1-1. 警備活動への協力

総合調整室は、住民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持に当たするため、和歌山県警察本部（白浜警察署）が実施する警備活動や自主防犯組織等が行う活動に協力する。

2. 物価安定対策を行う（総合調整室）

災害時には、混乱に乗じて物価が不安定になることが予想されるため、物価の監視を行うことが求められる。

2-1. 営業状況調査等の実施

総合調整室は、町内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し本部に報告する。

2-2. 営業努力の要請

総合調整室は、町内の量販店、田辺商工会議所等に対して、早期の営業再開、潤沢な物資等の供給を要請する。

2-3. 物価の監視

総合調整室は、県等と連携し、物価を監視する。

(1) 情報の収集

買い占め、売り惜しみ等による物価の高騰がないか、物価の実態に関する情報を収集する。

(2) 県への要請

県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給・流通や、便乗値上げ等の事実確認を要請する。

第5節 生活再建資金支援

1. 災害弔慰金の支給等を行う（住民救護部）

「上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月18日条例第210号）」に基づき、災害弔慰金の支給等を行う。

1-1. 災害弔慰金の支給

住民救護部は、災害弔慰金の支給を行う。

(1) 支給対象

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害により死亡した住民の遺族

(2) 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円

その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合はその額を控除した額とする。

1-2. 災害障害見舞金の支給

住民救護部は、災害障害見舞金の支給を行う。

(1) 支給対象

令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次にかかげる程度の障害の一つに該当した住民

（a）両眼が失明したもの

（b）咀嚼及び言語の機能を廃したもの

（c）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

（d）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

（e）両上肢をひじ関節以上で失ったもの

（f）両上肢の用を全廃したもの

（g）両下肢をひざ関節以上で失ったもの

（h）両下肢の用を全廃したもの

（i）精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(2) 支給額

生計維持者の場合 250万円

その他の場合 125万円

1-3. 災害援護資金の貸付

住民救護部は、災害援護資金の貸付を行う。

(1) 貸付対象

救助法による救助が行われた災害又は県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害（令第 3 条に規定する災害）により、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主

(2) 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内（別表）

(3) 貸付条件

償還期間 10 年〔据置期間 3 年（特別の場合は 5 年）を含む〕

年利 3%〔据置期間中は無利子〕

償還方法 年賦又は半年賦、月賦

貸付対象者については、所得制限がある。（別表）

＜別表 貸付限度額＞

被 害		金 額
世帯主の負傷がある場合	家財の損害及び住居の損害がない場合	150 万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270 万円 (350 万円)
	住居が全壊した場合	350 万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170 万円 (250 万円)
	住居が全壊した場合〔下欄に該当する場合を除く〕（被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250 万円 (350 万円)
	住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円

世帯主の負傷一療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷
家財の損害一家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害

＜別表 所得制限＞

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	

2. 災害復旧資金の融資を支援する（建設部、住民救護部、総合調整室）

災害時には、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、災害復旧のための融資措置を行うことが求められる。

そのため、町は、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

2-1. 農林業関係資金の融資支援

総合調整室は、農林漁業関係資金の融資を支援する。

ア、天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

（ア）農林漁業者経営資金 （イ）農林漁業組合事業資金

イ、株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

（ア）農業基盤整備資金 （イ）林業基盤整備資金 （ウ）漁業基盤整備資金

（エ）漁船資金 （オ）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

（カ）農林漁業セーフティネット資金

ウ、生活営農資金

エ、林業・木材産業改善資金（林業改善資金助成法）

被害森林整備資金

2-2. 商工業関係資金の融資支援

総合調整室は、商工業関係資金の融資を支援する。

ア、災害復旧高度化融資

イ、中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長

ウ、小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金の償還期限延長

2-3. 福祉関係資金の融資支援

住民救護部は、福祉関係資金の融資を支援する。

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的に必要な資金を貸付ける。しかし、「上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。なお、生活福祉資金貸付条件は、県計画の定めるところにより、県社会福祉協議会が実施主体となる。

ア、生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

（ア）総合支援資金 （イ）福祉資金 （ウ）教育支援資金

イ、母子・寡婦福祉資金

（ア）事業継続資金 （イ）住宅資金

2-4. 住宅関係資金の融資支援

建設部は、住宅関係資金の融資を支援する。

ア、災害復旧住宅資金

イ、災害特別貸付

第6節 施設災害復旧事業

1. 施設災害復旧事業を行う（関係部課）

災害によって被災した施設は、早期に復旧し復興につなげていく必要があるため、速やかに必要な事業計画を策定し実施していくことが求められる。

1-1. 事業計画の作成

関係部課は、被害の実態を適確に把握し、再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討するとともに原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に取り入れ策定する。

(1) 事業計画の種別

次にかかげる事業計画について、被害の都度作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア、河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ、砂防設備復旧事業計画
 - ウ、林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - エ、地すべり防止施設復旧事業計画
 - オ、急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - カ、道路公共土木施設復旧事業計画
 - キ、下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

(2) 災害に対する国の財政措置

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

- (1) 国庫補助及び国の財政措置
 - ア、公共土木施設災害復旧…公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - イ、農林水産施設災害復旧…農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
 - ウ、公立学校施設災害復旧…公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - エ、公営住宅の建設…公営住宅法によるもの
 - オ、都市施設災害復旧…都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの
- (2) 地方債に基づく措置によるもの

- (3) 地方交付税に基づく措置によるもの
- (4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては次により行う。

ア、激甚災害の調査

(ア) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下この節「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(イ) 町

激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して知事に報告する。

イ、激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きをとる。

ウ、特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

1-2. 災害復旧対策の実施

関係部課は、災害復旧対策は、緊急度の高いものから直ちに着手して早期完了に努める。

第7節 災害復興

1. 災害復興を行う（総合調整室、関係部課）

大規模災害からの復興にあたっては、強靱な都市基盤のもとに、住民の暮らしと、産業の振興が調和する発展的な再建が求められるため、あらゆる英知を集め総合的な見地に基づき復興計画を策定し、着実に実施していくことが求められる。

1-1. 復興計画策定委員会の設置

総合調整室は、復興に関する基本方針などを検討するため、必要に応じ、町関係部局の職員をはじめ防災関係機関や学識経験者、住民等から構成する復興計画策定委員会を設置する。

1-2. 復興計画の策定

関係部課は、基本方針に基づき市街地・産業・生活復興、財源確保等に関する計画を策定する。

1-3. 災害復興事業の実施

関係部課は、県及び関係機関・団体並びに住民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4章 その他災害応急対策計画

第1節 消防計画

町内における消防については、消防組織法第6条の規定により町がその責任を負うものであるが、平成9年4月1日から「上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関する規約」に基づき消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）を田辺市に委託し、田辺消防署上富田分署を設置している。

したがって、災害時の消防活動を円滑に又は効果的に行うための計画は、「上富田町地域防災計画」及び「田辺市消防計画」によるものとする。

両計画は、上富田町消防団の活動を含め、互いに矛盾のないよう田辺市と協議しながら調整を行う。

1. 消防計画 （全部）

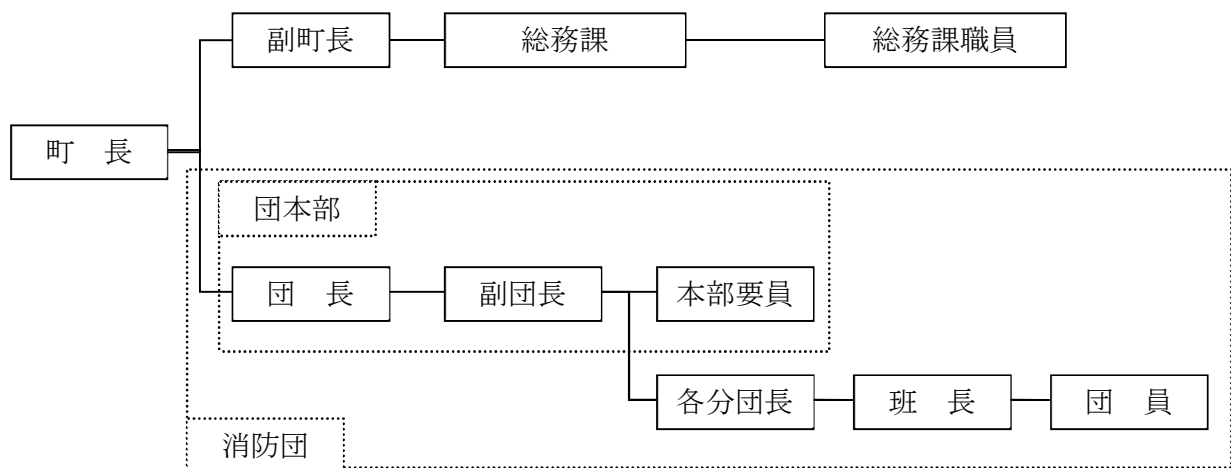
1-1. 消防に関する組織

(1) 組織

町における消防団の管理は、町長が行うが、消防団長は消防に関する「行動」に限り、消防長又は分署長の「大網の指揮命令」に服し、次の任務を行う。

- ア、火災等災害発生時における消防団員の招集に関すること
- イ、火災等災害予防に関すること
- ウ、火災等災害時における被害報告に関すること
- エ、火災等災害時における避難に関すること
- オ、その他消防業務に関すること

＜指揮命令及び情報伝達経路図＞



1-2. 火災予報の伝達

(1) 火災警報の発表

田辺市長は、県からの火災気象警報を受理し、気象状況から火災予防上危険があると認めるときは、火災警報を発表する。

(2) 火災警報の周知

町長は、火災警報を消防団長へ伝達するとともに、住民に対しても周知させる。

ア、消防団への伝達

消防団長に対して電話により行う。

イ、住民への周知

防災行政無線により行う。

1-3. 消防情報の収集

情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。「火災即報」については、次のいずれかに該当する火災について、火災発生後直ちに電話・FAX等によって報告するものとする。

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。

(この報告をもって火災即報とみなすものとする。)

ア、死者3名以上生じた火災

イ、死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災

ウ、特定防火対象物で死者の発生した火災

エ、高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災

オ、領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災

カ、建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

キ、損害額1億円以上と推定される火災

ク、焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災

ケ、空中消火を要請又は実施した林野火災

コ、住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災

サ、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

シ、その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

1-4. 救助活動の実施

消防部は、警察署、医療機関、田辺市消防本部等と連携して、的確かつ円滑な救助・救出活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、住民の安全確保を図る。

1-5. 相互応援協力

災害の発生に際して、町のみでの消防力では対処することができない場合、広域にわたり発生した林野災害、又は台風・集中豪雨などによる大災害が発生した場合など、近隣市町等との間において、以下の協定を締結している。

(1) 和歌山県下消防広域相互応援協定

(ア) 協定市町村等

和歌山県下 30 市町村・和歌山県下 4 消防組合

(イ) 協定市町村の相互に応援すべき事項は次のとおりとする。

- a. 大規模な地震、風水害等の自然災害
- b. 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等特殊火災
- c. 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- d. 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(ウ) その他細部の運用については、和歌山県下広域消防相互応援協定に基づく覚書の定めるところによる。

(2) 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(ア) 協定県市町村等

和歌山県下 30 市町村・和歌山県下 4 消防組合

(イ) 協定県と市町村における応援すべき事項は次のとおりとする。

- a. 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- b. 発災市町村の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- c. その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(ウ) その他細部の運用については、和歌山県防災ヘリコプター応援協定及び同協定に基づく運航管理要綱、同緊急運航要領、並びに緊急運航基準の取扱いの定めによる。

(3) 田辺周辺広域消防相互応援協定

(4) 南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

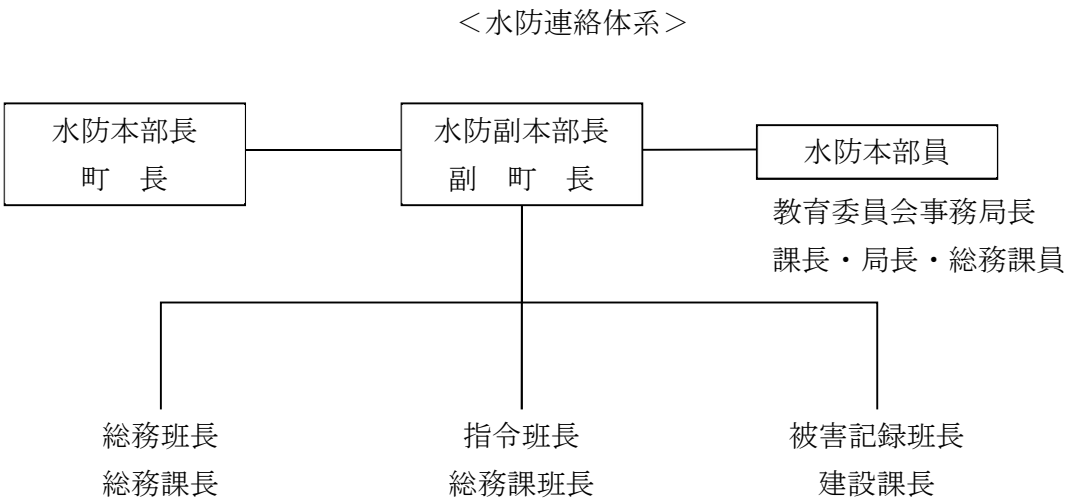
第 2 節 水防計画

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の規定に基づき、洪水による被害を軽減し、公共の安全を保持する目的を達成するため、町内各河川及びため池などに対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、水防管理団体相互の協力応援及び水防に必要な資機材について、その大綱を定める。

1. 水防計画（全部）

1-1. 組織系統

水防法第 10 条の規定により、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき並びに気象状況の急変により洪水による被害が予想されるときは、本計画に定める組織により事務进行处理する。



- 注 1 各課室において定める事務分掌により、処理するものとする。
2 庁内について
ア、庁内放送によって放送する。
イ、勤務時間外については、電話（防災行政無線等）により伝達する。

＜事務分掌＞

総務班	水防本部要員の招集、給食（炊き出し）、自動車の配備、水防事務の取りまとめ、立案、報告、公用負担の指導、現地連絡（無線等による）対外的報道関係、水防管理団体より資材要請事務、洪水予報等気象情報の受信記録（県行政無線）、防災無線、テレビ、ラジオの情報記録等。
指令班	状況の把握及び判定並びに、水防警報立ち退き指示の立案及び発信、水防団員の招集、その他、本部長が特に認める事項の伝達等。
被害記録班	水防資機材の配備調整、輸送、受払及びその事務。 水防時における管内巡視、雨量並びに水位記録の収集及び水防作業の現地視察、道路交通の情報及び収集、並びに確保等。

＜水防屯所＞

消防団・水防団	集合屯所	電話による連絡方法
上富田町 消防団本部	上富田役場	47-0550
上富田町 第1分団	朝来消防車庫	47-2712
上富田町 第2分団	生馬消防車庫	47-1709
上富田町 第3分団	岩田消防車庫	47-0338
上富田町 第4分団	市ノ瀬消防車庫	49-0120
上富田町 第4分団	下鮎川消防車庫	49-0327

1-2. 非常配備

(1) 水防団（消防団）の非常配備

ア、配備命令

水防団（消防団）への非常配備命令は、次の場合に発する。

- (ア) 本部長（町長）が、自らの判断により必要と認めた場合
- (イ) 知事から水防警報発令の伝達を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

＜非常配備の種類と発令時期＞

種類	配 備 内 容	発 令 時 期
待 機	水防団（消防団）の団長・副団長を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、団員は自宅待機し、直ちに次の段階に移り得るような状態におく。	○本部長（町長）又は西牟婁振興局（建設部長）が必要と認めたとき。
準 備	水防団（消防団）の団長、副団長は、資機材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、また水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。	○河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 ○地震により、堤防、護岸等からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。
出 動	水防団（消防団）の全員が指定の詰所に集合し、警戒する。	○河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ○地震により、堤防等からの漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

＜非常配備の種類と発令時期＞

種類	配備内容	発令基準（時期）
水防配備体制 第1号	主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに収集その他の活動ができる態勢。	今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき。
水防配備体制 第2号	水防活動の必要の事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、又は水防活動が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。
水防配備体制 第3号	完全な水防態勢。	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは大規模な水防活動が行われ2号配備で処理しかねると認められるとき。

(2) 解除

本部長（町長）は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、漏水の危険がなくなったと認めるときは配備を解除する。

(3) 報告

本部長（町長）は、非常配備を発令したとき又は解除したときは直ちに西牟婁振興局に報告する。

1-3. 監視及び警戒

(1) 監視

災害が発生した場合は、河川等重要な箇所を巡視し、被害の状況を調査する。

(2) 警戒

出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、特に注意を要する箇所を中心に巡回し、次のような異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所定の報告を行う。

- (ア) 裏法の漏れ水等による亀裂又は崩れ
- (イ) 表法水衝部の亀裂、崩れ
- (ウ) 天端の亀裂、崩れ
- (エ) 堤防の溢水
- (オ) 樋門の両袖、底部からの漏水
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部の異常

1-4. 応急措置

- ア、洪水により水防作業を必要とする被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- イ、豪雨により自然排水が不能となった場合、内水を排除するため各排水ポンプを稼動し、浸水被害の防止に努める。
- ウ、水防危険箇所については、避難の指示、警戒区域の設定をするなどの措置を講ずる。なお、詳細については、本編第2章第1節「住民避難の支援」による。

1-5. 資機材の調達

水防工法等に使用する資機材は、水防倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合は、協定等に基づき、建設業者からリースする。

1-6. 出動要請

(1) 警察官の出動要請

- (ア) 本部長（町長）は、水防法第22条にもとづき、水防のため必要があると認めたときは、次の事項を明らかにし、所管警察署長に対し出動を要請する。
 - a. 要請する理由
 - b. 出動希望人員
 - c. 機動力の概数
 - d. 希望する地区及び日時

(イ) 前項の出動を要請したときは、直ちに現地指導班を通じ県水防本部に報告しなければならない。

(2) 自衛隊の出動要請

本編第1章第3節「外部への応援要請」による。

1-7. 報告と記録

(1) 緊急報告

- 本部長（町長）は、次の水防活動を行った時、緊急に西牟婁振興局建設部長に報告しなければならない。
- (ア) 水防団（消防団）を出動させたとき。
 - (イ) 他の水防管理者等に応援を求めたとき。
 - (ウ) 破堤、氾濫したとき。
 - (エ) その他必要と認める事態の生じたとき。

(2) 水防実施状況報告

- 水防活動が終了したとき、本部長（町長）は遅滞なく次の事項をとりまとめ、西牟婁振興局建設部経由のうえ知事に報告すると共に、水防記録を作成しその写しを保管する。
- (ア) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
 - (イ) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (ウ) 水防及び消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
 - (エ) 水防作業の状況

- (オ) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置と効果
- (カ) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (キ) 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (ク) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (ケ) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
- (コ) 応援の状況
- (サ) 居住者の出動状況
- (シ) 警察の援助状況
- (ス) 現場指導官公吏氏名
- (セ) 立退きの状況及びこれを指示した理由
- (ソ) 水防関係者の死傷
- (タ) 殊勲者及びその功績
- (チ) 再度の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (ツ) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- (テ) その他必要な事項

1-8. 水防信号

水防法第 20 条の規定により知事が定める水防信号は次のとおりである。

区 分	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号				
第 1 信号	○休止	○休止	○休止	○ー 5 秒	休 10 秒	○ー 5 秒	休 10 秒	○ー 5 秒
第 2 信号	○ー○ー ○	○ー○ー ○	○ー○ー ○	○ー 5 秒	休 5 秒	○ー 5 秒	休 5 秒	○ー 5 秒
第 3 信号	○ー○ー ○ー○	○ー○ー ○ー○	○ー○ー ○ー○	○ー 10 秒	休 5 秒	○ー 10 秒	休 5 秒	○ー 10 秒
第 4 信号	乱 打			○ー 1 分	休 5 秒	○ー 1 分		

(備考)

- * 第 1 信号・・・はん濫注意水位に達したとき
- * 第 2 信号・・・水防団及び消防機関に属する者全員出動
- * 第 3 信号・・・該当区域内に居住する職員が出動
- * 第 4 信号・・・立退の指示
- * 信号は適宜時間継続すること。
- * 信号終了後、防災行政無線及び広報車により上記の内容を放送する。

第3節 事故災害応急対策計画

本節では、道路災害等の事故災害応急対策計画について示す。

1. 道路災害応急対策計画（総合調整室、消防部）

1-1. 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 道路管理者

速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

(2) 上富田町

人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

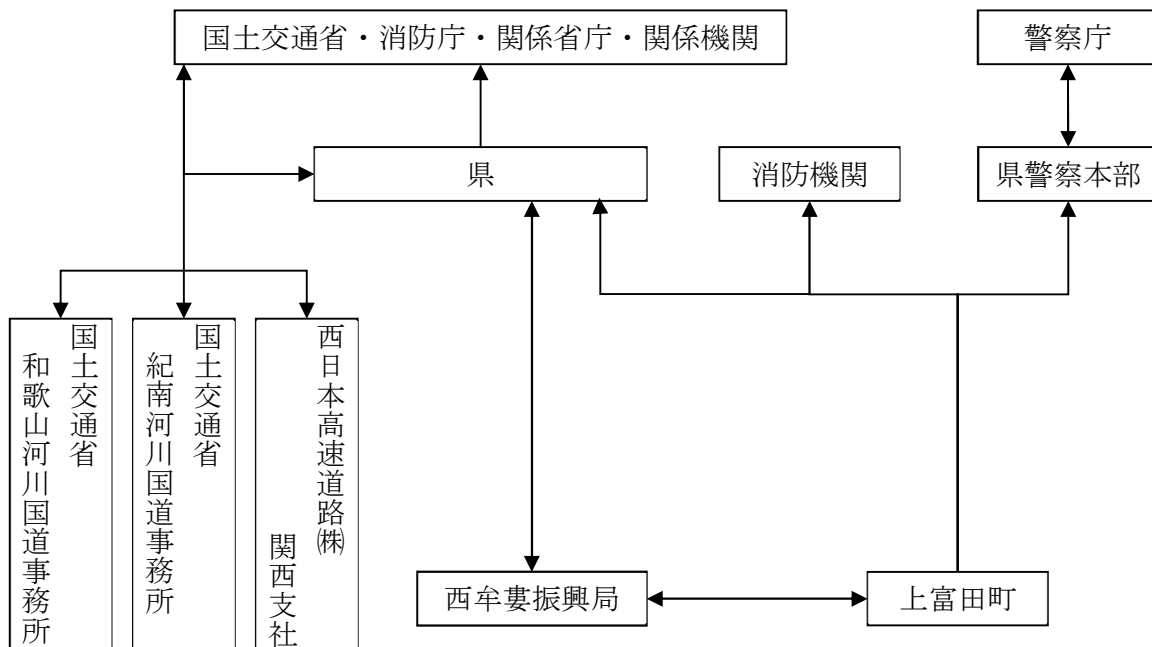
(3) 県

町からの情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、関係省庁に連絡する。

(4) 県警察本部

被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

<通報連絡体系図>



1-2. 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、災害発生後、速やかに必要な措置を講ずる。

1-3. 救助・救急、医療及び消火活動

消防部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

1-4. 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じた排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により交通の確保を図る。

第4節 林野火災応急対策計画

1. 林野火災応急対策計画（総合調整室、消防部）

1-1. 実施担当者

消防部及び消防団が、森林所有者・管理者（以下本章「森林所有者等」という）、地域住民、県その他関係機関と連携して実施する。

1-2. 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

(2) 通報を受けたときの対応

出火発見の通報を受けたときは、直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

また、火災が他の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該消防本部に連絡し、協力を要請する。

- (ア) 地元消防団：消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- (イ) 森林所有者等：森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (ウ) 県消防保安課：県防災ヘリコプターの緊急運航
- (エ) 白浜警察署：消防車両の通行確保のための交通規制

1-3. 消火・救出活動

(1) 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊・消防団は、森林所有者等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

- (ア) 情報収集：火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、地元住民からも情報を求めて早期の状況把握を行う。
- (イ) 消火活動の実施：消防ポンプによる消火活動のほか、人海戦術による消火等あらゆる手段を使って早期鎮圧を図る。

(2) 孤立者等の救出

孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防分署長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防分署長が協議して現地指揮本部長を定める。

1-4. 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

林野火災発生のお知らせを受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

(2) 住民の避難

本部長（町長）は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、住民を安全に避難させる。

1-5. 広域応援の要請等

(1) 和歌山県下消防相互応援協定による要請

自らの消防力のみでは十分に対応できないと認めるときは、消防相互応援協定締結機関に対し、応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請

消防部は、災害状況により県内の消防力をもってしては対処できず緊急消防援助隊による応援の必要があると認めるときは、本部長（町長）に報告のうえ知事に対し消防組織法第44条の3に基づき緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) ヘリコプターの活用

（ア）県防災ヘリコプター：消防部は、県防災ヘリコプターによる活動が必要と判断したときは、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に出動を要請する。

（イ）他の都道府県及び市町村所有のヘリコプター：消防部は、広域航空消防応援が必要と判断したときは、消防組織法第44条の3の規定による「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、直ちに本部長（町長）に報告の上、その指示に従って県へ広域航空消防応援の要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長又は応援側都道府県の知事へも同様の連絡を行う。

1-6. 自衛隊の派遣要請

消防力だけでは林野火災への対処が難しいと判断したときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、自衛隊派遣要請の手続きについては、本編第1章第3節「外部への応援要請」による。

1-7. 自衛隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

第5節 危険物等災害応急対策計画

1. 危険物施設災害応急計画（総合調整室、消防部）

危険物施設等は、地震災害等における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震等による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

(1) 町

- ①町、消防本部は、関係機関と密接な連携をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- ②町、消防本部は、施設の所有者、管理者及び占有者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町等と連携して、応急措置を次により実施する。

①災害が発生するおそれのある場合の措置

- (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
- (イ) 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- (ウ) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- (エ) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

②災害が発生した場合の措置

- (ア) 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- (イ) 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- (ウ) 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- (エ) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

第6節 公共的施設災害応急対策計画

本節では、災害発生時に公共的施設の事業者が実施する災害応急対策計画について示す。

1. 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

この計画は、西日本電信電話株式会社における、一般防災及び地震防災の災害応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。（和歌山県地域防災計画 平成26年度修正に準拠）

1-1. 通報連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

1-2. 災害時における情報の収集及び連絡

(1) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ア、気象状況、災害予報等
- イ、電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ウ、当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ、被災設備、回線等の復旧状況
- オ、復旧要員の稼働状況
- カ、その他必要な情報

(2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

1-3. 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること

- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずること

1-4. 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること

イ、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること

ウ、非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと

エ、警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること

オ、電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること

(2) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

1-5. 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

1-6. 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア、社員の非常配置及び服務標準
- イ、社員の非常招集の方法
- ウ、関係組織相互間の応援の要請方法

1-7. グループ会社に対する協力の要請

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

1-8. 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給を要請する。

(3) 交通及び輸送対策

ア、人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

イ、災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

(6) その他必要な事項

1-9. 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、西地域会社、東地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

1-10. 災害時における災害対策用資機材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門等に要求する。

(2) 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

(3) 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

1-11. 通信建物、設備等の重視と点検

津波来襲時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

1-12. 工事中の設備に対する安全装置

津波の来襲のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

1-13. 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

2. 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

この計画は、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社における、一般防災及び地震防災の災害応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。（和歌山県地域防災計画令和2年度修正に準拠）

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

2-1. 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

(1) 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報

（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報）

- ③ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 関西電力および関西電力送配電の被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ④ 従業員の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

2-2. 広報活動及び方法

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については事実に基づく正確な情報を、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS およびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

2-3. 対策組織要員の確保

ア、夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ、対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。

2-4. 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則としてあらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

2-5. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

2-6. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 水力・火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

2-7. ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、「ダム操作规程」または「ダム管理規定」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作规程」等により別に定める。

3. 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社における、一般防災及び地震防災の災害応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。（和歌山県地域防災計画 平成26年度修正に準拠）

3-1. 計画方針

本計画は、西日本旅客鉄道に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

3-2. 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

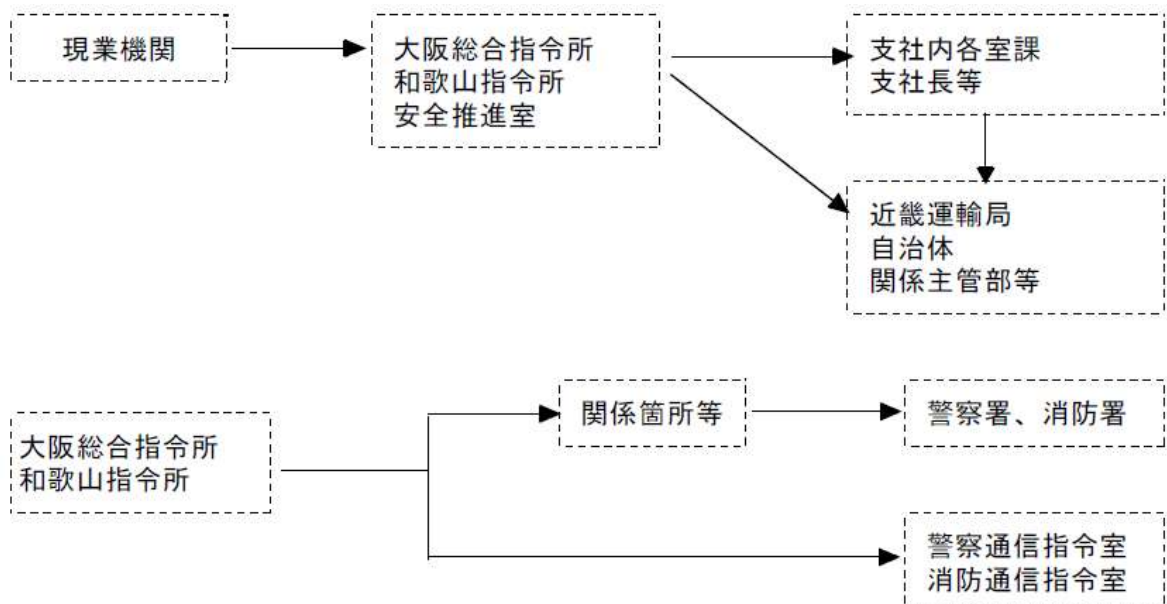
災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

① 部外機関への速報方

大阪総合指令所又は和歌山指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により部外機関に速報する。

② 伝達ルート

大阪総合指令所、和歌山指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。



(2) 対策本部及び現地対策本部の組織構成

① 体制基準詳細について

以下を標準とするが、上位の体制に移行するときは支社対策本部長が判断する。

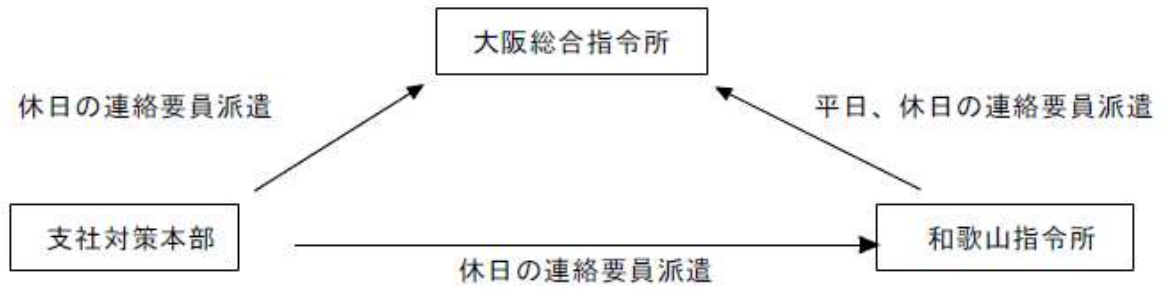
種別	招集決定者	接地標準	招集範囲 (間接部門社員)	招集範囲 (直接部門社員)
第1種体制	安全推進室長 又は 駅業務課長、 輸送課長、 施設課長、 電気課長、 及び 和歌山指令所 指令長	・鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道運転事故が発生した場合 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内で震度5弱以上の地震が発生したとき ・その他必要と認めたとき	指定を受けている社員を招集 指定を受けていない社員は、被害状況が判明したときは、最寄の現業機関に出社	箇所長等により必要数を招集
第2種体制		・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となり設備被害があるとき ・その他必要と認めたとき	指定を受けている社員を規模に応じて招集	
第3種体制		・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となる恐れがあるとき ・その他必要と認めたとき		

上記を標準として支社室課長、種別毎の招集者を定めておくこと。

- ※ 複数の死傷者が生じたとき、その恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。
- ※ 本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。
- ※ 輸送課長は、気象情報等を参考に、必要により関係者を招集する。
- ※ 関係主管課長及び関係箇所長は、線路警備等の警戒警備に必要な要員の手配を行なう体制を整える。

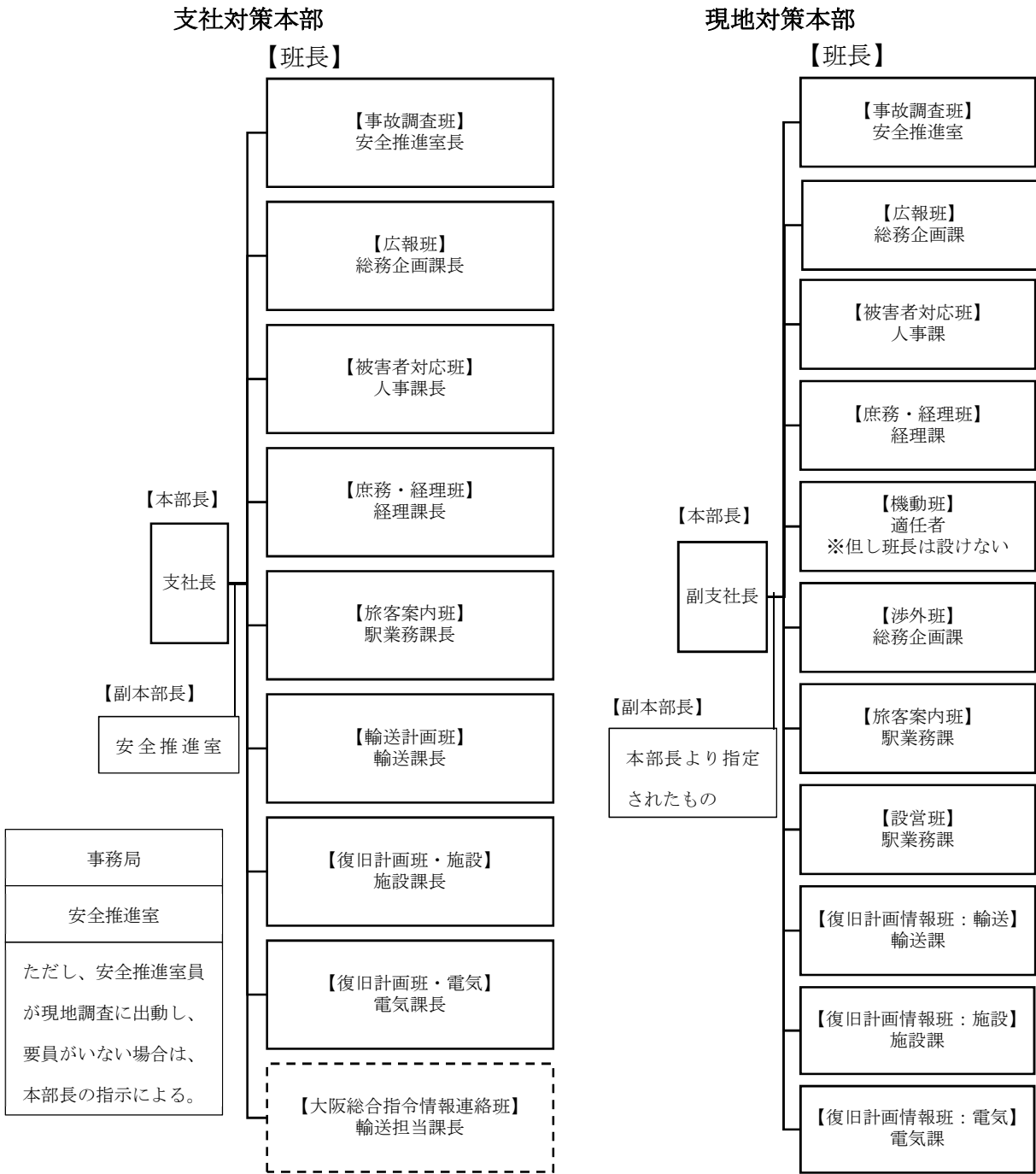
② 連絡体制強化図

大阪総合指令所、和歌山指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。



(3) 組織構成

① 第 1 種体制



【備考】

・複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、支社対策本部の旅客案内班・輸送計画班・復旧計画班の各班は初動強化を図るため他班の支援を行う

・各班は円滑な連絡情報体制の確立のため、支社対策本部各班に情報収集責任者を 1 名以上配置する。

・関係する各室課長は適任者を現地対策本部班長に指定して現地に派遣する。

・箇所長は現地到着の際、本部長の指示に従い関係班の配下に入ること。

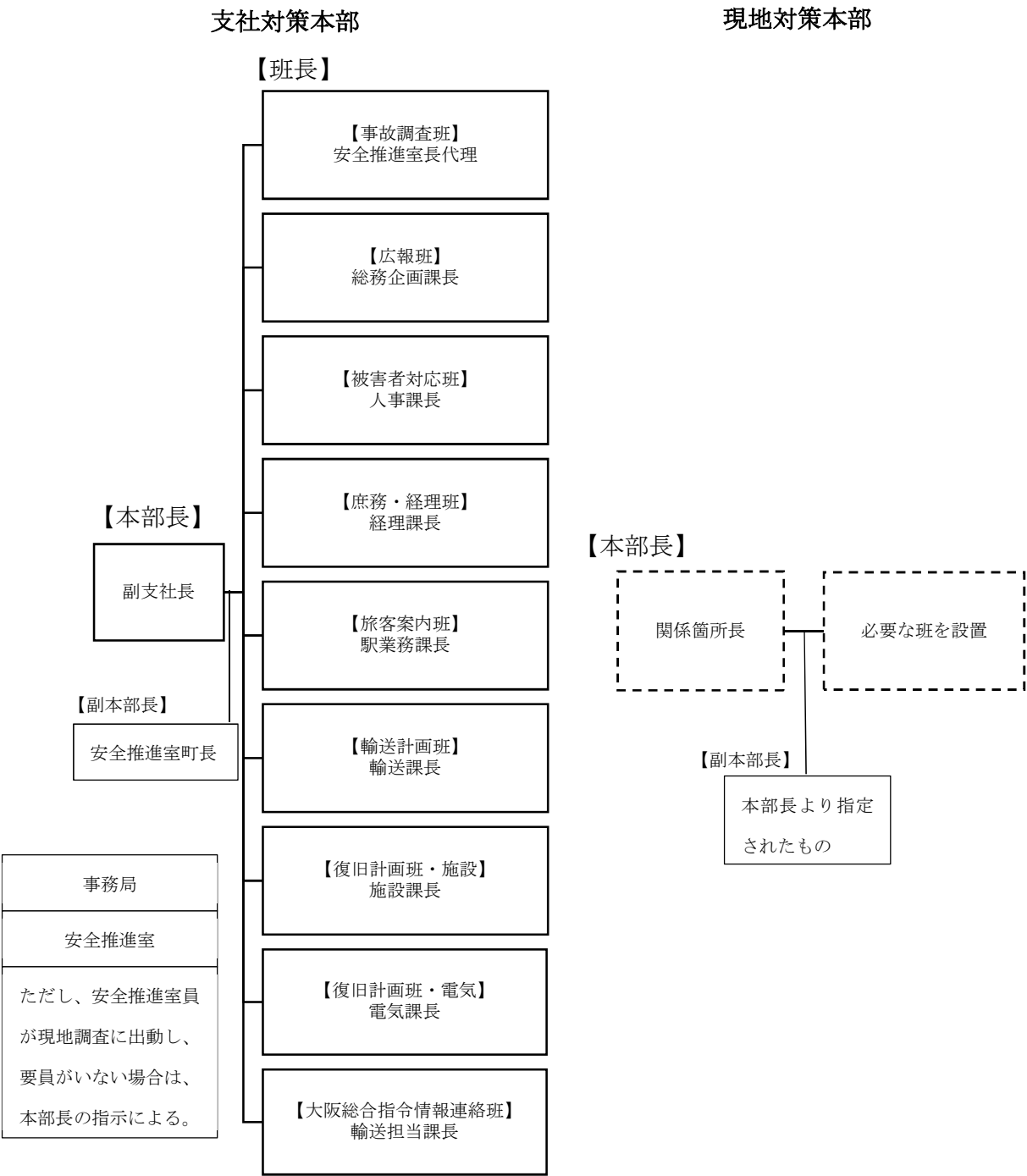
※復旧計画情報班の配下には復旧作業班を設営する。

【備考】

複数の死傷者が生じたとき、又はその恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出動社員は現地

② 第 2 種体制

※必要な班のみ設置（本部長から連絡する）



③第3種体制

第2種体制に準じて構成し、必要な班のみを設置する。

旅客救済及び設備点検の主体となる課長は、情報収集担当責任者を指定し支社対策部に派遣する。

なお、支社対策本部長は安全推進室長、副本部長は復旧の主体となる主管課長とする。

④情報連絡体制

関係社員への迅速な状況伝達、関係部門で情報収集や共有を行う必要がある場合に施行する。なお、体制施行における招集範囲は、別に定める「和歌山支社における非常連絡体制表」における連絡体制とし、支社対策本部などの設置は行わないこととする。

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総則に定めるところによる。

第2節 関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

1-1. 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。また、町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

1-2. 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

1-3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町は、地震が発生した場合において、町計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

2. 他機関に対する応援要請

2-1. 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第1編総則に示す。

2-2. 応援要請

町は、必要があるときは、先に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3. 帰宅困難者への対応

3-1. 基本原則

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

3-2. 一時対流施設等の確保

町は、市街地において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、一時滞在施設等の確保を図る。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波からの防護

南海トラフの地震で発生が想定される津波については、町域までには到達しない想定となっている。しかし、隣接する白浜町では、3連動地震では第1波最大波が12分後に、巨大地震では津波高1mが3分後に到達することが想定されており、必要に応じて被災防止措置を講じる。

2. 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編災害応急対策、復旧・復興計画に示す。

3. 避難指示の発令基準

津波については、町域までには到達しない想定となっている。地域住民に対する避難指示の発令基準は、必要に応じて定める。

4. 避難対策等

4-1. 住民への周知

町は、対象地域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

4-2. 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営に関する事項は、第3編第2章第1節「4. 避難所を開設、運営、閉鎖する」に示す。

4-3. 避難所への物資の供給

避難所への物資の供給に関する事項は、第3編第2章第4節「2. 物資を供給する」に示す。

4-4. 避難支援

避難支援に関する事項は、第3編第2章第1節住民避難の支援に示す。

4-5. 要配慮者への支援

要配慮者への支援に関する事項は、第3編第2章第5節「6. 要配慮者対策を行う」に示す。

5. 消防機関等の活動

5-1. 消防機関の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

5-2. 活動計画

消防機関の活動に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、田辺市消防計画に定めるところによる。

6. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

6-1. 水道

上下水道部は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させる。

6-2. 電気

- (1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山本部が行う措置は、別に定めるところによる。

6-3. ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

6-4. 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

6-5. 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

7. 交通対策

7-1. 道路

県警察及び道路管理者は、津波襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じる。

7-3. 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

7-4. 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、航空機、船舶等の乗客や、駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

8. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

8-1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設の措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

8-2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、前項の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は前項の(1)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

8-3. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9. 迅速な救助

9-1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防署等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

9-2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等に対する支援体制の整備を行う。

9-3. 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動における連携を図る。

9-4. 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1-1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の配備体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編序章及び第1章に定めるところによる。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

2-1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編序章及び第1章に定めるところによる。

また、災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章に定めるところによる。

2-2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編序章及び第1章に定めるところによる。

町は、地域住民等からの問い合わせに対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて相談窓口を開設するものとする。

2-3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための体制等は、第3編第1章に定めるところによる。

2-4. 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

2-5. 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2-6. 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ① 情報の的確な収集及び伝達
- ② 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

2-7. 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

2-8. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町は、第4編第1章第3節に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

(2) 電気

- ① 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するよう努めるものとする。
- ② 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山本部は、第4編第1章第3節に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

(3) ガス

- ① ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するよう努めるものとする。
- ② 指定地方公共機関和歌山県 LP ガス協会は、第4編第1章第3節に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。
- ③ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるよう努めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるよう努めるものとする。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社等は、第4編第1章第3節に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

(5) 放送

指定公共機関日本放送協会和歌山放送局及び指定地方公共機関である各民間放送事業者は、第4編第1章第3節に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

2-9. 交通

(1) 道路

- ① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するよう努めるものとする。
- ② 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するよう努めるものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行うものとし、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うよう努めるものとする。

2-10. 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

① 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 学校等にあっては、次に掲げる事項
 - （ア）児童生徒等に対する保護の方法
 - （イ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ウ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
 - （ア）入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

3-1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編序章及び第1章に定めるところによる。

また、災害対策に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章に定めるところによる。

3-2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編序章及び第1章に定めるところによる。

3-3. 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3-4. 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 その他

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に関する事項は、第2編第1章災害に強いまちづくりの推進に示す。

2. 防災訓練計画

防災訓練の実施に関する事項は、第2編第4章第1節「3. 防災訓練及び研修を行う」に示す。

3. 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する事項は、第2編第2章第1節「防災知識の普及」に示す。

A. 関係条例等

1. 上富田町防災会議条例

上富田町防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき上富田町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上富田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 上富田町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認めて任命する者

6 前項の委員の定数は 22 人以内とする。

7 第 5 項各号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2. 上富田町災害対策本部条例

上富田町災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき上富田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 30 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 18 日
条例第 10 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により、被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 ケ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)の場合 150 万円

(2) 世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

イ 住居が半壊した場合 270 万円

ウ 住居が全壊した場合 350 万円

(3) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼、流失を含む。)した場合 350 万円

(4) 第 2 号のイ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合で、町長が別に定めるときは、この限りではない。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月 16 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 10 月 1 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 9 月 28 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年 9 月 30 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 12 月 23 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 8 月 16 日から適用する。

附 則(昭和 62 年 6 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 7 月 10 日から適用する。

附 則(平成 4 年 3 月 27 日条例第 6 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 30 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

B. 協定・覚書

1. 和歌山県下消防広域相互応援協定

【和歌山県下市町村及び消防の一部事務組合】

和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村等」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を行い町村及び消防組合を構成する町村にあつては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、市町村等において各 1 通を保有するものとする。

平成8年3月1日

2. 和歌山県防災ヘリコプター応援協定【和歌山県】

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当

該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 59 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

記名押印 〔略〕

3. 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

【日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村】

協定書

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき、和歌山県下 53 関係事業体が次のとおり協定を締結する。

日本水道協会和歌山県支部長
和歌山市長 尾崎 吉弘
和歌山県水道協会
会長 大谷 泰治

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下「県支部」という。）及び和歌山県水道協会（以下「県水協」という。）に所属する市町村（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を8ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、その連絡調整として、紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下「地区ブロック」という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連携を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下「県支部長」という。）に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請のあった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

会員は、ブロックで構成されている代表都市へ応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援職員の派遣)

第6条 前条により応援要請をうけた水道事業体は、ただちに応援体制を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工器具および緊急資材のほか衣類、食料、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

2 県支部長は、前項の調査表を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

(費用の負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係わる人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。

4 前3項の定めにより難しいときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この要綱は平成8年3月1日から適用する。

この要綱の成立を証するため、本書1通を作成し、関係事業体がそれぞれ協定書に記名押印のうえ原本を県支部長が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成8年2月23日

別表 〔略〕

4. 災害時における上富田町と上富田郵便局との相互協力に関する覚書

【上富田郵便局】

災害時における上富田町と上富田郵便局との相互協力に関する覚書

上富田町長（以下「甲」という。）と上富田町内郵便局代表者上富田郵便局長（以下「乙」という。）は、上富田町内に発生した地震その他による災害時において、上富田町及び上富田町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、上富田町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 上富田町内の郵便局又は上富田町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （2） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- （3） 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （4） 所管施設及び用地の相互提供
- （5） 災害情報に係る広報の提出等
- （6） その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 協力の内容
- （3） 協力の期間
- （4） 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第6条 上富田町災害対策本部へ上富田郵便局長が加わることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その対策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 上富田町内の郵便局は、上富田町又は上富田町内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては上富田町総務課長、乙においては、上富田郵便局長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年2月1日

5. 災害救助物資の調達に関する協定

【バリューハウス富田川店（株式会社たかす）】

災害救助物資の調達に関する協定

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社 たかす（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品等
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書 2 通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成 1 4 年 9 月 2 6 日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 田辺市新万 2 5 番地の 1 0
株式会社 た か す
代表取締役 鷹巣 豊

6. 災害救助物資の調達に関する協定【上富田町農業協同組合】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と上富田町農業協同組合（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品等
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成14年10月18日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 上富田町朝来1401番地の1
上富田町農業協同組合
代表理事組合長 芝 有作

7. 災害救助物資の調達に関する協定

【株式会社ドラッグストアキリン（朝来店）】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社ドラッグストアキリン（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 医薬品
- （2） 飲料水等
- （3） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 株式会社ドラッグストアーキリン
代表取締役 齋藤 健一

8. 災害救助物資の調達に関する協定【有限会社出嶋薬局】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と有限会社出嶋薬局（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 医薬品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品等
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 西牟婁郡すさみ町周参見4024番地
有限会社出嶋薬局
代表取締役 出嶋 宗平

9. 災害救助物資の調達に関する協定【上富田石油】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と上富田石油（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） ガソリン、軽油、灯油等の石油類

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 西牟婁郡上富田町生馬2151番地
上富田石油 田上 賢一

10. 災害救助物資の調達に関する協定【熊野石油】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と熊野石油（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） ガソリン、軽油、灯油等の石油類

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 西牟婁郡上富田町朝来2377番地の1
熊野石油 池田 松治

11. 災害救助物資の調達に関する協定【富田川石油】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と富田川石油（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） ガソリン、軽油、灯油等の石油類

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 西牟婁郡上富田町岩田1577番地の1
富田川石油 中井 健嗣

12. 災害救助物資の調達に関する協定【前川石油株式会社】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と前川石油株式会社（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） ガソリン、軽油、灯油等の石油類

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

但し、乙は甲のみを優先するものではなく、乙が既に他機関と締結している協定等が存在すれば、この限りではない。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 西牟婁郡白浜町3340番地の52
前川石油株式会社
代表取締役 前川 和豊

13. 災害救助物資の調達に関する協定【有限会社山吉石油】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と有限会社山吉石油（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） ガソリン、軽油、灯油等の石油類

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成15年3月31日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 西牟婁郡上富田町朝来2034番地の2
有限会社山吉石油
代表取締役 吉田 昭輔

14. 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

【上富田町建設業親睦会】

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と上富田町建設業親睦会（以下「乙」という。）とは、町内で地震等による大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び業務内容
- （2） 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3） 応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4） 現地連絡責任者
- （5） その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1） 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う人命救助及び道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2） 大規模災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3） 大規模災害時における、避難所、避難施設等の電源電力の確保
- （4） その他、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（別記第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 実施会員名
- （2） 建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3） 日時、場所及び期間
- （4） その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条に規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（別記第3号様式）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項
(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のための乙が使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時の上富田町における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、甲、乙協議し適切に対応するものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 全各条に定めのない事項、及びこの協定実施にあたって、疑義を生じた場合には、甲、乙、協議のうえ定める。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する責任者は、甲においては上富田町役場総務政策課長、乙においては上富田町建設業親睦会長とする。

(協定の適用)

第12条 この協定は、平成17年 7月 1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年7月1日

(甲) 上富田町長 小出 隆道

(乙) 上富田町建設業親睦会
会長 堀 孝任

15. 災害時における救援物資提供に関する協定

【三笠コカ・コーラボトリング株式会社】

災害時における救援物資提供に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と三笠コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震又はこれと同等以上の災害が発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は次項の内容のとおり協力するものとする。

2 乙は、甲の施設内に設置している乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫商品が無償提供するものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、協定を解消しようとする1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第4条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通を作成し、甲・乙双方の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年6月21日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 奈良県天理市嘉幡町643番地
三笠コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役 宮木 博吉

16. 防災関係の協働事業に関する協定【紀南農業協同組合】

防災関係の協働事業に関する協定

上富田町（以下「甲」という。）と紀南農業協同組合（以下「乙」という。）とは、上富田町内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対し協力を要請して地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

（1）甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。

（2）甲が甲又はJ Aの所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。

（3）乙は必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

（1）乙は、災害によりJ Aの所在する地域のNTT回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、J Aの来所（店）者に対し、NTT伝言ダイヤルの周知を行うものとする。

（2）乙は、災害発生時に、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。

（3）災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。

（4）乙は、所在する地域における災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、上富田町地域内における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

（1）調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。

（2）調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、その暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。

（3）物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引渡し後速やかに、乙に代金を支払うものとする。

（4）物資の引渡し場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

（5）乙は物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（救援物資等の集積及び車輛の提供）

第5条 甲は上富田町地域内において災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、乙に次の協力を要請することができる。

- (1) 救援物資等の一時集積場所（上富田選果場等、集積に適した場所）の提供
 - (2) 各避難所等への救援物資等の搬送車輛の提供
- （防災訓練及び教育）

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

（乙への支援）

第7条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第8条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（協定の細目）

第9条 第2条から第5条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認をするものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するめ、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成 19 年 6 月 8 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-17
紀南農業協働組合
代表理事組合長 中家 徹

17. 災害救助物資の調達に関する協定【立岩農園】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と立岩農園（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） お米

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上 各自その1通を保有する。

平成20年1月28日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 立岩農園

18. 災害救助物資の調達に関する協定【ライスセンター山本】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）とライスセンター山本（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） お米

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成20年1月28日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 ライスセンター山本
代表 山本 善吾

19. 災害救助物資の調達に関する協定【丸正プロパン米穀店】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と丸正プロパン米穀店（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1） お米

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成20年1月28日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 丸正プロパン米穀店

20. 災害時の医療救護所に関する協定【和歌山県立熊野高等学校】

災害時の医療救護所に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、上富田町と（以下「甲」という。）と和歌山県立熊野高等学校（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上富田町地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動に対する、乙の施設等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定にかかる施設等）

第2条 甲は、災害が発生し医療救護所の必要が生じた場合は、乙に対して次に掲げる施設等について協力を要請することができる。

（1）看護科棟施設並びに備付備品

（2）体育館

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。なお、緊急やむを得ない事情により、要請書を作成するいとまがない場合は、口頭要請とし速やかに承認を得るものとする。

（1）災害の状況

（2）協力の内容

（3）協力の期間

（4）その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、甲に速やかに協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第2条に規定する施設等を利用したことにより、乙に損害を与えたり所有する備付備品等を利用した場合は、その経費は甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 前各条に定めのない事項、及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年12月9日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了とする1ヶ月前までに、甲または乙から何らの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長され、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各一通を保有する。

平成20年12月9日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山県立熊野高等学校
校長 垣内 邦夫

21. 災害発生時における復旧支援活動に関する協定

【和歌山県自動車整備振興会田辺支部】

災害発生時における復旧支援活動に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会田辺支部（以下「乙」という。）とは、地震等の災害発生時の復旧支援活動（以下「支援活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（活動の内容）

第1条 この協定により、甲が乙に要請する支援活動は、次のとおりとする。

- (1) クレーン、ジャッキ、ウインチ、牽引ロープ等による被災者の救助及び応急措置
- (2) レッカー車等による緊急車両通行のための放置車両及び障害物の除去作業
- (3) その他、甲が必要と認める支援活動

（活動の要請）

第2条 甲は、支援活動のため乙が所有する資機材等が必要と認めるときには、第7条に定める連絡責任者を通じて、乙に対して要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 支援活動の要請は、乙に支援活動以外のその他の義務を発生させるものではない。

（活動の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、受諾書（様式第2号）により甲に回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

（活動の終了）

第4条 甲が支援活動の終了を告げた場合は、この協定による支援活動を終了するものとし、乙は、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費及び損害の負担）

第5条 第1条に規定する支援活動要請に対して要した経費及び損害については、甲乙両者が協議の上決定する。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく支援活動において、会員が負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き災害救助法施行令（昭和22年政令225号）中扶助金に係る規定の例により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該災害が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、総務政策課長、乙においては、和歌山県自動車整備振興会田辺支部長とする。

(応援体制の整備)

第8条 乙は、災害時に支援活動が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲に提出するものとする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年とする。ただし、期間満了の2カ月前までに甲又は乙から別段の意思表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成23年2月1日

甲 上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山県田辺市東山2丁目1番10号
和歌山県自動車整備振興会田辺支部
支部長 楠本 健治

22. 災害時における一時避難所としての使用に関する協定

【有限会社ヤマト自動車】

災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

災害時における住民の安心、安全確保のため、上富田町（以下「甲」という。）と有限会社ヤマト自動車（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上富田町内に大規模な災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（一時避難所の指定）

第2条 甲は、この協定による施設等を、民間協力緊急一時避難所として位置付ける。

（協定にかかる施設等）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として町民に使用させるものとする。

また、状況に応じて施設内の備付備品等を使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

（1） 工場内（一時避難所として）

（2） 自動車・溶接機・発電機等その他必要とするもの。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。なお、緊急やむ得ない事情により、要請書を作成するいとまがない場合は、口頭要請とし速やかに承認を得るものとする。

（1） 災害の状況

（2） 協力の内容

（3） 協力の期間

（4） その他必要な事項

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、甲に速やかに協力するものとする。

（経費及び損害の負担）

第6条 甲は、第3条に規定する施設を利用したことにより、乙に損害を与えたり所有する備付備品等を利用した場合は、その経費は甲乙両者が協議の上決定する。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務政策課長、乙においては代表取締役とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

「甲」和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763
上富田町長 小出 隆道

「乙」和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎480-1
有限会社 ヤマト自動車
代表取締役 秋月 史成

23. 上富田町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定

【社会福祉法人上富田町社会福祉協議会】

上富田町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人上富田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり上富田町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上富田町地域防災計画に基づき甲が設置し、乙が運営する上富田町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な要綱を定めるものとする。

（センターの運営）

第2条 甲は、上富田町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センター設置場所に関しては甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

（1）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣に関すること。

（2）その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

（運営の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時及び場所その他センターの運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、緊急時においては口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体との協議体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い平常時からこれら団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項本文に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

3 第1項本文に規定する費用の支払い方法は、甲乙協議して別に定める。

（損害賠償等）

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協議締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成24年3月19日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755-1番地
社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会
会長 宮本 保浩

24. 災害時等の応援に関する申し合わせ

【近畿地方整備局長】

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長 上総周平（以下「甲」という。）と上富田町長 小出隆道（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 上富田町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 上富田町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 24 年 7 月 19 日

甲 近畿地方整備局長 上総 周平

乙 上富田町長 小出 隆道

25. 津幡町・上富田町災害時相互応援協定

【石川県津幡町】

津幡町・上富田町災害時相互応援協定

津幡町及び上富田町（以下「協定町」という。）は、協定町の区域内において災害が発生した場合に、被災した町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする職員の職種、人員及び活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び集合場所等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（災害時における自主的活動）

第4条 協定町の区域内において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、被災を免れた町は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ被災町と連絡ができない場合は自主的に応援を行うこととする。
- 3 応援町は、災害直後、自主的な応援活動のための職員等を派遣する場合には、職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定による応援を実施する場合については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（職員の指揮権）

第5条 応援のため派遣された職員は、要請町の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、協定町が別に協議するところにより要請町又は応援町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報の交換)

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月9日

石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
津幡町長 矢田 富郎

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

26. 災害救助物資の調達に関する協定

【田辺米穀株式会社】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と田辺米穀(株)（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が起こり、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成 25 年 5 月 29 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3894-54
田辺米穀株式会社
代表取締役 柏木 壽夫

27. 災害時等における地域の安全の確保等に関する協定

【社会福祉法人 神愛会】

災害時等における地域の安全の確保等に関する協定書

災害時等における地域の安心の確保のため、社会福祉法人神愛会（以下「甲」という。）と上富田町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生して又はそのおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、高齢者、障害者等、支援を必要とする地域住民の安心を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害発生時等において必要があると認めるときは、次に掲げるとおり協力を要請することができる。

（1）乙は、災害発生時等において、在宅での生活が困難になった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）のための一時的な避難所として、甲の施設への受入れを要請することができる。

（2）甲は、災害発生時等において、災害ボランティアの派遣要請が必要なときは、乙に派遣要請をすることができる。この場合、乙は関係機関との調整を図るものとする。

2 前項の受入れ要請に係る甲の対象施設は、次に掲げる施設とする。

施設名 特別養護老人ホーム 愛の園

所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の56

3 甲は乙から第1項の要請があった場合、できる限り受託するよう努めるものとする。

4 第1項の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして、書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）要援護者別の受入見込み期間

（協力申し入れ）

第3条 甲は、災害発生時等において、乙からの協力要請前でも、前条第1項に係る事項について、乙に対し協力を申し入れることができる。

（物資の調達及び人員の確保）

第4条 乙は、甲が受け入れた要援護者に係る食料、医薬材料、日常生活用品等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、甲が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の要請により、甲が提供した生活用物資等の費用は、乙が負担するものとする。

（受け入れ可能人数等）

第6条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受け入れ可能人数、介護支援者数、必要な生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(対応責任者)

第7条 甲及び乙は、災害発生時等における対応が円滑に行われるよう、あらかじめ、それぞれの責任者を定めるものとする。

(相互連絡)

第8条 甲及び乙は、災害発生時等における連絡体制及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

(相互連携)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協力実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 25 年 6 月 17 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2754番地の3
社会福祉法人 神愛会
理事長 宮崎 靖子

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

28. 上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定【奈良県斑鳩町】

上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定

上富田町及び斑鳩町（以下「協定町」という。）は、協定町の区域内において災害が発生した場合に、被災した町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3までに掲げる応援を要請する場合にあつては、必要とする物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、必要とする職員の職種、人員及び活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び集合場所等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（災害時における自主的活動）

第4条 協定町の区域内において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、被災を免れた町は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は自主的に応援を行うこととする。
- 3 応援町は、災害直後、自主的な応援活動のための職員等を派遣する場合においては、職員自ら消費または使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定による応援を実施する場合については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（職員の指揮権）

第5条 応援のため派遣された職員は、要請町の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、協定町別に協議するところにより要請町又は応援町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報の交換)

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月2日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町長 小城 利重

29. 災害時相互応援に関する協定【紀南10市町村】

災害時相互応援に関する協定

田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町（以下「紀南10市町村」という。）は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、紀南10市町村の区域で災害が発生した場合に、相互に応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるもの

（応援の要請）

第3条 紀南10市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及びその経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員と派遣期間
- (6) その他応援を必要とする事項

（自主的応援）

第5条 紀南10市町村は、協定の相手方に災害が発生し応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

2 前項に規定する自主的応援の内容は、第2条各号に定める内容のうち、応援を行う市町村が必要と認めるものとする。

3 自主的に応援を開始した後に前条に規定する応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該応援要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村間の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、応援を受ける市町村の負担とする。ただし、紀南10市町村間の協議によっては、この限りではない。

2 応援を行った市町村は、応援を受けた市町村が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から申し出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれが署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月9日

田 辺 市 長 真砂 充敏

白 浜 町 長 井瀬 誠

上 富 田 町 長 小出 隆道

す さ み 町 長 岩田 勉

新 宮 市 長 田岡 実千年

那智勝浦町長 寺本 眞一

太 地 町 長 三軒 一高

古 座 川 町 武田 丈夫

北 山 村 長 奥田 貢

串 本 町 長 田嶋 勝正

30. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書【西日本電信電話㈱和歌山支店】

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

別途参照

31. 災害時発生における福祉避難所としての施設利用に関する協定

【社会福祉法人和歌山県福祉事業団】

災害時発生における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和歌山県福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害発生時に、甲の要請により、乙の施設等に要援護者（高齢者、障害者、その他の避難所における生活について特別な配慮を要する者をいう。以下同じ。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所）

第1条 福祉避難所は、南紀医療福祉センター（上富田町岩田1776-1）に設けるものとする。

（設置の要請）

第2条 甲は、災害（地震、暴風、洪水その他の原因により生ずる被害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、前条に規定する施設に福祉避難所を設けることを乙に要請することができる。

2 乙は、災害による前条に規定する施設の被災状況について速やかに調査し、可能な限り、甲の要請に応ずるように努めるものとする。

（要援護者の移送）

第3条 甲は、その者又はその家族において福祉避難所への避難を行うことが困難である要援護者について、福祉避難所への移送を乙に要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請に応じ、同項に規定する要援護者を避難所へ移送するよう努めるものとする。ただし、乙による移送が困難と認めるときは、甲は、乙に協力するものとする。

（物資等支援）

第4条 甲は、災害時に救援物資及び介護支援者の確保に努めるものとする。

（医療との連携）

第5条 福祉避難所における医療機関との連携は、上富田町地域防災計画に基づいて行うものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活物資等の費用、移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この協定に基づき受け入れた要援護者の個人情報の取り扱いについては、別記「上富田町個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 7 月 8 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1
社会福祉法人 和歌山県福祉事業団
理事長 宇治田 文彦

32. 災害発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定

【和歌山県トラック協会】

災害発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と公益社団法人 和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、又は市町村相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する輸送、荷下ろし、仕分け、管理及び積込み業務等（以下「輸送及び荷さばき業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるとき、乙又は乙の会員に要請するものとする。

- （1）輸送及び荷さばき業務等
- （2）乙が供給した輸送用車両に甲の職員の同乗
- （3）災害に関する諸情報の収集
- （4）その他乙が応じることができる事項

（実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により、要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 前3項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定による上富田町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の例によりその損害を補償する。

- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
 - (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合
- (協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年12月19日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山市湊1414番地
公益社団法人和歌山県トラック協会
会長 龍田 潤三

33. 災害時における住家の被害認定に関する協定【和歌山県建築士会】

災害時における住家の被害認定に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する被害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその代償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 27 年 1 月 30 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山市ト半町38番地
一般社団法人 和歌山県建築士会
会長 池内 茂雄

34. 災害時における住家の被害認定に関する協定

【和歌山県建築士事務所協会】

災害時における住家の被害認定に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は和歌山県と乙とで、平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 27 年 1 月 30 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号
公益社団法人 日本建築家協会
代 表 理 事 芦原 太郎

35. 災害時における住家の被害認定に関する協定【日本建築家協会】

災害時における住家の被害認定に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 27 年 1 月 30 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 小出 隆道

乙 和歌山市ト半町38番地
一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会
会長 小川 浩

36. 「道の駅」防災利用に関する基本協定

【国土交通省近畿地方整備局・和歌山県・市町】

「道の駅」防災利用に関する基本協定書

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）和歌山県（以下「乙」という。）及び紀南地域市町村（田辺市、新宮市、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町。以下「丙」という。）は、当該地域における「道の駅」について、防災（災害復旧、援助・救援活動を含む）に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和歌山県紀南地域内における「道の駅」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 丙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。

- （1）道路に関する通行情報、被災情報の提供
- （2）道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- （3）住民が避難・休憩するための施設の提供、救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務

2 甲及び乙は、丙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲、乙及び丙は「津波防災の日」（毎年11月5日）における防災啓発活動をはじめ、平素から地域住民と協働して「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう努めるものとする。

（その他）

第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等については、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定は、変更の必要が生じた場合には甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書14通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通保有する。

平成27年11月17日

37. 災害時における住家の被害認定に関する包括協定

【一般財団法人 和歌山県不動産鑑定士協会】

災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ市町村から甲に対して住家被害認定調査に係る派遣要請があった場合において、甲が乙に対して行う住家被害認定調査の要請に関する手続等について定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、住家被害認定調査を実施する上で乙の応援を必要とするときは、「住家被害認定調査要請書（別記第1号様式）」により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は甲からの要請に基づき、和歌山県住家被害認定士制度要綱による養成研修を過去に受講した乙の会員のうちから派遣する者を決定し、「住家被害認定調査要請承諾書（別記第2号様式）」により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の条件を満たす者だけでは対応が困難な場合は、乙は甲に前項の条件を満たさない者の情報を報告した上で、派遣する者に加えられるものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（支援協力の実施）

第3条 派遣された乙の会員は、内閣府で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害の認定調査を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、前条の支援協力に対する費用を負担しない。

2 乙が認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いは、乙と市町村とで別途締結する派遣協定（別記第3号様式）により定めるものとする。

3 前項で定めた別記第3号様式は、乙と市町村とで協議の上変更することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては会長とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年12月22日

甲 和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙 和歌山市七番町17 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会長 名手 孝和

38. 大規模災害時における一般廃棄物応急対策に関する協定

【きのくに環境整備協同組合・一般社団法人和歌山県清掃連合会】

大規模災害時における一般廃棄物応急対策に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）、きのくに環境整備協同組合（以下「乙」という。）、一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する上富田町地域防災計画に定める復旧・復興に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が締結する協定に関して基本的な事項を定め、災害等による一般廃棄物応急対策を行うことを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所有するバキューム車・ゴミ収集車等及び労働力の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とするバキューム車・ゴミ収集車等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）連絡責任者
- （5）その他必要な事項

2 前項の規定による甲の乙への要請は、丙に対してもなされたものとみなす。

（要請する業務）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、下記のとおりとする。

- （1）し尿及びゴミ収集運搬業務
- （2）その他甲が必要と認める緊急応急業務

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、直ちに業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

- （1）業者名
- （2）バキューム車・ゴミ収集車等の車種、台数、人員数等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

- 2 乙及び丙は、速やかに連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。
- 3 乙及び丙は、甲から第2条の規定によりバキューム車・ゴミ収集車等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援するものとする。
- 4 乙及び丙は、周辺の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- 5 乙及び丙は、甲又は第三者に損害を及ぼすことのないように特段注意を払うこと。

（業務の報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- （1）応援に従事したバキューム車・ゴミ収集車等の車種、台数、人員等
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間
- （4）その他の必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のため乙及び丙が使用したバキューム車・ゴミ収集車等に要する費用及び人件費は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条の定めるところによる。

- 2 連絡責任者等は、速やかに乙及び丙の業務の内容を精査するものとする。

（損害による必要経費の負担）

第7条 甲の要請による業務の実施により、生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（事故の報告）

第8条 乙及び丙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対して事故発生報告するものとする。

（災害補償）

第9条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障がいの状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙及び丙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（災害発生時の情報の提供）

第10条 乙及び丙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術助言に協力するものとする。

（訓練）

第 1 1 条 乙及び丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(連絡責任者)

第 1 2 条 連絡責任者は、甲においては、上富田町上下水道課長、乙及び丙においては、乙及び丙の代表とする。

(協定の有効期間)

第 1 3 条 この協定は、平成 2 9 年 4 月 3 日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義等の決定)

第 1 4 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた時は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自通を保管する。

平成 2 9 年 4 月 3 日

(甲) 上富田町長 小出 隆道

(乙) 田辺市湊 9 9 1 - 2 米倉ビル 2 階
きのくに環境整備協同組合
理事長 玉置 忠義

(丙) 和歌山市南大工町 2 6 番地環境会館 3 階
一般社団法人和歌山県清掃連合会
会長 吉村 英夫

39. 災害時における医療救護活動に関する協定

【一般社団法人 西牟婁郡医師会】

災害時における医療救護活動に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と一般社団法人西牟婁郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上富田町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び和歌山県と和歌山県医師会による「災害時の医療救護についての協定」（平成23年3月18日付）に基づき、甲が実施する医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、災害が発生し、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し、和歌山県を通して医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第3条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙は責任者を定め、甲と連絡調整を図るものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所又は甲が指定する場所において医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者の重症度の判定（トリアージ）
- （2） 傷病者に対する応急処置
- （3） 収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4） 助産（搬送先助産施設の紹介、手当等）
- （5） 死亡の確認
- （6） その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護班が円滑に活動できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

（医薬品の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（報告）

第8条 乙は、第4条に規定する医療救護活動を行ったときには、その状況を記録するとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(医事紛争)

第9条 この協定に基づく医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が発生した場合は、甲乙は緊密な連携の下に原因を調査し、双方協議の上解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練及び研修会等に参加するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上富田町役場住民生活課長とし、乙においては会長とする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定を更に1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

(甲) 上富田町長 奥 田 誠

(乙) 一般社団法人 西牟婁郡医師会
会長 松 尾 清 治

40. 災害時における無人航空機の運用に関する協定

【クオリティソフト 株式会社】

災害時における無人航空機の運用に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）とクオリティソフト株式会社（以下「乙」という。）とは、「災害時における無人航空機の運用」に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害発生時等に無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力業務）

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- （2）災害地図作成等の災害支援に関すること
- （3）その他必要な事項については、甲及び乙の協議のうえ決定すること

2 乙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は第 2 条に定める災害協力要請を受けたときは、直ちに業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 5 条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第 6 条 乙が協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに、その実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第 7 条 当該協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像は、甲の許可無くインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 2 条による災害協力要請に要する費用負担は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定業務の責任負担）

第 9 条 この協定に基づく協力業務における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

(平常時の準備)

第 10 条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第 11 条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第 12 条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 14 条 この協定の期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通保有するものとする。

平成30年 6月22日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県西牟婁郡白浜町中 1701-3

クオリティソフト株式会社
代表取締役社長 浦 聖治

41. 災害発生時における応急対策業務に関する協定

【和歌山県LPガス協会田辺支部】

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と和歌山県LPガス協会田辺支部（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時において、甲と乙が相互に協力し、応急対策業務を円滑に行うための復旧支援活動（以下「支援活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。 第2

（支援活動の要請）

第2条 甲は、災害発生時において、支援活動のためLPガス及び供給設備器具等を必要とする場合は、第6条に定める連絡責任者を通じて、乙に対して要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 支援活動の要請は、乙に支援活動以外のその他の義務を発生させるものではない。

（支援活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性をかんがみ、速やかに協力するものとする。ただし、り災等によりやむを得ず協力できない場合を除くものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する支援活動の要請に対して要した経費については、甲が負担するものとする。

（災害の補償）

第5条 この協定に基づく支援活動において、乙の会員が負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き災害救助法施行令（昭和22年政令225号）中扶助金に係る規定の例により、甲の責任において行うものとする。

（1）従事者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害について、乙若しくは乙の従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合。

（3）当該災害が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務政策課長、乙においては和歌山県 LP ガス協会田辺支部長とする。

(応援体制の整備)

第7条 乙は、災害時に支援活動が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲に提出するものとする。

(訓練の参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するように努めるものとする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年とする。ただし、期間満了の2カ月前までに甲又は乙から別段の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成31年 3月27日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県田辺市宝来町15番8号

和歌山県 LP ガス協会田辺支部

支部長 安田 隆則

42. 災害発生時における法律相談業務等に関する協定

【和歌山弁護士会】

災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

上富田町(以下「甲」という。)と和歌山弁護士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、上富田町内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、被災者等に対する法律相談等を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(法律相談会の実施)

第2条 甲は、災害の発生時において、必要と認めるときは、法律相談会(以下「相談会」という。)を実施するものとする。

2 乙から甲に対して相談会実施の要請があり、甲が必要と認めるときも、前項の例による。

3 前2項いずれの場合も、相談会の実施日時、場所等については、災害の規模、相談の需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定するものとする。

(相談会の広報)

第3条 甲は、相談会を実施する場合、相談会の実施場所、相談会の内容等の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

(従事者の派遣)

第4条 甲は、相談会を実施する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士(以下「従事者」という。)の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに従事者を選定し、派遣するものとする。

(報告)

第5条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。この場合において、当該報告の具体的な範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないこととする。

(経費負担)

第6条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会の実施に当たり乙の会員の活動に要する経費その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、災害の規模、相談会の実施期間、実施回数等を勘案し、甲乙協議の上決定する。

(災害ADRの実施)

第7条 乙が、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく民間紛争解決手続(以下「災害ADR」という。)を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害ADRの広報(災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等)

に協力するものとする。

（県との連絡調整）

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

（平時における連携）

第10条 甲及び乙は、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、協定の締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議解決）

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山市四番丁5番地
和歌山弁護士会
会長 山下 俊治

43. 災害救助物資の調達に関する協定

【株式会社岸商店】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社岸商店（以下「乙」という。）が運営する業務スーパー朝来駅前店とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品等
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書 2 通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和元年 1 2 月 6 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県西牟婁郡白浜町御幸通り 1111 番地の 21

株式会社 岸商店

代表取締役 岸 敏明

44. 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

【株式会社キナン 田辺営業所】

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社キナン（以下「乙」という。）は、上富田町内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は、調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第 3 条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表で掲げる資機材

（2）その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第 4 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 5 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる

（費用の負担）

第 6 条 甲が乙よりレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 4月10日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763
上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 1108
株式会社キナン 田辺営業所
所長 今城 博文

45. 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

【きのくに葬祭事業協同組合】

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）ときのくに葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、上富田町内において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「上富田町地域防災計画」に基づき、災害時等に遺体に関することについて円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体安置施設等の提供
- （3） 遺体の搬送
- （4） その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
2. この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和2年 5月 1日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県有田郡有田川町野田 187

きのくに葬祭事業協同組合
理事長 上野山 栄作

46. 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定

【関西電力送配電株式会社 和歌山本部】

災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定

上富田町（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、平成20年9月1日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」及び令和2年4月22日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書についての覚書」について、これらの契約を破棄し、新たに地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保及び使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有し管理する土地で、乙の災害復旧活動（工事用資機材の設置を含む。）に供する土地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、電気・通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 乙が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、様式1により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースを同時期に他所と共同で使用する場合は、甲、乙が協議のうえ、使用範囲・期間・方法等を定めるものとする。

ただし、当該用地で甲が仮設住宅建設や災害ゴミ集積場等での使用が必要になった場合は、甲が使用を認めた後であっても、甲、乙が協議のうえ、使用範囲・期間・方法等を定めるものとする。

2 乙は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲と協議して使用内容・期間等を定めるものとする。

3 乙は災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議のうえ、自己の責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、乙に無償で使用させるものとする。

(原状回復)

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペース又は、施設を返還する場合は、自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、令和2年6月1日から、その効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地
上富田町長 奥 田 誠

乙 和歌山県和歌山市岡山丁 40 番地
関西電力送配電株式会社 和歌山支社
理事 支社長 近 藤 忠 司

47. 福祉避難所の確保にかかる協定

【社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会】

福祉避難所の確保にかかる協定書

上富田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時等における地域住民のための福祉避難所の確保について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者のうち、甲の指定避難所での生活に支障があると認められるもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は、次に掲げる施設とする。

施設名 上富田福祉センター

所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1

（災害発生時における甲の協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、要配慮者の受入れを要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請において、要配慮者を介助する者（以下「介助者」という。）を同行させる必要があると認めた場合は、介助者の受入れも併せて要請することができる。

3 乙は、甲から前2項の規定による要請があった場合、できる限り受諾するよう努めるものとする。

4 同条第1項の規定による要請は、あらかじめ甲又は乙が要配慮者に電話等で確認の上、要配慮者に係る次に掲げる事項を明らかにして、甲が乙に書面で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請するものとする。

- (1) 住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人及び介助者の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ見込み期間

（設置運営期間）

第4条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの前条第1項による要請に基づき要配慮者を受け入れた日から起算して7日間以内又は一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

（要配慮者等の移送）

第5条 乙は、甲からの第3条第1項の規定による要請があれば、要配慮者及び介助者（以下「要配慮者等」という。）の受入れ及び乙の施設から医療施設や要配慮者等の自宅等への移送を行うよう努めるものとする。ただし、乙の業務に支障がある時は、この限りではない。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要配慮者に対し、日常生活上の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、乙が前条の生活必需品の提供及び要配慮者の支援を適切に行うことができるよう、日常生活用品等の必要な物資の調達に努めるとともに、看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者（以下「支援者」という。）の確保に努めるものとする。

（費用の精算）

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（1）要配慮者に介助が必要な状態で、乙が支援者に要した人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

午前6時から午前8時まで 乙の職員1名につき、1時間あたり1,125円

午前8時から午後6時まで 同900円

午後6時から午後10時まで 同1,125円

午後10時から午前6時まで 同1,350円

ただし、介助が必要な状態とは、トイレに一人で行けない又は独力でのおむつ交換が不可能、食事の摂取を一人でできない等の身体的介助が必要な状態をいう。

（2）福祉避難所としての要配慮者の受入れ及び移送に要した費用

車両1台あたり1,000円（1日）及び車両の運転に要した人件費とし、人件費については前号の規定と同様とする。

（3）その他乙が管理運営において使用及び購入に要した物資の費用（災害発生時直前における価格又は時価）

2 前項に定める費用以外に必要な費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第9条 前条の規定による費用の支払いは、福祉避難所の運営終了後に、甲の定める方法により、乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（受入れ可能人数等）

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、受入れ可能人数、支援者数、必要な日常生活用品等について、協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行うにあたって知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(意見交換等)

第12条 甲及び乙は、平常時から必要に応じ、この協定の実施についての意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年 6月 16日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1
社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会
会 長 三栖 徹

48. 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定

【紀南段ボール株式会社・Jパックス株式会社】

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と紀南段ボール株式会社（以下「乙」という。）及び、Jパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- （2）段ボール製シート
- （3）段暖まじきり（段ボール製間仕切り）
- （4）その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙及び丙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年 7月 9日

(甲) 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 奥 田 誠

(乙) 和歌山県田辺市秋津町185番地
紀南段ボール株式会社
代表取締役社長 江 川 信 也

(丙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
J パックス株式会社
代表取締役 水 谷 嘉 浩

49. 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

【株式会社レンタルのニッケン和歌山営業所】

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン和歌山営業所（以下「乙」という。）は、上富田町内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第 3 条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- （1）仮設トイレ
- （2）その他乙の取扱い商品

（協力の要請）

第 4 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 5 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる

（費用の負担）

第 6 条 甲が乙よりレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 2月17日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763
上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県和歌山市松江 766-1
(株)レンタルのニッケン和歌山営業所
所長 中井 陽一

50. 災害に係る情報発信等に関する協定

【ヤフー株式会社】

災害に係る情報発信等に関する協定

上富田町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、上富田町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、上富田町が上富田町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ上富田町の行政機能の低下を軽減させるため、上富田町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、上富田町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、上富田町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、上富田町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 上富田町が、上富田町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 上富田町が、上富田町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 上富田町が、災害発生時の上富田町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 上富田町が、上富田町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 上富田町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、上富田町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく上富田町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、上富田町から提供を受ける情報について、上富田町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、上富田町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、上富田町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、上富田町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年12月23日

上富田町：和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 奥田 誠

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

51. 災害時における消防用水等の確保に関する協定

【和歌山県広域生コンクリート協同組合紀南支部】

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と和歌山県広域生コンクリート協同組合紀南支部（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。（別記様式第1号）

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。（別記様式第2号）

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、実費を勘案し甲と乙が協議の上、負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上富田町長、乙においては和歌山県広域生コンクリート協同組合紀南支部事務局長とする。(別記様式第3号)

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月2日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台 4-24

和歌山県広域生コンクリート協同組合紀南支部

支部長 池田 尚仁

52. 災害時におけるヘリコプターによる救援活動等に関する協定

【特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会】

災害時におけるヘリコプターによる救援活動等に関する協定

上富田町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるヘリコプターによる被災住民等の救援活動等（以下「救援活動等」という。）を円滑に実施するための協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（救援活動等の要請）

第1条 甲は、上富田町内に災害が発生した場合において、救援活動等のために必要があると認めるときは、乙に対し救援活動等を要請することができる。

（救援活動等の範囲）

第2条 甲が乙に救援活動等を要請する範囲は、次に掲げる活動とする。ただし、救援活動等の要請を受けた時点における安全上の理由等により、活動の範囲を乙が制限することを甲は了承するものとする。

- （1） 甲が指定する地域における情報収集
- （2） 甲が指定する地点への物資の輸送
- （3） 甲が指定する地点への甲が指定する者の搬送
- （4） その他、甲が要請する事項

（要請の方法）

第3条 第1条の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）は、救援活動等の内容、離着陸の場所、その他救援活動等の実施に必要な事項を明らかにした上、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（救援活動等の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに救援活動等を実施するものとする。

2 前項の救援活動等に係る飛行許可の取得に係る手続等、救援活動等の実施に必要な手続きは、乙において行うものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づく救援活動等に要する経費は、乙の負担とする。

2 乙の負担する費用は、乙の資金の範囲を超えないものとする。

（事故等）

第6条 本協定に基づく救援活動等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(救援活動等の報告)

第7条 本協定に基づく救援活動等の実施が完了したときは、速やかにその活動内容を甲に報告するものとする。

(活動の支援)

第8条 甲は、乙による救援活動等が円滑に実施できるよう、可能な限り支援するものとする。

(損害の補償)

第9条 本協定に基づく救援活動等の実施に伴い、救援活動等に従事した乙の会員及びヘリコプターに生じた損害並びに乙が第三者に対して与えた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、本協定による救援活動等が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(連絡担当者の指定)

第11条 本協定の円滑な運用に資するため、甲及び乙は、事前に連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者に変更が生じた場合は遅滞なくその旨を報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙のいずれかから文書によって協定を更新しない旨の通知がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後の満了の場合についても同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月30日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 7 6 3 番地
上富田町
上富田町長 奥田 誠

乙 岐阜県美濃加茂市田島町 3 丁目 2 0 番地 7
特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会
代表理事 橋本 浩二

53. 災害救助物資の調達に関する協定

【ナカト産業株式会社】

災害救助物資の調達に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）とナカト産業株式会社（以下「乙」という。）とは、町内で地震等の大規模災害が発生し、上富田町災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 軽油、重油等の石油類
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

ただし、価格については災害発生時の保有分を災害発生時直前の価格とし、それ以降については、甲・乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この決定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段

の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書 2 通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 9 月 2 7 日

甲 上富田町長 奥 田 誠

乙 西牟婁郡上富田町朝来 2 2 7 1 番地の 4
ナカト産業株式会社
代表取締役 中 井 政 斗

54. 災害時における医療材料等の供給に関する協定

【株式会社スズケン】

災害時における医療材料等の供給に関する協定書

上富田町(以下「甲」という。)と株式会社スズケン田辺支店(以下「乙」という。)とは、地震、風水害及びその他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における医療材料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、避難施設等において必要とされる医療材料等の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時における医療材料等の確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書(別記第1号様式)又は電磁的方法(電子メール等)により乙に要請するものとする。ただし、緊急時には、電話又はその他の方法をもって乙に要請することができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする医療材料等の種類及び数量
- (4) その他の必要な事項

(内容)

第3条 甲が乙に要請する災害時の医療材料等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 感染予防・リスク対策用品(サージカルマスク・手指消毒剤等)
 - (2) 衛生材料(絆創膏・ガーゼ・包帯等)
 - (3) 介護用品(紙おむつ等)
 - (4) その他必要な医療材料等
- (要請に対する協力)

第4条 乙は、甲から第2条第1項の要請を受けた場合は、要請事項について速やかに適切な措置をとるものとする。

- 2 供給する医療材料等は、乙が災害時に調達供給可能な医療材料等とする。
- 3 乙は、平時より災害時に備えて供給体制を整えておくこととする。

(価格)

第5条 乙が甲に納品する医療材料等の価格は、平時における乙の市販標準価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 災害時に新規採用された医療材料等については、災害時における適正な価格とする。

(納品・引取)

第6条 医療材料等の供給のための輸送は、原則乙の責任において甲へ搬入し、供給することとする。

- 2 甲は、乙より医療材料等の供給があったときは、直ちに品名・規格・容量を確認の上、引き取るものとする。

(免責)

第7条 乙の責めに帰することができない事由により本協定の履行が妨げられた場合、乙は、本協定の義務を免除されるものとする。ただし、乙は当該事由においても本協定の履行に最善を尽くすものとする。

(有効期間・更新)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結日より翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定の変更又は解約の申入れのない場合は、本協定は更に1年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月13日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県田辺市新万26番17号

株式会社スズケン 田辺支店
支店長 福田 崇雄

55. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定

【和歌山県司法書士会】

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

上富田町(以下「甲」という。)と和歌山県司法書士会(以下「乙」という。)とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務(以下「被災者相談業務」という。)について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切な実施に資すること、また災害時における住民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して、相談業務支援等要請書(第1号様式)により協力を要請することができる。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲に対して支援要請等対応確認書(第2号様式)により必要な事項を報告するとともに、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

(報告)

第3条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、支援相談業務報告書(第3号様式)により、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(被災者相談業務の範囲)

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く住民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

(被災者相談業務の実施)

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

(1) 相談会の広報

(2) 相談会場の確保

(3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

(1) 相談員の派遣

(2) 相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方

に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

（相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。但し有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月21日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町長 奥 田 誠

乙 和歌山県和歌山市岡山丁24番地

和歌山県司法書士会 会長 伊 澤 徹

56. 損害調査結果の提供及び利用に関する協定

【三井住友海上火災保険株式会社 和歌山支店】

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

上富田町(以下「甲」という。)と三井住友海上火災保険株式会社(以下「乙」という。)は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定書(以下「本協定書」という。)を締結する。

第1条 (本協定書の目的)

甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民(町外在住で上富田町内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。)がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

第2条 (損害調査結果の提供及び利用)

- 1 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項(以下「本調査結果」という。)を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。
 - ① 住民から提供を受けたデータ及び情報
 - ② 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - ③ その他甲と乙が合意した事項
- 2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援(以下「本目的」という。)にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

第3条 (法令の遵守)

- 1 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。
- 2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

第4条 (被害認定の判断)

- 1 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。
- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

第5条 (有効期間)

- 1 本協定書の有効期間は、令和6年1月17日から令和7年1月17日までとする。
- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本協定書を終了

させる旨の書面による通知がされない場合、本協定書は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

- 3 本協定書が終了(理由の如何を問わない。)した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

第6条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報(以下「秘密情報」という。)を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。
- 2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

第7条 (協議)

甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月17日

甲:和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町長 奥 田 誠

乙:和歌山県和歌山市三木町台所町7番地
三井住友海上火災保険株式会社
和歌山支店 支店長 吉屋 智樹

57. 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定

【株式会社紙の杜】

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社紙の杜（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボールベッド
- （2）段ボールシート（間仕切り）
- （3）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙はできる限り段ボールベッド等の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した段ボールベッド等の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り段ボールベッド等の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年3月26日

(甲) 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町長 奥田 誠

(乙) 和歌山県海南市重根西1丁目5番地12

株式会社 紙の杜

代表取締役 澤田 直哉

58. 災害時における物資供給に関する協定

【NPO法人コメリ災害対策センター】

災害時における物資供給に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月12日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町長 奥田 誠

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

59. 災害時等における無人航空機の運用に関する協定

【ナカト産業株式会社】

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）とナカト産業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）等に無人航空機による災害情報の収集及び行方不明者捜索等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等において情報収集及び行方不明者捜索等のため必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力業務）

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- （2）行方不明者捜索に関すること
- （3）その他必要な事項については、甲及び乙の協議のうえ決定すること

2 乙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は第 2 条に定める災害協力要請を受けたときは、直ちに業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 5 条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第 6 条 乙が協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに、その実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第 7 条 当該協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像は、甲の許可無くインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 2 条による災害協力要請に要する費用負担は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定業務の責任負担）

第 9 条 この協定に基づく協力業務における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

（平常時の準備）

第 10 条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時等における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）

第 11 条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第 12 条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 14 条 この協定の期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通保有するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 2271-4

ナカト産業株式会社

代表取締役 中井 政斗

60. 災害時における一時避難施設としての使用及び物資の供給に関する協定

【株式会社プラス】

災害時における一時避難施設としての使用及び物資の供給に関する協定書

上富田町（以下「甲」という。）と株式会社プラス（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の運営する施設を住民が避難する施設として使用すること及び物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上富田町内に大規模な災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設の使用及び物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設の範囲）

第2条 甲が一時的な避難施設として使用できる施設の範囲は、次のとおりとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

所在地 上富田町南紀の台 63-3（紀州木の街フルーツが香る南紀の台 Yottette 広場）

- （1） イベントホール
- （2） 駐車場（ただし、乙の指定する範囲とする）

（使用期間）

第3条 一時避難施設の使用期間は、原則として10日以内とする。ただし、災害等の状況により期間を延長する必要があるときは、甲と乙が協議し決定するものとする。

2 施設の使用が終了した後も施設に留まる利用者（上富田町内に居住する者）がいる場合は、甲が責任を持って避難者に対し退去の勧奨をするものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 飲料水
- （2） 食料
- （3） その他甲が指定する物資

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、次に掲げる事項を明らかにし、要請書（別記第1号様式・別記第2号様式）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭での要請とし速やかに承認を得るものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 協力の内容
- （3） 協力の期間
- （4） 必要とする物資
- （5） その他必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けたときは、店舗運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の職員が供給された物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに報告書（別記第3号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 施設の一時的避難施設としての使用は、原則無料とする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲・乙協議の上、速やかに行うものとする。

（施設・備品に損害を与えた場合の対応）

第8条 第2条の規定による施設の使用に伴い、利用者（上富田町内に住所を有する者）の故意または過失により損害を与えた場合を除き、利用者が施設・備品等に損害を与えた場合、その復旧に係る費用については、原則として甲が負担し、その額については甲、乙協議の上決定するものとする。

（連絡体制）

第9条 甲と乙は、この協定に関する連絡体制を定め、速やかに相互に連絡するものとする。また、連絡体制に変更が生じた場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月3日

甲 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

上富田町長 奥田 誠

乙 和歌山県田辺市宝来町17-12

株式会社 プラス

代表取締役 社長 野田 正史

C. 町防災関連資料

1. 水防関係

資料 1 町内の河川

(1) 県河川

(平成 28 年 3 月現在)

河川名	延長（単位：m）	位置		
富田川	全体 33,618	全体	上流	田辺市中辺路町福定
			下流	白浜町富田
	町内 9,400	町内	上流	上富田町下鮎川加茂
			下流	上富田町岩崎野田
馬川	3,390	上流		上富田町生馬救馬谷
		下流		富田川に至る
新川	全体 2,700	上流		上富田町朝来
	町内 2,125	下流		田辺市新庄町滝内
惣田川	650	上流		上富田町朝来
		下流		馬川に至る
生馬川	6,702	上流		上富田町生馬
		下流		富田川に至る
岡川	6,773	上流		上富田町岡奥草
		下流		富田川に至る
清水谷川	2,000	上流		上富田町市ノ瀬清水
		下流		富田川に至る
根皆田川	2,000	上流		上富田町市ノ瀬
		下流		富田川に至る
汗川	2,500	上流		上富田町市ノ瀬汗川
		下流		富田川に至る
田熊川	3,400	上流		上富田町岩田後谷
		下流		富田川に至る
板木川	1,000	上流		上富田町生馬
		下流		生馬川に至る

(2) 普通河川

(平成 28 年 3 月現在)

河川名	延長（単位：m）	位置	
荒堀川	800	上流	朝来荒堀
		下流	新川
方鹿川	1,200	上流	岩田方鹿
		下流	岡川に至る
かがり谷川	700	上流	岡
		下流	岡川に至る
射矢谷川	1,200	上流	岡射矢谷
		下流	岡川に至る
小郷川	1,050	上流	岡小郷
		下流	岡川に至る
岡川	3,050	上流	岡岡川
		下流	岡川に至る
王子谷川	1,100	上流	岩田王子谷
		下流	富田川に至る
下谷川	2,050	上流	生馬下谷、十林
		下流	生馬川に至る
板木川	2,300	上流	生馬風穴
		下流	生馬川に至る
払合川	1,550	上流	生馬黄金倉
		下流	生馬川に至る
芦山川	2,100	上流	生馬鹿ヶ谷
		下流	生馬川に至る
背戸川	1,200	上流	生馬両新田
		下流	馬川に至る
井ノ谷川	1,900	上流	岩田井ノ谷
		下流	朝来沖ノ芝
親谷川	950	上流	岩田田中
		下流	富田川に至る
鴻友川	1,500	上流	岩田鴻友川
		下流	田熊川に至る
小鮫谷川	550	上流	市ノ瀬両平野
		下流	富田川に至る

資料2 重要水防箇所

(平成28年3月現在)

No	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度
				場所	延長 (m)	
1	富田川	富田川	左	上田熊	200	B
2	富田川	富田川	左	山王	700	B
3	富田川	富田川	右	加茂	200	C
4	富田川	富田川	右	岩田橋下流～生馬橋上流	1,000	B
5	富田川	富田川	右	岩崎(馬川合流点～郵便橋)	600	B
6	富田川	田熊川	左	上田熊上流～岩田橋	400	C
7	富田川	田熊川	右	上田熊上流～岩田橋	400	C
8	富田川	生馬川	左	島淵～中根	2,800	C
9	富田川	生馬川	右	島淵～中根	2,950	C
10	富田川	馬川	左	救馬橋～馬川橋	980	A
11	富田川	馬川	右	救馬橋～馬川橋	980	A
12	富田川	清水谷川	左	清水上流～清水橋	700	B
13	富田川	清水谷川	右	清水上流～清水橋	700	B

重要度

- A:最も重要と思われる箇所
B:次に重要と思われる箇所
C:やや重要と思われる箇所

資料3 水こう門

(令和5年3月現在)

No	名称	所在地	閉門可否
1	ご ざ ば 堰	上富田町岡	可
2	中 島 堰	上富田町岡	可
3	岩 田 樋 門	上富田町岩田	可
4	野 田 樋 門	上富田町岩崎	可
5	田 熊 樋 門	上富田町岩田	可
6	寺 尾 谷 樋 門	上富田町岡	可
7	篝 谷 樋 門	上富田町岡	可
8	射 矢 ノ 谷 樋 門	上富田町岡	可
9	日 ノ 熊 樋 門	上富田町岡	可
10	銭 岩 樋 門	上富田町市ノ瀬	可
11	尺 根 樋 門	上富田町市ノ瀬	可
12	岩 崎 樋 門	上富田町岩崎	可
13	清 水 樋 門	上富田町市ノ瀬	可
14	惣 田 樋 門	上富田町岩崎	可

資料4 防災重点農業用ため池

(令和5年3月現在)

No	ため池番号	ため池名称	所在地
1	304040000	峠池	朝来字峠 2088-1
2	304040001	おそめの池	上富田町岩崎字野田 80-1
3	304040007	荒堀池	上富田町朝来字荒堀 3484-1
4	304040008	荒堀新池	上富田町朝来字荒堀 3484-1
5	304040009	杉ノ谷池	上富田町朝来字荒堀 3643-1
6	304040010	稗田谷池	上富田町朝来字荒堀 3790-1
7	304040011	飛曾川池	上富田町朝来字飛曾川 3867
8	304040012	檜ノ木池	上富田町朝来字檜ノ木 4051-27
9	304040013	救馬谷池	上富田町生馬字救馬谷 157
10	304040016	かくれ谷池	上富田町生馬字下谷 1811
11	304040017	栗ヶ谷池	上富田町生馬字白滝 2178
12	304040018	とどろ池	上富田町生馬字板木 2399
13	304040020	鴻友池	上富田町岩田字鴻友 1168
14	304040021	井ノ谷池	上富田町岩田字井ノ谷 315
15	304040022	方鹿池	上富田町岩田字方鹿 2027
16	304040024	西ノ谷池	上富田町岩田字尾崎 2318

No	ため池番号	ため池名称	所在地
17	304040026	三栖谷池	上富田町岡字日ノ熊 1332
18	304040027	射矢ノ谷池	上富田町岡字射矢ノ谷 620
19	304040028	篝り谷池	上富田町岡字篝り谷 305
20	304040029	寺尾谷池	上富田町岡字寺尾 180
21	304040030	王子の谷池	上富田町岩田字王子ノ谷 3063
22	304040031	根皆田池	上富田町市ノ瀬字根皆田 2388
23	304040032	チシャン谷池	上富田町市ノ瀬字汗川 1853
24	304040033	新池	上富田町市ノ瀬字下ノ岡 740
25	304040034	次郎大衛門池	上富田町市ノ瀬字下ノ岡 837
26	304040036	観音上池	上富田町市ノ瀬字中ノ岡 896-1
27	304040037	観音下池	上富田町市ノ瀬字中ノ岡 896
28	304040038	大谷池	上富田町市ノ瀬字宮ノ尾 1233
29	304040039	寺池（市ノ瀬）	上富田町市ノ瀬字宮ノ尾 1226
30	304040040	堂ノ谷池	上富田町市ノ瀬字中ノ岡 1059
31	304040041	半九郎池	上富田町市ノ瀬字宮ノ尾 1210
32	304040042	杉山池	上富田町市ノ瀬字両平野 1238
33	304040043	ジュンサイ池	上富田町市ノ瀬字両平野 1373
34	304040044	三五郎池	上富田町下鮎川字加茂 186

資料5 水防主要備蓄資機材

(1) 備蓄資機材

(平成28年3月現在)

No	河川名	水防倉庫名	袋類 (枚)	むしろ (枚)	杭 (本)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	照明器 (台)	水防マット (枚)
1	富田川	消防第1分団	100		10	20	3	12	1	1
2	富田川	消防第2分団	1,850	50	120		5	17		1
3	富田川	消防第3分団	600		200	20	5	21	1	2
4	富田川	消防第4分団	650		150		2	12		2
5	富田川	消防第4分団 (下鮎川)	125		15		4	9		1
計			3,325	50	495	40	19	71	2	7

(2) 水防倉庫

(平成28年3月現在)

No	施設の名称	所在地	設置年度	構造	床面積 (㎡)	対象水防河川	施設の状況
1	消防第1分団 水防倉庫	上富田町生馬 737	H5	鉄骨2階	314	富田川・ 惣田川・馬川	資機材の保管
2	消防第2分団 水防倉庫	上富田町生馬 1710		鉄骨2階	108	富田川・ 生馬川	資機材の保管
3	消防第3分団 水防倉庫	上富田町岩田 1765	S45	鉄骨1階	27	富田川・ 田熊川	資機材の保管
4	消防第4分団 水防倉庫	上富田町市ノ瀬 619	H8	鉄骨2階	208	富田川・ 清水谷川	資機材の保管
5	消防第4分団 水防倉庫	上富田町下鮎川 438-13		鉄骨1階	56	富田川	資機材の保管

2. 消防関係

資料6 消防ポンプ自動車等現有数

(平成28年3月現在)

区分	上富田町消防団	上富田消防分署
消防ポンプ自動車(台)	3	2
ポンプ積載車(台)		1
小型動力ポンプ付積載車(台)	10	
小型動力ポンプ(台)	14	
高規格救急自動車(台)		2
予防広報車他(台)		2

資料7 救助資機材

(平成28年3月現在)

品名	上富田町 消防団	上富田 消防分署	品名	上富田町 消防団	上富田 消防分署
かぎ付はしご		1	シートベルトカッター		1
3連はしご		1	エンジンカッター	3	2
救命索発射銃		1	チェーンソー		1
サバイバースリング		1	鉄線カッター		1
平担架		1	防塵めがね		25
万能斧		3	防毒マスク	13	25
可燃性ガス測定器		1	ワイヤーロープ		10
空気呼吸器	12	10	発電機	7	2
投光器	14	1	トッパマントビ		5
カラビナ		50	トビロ	78	
救助用ロープ		10	バール	9	2
エアースー		1	救命胴衣		2
安全マット		1	救命浮環		3
ハンマー	12		可搬ウインチ	1	1
ツルハシ	20		ホッパ	28	
油圧ジャッキ		1	ノコギリ	7	
油圧スプレッダー		1	なた	12	
油圧切断機		1	スコップ	80	
油圧ポンプ		1	掛矢	21	
充電器		1	一輪車	3	
ガレージジャッキ		1	組立て水槽	13	2

資料 8 消防水利の現況

(平成 28 年 3 月現在)

地区名	消火栓	防火水槽	プール	池	計	消火栓の 基準	充足率 (%)
岩崎	14	4		2	20	16	87
朝来	174	14	2	9	199	180	97
南紀の台	38	2			40	40	95
生馬	71		1	6	78	78	91
岩田	78	4	2	7	91	80	97
岡	44	2	1	5	52	50	88
市ノ瀬	88	6	1	12	107	90	98
下鮎川	14	4		4	22	16	88
計	521	36	7	45	609	550	95

資料9 業態別防火対象物

(消防法施行令別表第一)

項別		防火対象物の用途等	対象物数
(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1
	ロ	公会堂又は集会場	17
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場又はダンスホール	2
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	9
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	4
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	47
(六)	イ	病院、診療所又は助産所	2
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	10
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	6
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(七)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	23
(八)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(十)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	
(十一)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	4
(十二)	イ	工場又は作業場	53
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	

項別		防火対象物の用途等	対象物数
(十三)	イ	自動車車庫又は駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(十四)		倉庫	11
(十五)		前各項に該当しない事業場	21
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	16
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	4
(十六の二)		地下街	
(十六の三)		建築物の地階（(16 の 2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	
(十七)		文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物	
(十八)		延長 50 メートル以上のアーケード	
(十九)		市町村長の指定する山林	
(二十)		総務省令で定める舟車	
合計			230

3. 医療機関

資料 10 町内における医療機関

(平成 28 年 3 月現在)

名称	所在地	電話番号	診療科目
愛の園診療所	生馬 316-56	0739-47-1234	内科・脳神経外科・リハビリテーション科
植山整形外科	朝来 786-3	0739-47-5500	整形外科・リハビリテーション科
上富田クリニック	朝来 1407-1	0739-47-1100	内科・循環器科・消化器科・眼科・外科・皮膚科
市ノ瀬診療所	市ノ瀬 2504-8	0739-48-0026	内科・外科
線崎外科胃腸科クリニック	岩田 1903-3	0739-47-3333	内科・外科・胃腸内科
中井・丸岡医院	朝来 1338-3	0739-47-0150	内科・外科・整形外科・リウマチ科
中北クリニック	朝来 95-1	0739-83-3600	脳神経外科・内科
南紀医療福祉センター	岩田 1776-1	0739-47-2175	内科・整形外科・小児科・精神科・歯科（歯科は障害者の方のみ）
吉田医院	朝来 221-2	0739-47-0063	小児科
吉田診療所	朝来 616	0739-47-0463	一般内科・消化器科

資料 11 周辺医療機関

(平成 28 年 3 月現在)

名称	所在地	電話番号	診療科目
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町 25-1	0739-22-2080	精神科・神経科
玉置病院	田辺市上屋敷 2-5-1	0739-22-6028	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科・糖尿病科・外科・整形外科・脳神経外科・乳腺外来・血液透析
白浜小南病院	西牟婁郡白浜町 3220-9	0739-82-1200	内科・リハビリテーション科・放射線科

4. 緊急輸送関係

資料 12 町内道路の現況

(平成 31 年 3 月現在)

区分		道路			橋梁	
		路線数	実延長 (m)	舗装率 (%)	橋梁数	延長 (m)
総数						
国道	指定区間	1	3,810	100	7	679.21
	指定区間外	1	8,407	100		
県道	主要地方道	3	15,297	100		
	一般県道	5	13,616	100		
(主要地方道)		3	15,296			
(一般県道)		5	13,621			
町道		615	216,126	88		
農道		81	41,133	52	0	0
林道		9	8,275	0	0	0

※道路統計年報 2020 (国土交通省) より抜粋

資料 13 道路危険予想箇所

(平成 31 年 3 月現在)

種別		要対策延長 (m)	箇所数	予測される危険
県道	田辺白浜線	270	3	崩落・落石
	上富田南部線	30	1	崩落・落石
	上富田すさみ線	680	4	崩落・落石

5. 通信関係

資料 14 町防災行政無線

(1) 統制局

場所	電話番号	無線局番号
放送室（統制台）	1 0 0	100
総務課	1 0 1	101
住民課	1 0 2	102
上下水道課	1 0 3	103
建設課	1 0 4	104
上富田中学校	0 3 7	037
朝来小学校	0 3 8	038
生馬小学校	0 3 9	039
岩田小学校	0 4 0	040
岡小学校	0 4 1	041

(2) 車載型無線装置

場所		電話番号	無線局番号
車両 1 ブーン 6689	基地局エリア	0 0 1	001
	市ノ瀬エリア	8 0 0 * 0 0 1	
	生馬エリア	8 0 1 * 0 0 1	
車両 2 アクティ 1855	基地局エリア	0 0 2	002
	市ノ瀬エリア	8 0 0 * 0 0 2	
	生馬エリア	8 0 1 * 0 0 2	
車両 3 アクティ 6588	基地局エリア	0 0 3	003
	市ノ瀬エリア	8 0 0 * 0 0 3	
	生馬エリア	8 0 1 * 0 0 3	
車両 5 アクティ 8203	基地局エリア	0 0 5	005
	市ノ瀬エリア	8 0 0 * 0 0 5	
	生馬エリア	8 0 1 * 0 0 5	
車両 6 スクラム 6252	基地局エリア	0 0 6	006
	市ノ瀬エリア	8 0 0 * 0 0 6	
	生馬エリア	8 0 1 * 0 0 6	

資料 15 災害時優先電話

(平成 28 年 3 月現在)

No	施設名	所在地	電話番号
1	朝来小学校	朝来 2741	47-4974
2	生馬小学校	生馬 1901	47-0126
3	岩田小学校	岩田 1750	47-2120
4	岡小学校	岡 638-1	47-2027
5	市ノ瀬小学校	市ノ瀬 604	48-0334
6	上富田中学校	岩田 173-1	47-1233
7	消防第 1 分団	朝来 1375	47-2712
8	消防第 2 分団	生馬 1710	47-1709
9	消防第 3 分団	岩田 1765	47-0338
10	消防第 4 分団	市ノ瀬	49-0120
11	消防第 4 分団	下鮎川 438-13	49-0327
12	生馬出張所	生馬 1888	47-1708
13	岩田出張所	岩田 1776-3	47-2020
14	上水道第 2 水源池	市ノ瀬 410	49-0702
15	岩田受水池	生馬 503	47-3151
16	上富田町役場	朝来 763	47-4706
17	上富田町役場	朝来 763	47-0552
18	上富田町役場	朝来 763	47-0553

資料 16 関係市町村情報伝達窓口

(1) 市町村

(平成 28 年 3 月現在)

	市町村名	課室名	所在地	TEL	FAX	県防災電話	県防災 FAX
市	和歌山市	総合防災課	和歌山市一番丁 3	073-435-1199	073-435-1299	210-400	210-499
	海南市	危機管理課	海南市日方 1525-6	073-483-8406	073-482-0099	211-400	211-499
	橋本市	防災推進室	橋本市東家 1-1-1	0736-33-1111	0736-33-1665	230-400	230-499
	有田市	経営企画課	有田市箕島 50	0737-83-1111	0737-82-1725	240-400	240-499
	御坊市	防災対策課	御坊市園 350	0738-23-5528	0738-23-5090	250-403	250-499
	田辺市	防災対策課	田辺市新屋敷町 1	0739-26-9976	0739-22-5310	260-400	260-499
	新宮市	防災対策課	新宮市春日 1-1	0735-23-3333	0735-23-3331	270-400	270-499
	紀の川市	危機管理消防課	紀の川市西大井 338	0736-77-1300	0736-77-2514	220-401	220-499
	岩出市	総務課	岩出市西野 209	0736-62-2141	0736-63-0075	221-402	221-499
海草郡	紀美野町	総務課特別対策室	紀美野町動木 287	073-489-5912	073-489-2510	212-400	212-499
伊都郡	かつらぎ町	総務課	かつらぎ町丁ノ町 2160	0736-22-0300	0736-22-7821	231-400	231-499
	九度山町	地域防災課	九度山町九度山 1190	0736-54-2019	0736-54-2022	232-400	232-499
	高野町	総務課防災対策推進室	高野町高野山 636	0736-56-3000	0736-56-4745	233-400	233-499
有田郡	湯浅町	総務課	湯浅町青木 668-1	0737-63-2525	0737-63-3791	241-400	241-499
	広川町	総務政策課	広川町広 1500	0737-63-1122	0737-62-2407	242-400	242-499
	有田川町	総務課	有田川町下津野 2018-4	0737-52-2111	0737-52-3210	243-400	243-499
日高郡	美浜町	防災企画課	美浜町和田 1138-278	0738-23-4902	0738-23-3523	251-400	251-499
	日高町	総務政策課	日高町高家 626	0738-63-2051	0738-63-2923	252-400	252-499
	由良町	総務政策課	由良町里 1220-1	0738-65-1801	0738-65-0282	253-400	253-499
	印南町	総務課	印南町印南 2252-1	0738-42-0120	0738-42-0662	254-400	254-499
	みなべ町	総務課	みなべ町芝 742	0739-72-2051	0739-72-1223	255-400	255-499
	日高川町	総務課	日高川町土生 160	0738-22-1700	0738-22-8779	256-400	256-499
西牟婁郡	白浜町	総務課防災対策室	白浜町 1600	0739-43-5555	0739-43-5353	261-400	261-499
	上富田町	総務課	上富田町朝来 736	0739-47-0550	0739-47-4005	262-400	262-499
	すさみ町	総務課	すさみ町周参見 4089	0739-55-4802	0739-55-4810	263-400	263-499
東牟婁郡	那智勝浦町	総務課	那智勝浦町築地 7-1-1	0735-52-4811	0735-52-6543	271-400	271-499
	太地町	総務課	太地町太地 3767-1	0735-59-2335	0735-59-2801	272-401	272-499
	古座川町	総務課	古座川町高池 673-2	0735-72-0180	0735-72-1858	273-405	273-499
	北山村	総合政策課	北山村大沼 42	0735-49-2331	0735-49-2207	274-402	274-499
	串本町	総務課	串本町串本 1800	0735-62-0555	0735-62-4977	275-402	275-499

(防災局番) - (防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ【7】 - (防災局番) - (防災内線番号) で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6-【7】 - (防災局番) - (防災内線番号) で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8-【7】 - (防災局番) - (防災内線番号) で通話出来ます。
 ※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線を利用する場合【7】は不要)。

(2) 消防機関

(平成 28 年 3 月現在)

機関名	所在地	郵便番号	電話番号	ファックス 番号	県防災電話	
					電話	ファックス
和歌山市消防局	和歌山市八番丁 12	640-8157	073-422-0119	073-423-0190	210-500	210-599
海南市消防本部	海南市日方 1294-13	642-0002	073-482-0119 (警防) 483-8713 (予防) 483-8711	073-482-0088	217-400	217-499
橋本市消防本部	橋本市東家 6 丁目 2-1	648-0072	0736-33-0119	0736-33-0630	237-500 2305-500 (衛星用防災局番)	237-599 2305-599 (衛星用防災局番)
有田市消防本部	有田市箕島 47 番地	649-0304	0737-83-0119	0737-82-2513	247-400	247-499
御坊市消防本部	御坊市湯川町 財部 221-1	644-0011	0738-22-0800 (予防) 22-4899	0738-22-5131	257-400	257-499
田辺市消防本部	田辺市新庄町 46-119	646-0011	0739-22-0119	0739-22-3402	260-500	260-599
新宮市消防本部	新宮市新宮 5036-3	647-0081	0735-21-0119	0735-21-9911	277-400	277-499
紀美野町消防本部	海草郡紀美野町 下佐々 803-1	640-1121	073-489-5146	073-489-2111	218-400	218-499
那賀郡消防組合 消防本部	岩出市中迫 154	649-6215	0736-61-0119 (予防) 61-1794	0736-63-0819	227-400	227-499
高野町消防本部	伊都郡高野町 高野山 600	648-0211	0736-56-3820	0736-56-3821	238-400	238-499
伊郡消防組合 消防本部	伊都郡かつらぎ町 妙寺 126-12	649-7113	0736-22-0119	0736-22-1215	239-400	239-499
湯浅広川消防組合 消防本部	有田郡湯浅町 大字青木 670	643-0004	0737-64-0119	0737-63-6626	249-400	249-499
有田川町消防本部	有田郡有田川町 大字庄 1042	643-0801	0737-52-5950	0737-52-5952	248-400	248-499
日高広域消防事務 組合消防本部	日高郡日高町萩原 930-1	649-1202	0738-63-1119 (予防) 63-2000	0738-63-3498	258-500 2525-500 (衛星用防災局番)	258-599 2525-599 (衛星用防災局番)
白浜町消防本部	西牟婁郡白浜町 2927-259	649-2211	0739-43-0119	739-42-5459	267-400	267-499
串本町消防本部	東牟婁郡串本町 サンゴ台 1256-1	649-3510	0735-62-0119	0735-69-2037	278-400	278-499
那智勝浦町 消防本部	東牟婁郡那智勝浦町 朝日 1-69	649-5332	0735-52-4900	0735-52-4953	279-500 2715-500 (衛星用防災局番)	279-599 2715-599 (衛星用防災局番)
太地町	東牟婁郡太地町 太地 3767-1	649-5171	0735-59-2335	0735-59-3375	272-402	272-499
北山村	東牟婁郡北山村 大沼 42	519-5603	0735-49-2331	0735-49-2207	274-402	274-499

(防災局番) - (防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ【7】 - (防災局番) - (防災内線番号) で通話出来ます。

県庁の内線電話機から 6-【7】 - (防災局番) - (防災内線番号) で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から 8-【7】 - (防災局番) - (防災内線番号) で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要。

6. 建築物関係**資料 17 主要建築物の状況**

(平成 28 年 3 月現在)

名称	所在地	構造・階数	延面積(㎡)	竣工
上富田町役場庁舎	朝来 763	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,414.37	S.54
中央コミュニティ消防センター	生馬 725-1	鉄骨造 2 階建	300.36	H.9
朝来小学校	朝来 2750	鉄筋コンクリート造 2 階建	5,074.00	H.18
朝来小学校屋内体育館	朝来 2750	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,680.00	H.19
生馬小学校	生馬 1901	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,056.00	S.55
生馬小学校屋内体育館	生馬 1901	鉄筋コンクリート造平屋建	678.00	S.56
岩田小学校	岩田 1750	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,730.45	H.4
岩田小学校屋内体育館	岩田 1750	鉄筋コンクリート造平屋建	797.28	H.5
岡小学校	岡 638-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,984.00	H.6
岡小学校屋内体育館	岡 638-1	鉄骨造平屋建	532.00	H.7
市ノ瀬小学校	市ノ瀬 604	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,166.00	H.元
市ノ瀬小学校屋内体育館	市ノ瀬 604	鉄骨造平屋建	797.00	H.2
上富田中学校	岩田 173-1	鉄筋コンクリート造 3 階建	5,049.73	S.40
上富田中学校屋内体育館	岩田 173-1	鉄骨造平屋建	793.60	S.41
なのはな保育所	朝来 2402-1	鉄骨造平屋建	1,870.32	H.28
はるかぜ保育所	岩田 1674-1			H.24
朝来コミュニティセンター	朝来 2778-1	鉄筋コンクリート造平屋建	637.47	H.10
上富田福祉センター	朝来 755-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,236.43	H.6
上富田文化会館	朝来 758-1	鉄筋コンクリート造 2 階一部 3 階建	3,884.16	H.8
上富田農業環境改善センター	市ノ瀬 619-2	鉄筋コンクリート造 2 階建	884.84	H.7
生馬公民館	生馬 1728-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	517.00	S.52
岩田公民館	岩田 1777	鉄筋コンクリート造 2 階建	747.00	S.45
大谷総合センター	朝来 3992-3	鉄筋コンクリート造 2 階建	963.70	S.45
岩田児童館	岩田 2843	鉄筋コンクリート造 2 階建	247.32	S.54
下鮎川児童館	下鮎川 439-3	鉄筋コンクリート造 2 階建	251.00	S.52
あっそ児童館	朝来 2284			H.15
市ノ瀬高齢者憩の家	市ノ瀬 2504-23	木造平屋建	168.69	H.14
岩田高齢者憩の家	岩田 1775-1	木造平屋建	201.47	H.14
大谷高齢者憩の家	朝来 3176-1	木造平屋建	282.21	S.54
岡高齢者憩の家	岡 1291-1			H.15
生馬高齢者憩の家	生馬 1966			H.12
高齢者憩の家	朝来 1942-3			H.16
上富田地域交流センター	生馬 316-55			H.21

資料 18 指定文化財一覧

(平成 28 年 3 月現在)

指定	種類	物件	所有者	指定日
国	天然記念物	オオウナギ生息地	国	昭和 10 年 5 月 15 日
	名勝	南方曼陀羅の風景地（八上神社・田中神社）	八上神社	平成 27 年 10 月 7 日
	史跡	熊野参詣道中辺路（八上王子跡・稲葉根王子跡）	八上神社、岩田神社	平成 27 年 10 月 7 日
県	彫刻	岩田神社の神像群	岩田神社	昭和 45 年 5 月 25 日
	史跡	一瀬王子跡	個人	昭和 33 年 4 月 1 日
	天然記念物	田中神社の森（岡藤）	八上神社	昭和 31 年 11 月 13 日
		岡川八幡神社の社叢	岡川区	昭和 49 年 12 月 9 日
	無形民俗文化財	岡の獅子舞	岡の獅子舞団	昭和 47 年 4 月 13 日
		一之瀬大踊	一之瀬大踊保存会	平成 5 年 4 月 13 日
町	工芸	雲版	興禅寺	昭和 51 年 7 月 15 日
	絵画	紙本著色釈迦涅槃図	興禅寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		紙本墨画達磨像	興禅寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		紙本墨画竜虎図	普大寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		絹本著色浄土七祖像	妙道寺	昭和 63 年 9 月 19 日
	書跡、典籍	紙本墨書大般若經	普大寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		紙本沢庵宗彭墨跡	三宝寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		紙本隠元隆琦墨跡	興禅寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		紙本隠元隆琦一行書	普大寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		紙本即非如一行書	普大寺	昭和 51 年 7 月 15 日
	建造物	板碑	普大寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		宝篋印塔	岩崎愛郷福祉会	平成 6 年 3 月 24 日
		宝篋印塔	田熊区	平成 6 年 3 月 24 日
	古文書	岡村文書	八上神社	昭和 51 年 7 月 15 日
		興禅寺文書	興禅寺	昭和 51 年 7 月 15 日
	天然記念物	八上神社の社叢	八上神社	昭和 51 年 7 月 15 日
		春日神社の樟	春日神社	昭和 51 年 7 月 15 日
		日吉神社の社叢	日吉神社	昭和 56 年 7 月 30 日
	史跡	鹿供養塔	芝 熊一	昭和 51 年 7 月 15 日
		大沼大橋の板石	峠町内会	昭和 51 年 7 月 15 日
		水路開設顕彰碑	興禅寺	昭和 51 年 7 月 15 日
		市ノ瀬鉾山跡	市ノ瀬財産区	昭和 56 年 6 月 30 日
	無形民俗文化財	生馬扇踊り	生馬扇踊り保存会	昭和 51 年 7 月 15 日
	彫刻	木造薬師如来坐像	普大寺	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造聖観世音菩薩立像	普大寺	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造聖観世音菩薩立像	興禅寺	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造薬師如来坐像	興禅寺	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造十一面観世音菩薩坐像	観音寺	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造阿弥陀如来立像	妙道寺	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造不動明王立像	岩崎区	昭和 63 年 9 月 19 日
		木造地藏菩薩坐像	岩崎区	昭和 63 年 9 月 19 日
		水路開設水天像	市ノ瀬愛郷会上溝水利組合	平成元年 10 月 16 日
		狛犬一對	岩田神社	平成 6 年 3 月 24 日
		行者山の石仏と経塚	市ノ瀬愛郷会	平成 12 年 5 月 24 日
	歴史資料	安藤直清書	興禅寺	平成元年 10 月 16 日
		奉納雑俳額	興禅寺	平成 12 年 5 月 24 日

D. その他資料

1. 気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2. 要配慮者利用施設一覧

NO	施設名	所在地	災害区分	
			洪水	土砂災害
1	上富田町地域活動支援センター かしのき	朝来 4051-54		○
2	生活介護事業所 アップ	朝来 993-1	○	
3	牟婁さくら園	朝来 2289-5	○	
4	南紀あけぼの園	岩田 2456-1	○	
5	牟婁あゆみ園	岩田 2457-1	○	
6	児童デイサービス くれよん	朝来 2312-32	○	○
7	どんぐりはうす	市ノ瀬 1251	○	○
8	多機能型事業所 ふくいく	岩田 1776-1	○	○
9	児童発達支援センター ふうか	岩田 1776-1	○	○
10	放課後等デイサービス りいど	市ノ瀬 2504-39	○	
11	カタチ 朝来	朝来 2536	○	
12	カタチ 生馬	生馬 1190-10	○	
13	多機能型事業所 ハッスル	生馬 1888	○	○
14	あすか作業所	生馬 522-1	○	
15	だるま	市ノ瀬 2375	○	○
16	ふたば生馬ホーム	生馬 1722	○	
17	夢陶房ホーム	岡 1370-2	○	
18	来夢ホーム	岡 440-1	○	
19	アンスーリールドサクラ	岩田 2128-1	○	
20	グループホームつばさホーム	生馬 2598-3		○
21	グループホームクローバーホーム	朝来 3479-1		○
22	グループホームファミリーホーム	下鮎川 437-1	○	
23	グループホームフォルテⅠ	岩田 2900-1	○	
24	グループホームフォルテⅡ	岩田 2845-1	○	○
25	グループホームマキシムホーム	岩田 1739-4	○	
26	みそらホーム（サテライト）	朝来 1119-2	○	
27	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会 上富田福祉センター	朝来 755-1	○	
28	特別養護老人ホーム 愛の園	生馬 316-56		○
29	デイサービスセンター愛の園	生馬 316-56		○
30	デイサービスセンター粹生	市ノ瀬 2042	○	
31	シニアホーム いろは	市ノ瀬 2042	○	
32	デイサービスセンターあやとり	岡 1406-1	○	○

NO	施設名	所在地	災害区分	
			洪水	土砂災害
33	デイサービスセンターあかつき	生馬 2090-1	○	○
34	デイサービスセンターむろの家	南紀の台 59-49		○
35	ハイツ六木山	南紀の台 66-61		○
36	いくま生活館 1 番館	生馬 2638	○	○
37	いくま生活館 2 番館	生馬 1722-1	○	
38	かみとんだおたっしや館	生馬 3225-19		○
39	サービス付き高齢者向け住宅 樹	岩田 2068		○
40	上富田グループホームさくら	朝来 2086-12		○
41	ファミリーハウス	岡 627-1	○	
42	サービス付き高齢者向け住宅ファミリーハウスⅡ	岡 625-1	○	
43	デイサービスセンター櫟	朝来 2824	○	
44	地域密着型デイサービス ワンピース	市ノ瀬 2506-7	○	
45	デイサービス ダリア	岡 1-1	○	
46	朝来小学校	朝来 2750		○
47	生馬小学校	生馬 1901		○
48	岩田小学校	岩田 1750-1	○	
49	岡小学校	岡 638-1		○
50	市ノ瀬小学校	市ノ瀬 604	○	
51	上富田中学校	岩田 173-1	○	
52	県立熊野高等学校	朝来 670	○	○
53	くまの森こども園	朝来 2402-1	○	
54	はるかぜ保育所	岩田 1674-1	○	
55	くまのこ保育園	生馬 519-6	○	
56	あやとり保育園	岡 1406-1		○
57	岩田幼稚園	岩田 1764-1	○	
58	朝来児童館	朝来 2284	○	○
59	あすなろ学童保育所	朝来 2750		○
60	なごみ学童保育所	岩田 1764-10	○	
61	南紀支援学校	岩田 1787-1	○	○
62	はまゆう支援学校	岩田 2150	○	

E. 様式

1. 被害状況即報及び災害概況即報様式

様式 1 災害概況即報

第 4 号様式（その 1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流出・埋没	h a		
						冠 水	h a		
					畑	流出・埋没	h a		
						冠 水	h a		
報 告 者 名					文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所			
					道 路	箇所			
区 分		被 害			橋 り よ う	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			河 川	箇所			
	行方不明者	人			港 湾	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人			砂 防	箇所		
		軽 傷	人			清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			崖 く ず れ	箇所			
		世帯			鉄 道 不 通	箇所			
		人			被 害 船 舶	隻			
	半 壊	棟			水 道	戸			
		世帯		電 話	回線				
		人		電 気	戸				
	一 部 破 損	棟		ガ ス	戸				
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
		人		そ の 他	箇所				
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火 災 発 生	建 物	件			
	非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件			
そ の 他		棟		そ の 他	件				

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設		千円					
農 林 水 産 業 施 設		千円					
公 共 土 木 施 設		千円					
その他の公共施設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
					計 団体		
そ の 他		千円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請 ・ 災害ボランティアの活動状況						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式 2 被害状況報告及び明細表

被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区 分					被 害	区 分			被 害	被 害			対 応 措 置 等									
人 的 被 害 者	死 者		1 人		文 教 施 設	全 壊		30	箇所	農 林 水 産 業 施 設	農 地		62	千円		県の防災体制		発令	解除			
	行方不明		2 人			半 壊		31	箇所			農業施設		63	千円		警戒 体制	1号				
	負 傷 者	重 傷	3 人			そ の 他		32	箇所			林業用施設		64	千円			2号				
		軽 傷	4 人			(計)		33	箇所			共同利用施設 (農林)		65	千円		配備 体制	1号				
住 家 被 害 者	全 壊		5 棟		農 地 被 害	農 田	流失埋没	34	ha		共同利用施設 (水産)		66	千円		県の水防体制		2号				
			6 世帯				冠 水		35	ha		(計)		67	千円			1号		発令	解除	
			7 人				流失埋没		36	ha		道 路		68	千円			水防 配備 体制	2号			
	半 壊		8 棟			畑	冠 水		37	ha		橋りよう		69	千円		3号					
			9 世帯				畦 畔		38	箇所		河 川		70	千円							
			10 人				一般休地		39	箇所		海 岸		71	千円		県災害対策本部		設置			
	一部破損		11 棟		農 林 水 産 施 設	農 業 用 施 設	農業用施設	40	箇所		港 湾		72	千円		解散						
			12 世帯				林業用施設	41	箇所		砂 防		73	千円				災害 対策 部	災害 対策 部	団 体		
			13 人					共同利用施設 (農林)	42	箇所		漁 港		74	千円							
	床上浸水		14 棟			共同利用施設 (水産)			43	箇所		(計)		75	千円		本 村 部 名				計	団 体
15 世帯				土			道 路		44	箇所		病 院		76	千円							
16 人							橋りよう		45	箇所		水 道		77	千円							
害	床下浸水		17 棟			木 施 設	河 川	河 川	46	箇所		清掃施設		78	千円		適 用 救 助 法	計	団 体			
			18 世帯		海 岸			47	箇所		一 般	79	千円		災 害 救 助 法							
			19 人					港 湾	48	箇所			公 営 企 業	80		千円						
り 災 害 者	世 帯 人 員		20 世帯				砂 防		49	箇所				公 社		81	千円		市 町 村	82	千円	
			21 人		漁 港				50	箇所		(計)			83	千円						
非 公 共 建 物 住 家	県 市 町 村	全壊	22 棟				衛 生 関 係 施 設	病 院	病院	51	箇所			小 計		84	千円		避 難 令 状 勸 告 人	計	団 体	
		半壊	23 棟		水 道	52			箇所		公共施設被害 市町村数		85	団体								
		全壊	24 棟			清掃施設			53	箇所		農産被害		86	千円							
		半壊	25 棟						商工関係		54	箇所		林産被害		87	千円					
	そ の 他	(計)		26 棟				がけくずれ		55	箇所		畜産被害		88	千円						
		全 壊	27 棟		交 通 通 信 被 害		鉄道不通		56	箇所		水産被害		89	千円							
		半 壊	28 棟			船舶被害		57			商工被害		90	千円								
						そ の 他	通信被害		58	回線		その他		91	千円		消防職員出動延員		人			
					停電被害		59	軒数		被害総額		92	千円		消防職員出動延員		人					
					ガス被害		60															
					文教施設		61	千円														

報告者	課	庁内電話	

明細表 1 民生関係
被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
中間 月 日 時 分現在
確定 月 日 時 分

(死者又は行方不明者分)

災害名

死亡又は行方不明者の別	氏名	性別	年齢	職業	住所	原因

明細表 2
被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
中間 月 日 時 分現在
確定 月 日 時 分

災害名

床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地 (字名)	原因

明細表 3 教育関係
被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
中間 月 日 時 分現在
確定 月 日 時 分
災害名

学校	全壊	校数	
		学校名	
	半壊	校数	
		学校名	
文化財建造物	全壊	棟数	
		名称	
	半壊	棟数	
		名称	
臨時休校をした学校	小学校	校数	
		学校名	
	中学校	校数	
		学校名	
	高等学校	校数	
		学校名	

明細表 4 公共施設関係
被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
中間 月 日 時 分現在
確定 月 日 時 分
災害名

	県庁舎		役場庁舎		公立病院		公立診療所		し尿処理施設		ごみ処理施設	
	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
全壊												
半壊												
その他												
名称												

明細表 5 道路、河川関係
被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

河川 路線名	区分	位置	種類	延長 幅員	復旧 金額	内 応急額	堤防高	今回 水位	備考

明細表 6 急傾斜地、山地関係
被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

	地区名	延長 (m)	面積 (㎡)	住宅の被害 (戸)	備考
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害及び 措置状況					

明細表 7 農作物関係
被害状況報告

		概況	月	日	時	分現在
		中間	月	日	時	分現在
		確定	月	日	時	分
		災害名				
水稲	冠水	h a				
		ton				
		千円				
	倒伏	h a				
		ton				
		千円				
	埋没・流出	h a				
		ton				
		千円				
果樹	みかん	h a				
		ton				
		千円				
	柿	h a				
		ton				
		千円				
	桃	h a				
		ton				
		千円				
	梅	h a				
		ton				
		千円				
	その他	h a				
		ton				
		千円				
	その他	h a				
		ton				
		千円				
その他						

様式3 火災・災害等即報要領

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼 損 程 度	焼損 程度	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟 } 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人					
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第 2 号様式（特定の事故）

第 報

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分			
	都道府県				
	市町村 (消防本部名)				
	報告者名				
消防庁受信者氏名					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()		物資名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
		事 業 者	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等	人 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	人
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

様式 4 水防実施状況報告書

管 理 団 体 名												作成責任者		印						
水防活動実施の台風又は豪雨名														報告年月日		平成 年 月 日				
場 所	右 川 岸 地 先 m 左										要 費		管理団体分		県支出分		計			
	地区												円		円		円			
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時												人 件 費		出動手当					
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		計		食 糧 費											
									そ の 他											
水防作業の概況及び工法												物 件 費		主要資材費						
												主要資材費								
水防の結果		堤防		田		畑		家		鉄道		道路		人		計				
		効果		m		ha		ha		棟		世帯		m		m				
		被害		m		ha		ha		棟		世帯		m		m				
他の団体よりの応援出動状況												俵						枚		
居住者出動状況												か ま す						枚		
警察の援助状況												む し ろ						枚		
												な わ						巻 m		
現場指導者公吏氏名												立退きの状況及びそれを指示した理由								
水防関係者の死傷												水防功労者の氏名、年齢、所属及び功績概要								
備 考												堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を必要とするものが生じた時は、その場所及び損傷状況								
												水防活動に関する自己批判								

(注) 1. この報告書は各水防管理団体において作成すること。
2. 水防箇所ごとに作成すること。

2. り災証明に関するもの

様式5 り災証明書（兼交付申請書）

り災証明書（兼交付申請書）

上富田町長

様

申請者 住 所 上富田町

氏 名

り災場所との関係

所有者 管理者 占有者

その他

下記のとおり、り災したことを証明願います。

1. り災年月日 平成 年 月 日

2. り災場所 上富田町

3. り災程度 全壊 半壊 一部破損

床上浸水 床下浸水

その他の被害

上記のとおり、り災したことを証明する。

平成 年 月 日

上富田町長

様式 6 被災証明書（兼交付申請書）

被災証明書

平成 年 月 日

上富田町長 様

（申請者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話 （ ）
現在の連絡先 （ ）

下記のとおり被災しましたので、証明願います。

被災場所	和歌山県西牟婁郡上富田町
被災物件	
被災金額	円
被災原因	平成 年 月 日に発生した による被害

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

上富田町長 ⑩

この証明は、自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

3. 災害救助法に関するもの

様式 7 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

市町村名									
避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考	
					品名	数量			
		月 日 ～ 月 日	人	人			円		
	既存建物 野外仮設								
計	天幕								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他町村の住民を収容したときは、その住所・氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式8 炊出し給与状況

炊出し給与状況													
市町村名													
炊出し場の名称	月 日			月 日			5日間小計			5日以降小計			実支出額
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	
													円
計													

(注) 1 「備考」欄には給食内容を記入すること。

様式 9 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

市町村名

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
	人			円	月 日	円			円		
計		/	/		/			/			

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式 10 災害確定報告

物資の給与状況

市町村名 _____

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基 礎 と な っ た 世 帯 構 成 人 員	給与月日	物資給与の品名						実支 出額	備考
				布団	毛布	作業 衣		なべ	〇〇		
		人	月 日							円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者

氏名 (印)

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 物資給与の品名欄に数量を記入すること。

様式 11 応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 12 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

市町村名 _____

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備 考
		月 日	円	
世帯 計				

様式 13 救護班活動状況

救護班活動状況

〇〇救護班

班長：医師 氏名 (印)

月 日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計	/		/			

(注) 1 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 14 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名 _____

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計機関	人	/	/						

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること

様式 15 助産台帳

助産台帳

市町村名 _____

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日 ～ 月 日	円	
計					

様式 16 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

市町村名

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		借上費		修繕費			燃料費				
		数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕月日	修繕費		修繕の概要			
月 日	人			円	月 日	円		円			
計		/	/		/		/				

(注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」に記入すること。
3 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 17 障害物除去の状況

障害物除去の状況

市町村名 _____

住家被害程度区分		氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態 の概要	備 考
			月 日～月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式 18 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

市町村名 _____

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行なった者		埋 葬 費				備 考
		氏名	年令	死 亡 者 と の 関 係	氏名	棺 附属品を 含む	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注)1 埋葬を行なった者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行つた者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 19 遺体処理台帳

遺体処理台帳

市町村名 _____

処 理 年 月 日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死 体 の 一 時 保 存 料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人			/						

様式 20 学用品の給与状況

[illegible]

様式 21 学用品の給与明細

平成 年 月 日 災害救助法適用に伴う学用品の給与明細

学校名
学年
氏名

最終受領日

給 与 品												
教 科 書				副 教 材				そ の 他 学 用 品				
教科書名	数量	単価	支出額	副教材名	数量	単価	支出額	学用品名	数量	単価	支出額	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
小計				小計				小計				
合 計												

4. 緊急通行車両に関するもの

様式 22 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用		
緊急通行車両事前届出書		
年 月 日		
和歌山県公安委員会 殿		
申請者 住所 氏 名		印
電 話 () 局 番		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両にあ っては輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	
	氏 名	電話 ()
出 発 地		

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び
自動車検査証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式 23 緊急通行車両等事前届出済証

(表面)

第 号 災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証 年 月 日 和歌山県公安委員会

備考 1 用紙の大きさは、縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。

2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

(裏面)

注 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署を経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。			
車 両 番 号			
災害時における確認欄	確 認 日 時	年 月 日 午前・後 時 分	
	確 認 場 所		
	確認者所属・氏名		

様式 24 緊急通行車両確認証明書

基本法施行規則第 6 条による緊急通行車両の証明書の様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 公安委員会			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車 両 の 用 途 （ 緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名 ）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

5. 公用令書に関するもの

様式 25 公用令書

公用令書（基本法施行規則第7条関係）

従事第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事を命じる。

協力

処分権者 氏名



従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

保管第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第71条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命じる。

78条第1項

年 月 日

処分権者 氏名



保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

管理第 号

公 用 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づき、次のとおり 管理
78 条第 1 項 使用
年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に
78 条第 1 項
に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これ
を交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

変更した処分の内容

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に
78 条第 1 項

係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

6. 応援要請に関するもの

様式 26 部隊等の派遣要請要求書（自衛隊）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

上 富 田 町 長

部隊等の派遣要請依頼書

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区 域

(2) 活動内容

4 その他

様式 27 部隊等の撤収要請書（自衛隊）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

上 富 田 町 長

部 隊 等 の 撤 収 要 請 依 頼 書

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収要請を下記のとおり依頼いたします。

記

- 1 撤収を希望する日付
- 2 撤収要請を依頼する理由

様式 28 防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受付時間	時 分 現在
1 要請機関名	TEL 発信者
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (調査・広報) (4)火災防御 (5)その他
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 輸送 (品名数量) その他 ()
4 発生場所及び発生時間	市町村 地内 (発生時間) 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)

8 要請を必要とする理由		
	* 災害の状況、要請する活動内容、受け入れ体制を記入すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入のこと)	
目 標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、住宅地図のページ数を明記のこと	
	受信者	

和歌山県防災航空センター TEL 0739-43-5897
FAX 0739-43-5899

7. 参考資料

参考 1 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		番号	基 準
人的被害	死 者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みのもの。
住家被害	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全焼・流出)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	11～13	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で補修を必要とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。

被害の種類		番号	基 準
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、特別支援学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農 地	田畑の流出埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41、林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、85 林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）をいう。
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により通行止めになった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船に関するものをいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		59	公立の文教施設の被害額をいう。
農林水産業施設		60～65	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。

被害の種類		番号	基 準
土木施設		66～73	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	74	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	75	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	76	53 に該当するものの被害額をいう。
	県(一般、公営企業、公社)市町村	77～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		83	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	84	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	85	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	86	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	87	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	88	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	89	59～88 の各項に該当しないものの被害額をいう。

参考 2 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のため賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期の和魂や冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建築型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額		期 間		備 考			
						できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに 借上げ、提供		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様			
炊き出しその他 による食品の給 与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内		災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内		1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療 材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康 保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含み現に 助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用 した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の100分の80以内の額	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上
住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しく はこれらに準ずる程度の損 傷を受け、自らの資力により 応急修理をすることができ ない者又は 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者	(1) 住家の被害の拡大を防止す るための緊急修理 世帯 51,500円以内 居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要最小限度の部分 1世帯当り ① 大規模半壊、中規模半壊又は 半壊若しくは半焼の被害を 受けた世帯 717,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内(災害対策基本 法第23条の3第1項に 規定する特定災害対策本 部、同法第24条第1項に 規定する非常災害対策本 部又は同法第28条の2 第1項に規定する緊急災 害対策本部が設置された 災害にあつては、6ヵ月以 内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、 半壊(焼)又は床上浸水によ り 学用品を喪失又は毀損等によ り使用することができず、 就学上支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高等学校 等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用している 教材、又は正規の授業で使用 している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人 当たり次の金額以内 小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実施 する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,600 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,700 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師 歯科医師 19,400 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

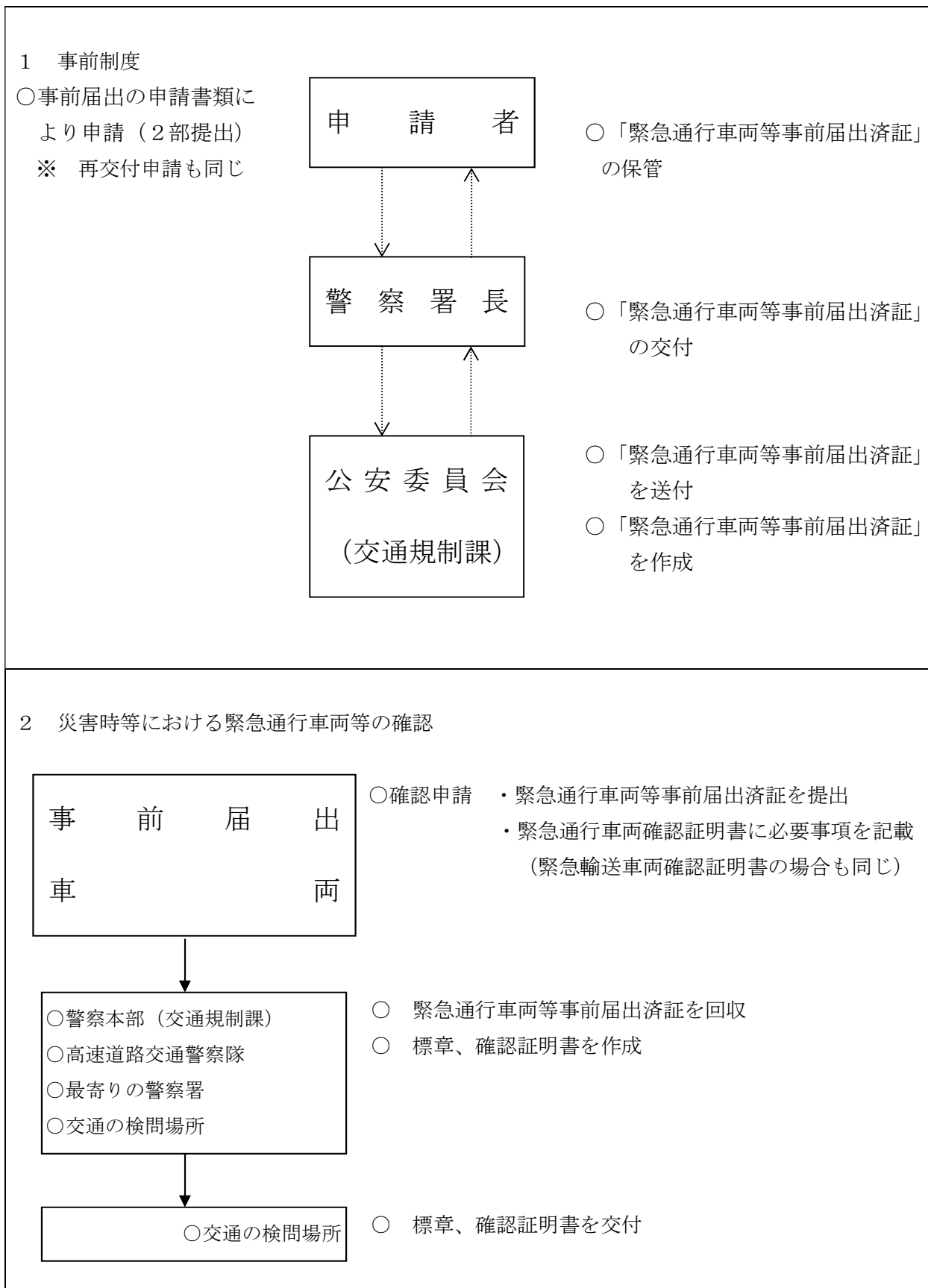
救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
		保健師、助産師、看護師、准看護師 16,100 円以内 土木技術、建築技術者 15,500 円以内 大工 23,900 円以内 左官 25,600 円以内 とび職 25,600 円以内 救急救命士 14,400 円以内		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は令和 5 年 4 月現在

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和 5 年度修正版）

参考3 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート



上富田町地域防災計画

(令和6年度修正)

上富田町防災会議